

〈案件ごとの目次〉

不当事項

省庁・団体名	＜件 名＞	ページ
内閣府（内閣府本府）		
	委託事業の委託先となっている会社において、虚偽の業務日誌を作成して実際には委託事業の業務に全く従事していない者を従事したこととするなどして人件費が算定されていたため、委託費の支払額が過大	 (247ページ参照)
	子どものための教育・保育給付交付金の交付対象事業費の精算が過大	 47
	デジタル田園都市国家構想推進交付金（デジタル実装タイプTYPE1）等により実施した事業の交付対象事業費の一部が対象外	 50
	地域就職氷河期世代支援加速化交付金により実施した事業の交付対象事業費が対象外	 52
	デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生拠点整備タイプ）の交付が過大	 53
	子ども・子育て支援交付金（放課後児童健全育成事業に係る分）の交付が過大	 54
	沖縄振興特別推進交付金の交付が過大	 56
	沖縄観光防災力強化支援事業費補助金により取得した実施設計書等の成果品が全く使用されておらず、補助の目的不達成	 57
内閣府（消費者庁）		
	地方消費者行政強化交付金により実施した事業の交付対象経費の精算が過大	 58
内閣府（こども家庭庁）		
	委託事業の委託先となっている会社において、虚偽の業務日誌を作成して実際には委託事業の業務に全く従事していない者を従事したこととするなどして人件費が算定されていたため、委託費の支払額が過大	 (247ページ参照)
	子どものための教育・保育給付交付金の経理が不当	 59

省庁・団体名	＜件 名＞	ページ
総務省		
	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の交付対象事業費の一部が対象外など	61
	利用者向けデジタル活用支援推進事業の補助対象事業費の精算が過大	64
	特別交付税の交付が過大	65
	震災復興特別交付税の交付が過大	68
外務省		
	職員の不正行為	70
財務省		
	租税の徴収額に過不足	71
文部科学省		
	委託事業の委託先となっている会社において、虚偽の業務日誌を作成して実際の従事時間よりも多くの時間に従事したこととして人件費が算定されていたため、委託費の支払額が過大	(247ページ参照)
	認定こども園施設整備交付金の交付が過大	78
	義務教育費国庫負担金の交付が過大	80
	私立学校施設整備費補助金（教育装置、I C T活用推進事業及び防災機能等強化緊急特別推進事業）の交付が過大	83
	私立学校情報機器整備費補助金（遠隔授業活用推進事業）の事業が補助の対象外	86
	学校施設環境改善交付金の交付が過大	87

省庁・団体名	＜件 名＞	ページ
厚生労働省		
	労働保険の保険料の徴収額に過不足	89
	健康保険及び厚生年金保険の保険料等の徴収額が不足	92
	委託事業の委託先となっている会社において、虚偽の業務日誌を作成して実際には委託事業の業務に全く従事していない者を従事したこととするなどして人件費が算定されていたため、委託費の支払額が過大	(247ページ参照)
	雇用保険の人材開発支援助成金の支給が不適正	94
	雇用保険の特定求職者雇用開発助成金の支給が不適正	96
	雇用保険のキャリアアップ助成金の支給が不適正	99
	雇用保険の失業等給付金の支給が不適正	101
	求職者支援制度における認定職業訓練実施奨励金の支給が不適正	103
	厚生年金保険の老齢厚生年金の支給が不適正	106
	医療費に係る国の負担が不当	108
	インフルエンザ流行期における発熱外来診療体制確保支援補助金（インフルエンザ流行期に備えた発熱患者の外来診療・検査体制確保事業及びインフルエンザ流行期に備えた発熱患者の外来診療・検査体制確保事業実施医療機関支援事業）の交付が過大	113
	新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）（新型コロナウイルス感染症対策事業及び新型コロナウイルス感染症重点医療機関体制整備事業に係る分）の交付が過大	117
	新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）（新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関設備整備事業に係る分）の交付が過大	120
	新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）（新型コロナウイルス感染症重点医療機関等設備整備事業に係る分）の交付が過大	122

省庁・団体名	＜件 名＞	ページ
厚生労働省		
	医療介護提供体制改革推進交付金により造成した基金を活用して実施した事業（医療事業に係る分）において基金の使用が過大	124
	国民健康保険の財政調整交付金の交付が過大	128
	生活基盤施設耐震化等交付金で実施した工事の設計が不適切	132
	保育対策総合支援事業費補助金（保育補助者雇上強化事業に係る分）の交付が過大	134
	保育所等整備交付金の交付が過大	136
	生活困窮者就労準備支援事業費等補助金（介護技能評価試験等実施事業分）の交付が過大	137
	生活扶助費等負担金等の交付が過大	139
	障害者自立支援給付費国庫負担金の交付が過大	141
	精神障害者措置入院費負担金の交付が過大	143
	障害者医療費国庫負担金の交付が過大	145
	介護給付費負担金の交付が過大	146
	介護保険の財政調整交付金の交付が過大	148
	介護給付費に係る国の負担が不当	151
	自立支援給付の訓練等給付費に係る国の負担が不当	156
農林水産省		
	国際機関等への派遣職員に支給した給与の額が過大	158

省庁・団体名	＜件 名＞	ページ
農林水産省		
	委託事業の委託先及び国庫補助事業の補助事業者となっている会社において、虚偽の業務日誌を作成して実際には委託事業等の業務に全く従事していない者を従事したこととするなどして人件費が算定されていたため、委託費の支払額及び国庫補助金の交付が過大	 (247ページ参照)
	農業次世代人材投資資金の交付を受けた者が要就農継続期間にわたり就農を継続していなかったなどしていて補助の対象外	 160
	6次産業化市場規模拡大対策整備交付金事業の交付対象事業費の一部が対象外など	 162
	強い農業・担い手づくり総合支援交付金事業の交付対象事業費の一部が対象外	 163
	虚偽の業務日誌を作成して実際には補助事業の業務に全く従事していない者を従事したこととするなどして人件費が算定されていたため、国庫補助金の交付が過大	 164 (関連247ページ)
	水利施設等保全高度化事業の補助対象事業費の精算が過大	 165
	護床工の設計が不適切	 166
	洪水吐の設計が不適切	 168
	水路工の施工が不適切	 170
	チーズ加工施設の施工が不適切	 172
	ため池廃止工事の計画が不適切	 174
	施設整備事業の実施に当たり、補助金の算定が不適切	 176
	福島県産水産物消費拡大事業を不実施	 178
	6次産業化市場規模拡大対策整備交付金事業の一部を不実施	 179

省庁・団体名	＜件 名＞	ページ
--------	-------	-----

経済産業省

委託事業の委託先及び国庫補助事業の補助事業者となっている会社において、虚偽の業務日誌を作成して実際には委託事業等の業務に全く従事していない者を従事したこととするなどして人件費が算定されていたため、委託費の支払額及び国庫補助金の交付が過大 …… (247ページ参照)

虚偽の業務日誌を作成して実際には補助事業の業務に全く従事していない者を従事したこととするなどして人件費が算定されていたため、国庫補助金の交付が過大 …… 180
(関連247ページ)

災害時に備えた社会的重要インフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業費補助金により石油製品タンク等を設置する事業の実施に当たり、石油製品タンクが非常用発電機に接続されておらず、補助の対象外 …… 181

需要家側エネルギーリソースを活用したバーチャルパワープラント構築実証事業費補助金の補助対象事業費の一部が対象外 …… 183

省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業費補助金により設置した設備に係る配管の施工が不適切 …… 185

国土交通省

欠損部補修工の実施に当たり、工事の実態を踏まえた単価を用いるなどして契約変更を行っていなかったため、工事費が過大 …… 188

国が管理しているトンネル等の使用を許可する場合の使用料が低額 …… 190

擁壁の設計が不適切 …… 192

橋りょうの横変位拘束構造の設計が不適切 …… 198

橋りょうの橋座部の設計が不適切 …… 202

ボックスカルバートの設計が不適切 …… 205

落石対策工の設計が不適切 …… 208

側壁護岸の設計が不適切 …… 210

省庁・団体名	＜件 名＞	ページ
国土交通省		
	災害公営住宅の家賃の低廉化に係る事業費の算定が不適切	…… 214
	トイレ施設、ガス管等の移設に係る補償費の算定が不適切	…… 216
	訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金の交付が過大	…… 218
	補助事業により取得した財産の処分に係る手続が不適正	…… 220
	虚偽の業務日誌を作成して実際には補助事業の業務に全く従事していない者を従事したこととするなどして人件費が算定されていたため、国庫補助金の交付が過大	…… 221 (関連247ページ)
	擁壁の施工が不適切	…… 222
	国立研究開発法人建築研究所施設整備費補助金による工事費用の一部が対象外	…… 226
	港湾改修工事に係る補助対象事業費の一部が対象外	…… 227
	落石防護柵の計画が不適切	…… 229
	非常用発電機に係る費用の積算が過大	…… 232
環境省		
	委託事業の委託先となっている会社において、虚偽の業務日誌を作成して実際には委託事業の業務に全く従事していない者を従事したこととするなどして人件費が算定されていたため、委託費の支払額が過大	…… (247ページ参照)
	除去土壌再生利用技術等実証事業の契約額が割高	…… 234
	二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）により整備した太陽光発電設備の設計が不適切	…… 235
	公共補償の実施に伴う国の負担額が過大	…… 238

省庁・団体名	＜件 名＞	ページ
防衛省		
	潜水訓練の実績の管理体制が適切でなく、潜水手当の支給が事実と異なる特殊勤務実績簿等に基づいて行われていて過大	 240
	航空自衛隊クラウドシステム（後方支援サービス）システム維持契約において、履行内容の追加に伴う変更契約に係る予定価格の算定に当たり、コスト変動調整率の適用を誤ったため、契約額が割高	 244
	職員の不正行為	 246
内閣府（内閣府本府、こども家庭庁）、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省		
	国の委託事業の委託先及び国庫補助事業の補助事業者となっている会社において、虚偽の業務日誌を作成して実際には委託事業等の業務に全く従事していない者を従事したこととするなどして人件費が算定されていたため、委託費の支払額及び国庫補助金の交付が過大	 247
日本私立学校振興・共済事業団		
	私立大学等経常費補助金の経理が不当	 253
国立研究開発法人物質・材料研究機構		
	職員の不正行為	 255
国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構		
	動的核偏極装置の管理が適切に行われておらず、一度も使用されな いままとなっていて、所期の目的不達成	 256
国立研究開発法人建築研究所		
	実験棟の電気設備等の改修工事について、虚偽の検査調書に基づき 契約代金を支払っており、会計規程等に違反	 258
独立行政法人海技教育機構		
	職員の不正行為	 260

省庁・団体名	＜件 名＞	ページ
独立行政法人国際協力機構		
	タブレット端末の調達数量が過大	…… 261
独立行政法人労働者健康安全機構		
	総合患者サポートセンターを設置するために必要な工事に係る契約事務が不適正	…… 263
独立行政法人国立病院機構		
	職員の不正行為	…… 265
独立行政法人中小企業基盤整備機構		
	ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金の交付が過大など	…… 266
	中小企業等事業再構築促進補助金の交付が過大など	…… 269

2 検査の結果

(2) 不当事項
(目次は3ページ)

子どものための教育・保育給付交付金の交付対象事業費の精算が過大

5件 不当金額 32,926,413円

子どものための教育・保育給付交付金（以下「交付金」という。）は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）等に基づき、小学校就学前の子どもの保護者が教育・保育給付の認定を受けた場合の当該子ども（以下「給付認定子ども」という。）に対して社会福祉法人等が設置する保育所や認定こども園等（以下、これらを合わせて「民間保育所等」という。）が教育又は保育を実施する際に、市町村（特別区を含む。以下同じ。）が当該民間保育所等に対して支弁する施設型給付費等の支給等に要する費用の一部について国が交付するものである。

交付金の交付額は、「子どものための教育・保育給付交付金の交付について」（平成30年府子本第333号）等に基づき、次のとおり算定することとなっている。

$$\begin{array}{l} \boxed{\text{交付金の交付額}} = \boxed{\text{交付対象事業費}} \times \boxed{\text{国庫負担率}^{(注1)}} \\ \boxed{\text{交付対象事業費}} = \boxed{\text{費用の額}} - \boxed{\text{利用者負担額}} \end{array}$$

(注1) 国庫負担率 後述の2号認定子どもなどについては1/2、後述の3号認定子どもについては平成30年度52.875/100、令和元年度55.2/100、2年度56.835/100、3年度57.72/100、4年度58.16/100

上記の費用の額は、次のとおり、基本分単価や各種加算の額等に、各月の初日の給付認定子ども数を乗ずるなどして算出した年間の合計額によることとなっている。

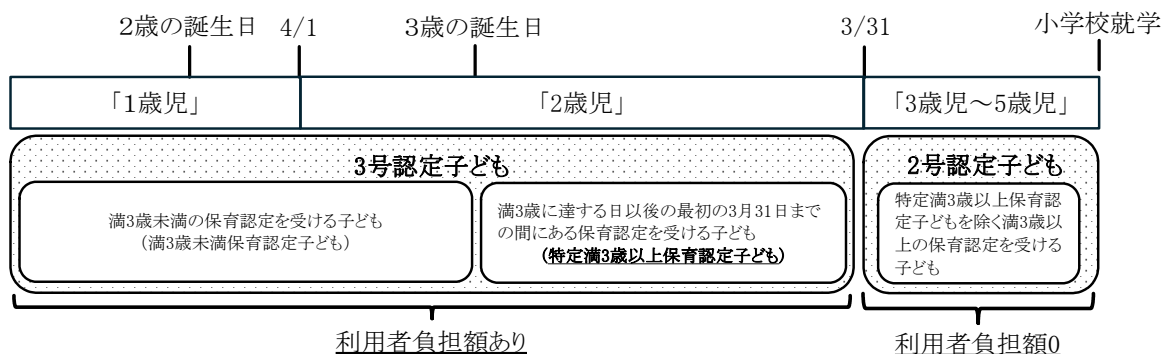
$$\begin{array}{l} \boxed{\text{費用の額}} = \boxed{\text{子ども1人当たりの月額単価}} \times \boxed{\text{各月の初日の給付認定子ども数}} \times \boxed{12\text{月}} \\ \boxed{\text{子ども1人当たりの月額単価}} = \boxed{\text{基本分単価}^{(注2)}} + \boxed{\text{各種加算の額等}} \end{array}$$

(注2) 基本分単価 民間保育所等の所在地域、利用定員、給付認定子どもの年齢等の別に1人当たり月額で定められている単価

そして、各種加算には、民間保育所等において求められる給付認定子どもの年齢等別の職員に係る配置基準等以外に満60歳以上の高齢者等を非常勤職員として雇用して、所定の雇用時間以上が見込まれるなどの場合に計上する高齢者等活躍促進加算、建物の整備・改修に当たって施設整備費又は改修費等の国庫補助金を受けていないなどの施設等に該当する場合に計上する減価償却費加算、主任保育士を保育計画の立案等に専任することができるよう代替保育士を配置しているなどの要件に該当する場合に計上する主任保育士専任加算等がある。

給付認定子どものうち、満3歳未満の保育認定を受ける子ども（満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある保育認定を受ける子ども（以下「特定満3歳以上保育認定子ども」という。）を含む。以下「3号認定子ども」という。）の利用者負担額は、法等に基づき、3号認定子どもに係る保護者（その者及びその者と同一の世帯に属する者が市町村民税世帯非課税者である場合を除く。）の前年度分又は当年度分の市町村民税額等に応じて、階層別及び年齢区分別に子ども1人当たり月額で定められている上限額と内閣総理大臣が定める基準により年齢区分等別に月ごとに算定した子ども1人当たりの額のいずれか低い額により算出した額の年間の合計額によることとなっている。一方、法等によれば、特定満3歳以上保育認定子どもを除く満3歳以上の保育認定を受ける子ども（以下「2号認定子ども」という。）の利用者負担額は、0とすることとされている（図参照）。

図 保育認定を受ける子どもの利用者負担額



(注) 「1歳児」「2歳児」及び「3歳児～5歳児」とは、年度の初日の前日における満年齢によるものである。

また、市町村は、交付金に係る事業実績報告書を都道府県に提出し、都道府県は、その内容を審査することとなっている。

本院が、5都府県の5事業主体において会計実地検査を行ったところ、次のアからウまでの事態が見受けられた。

ア 3県の3事業主体において、所定の要件を満たしていなかったのに、誤って高齢者等活躍促進加算、減価償却費加算、主任保育士専任加算等を計上するなどしていたことから費用の額を過大に算定していた。

イ 東京都の1事業主体において、費用の額に誤って利用者負担額を加えるなどしていたことから費用の額を過大に算定するなどしていた。

ウ 大阪府の1事業主体において、特定満3歳以上保育認定子どもに係る分の利用者負担額を計上していなかったことなどから利用者負担額を過小に算定するなどしていた。

これらのため、交付対象事業費が過大に精算されていて、これに係る交付金相当額計32,926,413円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、交付対象事業費の算定に当たり、3事業主体において費用の額の算定の際に加算の要件を満たしているかの確認が十分でなかったこと、1事業主体において費用の額及び利用者負担額の算定の際に確認が十分でなかったこと、1事業主体において申請書類の確認及び認定区分についての理解が十分でなかったこと、5都府県において事業実績報告書の審査が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

大阪府大阪狭山市は、令和4年度の2号認定子どもに係る分の交付対象事業費を756,506,770円、3号認定子どもに係る分の交付対象事業費を678,953,260円と算定するなどしていた。

しかし、同市は、交付対象事業費の算定に当たり、特定満3歳以上保育認定子どもの認定区分については3号認定子どもの区分とすべきであるのに、2号認定子どもの区分としていたことから、①2号認定子どもに係る費用の額を過大に計上し、②それと同額の3号認定子どもに係る費用の額を過小に計上するとともに、③2号認定子どもに係る分の利用者負担額は0であるとして計上していなかった。これらのことなどから、同市は、費用の額を過大又は過小に算定し、利用者負担額を過小に算定するなどしていた。

このため、交付対象事業費53,444,963円が過大に精算されていて、①及び②に係る国庫負担率の差による交付金相当額の過小を考慮しても、交付金相当額16,743,935円が過大となっていた。

以上を部局等別に示すと次のとおりである。

部 局 等	交付金事業者 (事業主体)	交付金事業	年 度	事 業 費 千円	左に対す る交付金 交付額 千円	不 当 費 千円	と認 めら れる 事業 費 千円	不 当 金 千円	と認 めら れる 交付 金 千円	摘 要
栃 木 県	小 山 市	子どものた めの教育・ 保育給付交 付金	平成30～ 令和4	16,222,321	8,640,897	5,573		2,861		減価却費 加算等誤 って計上 したもの など
東 京 都	青 梅 市	同	3	3,802,386	2,061,053	14,843		8,621		費用の額 誤って利 用者負担 額を加え たものな ど
神奈川県	藤 沢 市	同	2、4	16,410,680	8,933,123	5,011		2,662		高齢者等 活躍促進 加算を誤 って計上 したもの
大 阪 府	大阪狭山市	同	4	1,696,032	903,419	53,444		16,743		特定満3歳 以上保育 認定子の 利用者負 担額を計 上しなかつ たものな ど
佐 賀 県	佐 賀 市	同	3、4	16,277,605	8,791,569	3,835		2,036		主任保育士 専任加算 等を誤っ て計上し たもの
計				54,409,027	29,330,062	82,709		32,926		

デジタル田園都市国家構想推進交付金（デジタル実装タイプTYPE1）等により実施した事業の交付対象事業費の一部が対象外

4件 不当金額 29,350,316円

デジタル田園都市国家構想推進交付金及びデジタル田園都市国家構想交付金（以下、これらを合わせて「交付金」という。）は、地方からデジタルの実装を進めることなどで、新たな変革の波を起こし、地方と都市の差を縮めていくことなどを目的として、「デジタル田園都市国家構想推進交付金制度要綱」（令和4年府地創第63号）、「デジタル田園都市国家構想交付金制度要綱」（令和5年府地創第414号等。以下、これらを合わせて「制度要綱」という。）等に基づき、地方公共団体が作成したデジタル田園都市国家構想推進交付金実施計画、デジタル実装タイプ実施計画（以下、これらを合わせて「実施計画」という。）等に基づく事業の実施に要する費用に充てるために、国が地方公共団体に対して交付するものである。

制度要綱等によれば、交付対象事業は、デジタルを活用した地域の課題解決や魅力向上に向けて、他の地域等で既に確立されている優良モデル・サービスを活用した実装の取組を行う事業（以下「デジタル実装タイプTYPE1」という。）等とされており、交付金の補助率は2分の1等とされている。

「令和3年度補正予算デジタル田園都市国家構想推進交付金（デジタル実装タイプTYPE1）の取扱いについて」（令和4年内閣府地方創生推進室・デジタル庁事務連絡別添）等によれば、デジタル実装タイプTYPE1における交付対象事業費は、地域の個性を活かしたサービスを地域・暮らしに実装する事業の立ち上げに要する経費とされており、サービス利用者のシステムの操作を補助するための支援員の人件費や委託費も対象経費として認められるとされている。また、サービスの実装について、内閣府本府は、交付対象事業に係る事業実施年度中にシステムを導入するなどして、デジタルを活用したサービスを提供するものであるとしている。そして、交付決定日より前に、地方公共団体と事業者等との間で契約を締結することはできないこととされている。さらに、地方公共団体は、交付対象事業に係る事業実施年度末までの期間及び事業実施年度後の2か年の期間（以下、これらを合わせて「実施計画期間」という。）について実施計画を作成することとされており、実施計画期間を超えた期間に係る費用は、交付金の交付の対象とならないこととされている。

そして、事業主体が都道府県である場合、内閣府本府は都道府県から実績報告書等の提出を受け、また、事業主体が市町村（特別区を含む。以下同じ。）である場合、都道府県は市町村から実績報告書等の提出を受け、それぞれ交付金の額の確定に当たってその内容を審査することとなっている。

本院が、19道県及び254市町村において会計実地検査を行ったところ、1県、3市、計4事業主体において、サービス利用者のシステムの操作を補助するためのものではない費用、交付対象事業に係る事業実施年度中に導入されていないシステムの運用に要する費用、交付決定日より前に締結した委託契約に係る費用、又は実施計画期間を超えた期間に係る費用を交付対象事業費に含めていた。これらのため、交付金相当額計29,350,316円が過大に交付されていて不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、3事業主体において交付金の制度に対する理解が十分でなかったこと、1事業主体において交付金事業の適正な実施に対する認識が欠けていたこと、内閣府本府及び3県において交付金の額の確定時の審査が十分でなかったことなどによると認められる。

(注1) 3事業主体 宮城県、小郡、熊本両市

(注2) 1事業主体 秦野市

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

福岡県小郡市は、令和5年度から7年度までを実施計画期間として、「書かない窓口」を実現するためのシステムを構築し、同システムの操作を補助するための窓口業務のアウトソーシングを行うことで住民サービスの向上、滞在時間の短縮等を図ることを目的とする「異動受付支援事業」に係る実施計画を作成している。そして、同市は、5年度に、当該実施計画に基づくシステムの構築、窓口業務のアウトソーシング等を事業費61,510,

623円（交付対象事業費同額）で実施したとして福岡県に実績報告書等を提出し、同県による審査を経て、交付金の額の確定を受け、これにより交付金30,755,311円の交付を受けていた。

しかし、同市は、窓口業務のアウトソーシングに係る委託契約において、同システムの運用が開始される前である5年8月から6年2月までの間、従前は職員が担当していた来庁者対応等の窓口業務を実施させるなどしていた。このため、事業費のうち当該業務に係る費用21,904,477円は、同システムの操作を補助するためのものではない費用であった。

したがって、上記の21,904,477円を除いて適正な交付対象事業費を算定すると、39,606,146円となり、これに係る交付金相当額は19,803,073円となることから、交付金交付額30,755,311円との差額10,952,238円が過大に交付されていた。

以上を部局等別に示すと次のとおりである。

部 局 等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年度	事業費 千円	左に対する 国庫補助金 等交付額 千円	不当と認 める事業 費 千円	不当と認 める国庫 補助金等 相当額 千円	摘 要
内閣府本府	宮 城 県	デジタル田園都市国家構想推進交付金	4	11,222	5,611	5,045	2,522	実施計画期間を超えた期間に係る費用を交付対象事業費に含めていたもの
神奈川県	秦 野 市	同	4	41,745	20,872	10,376	5,188	交付決定日より前に締結した委託契約に係る費用を交付対象事業費に含めていたもの
福岡県	小 郡 市	デジタル田園都市国家構想交付金	5	61,510	30,755	21,904	10,952	サービス利用者のシステムの操作を補助するためのものではない費用を交付対象事業費に含めていたもの
熊本県	熊 本 市	デジタル田園都市国家構想推進交付金	4	36,831	18,415	21,374	10,687	交付対象事業に係る事業実施年度中に導入されていないシステムの運用に要する費用を交付対象事業費に含めていたものなど
計				151,309	75,654	58,700	29,350	

地域就職氷河期世代支援加速化交付金により実施した事業の交付対象事業費が対象外

1件 不当金額 2,340,000円

地域就職氷河期世代支援加速化交付金（以下「交付金」という。）は、先進的・積極的に就職氷河期世代への支援に取り組む地方公共団体等を支援することなどを目的として、「地域就職氷河期世代支援加速化事業実施要綱」（令和2年府政経運第43号）等に基づき、就職氷河期世代に特化した相談支援等を行う地域就職氷河期世代支援加速化事業（以下「交付対象事業」という。）の実施に要する費用（以下「交付対象事業費」という。）の一部を国が都道府県等に対して交付するものである。

地域就職氷河期世代支援加速化交付金交付要綱（令和2年府政経運第44号）によれば、都道府県等は交付金の交付決定通知を受ける前（以下「交付決定前」という。）に交付対象事業に着手する必要がある場合には、あらかじめ内閣総理大臣に対して地域就職氷河期世代支援加速化交付金交付決定前着手申請書等（以下「交付決定前着手申請書等」という。）を提出し、その承認を受けて着手することができることとされている。また、「地域就職氷河期世代支援加速化交付金に関するQ&A（第6版）」（令和2年地域就職氷河期世代支援加速化事業推進室事務連絡）等によれば、交付決定前の事業着手に関して、委託事業者との契約については事業着手に当たるとされている。

本院が、17都道府県及び19市区において会計実地検査を行ったところ、1市において、次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

部 局 等	交付金事業者 (事業主体)	交付金事業	年 度	交 付 対 象 事 業 費	左に對する 交付金額	不当と認 める交付 対象事業 費	不当と認 める交付 金相当額
				千円	千円	千円	千円
内閣府本府	堺 市	地域就職氷河期世代支援加速化交付金	3、4	3,120	2,340	3,120	2,340

堺市は、令和3年度及び4年度に、職業的な自立に向けた就労支援を目的とする「堺市ユースサポートセンター（堺サポステ）事業」を実施するとして、交付申請書を3年度分は3年3月23日に、4年度分は4年3月18日にそれぞれ内閣府本府に提出し、同府の審査を経て、これらにより3年4月1日及び4年4月1日にそれぞれ同府から交付金の交付決定を受けていた。そして、同市は、就職氷河期世代の相談支援に係る経費として3年度1,560,000円（交付対象事業費同額）、4年度1,560,000円（交付対象事業費同額）をそれぞれ要したとして同府に実績報告書を提出し、同府の審査を経て、交付金の額の確定を受け、これにより計2,340,000円の交付金の交付を受けていた。

しかし、同市は、交付決定日である3年4月1日及び4年4月1日より前の2年3月24日に委託契約を締結して交付対象事業に着手していた。そして、当該契約は、2年4月1日から5年3月31日までの3か年を履行期間とした契約となっていて、その事業費のうち、3、4両年度における就職氷河期世代の相談支援に係る経費を3、4両年度の交付対象事業費として計上していた。また、同市は、同府に対して交付金の交付決定前着手申請書等を提出しておらず、その承認を受けていなかった。

したがって、3、4両年度におけるそれぞれの交付対象事業費1,560,000円の計3,120,000円は全額が交付金の交付の対象とは認められず、これに係る交付金計2,340,000円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同市において交付金事業の適正な実施に対する認識が欠けていたこと、同府において交付金の交付申請時等の審査が十分でなかったことなどによると認められる。

デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生拠点整備タイプ）の交付が過大

部 局 等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年 度	事 業 費 千円	1 件 不当金額	8, 0 0 7, 0 0 0 円	
					左に対する 国庫補助金 等交付額 千円	不当と認め る事業費 千円	不当と認め る国庫補助 金等相当額 千円
高 知 県	宿 毛 市	デジタル田園都市国家構想交付金	4	253, 396	64, 060	16, 015	8, 007

この交付金は、地域再生法（平成17年法律第24号）、デジタル田園都市国家構想交付金制度要綱（令和5年府地創第414号等。以下「制度要綱」という。）、デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生拠点整備タイプ）交付要綱（平成29年府地事第89号等）等に基づき、市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略等に定められた地域再生計画に基づく事業並びにそれと一体となって整備される施設（以下「整備対象施設」という。）の新築、増築及び改築等の実施に要する費用に充てるために、国が地方公共団体に対して交付するものである。

制度要綱等によれば、交付対象事業は、地方公共団体が制度要綱等に基づき作成する施設整備計画に記載された施設整備事業及び整備対象施設と一体となってその効果を一層高めるために必要な事業又は事務（以下「効果促進事業」という。）等とされており、交付金の補助率は2分の1等とされている。効果促進事業については、外構工事、既存施設の除去・解体のほかWi-Fi工事、デジタルサイネージ等の「デジタル設備」の設置等を想定しており、交付対象事業費の2割以内（効果促進事業の対象設備であるデジタル設備の設置のためとしてデジタル技術の活用に要する経費を含む場合には、交付対象事業費の3割以内）で行われるものであるとされている。また、他の国庫補助金等の交付対象となる可能性のある施設整備等については、他の国庫補助金等を優先して活用することとされている。

そして、都道府県は、市町村（特別区を含む。）から実績報告書等の提出を受け、交付金の額の確定に当たってその内容を審査することとなっている。

宿毛市は、令和4年度に、施設整備計画に基づき、道の駅を市内外から誘客できる観光・交流拠点とすることを目指してリニューアルを行うために、トイレ棟及び管理棟を新築する施設整備事業並びにそれらの外構工事等を行う効果促進事業から成る「道の駅すくもサニーサイドパーク再生事業」（以下「道の駅再生事業」という。）を事業費253, 396, 000円（交付対象事業費128, 121, 000円）で実施していた。

同市は、道の駅再生事業において、整備対象施設にデジタルサイネージを設置することとして、デジタル技術の活用に要する経費を含むとする施設整備計画を内閣府本府に提出して交付決定を受けていた。そして、同市は、高知県に効果促進事業に係る経費が交付対象事業費の3割になるとして交付対象事業費を算定した実績報告書等を提出し、同県による審査を経て、交付金の額の確定を受け、これにより交付金64, 060, 000円の交付を受けていた。

しかし、同市は、上記デジタルサイネージの設置については、道の駅再生事業ではなく他の国庫補助金等を活用した事業により実施していた。このため、道の駅再生事業の効果促進事業に係る経費にはデジタル技術の活用に要する経費が含まれないこととなり、これに伴い効果促進事業に係る経費は交付対象事業費の2割までとなる。

したがって、効果促進事業に係る経費が交付対象事業費の2割であるとして交付対象事業費を算定すると112, 106, 000円となり、これに係る交付金相当額は56, 053, 000円となることから、交付金交付額64, 060, 000円との差額8, 007, 000円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同市において交付金の制度に対する理解が十分でなかったこと、同県において交付金の額の確定時の審査が十分でなかったことなどによると認められる。

子ども・子育て支援交付金（放課後児童健全育成事業に係る分）の交付が過大

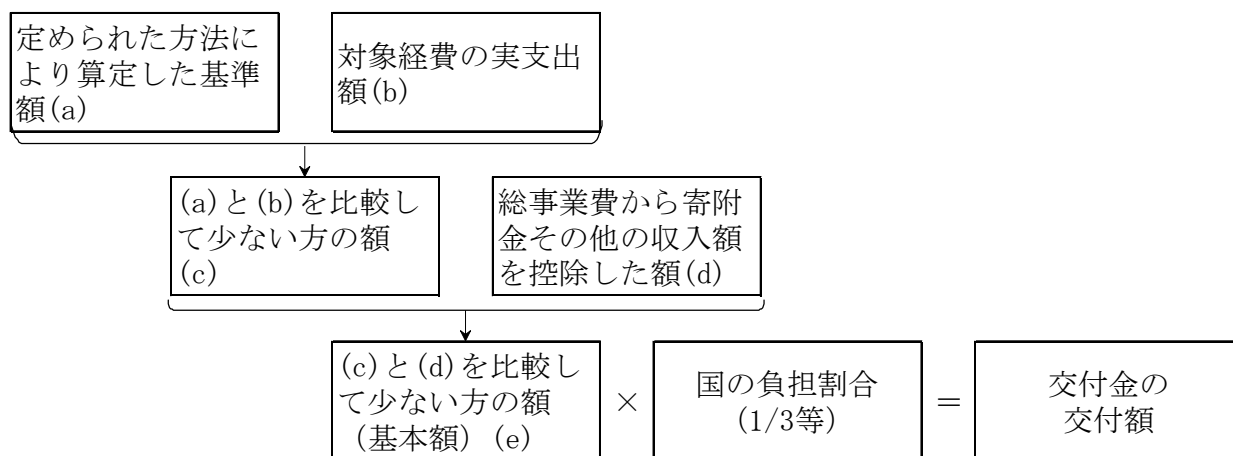
1件 不当金額 1,257,000円

放課後児童健全育成事業は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、「放課後児童健全育成事業」の実施について」（平成27年雇児発0521第8号。以下「実施要綱」という。）等に基づき、市町村（特別区を含む。以下同じ。）及び一部事務組合が実施主体となり、小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいない者に、放課後等に安心して生活できる居場所を確保するとともに、次代を担う児童の健全な育成を支援することを目的とするものである。放課後児童健全育成事業については、実施要綱において事業の種類が複数定められており、そのうち本件事業と同じ名称である放課後児童健全育成事業（以下「健全育成事業」という。）は、放課後児童クラブにおいて児童に適切な遊び及び生活の場を与えるものである。

そして、国は、市町村に対して、子ども・子育て支援交付金（放課後児童健全育成事業に係る分）（以下「交付金」という。）を交付して、放課後児童健全育成事業に要する費用の一部を補助している。

実施要綱等によれば、健全育成事業における支援の提供が同時に1人又は複数の利用者に対して一体的に行われるものを一の支援の単位（以下、この単位を「支援単位」という。）とすることとされている。そして、開所する日数については、原則として年間250日以上開所することとされ、開所する時間については、小学校の授業の休業日（以下「長期休暇等」という。）に行う場合は1日8時間以上とすることなどとされている。

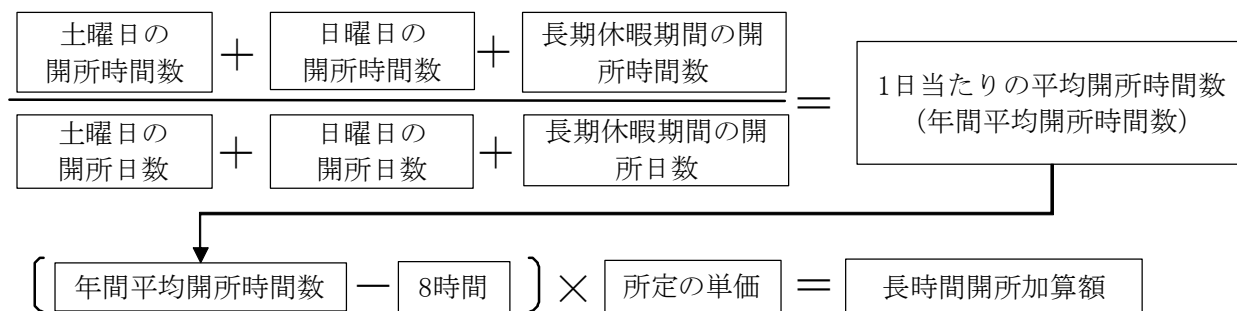
「子ども・子育て支援交付金の交付について」（平成28年府子本第474号内閣総理大臣通知）等によれば、交付金の交付額は、次のとおり算定することとされている。



そして、基準額のうち、健全育成事業に係る基準額は、支援単位ごとに次の額等を合算して算定することとされている。

- ① 支援単位を構成する児童の数により算出される一の支援単位当たりの年額
- ② 年間開所日数により算出される開所日数加算額
- ③ 一定の開所時間を超える時間の年間平均時間数により算出される長時間開所加算額

また、③の長時間開所加算額のうち長期休暇等に係る分については、次のとおり算出することとなっている。



(注) 日曜日に開所していない場合は、日曜日の開所時間数及び開所日数が0となる。

市町村は、交付金に係る事業実績報告書を都道府県に提出し、都道府県は、その内容を審査することとされている。

本院が、東京都の1区において会計実地検査を行ったところ、次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

部局等	交付金事業者 (事業主体)	交付金事業	年度	事業費 千円	左に対する 交付金 千円	不当と認める事業費 千円	不当と認める交付金相当額 千円
東京都	葛飾区	子ども・子育て支援交付金 (放課後児童健全育成)	3	800,665	266,887	3,770	1,257

葛飾区は、令和3年度に、89支援単位において、健全育成事業等を実施したとして、放課後児童健全育成事業に係る基本額を計800,665,775円として東京都に事業実績報告書を提出して、これにより交付金計266,887,000円の交付を受けていた。

しかし、同区は、交付金の交付額の算定に当たり、健全育成事業に係る基準額のうち長期休暇等に係る長時間開所加算額の算定について、実際に開所していた土曜日及び長期休暇期間の開所時間数及び開所日数を基にして1日当たりの平均開所時間数を算出する必要があったのに、89支援単位全てにおいて、土曜日の開所時間数及び開所日数を含めることなく、長期休暇期間の開所時間数及び開所日数のみにより算出するなどしていた。そして、このうち61支援単位においては、土曜日及び長期休暇期間の1日当たりの開所時間数が同じであったため、1日当たりの平均開所時間数の算出に影響がなかった。一方、28支援単位においては、長期休暇期間の1日当たりの開所時間数よりも土曜日の1日当たりの開所時間数が短かったことから1日当たりの平均開所時間数が過大に算出されており、長時間開所加算額が過大に計上されていた。

その結果、3年度の適正な基本額を算定すると計796,895,125円となることから、前記の基本額800,665,775円との差額3,770,650円が過大となっており、これに係る交付金1,257,000円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同区において実施要綱等の理解が十分でなかったこと、東京都において事業実績報告書の審査が十分でなかったことなどによると認められる。

沖縄振興特別推進交付金の交付が過大

					1件 不当金額 1,042,000円			
部 局 等	補助事業者等	間接補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年 度	事 業 費	左に対する 国庫補助金等 交付額	不当と認 める事業 費	不当と認 める国庫 補助金等 相当額
					千円	千円	千円	千円
内閣府本府	沖 縄 県	石 垣 市	沖縄振興 特別推進 交付金	5	97,122	77,698	1,301	1,042

この交付金は、沖縄の実情に即した事業の的確かつ効果的な実施を図ることを目的として、沖縄県が沖縄の振興に資する事業等を自主的に選択して作成した沖縄振興交付金事業計画に基づく事業等の実施に要する経費に充てるために、同県に対して交付するものである。そして、交付金の交付を受けた同県は、沖縄の振興に資する事業等を実施する市町村に対して、これに要する経費の一部を補助している。

石垣市は、令和5年度に、石垣市中央運動公園の利活用促進を図るために、同公園を再整備する事業（以下「運動公園リニューアル事業」という。）を実施している。

同市は、運動公園リニューアル事業の実施に当たり、トレーニング室等に設置するトレーニングマシン等の複数の備品を購入する契約を5年5月に契約額7,623,000円で業者との間で締結していた（以下、この契約を「当初契約」という。）。当初契約の契約書によれば、同市は必要があるときは業者と協議の上、契約の内容を変更することができることとされており、契約金額を増減する必要があるときは、単価により算出し、同市において単価等を不適当と認めるときは同市の相当と認めるところによるなどとされていた。そして、当初契約の契約金額内訳書には備品ごとの購入数量、単価等が記載されていた。

当初契約締結後の5年6月から7月までの間に、同市は、購入する備品を新たに追加するとともに、当初購入予定であった備品の購入を減らすなどの必要が生じたことから、業者と協議を行った。その際、同市は、備品の購入数量の変更のみを伝えたとしているが、業者は、同市から伝えられた備品の購入数量の変更のほか、単価の変更も可能であると誤認して、特段の合理的な理由もないのに、当初契約で購入予定のトレーニング室の備品のうち1備品を除く全ての備品の単価を当初契約における単価よりも高い単価とするなどした契約金額内訳書を提出した。同市は、同内訳書の単価の確認を行わないまま契約金額を9,845,000円とする変更契約を締結して、同額を業者に支払った。そして、同額を含めて運動公園リニューアル事業を事業費97,122,500円（交付対象経費同額）で実施したとする実績報告書を5年9月に同県に提出し、同県による審査を経るなどして、交付金77,698,000円の交付を受けていた。

しかし、当初契約で購入予定の備品については、当初契約における単価を用いることを不適当とする理由はないのであるから、変更契約においても当初契約における単価を用いるなどすべきであった。

したがって、当初契約における単価を用いるなどして運動公園リニューアル事業の適正な交付対象経費を算定すると95,820,699円となり、前記の交付対象経費97,122,500円との差額1,301,801円が過大となっていて、これに係る交付金相当額1,042,000円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同市において変更契約の締結に当たり単価の確認を行う必要があることについての認識が欠けていたこと、同県において実績報告書等の審査及び同市に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

沖縄観光防災力強化支援事業費補助金により取得した実施設計書等の成果品が全く使用されておらず、補助の目的不達成

					1件 不当金額	9,790,000円	
部 局 等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年 度	事 業 費 千円	左に対する国庫補助金等交付額 千円	不当と認められる事業費 千円	不当と認められる国庫補助金等相当額 千円
沖縄総合事務局	沖縄県那覇市	沖縄観光防災力強化支援事業費補助金	2	153,606	139,190	9,790	9,790

この補助金は、沖縄県内において大規模災害が発生した場合に同県内に足止めされる観光客のための食料、水等の備蓄、避難誘導看板の設置等の防災力強化の取組を緊急かつ重点的に支援することにより、安全・安心な観光地の形成を促進し、沖縄の観光振興に資することを目的として、沖縄観光防災力強化支援事業費補助金交付要綱（平成31年府沖振第128号）等に基づき、令和元年度から3年度までの3年間に、当該取組に係る事業や、これを促進するための取組に係る事業を実施するために必要な経費の全部又は一部を市町村等に対して補助するものである。

那覇市は、地域住民、観光客、外国人等が大規模災害時に避難するための避難所を周知できるようにするための避難所標識を整備するために、2年度に、避難所標識の実実施設計書、構造計算書等を作成するなどの計画策定に係る事業を9,790,000円で実施したとする実績報告書を沖縄総合事務局に提出して、同額の国庫補助金の交付を受けていた。

そして、同市は、本件事業の成果品として115基の避難所標識に係る実施設計書等を3年3月に取得していた。

しかし、同市は、4年度も同補助金の制度が継続して実施されると誤認していたことなどから、3年度に予定していた避難所標識の整備を見送っていた。そして、同市は同補助金の制度が3年度で終了したことを理由に、7年4月の会計実地検査時点においても、115基の避難所標識を1基も整備しておらず、本件事業で取得した実施設計書等の成果品は、取得後に全く使用されていなかった。

したがって、上記実施設計書等の成果品は、補助の目的を達しておらず、これに係る国庫補助金交付額9,790,000円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同市において本件事業で取得した成果品を適切に使用することの必要性についての認識が欠けていたこと、沖縄総合事務局において事業主体に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

地方消費者行政強化交付金により実施した事業の交付対象経費の精算が過大

1件 不当金額 13,587,239円

1 交付金の概要

地方消費者行政強化交付金（以下「交付金」という。）は、地方消費者行政強化交付金交付要綱（平成30年消教地第73号。以下「交付要綱」という。）等に基づき、消費者問題解決力の高い地域社会作りなどによる消費者行政推進に向けた地方公共団体の取組等を支援することにより、地域の消費者の安全で安心な消費生活の実現及び地域の活性化に資することを目的として、国が、都道府県等の消費者行政の推進等のために必要な経費を対象として交付するものである。

交付要綱等によれば、上記地方公共団体の取組のうち「地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業」の交付対象経費は、消費生活相談員等の雇入れ等の経常的な経費を除いた事業の実施に必要な経費とされている。

大阪府は、「地域社会における消費者問題解決力強化に関する事業」として、高齢者を見守る家族等を対象とした啓発のために、同府の主要施策等を紹介する広報紙（以下「広報紙」という。）に高齢者がだまされやすい最新の手口の紹介等の啓発記事を掲載する事業（以下「本件事業」という。）を実施している。

同府は、各年度に、広報紙の制作、広告の掲載等の業務に係る委託契約を民間事業者との間で締結している。当該民間事業者は、広告の掲載を希望する者に広告枠の販売を行い、広告の掲載数に応じた額を広告掲載料として同府へ納付することになっている。そして、同府は、広告掲載料について、広報紙の発行に要する費用の一部を賄うために徴するものとしており、同府の各年度の予算書等において、同費用に充てるものとして計上している。

また、同府においては、広報紙に記事の掲載を希望する部署は、広報紙の発行担当部署に対して、記事の掲載に係る予算の所属替えを行うことになっており（以下、所属替えに係る予算額を「予算所属替額」という。）、予算所属替額は、平成24年度の広報紙の発行に要した費用等を基に設定された単価により算出されたものとなっている。

2 検査の結果

本院は、合規性等の観点から、交付対象経費の算定が適切に行われているかなどに着眼して、消費者庁及び同府において、実績報告書等の関係書類を確認するなどして会計実地検査を行った。

検査したところ、次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

同府は、本件事業の担当部署から広報紙の発行担当部署に対して、本件事業の啓発記事の掲載に係る予算の所属替えを行って、令和元年度から6年度までの本件事業に係る交付対象経費が当該予算所属替額の計44,400,000円であったなどとして、各年度の実績報告書を同庁に提出し、同庁による審査を経て、同額で交付金の額の確定を受けていた。

しかし、同府が各年度の本件事業に係る交付対象経費として計上した額は、本件事業の啓発記事が掲載された広報紙の広告掲載料の額を控除したものとなっておらず、また、平成24年度の広報紙の発行に要した費用等を基に設定された単価により算出された予算所属替額であったことから、実際に事業の実施に必要な経費の額となっていなかった。

したがって、本件事業の啓発記事が掲載された広報紙の発行に実際に要した費用の額から、広告掲載料の額を控除した上で、実際の紙面の利用割合を乗じて各年度の適正な交付対象経費を算定すると計30,812,761円となり、前記の交付対象経費44,400,000円との差額13,587,239円が過大に精算されていて、これに係る交付金相当額13,587,239円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同府において交付対象経費についての理解が十分でなかったこと、同庁において交付金の額の確定時の審査が十分でなかったことなどによると認められる。

子どものための教育・保育給付交付金の経理が不当

2件 不当金額 27,420,908円

1 交付金の概要

子どものための教育・保育給付交付金（以下「交付金」という。）は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）等に基づき、小学校就学前の子どもの保護者が教育・保育給付の認定を受けた場合の当該子ども（以下「給付認定子ども」という。）に対して社会福祉法人等が設置する保育所や認定こども園等（以下、これらを合わせて「民間保育所等」という。）が教育又は保育を実施する際に、市町村（特別区を含む。以下同じ。）が当該民間保育所等に対して支弁する施設型給付費等の支給等に要する費用の一部について国が交付するものである。

交付金の交付額は、「子どものための教育・保育給付交付金の交付について」（令和5年こ成保第51号）等に基づき、次のとおり算定することとなっている。

$$\begin{aligned} \text{交付金の交付額} &= \text{交付対象事業費} \times \text{国庫負担率}^{(注1)} \\ \text{交付対象事業費} &= \text{費用の額} - \text{利用者負担額} \end{aligned}$$

(注1) 国庫負担率 令和5年度は1/2又は58.23/100

上記費用の額は、次のとおり、基本分単価や各種加算の額等に、各月の初日の給付認定子ども数を乗ずるなどして算出した年間の合計額によることとなっている。

$$\begin{aligned} \text{費用の額} &= \text{子ども1人当たりの月額単価} \times \text{各月の初日の給付認定子ども数} \times 12 \\ \text{子ども1人当たりの月額単価} &= \text{基本分単価}^{(注2)} + \text{各種加算の額等} \end{aligned}$$

(注2) 基本分単価 民間保育所等の所在地域、利用定員、給付認定子どもの年齢等の別に1人当たり月額で定められている単価

そして、各種加算には、建物の整備・改修に当たって施設整備費又は改修費等の国庫補助金を受けていないなどの施設等に該当する場合に計上する減価償却費加算等がある。

給付認定子どものうち、満3歳未満の保育認定を受ける子ども（満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある保育認定を受ける子どもを含む。以下「3号認定子ども」という。）の利用者負担額は、法等に基づき、3号認定子どもに係る保護者（その者及びその者と同一の世帯に属する者が市町村民税世帯非課税者である場合を除く。）の前年度分又は当年度分の市町村民税額等に応じて、階層別及び年齢区分別に子ども1人当たり月額で定められている上限額と内閣総理大臣が定める基準により年齢区分等別に月ごとに算定した子ども1人当たりの額のいずれか低い額により算出した額の年間の合計額によることとなっている。

また、市町村は、交付金に係る事業実績報告書を都道府県に提出し、都道府県は、その内容を審査することとなっている。

2 検査の結果

本院は、合规性等の観点から、交付対象事業費の算定は適切に行われているかなどに着眼して、22都道府県の106事業主体において、令和5年度に交付された交付金を対象として、事業実績報告書

等の書類により会計実地検査を行った。

検査したところ、次のア及びイのとおり、適切とは認められない事態が見受けられた。

ア 福岡県の1事業主体において、建物の改修に当たり、施設整備費等の国庫補助金の交付を受けていて加算の要件を満たしていなかったのに、誤って減価償却費加算を計上していたことから費用の額を過大に算定していた。

イ 東京都の1事業主体において、3号認定子どもの人数を誤って実際の人数より少なく計上していたことなどから利用者負担額を過小に算定するなどしていた。

これらのため、交付対象事業費が過大に精算されていて、これに係る交付金相当額計27,420,908円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、交付対象事業費の算定に当たり、1事業主体において費用の額の算定の際に加算の要件を満たしているかの確認が十分でなかったこと、1事業主体において利用者負担額の算定の際に確認が十分でなかったこと、2都県において事業実績報告書の審査が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

東京都港区は、令和5年度の3号認定子どもに係る分の交付対象事業費を2,842,265,120円と算定するなどしていた。

しかし、同区は、交付対象事業費の算定に当たり使用していた表計算ソフトに誤った計算式を入力していたため、利用児童数を実際の150人より51人少ない99人としていたことなどから、3号認定子どもに係る利用者負担額を過小に算定するなどしていた。

このため、交付対象事業費46,418,047円が過大に精算されていて、これに係る交付金相当額26,175,524円が過大となっていた。

以上を部局等別に示すと次のとおりである。

部局等	交付金事業者 (事業主体)	交付金事業	年 度	事 業 費 千円	左に対す る交付金 交付額 千円	不当と認 める事業 費 千円	不当と認 める交付 金相当額 千円	摘 要
東 京 都	港 区	子どものた めの教育・ 保育給付交 付金	5	4,384,753	2,426,295	46,418	26,175	利用者負担 額の算定を 誤っていた ものなど
福 岡 県	福 岡 市	同	5	45,870,162	25,191,358	2,312	1,245	減価償却費 加算を誤っ て計上して いたもの
計				50,254,916	27,617,654	48,730	27,420	

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の交付対象事業費の一部が対象外など

14件 不当金額 159,597,252円

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（以下「交付金」という。）は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金制度要綱（令和2年府地創第127号等。以下「制度要綱」という。）等に基づき、コロナ禍における経済対策に掲げる新型コロナウイルスの感染拡大防止策等についての対応として、地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細やかに効果的、効率的に必要な事業を実施できるよう、地方公共団体が作成し、内閣府に提出して確認を受けた新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金実施計画（以下「実施計画」という。）に記載された事業に要する費用のうち地方公共団体が負担する費用に充てるために、国が交付するものである。

（注1） コロナ禍における経済対策 「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（令和2年4月閣議決定）、
「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」（令和2年12月閣議決定）、「コ
ロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和3年11月閣議決定）、「コロナ禍における「原
油価格・物価高騰等総合緊急対策」」（令和4年4月原油価格・物価高騰等に関する関係閣僚会議
決定）等

制度要綱等によれば、交付金の交付対象事業は、制度要綱に掲げる基準に適合する事業であって、実施計画を作成する地方公共団体が新型コロナウイルスの感染拡大の防止及び感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援等を通じた地方創生に資する事業（経済対策に対応した事業）の実施に要する費用の全部又は一部を負担する事業等とすることとされている。また、当該地方公共団体が作成した実施計画に記載された交付金の交付対象事業が複数の府省で所管する国庫補助事業や地方単独事業で構成されている場合は総務省が交付行政庁となることとなっており、実際には、全ての実施計画に地方単独事業が含まれるなどしているため、同省が交付行政庁となっている。

そして、事業主体が都道府県である場合、総務本省は都道府県から実績報告書等の提出を受け、また、事業主体が市町村（特別区を含む。以下同じ。）である場合、都道府県は市町村から実績報告書等の提出を受け、それぞれ交付金の額の確定に当たってその内容を審査することとなっている。

本院が、22都道県及び338市町村において会計実地検査を行ったところ、4県及び10市、計14事業主体において、次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

① 交付対象事業費に対象とならない費用を含めるなどしていたもの

部 局 等	交付金事業 者等 (事業主体)	交付金事業	年 度	交付対象 事業費 千円	左に対す る交付金 交付額 千円	不当と認 める交付 対象事業 費 千円	不当と認 める交付 金相当額 千円
総務本省	福 井 県	新型コロナ ウイルス感 染症対応地 方創生臨時 交付金	5	13,596	13,596	6,703	6,703
同	山 梨 県	同	3	118,396	118,396	5,500	5,500
同	沖 縄 県	同	4、5	520,081	520,081	11,300	11,300
北 海 道	登 別 市	同	2、3	13,966	9,420	6,941	6,941
東 京 都	町 田 市	同	4	57,517	57,517	5,322	5,322
岐 阜 県	関 市	同	4	47,946	47,946	6,118	6,118
愛 知 県	知 多 市	同	4	17,503	15,700	2,198	2,198
福 岡 県	柳 川 市	同	4	102,850	102,850	1,067	1,067
計				891,857	885,507	45,152	45,152

8事業主体は、実施計画に記載した地方単独事業の実施に要する費用等の全部又は一部に交付金を充当しており、交付金事業の交付対象事業費を計891,857,630円であるなどとして、総務本省又は5都道県に実績報告書を提出し、総務本省又は5都道県による審査を経て、交付金の額の確定を受け、総務省から計885,507,647円の交付金の交付を受けていた。

しかし、交付金の交付対象とされたもののうち、実施計画に基づく事業に要する費用に該当しない費用及び実施計画において対象外とするとされている費用は、交付金の交付対象とは認められないことなどから、これらに係る交付金計45,152,654円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、7事業主体^(注2)において交付対象事業費等の確認が十分でなかったこと、1事業主体^(注3)において交付対象事業費等の算定に対する理解が十分でなかったこと、総務本省及び5都道県において交付金の額の確定時の審査が十分でなかったことなどによると認められる。

(注2) 7事業主体 福井、山梨、沖縄各県、登別、町田、関、知多各市

(注3) 1事業主体 柳川市

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例1>

沖縄県は、令和4、5両年度に、同県が制定した補助金交付要綱（以下「県交付要綱」という。）に定める補助事業（以下「県補助事業」という。）を実施した観光事業者等に対する補助金（以下「県補助金」という。）計369,207,000円を含めて沖縄県観光事業者事業継続・経営改善サポート事業を事業費計520,081,737円（交付金充当経費同額）で実施したとして、総務本省に実績報告書を提出し、総務省から交付金の交付を受けていた。

県交付要綱等によれば、県補助事業の実施に要した費用の精算が事業期間外となった場合には当該費用は県補助金の補助の対象とならないこととされている。

しかし、観光事業者等が県補助事業の実施に要した費用には、精算が事業期間外となったため県補助金の補助の対象とならない費用計11,300,000円が含まれていた。

したがって、同県がこれらの観光事業者等に対して交付した県補助金計11,300,000円は交付金の交付対象とは認められず、これに係る交付金同額が過大に交付されていた。

② 交付対象事業費を過大に精算していたもの

部 局 等	交付金事業 者等 (事業主体)	交付金事業	年 度	交付対象 事業費 千円	左に対す る交付金 交付額 千円	不当と認 める交付 対象事業 費 千円	不当と認 める交付 金相当額 千円
総務本省	神奈川県	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	5	159,397	159,397	91,791	91,791
宮 城 県	岩 沼 市	同	5	13,192	7,670	4,070	4,070
神奈川県	相模原市	同	5	55,750	27,875	5,868	5,868
同	鎌 倉 市	同	4	9,748	7,311	4,061	4,061
長 野 県	小 諸 市	同	5	55,039	43,223	1,541	1,541
岡 山 県	岡 山 市	同	5	48,871	48,871	7,111	7,111
計				341,997	294,347	114,444	114,444

6事業主体は、実施計画に記載した地方単独事業の実施に要する費用の全部若しくは一部又は国の補助事業（文部科学省又は厚生労働省が所管する事業）において地方公共団体が一部を負担することとされている費用に交付金を充当しており、交付金事業の交付対象事業費を計341,997,308円であるなどとして、総務本省又は4県に実績報告書を提出し、総務本省又は4県による審査を経て、交付金の額の確定を受け、総務省から計294,347,229円の交付金の交付を受けていた。

しかし、交付対象事業費等について、実際の光熱費の高騰分ではなく、実施計画に記載した見込みの光熱費の高騰分等を実績報告書に計上していたこと、国の補助事業の実績報告書に基づく金額等を交付金の実績報告書に計上すべきところ、それとは異なる金額を過大に計上するなどしていた

ことにより、交付金計114,444,598円が過大に精算されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、3事業主体^(注4)において交付対象事業費等の算定に対する理解が十分でなかったこと、3事業主体^(注5)において交付対象事業費等の確認が十分でなかったこと、総務本省及び4県において交付金の額の確定時の審査が十分でなかったことなどによると認められる。

(注4) 3事業主体 神奈川県、小諸、岡山両市

(注5) 3事業主体 岩沼、相模原、鎌倉各市

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例2>

神奈川県は、令和5年度に、県有施設等においてコロナ禍における原油価格・物価高騰等により光熱費が高騰したため、光熱費の対3年度比の高騰分に交付金を充当することにより適切な維持管理を図ることなどを目的として、県立障害福祉施設入所児者処遇費等11事業を事業費計159,397,000円（交付金充当経費同額）で実施したとして、総務本省に実績報告書を提出し、総務省から交付金の交付を受けていた。

しかし、同県が提出した実績報告書等を確認したところ、11事業の全てについて、実際の光熱費の対3年度比の高騰分ではなく誤って実施計画に記載した見込みの光熱費の高騰分等が計上されており、事業費が過大に計上されていた。そこで、上記の11事業について実際の5年度における光熱費の対3年度比の高騰分に基づきそれぞれの適正な事業費を算定すると計67,605,214円となる。

したがって、前記の事業費159,397,000円との差額91,791,786円（交付金充当経費同額）が過大に精算されていた。

部 局 等	交付金事業 者等 (事業主体)	交付金事業	年 度	交付対象 事業費	左に対す る交付金 交付額	不当と認 める交付 対象事業 費	不当と認 める交付 金相当額
				千円	千円	千円	千円
計				1,233,854	1,179,854	159,597	159,597

利用者向けデジタル活用支援推進事業の補助対象事業費の精算が過大

1件 不当金額 47,147,000円

情報通信利用促進支援事業費補助金（利用者向けデジタル活用支援推進事業）は、情報通信利用促進支援事業費補助金交付要綱（平成20年総情促第28号）等に基づき、情報通信技術を用いた情報の活用（以下「デジタル活用」という。）に係る機会又は必要な能力における格差を是正するために、デジタル活用に関する支援を要する者に対し、デジタル活用による行政手続におけるサービスその他のデジタル活用による国民生活におけるサービスの利用方法に関する助言、相談その他の必要な支援を行う事業（以下「デジタル活用事業」という。）の費用を助成する事業を行う補助事業者に対して、国が交付するものである。そして、補助金の交付を受けた補助事業者は、デジタル活用事業を実施する間接補助事業者（事業主体）に対して、事業の実施に要する経費の全部又は一部を補助している。

本院が15事業主体において会計実地検査を行ったところ、1事業主体において次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

部 局 等	補助事業者	間接補助事業者 (事業主体)	補助事業	年 度	補助対象 事業費 千円	左に對する 国庫補助 金交付 額 千円	不当と認 める補助 対象事業 費 千円	不当と認 める国庫 補助金相 当額 千円
総務本省	デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザリー合同会社	株式会社HONK I	利用者向けデジタル活用支援推進事業	4、5	274,926	237,527	83,757	47,147

株式会社HONK I（以下「会社」という。）は、デジタル活用事業であるスマートフォンを利用したオンライン行政手続等に関する助言・相談等を行う講習会として、令和4年度に36事業を事業費計51,101,834円（補助対象事業費同額、国庫補助金交付額44,958,000円）、5年度に146事業を事業費計223,825,150円（補助対象事業費同額、国庫補助金交付額192,569,000円）、両年度計182事業を事業費合計274,926,984円（補助対象事業費同額、国庫補助金交付額計237,527,000円）で実施していた。

補助事業者が定めて総務大臣の承認を受けた4、5両年度の情報通信利用促進支援事業費補助金交付規程等によれば、補助対象事業費は、人件費、委託費及びその他諸経費とされていて、スマートフォンのレンタル料等をその他諸経費として計上できることとされている。

会社は、4、5両年度の実績報告書において、講習会で使用するスマートフォンをレンタルするなどしたとして、これらに要したとする経費（4年度計13,605,420円、5年度計70,152,200円、合計83,757,620円）をそれぞれ補助対象事業費に計上した実績報告書等を補助事業者に提出し、補助事業者による審査を経て、補助金の額の確定を受け、これにより補助金の交付を受けていた。

しかし、会社は、実際には、4、5両年度に実施した182事業において、既に保有するなどしていたスマートフォンを利用して講習会を実施しており、スマートフォンをレンタルするなどしたとする虚偽の発注書等を作成するなどして、これらを証拠書類として実績報告書に添付していた。

したがって、上記の182事業について、スマートフォンのレンタル等に要したとする経費を控除して適正な補助対象事業費を算定すると計191,169,364円となり、補助対象事業費274,926,984円との差額83,757,620円が過大に精算されていて、これに係る国庫補助金相当額47,147,000円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、会社において補助事業の適正な実施に対する認識が著しく欠けていたこと、補助事業者において実績報告書等の審査及び会社に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

特別交付税の交付が過大

15件 不当金額 259,923,000円

1 特別交付税の概要

総務省は、地方交付税法（昭和25年法律第211号）に基づき、普通交付税の算定方法によっては捕捉されなかった特別の財政需要があるなどの地方団体に特別交付税を交付している。

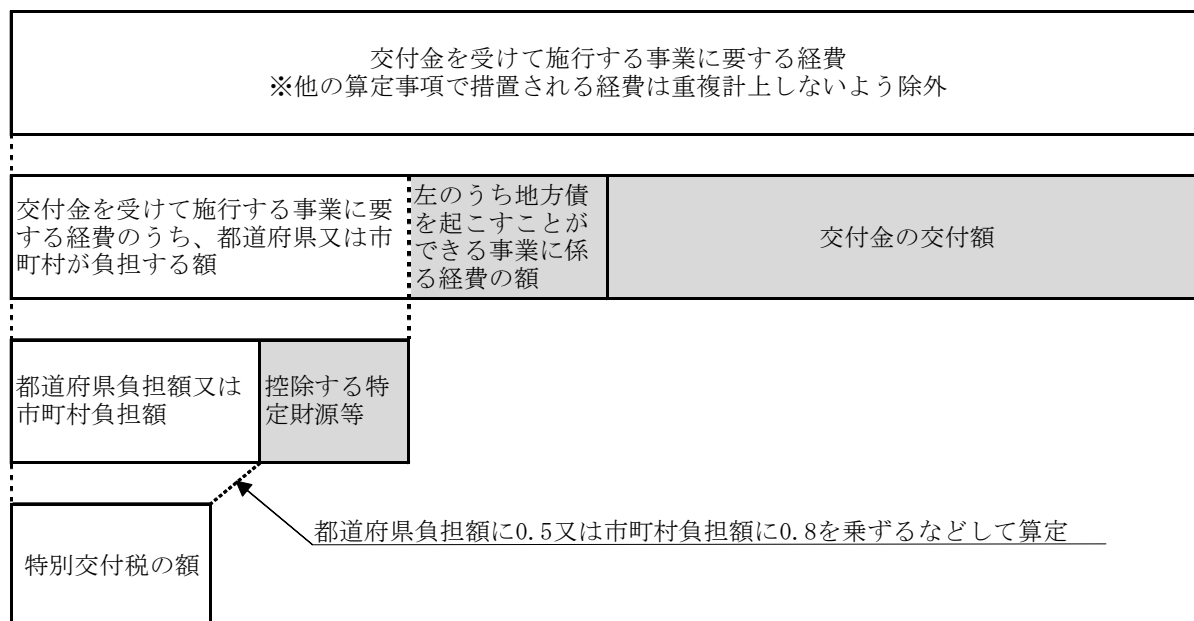
特別交付税の額の算定方法は、特別交付税に関する省令（昭和51年自治省令第35号。以下「省令」という。）において、特別の財政需要として算定の対象となる事項（以下「算定事項」という。）ごとに定められている。算定事項には、空き家対策に要する経費（以下「空き家対策経費」という。）、移住・定住対策に要する経費（以下「移住定住経費」という。）、地方創生の推進に要する経費（以下「地方創生経費」という。）、原油価格高騰対策に要する経費（以下「高騰対策経費」という。）等がある。

地方交付税法等に基づき、都道府県は当該都道府県に該当する算定事項ごとに特別交付税の額の算定に用いる資料等（以下「算定資料」という。）を作成して総務省に提出することとなっている。また、市町村は当該市町村に該当する算定事項ごとに算定資料を作成して都道府県に提出することとなっており、都道府県は管内市町村から提出された算定資料の審査を行って総務省に送付することなどとなっている。そして、同省は、都道府県から提出され、又は送付された算定資料により、各地方団体に交付すべき特別交付税について、額を算定して決定し、交付することとなっている。

省令、算定資料の記載要領等（以下「省令等」という。）によれば、特別交付税の額の算定は都道府県又は市町村が負担する額に基づくことなどとされ、算定の対象となる経費が算定事項ごとに定められている（以下、特別交付税の額の算定の対象となる都道府県又は市町村が負担する額について、都道府県が負担する額を「都道府県負担額」、市町村が負担する額を「市町村負担額」という。）。そして、地方創生経費については、地方創生推進交付金（以下「交付金」という。）を受けて施行する事業に要する経費のうち、交付金の交付額及び地方債を起すことができる事業に係る経費を除いた額から、更に交付金以外の国庫補助金等の特定財源等を控除した額を都道府県負担額又は市町村負担額とすることなどとされている（図参照）。また、移住定住経費については、移住希望者等に対する情報発信等に要する経費から、高騰対策経費については、公共施設等における燃料費の高騰により増加した経費等の原油価格高騰対策に関する取組に要する経費から、それぞれ国庫補助金等の特定財源等を控除した額を都道府県負担額又は市町村負担額とすることなどとされている。

そして、省令等によれば、算定資料の記載に当たり、他の算定事項において特別交付税が措置される経費については、これを重複計上しないよう除外することとされている。

図 特別交付税の額の算定に係る概念図（地方創生経費の例）



2 検査の結果

本院は、合规性等の観点から、特別交付税の額が適正に算定されているかなどに着眼して、総務本省、13道県及び19道県の134市町村において、令和2年度から6年度までの間に交付された特別交付税を対象として、^(注1)算定資料等を確認する^(注2)などして会計実地検査を行った。

検査の結果、1県及び10道県の14市町村において、算定資料の作成に当たり、特定財源として国庫補助金を控除していなかったこと、算定の対象とならない経費を含めていたこと、他の算定事項で算定した経費を重複して含めていたことなどにより、1県及び14市町村に交付された特別交付税計21,350,166,000円のうち計259,923,000円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、^(注3)1県及び10道県の14市町村において省令等の理解、算定資料の確認等が十分でなかったこと、8道県において市町村の算定資料の審査が十分でなかったことなどによると認められる。

(注1) 1県 佐賀県

(注2) 10道県の14市町村 北海道岩見沢、名寄、宮城県気仙沼、富谷、秋田県湯上、静岡県伊豆、愛知県清須、福岡県古賀、熊本県天草各市、北海道茅部郡森、群馬県利根郡みなかみ、滋賀県犬上郡豊郷、高知県吾川郡いの各町、北海道余市郡赤井川村

(注3) 8道県 北海道、宮城、秋田、群馬、静岡、愛知、滋賀、高知各県

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例1>

佐賀県は、令和3年度に、高騰対策経費の算定資料の作成に当たり、都道府県負担額を199,000,000円として、高騰対策経費に係る算定額を含む特別交付税3,458,110,000円の交付を受けていた。

しかし、同県は、3年度の算定資料の作成に当たり、上記の都道府県負担額199,000,000円のうち179,000,000円について、国庫補助金を充当することとしていたのに、誤って特定財源として控除すべき当該国庫補助金を控除していなかったなどのため、高騰対策経費に係る都道府県負担額179,000,000円が過大となっていた。

したがって、適正な都道府県負担額に基づいて特別交付税の額を算定すると、3,368,610,000円となることから、特別交付税89,500,000円が過大に交付されていた。

<事例2>

群馬県利根郡みなかみ町は、令和2年度に、地方創生経費の算定資料の作成に当たり、市町村負担額を18,650,000円として、地方創生経費に係る算定額を含む特別交付税339,592,000円の交付を受けていた。

しかし、同町は、2年度の交付金事業として実施した公共施設整備事業が、地方創生経費の算定の対象とならない地方債を起こすことができる事業であったにもかかわらず、同事業に係る経費を誤って地方創生経費の算定の対象としていたため、地方創生経費に係る市町村負担額17,500,000円が過大となっていた。

したがって、適正な市町村負担額に基づいて特別交付税の額を算定すると、325,592,000円となることから、特別交付税14,000,000円が過大に交付されていた。

以上を道県別・交付先別に示すと、次のとおりである。

道 県 名	交 付 先	算 定 事 項	年 度	特別交付税交付額	過大に交付された特別交付税の額	摘 要
北 海 道	岩見沢市	地方創生経費	3～5	千円 6,004,220	千円 8,295	算定の対象とならないもの 経費を含めていたもの
同	名 寄 市	同	5	1,385,145	54,433	同
同	茅 場 郡 森 町	移住定住経費	4	334,134	4,043	国庫補助金を控除していなかったもの
		高騰対策経費	5 小 計	252,094 586,228	3,660 7,703	同
同	余 市 郡 赤井川村	地方創生経費	5	114,756	5,280	算定の対象とならないもの 経費を含めていたもの
宮 城 県	気仙沼市	同	4、5	2,108,811	12,760	同
同	富 谷 市	同	2、5	733,188	5,062	同
秋 田 県	潟 上 市	高騰対策経費	5	629,739	36,250	国庫補助金を控除していなかったもの
群 馬 県	利 根 郡 みなかみ町	地方創生経費	2	339,592	14,000	算定の対象とならないもの 経費を含めていたもの
静 岡 県	伊 豆 市	空き家対策経費	5、6	1,650,599	4,848	他の算定事項で算定し重畳した経費を含めていたもの
愛 知 県	清 須 市	地方創生経費	3、4	546,975	2,345	算定の対象とならないもの 経費を含めていたもの
滋 賀 県	犬 上 郡 大 豊 郷 町	高騰対策経費	4	338,021	1,407	国庫補助金を控除していなかったもの
高 知 県	吾 川 郡 いの町	地方創生経費	3	499,674	2,530	算定の対象とならないもの 経費を含めていたもの
福 岡 県	古 賀 市	移住定住経費	4	300,285	3,310	国庫補助金を控除していなかったもの
佐 賀 県	佐 賀 県	高騰対策経費	3	3,458,110	89,500	国庫補助金を控除していなかったもの などのもの
熊 本 県	天 草 市	同	4	2,654,823	12,200	国庫補助金を控除していなかったもの
	計			21,350,166	259,923	

震災復興特別交付税の交付が過大

5件 不当金額 38,928,000円

1 震災復興特別交付税の概要

総務省は、地方交付税法（昭和25年法律第211号）及び「東日本大震災に対処する等のための平成二十三年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律」（平成23年法律第41号）に基づき、東日本大震災（平成23年東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）に係る災害復旧事業、復興事業その他の事業の実施のために特別の財政需要があることなどを考慮して道府県及び市町村に対して特別交付税（以下、この特別交付税を「震災復興特別交付税」という。）を平成23年度から交付している。

そして、総務省は、道府県及び市町村に交付すべき震災復興特別交付税の額を算定するために、「地方団体に対して交付すべき平成二十三年度分の震災復興特別交付税の額の算定方法、決定時期及び決定額並びに交付時期及び交付額の特例等に関する省令」（平成23年総務省令第155号）等を23年度以降毎年度制定して、各年度における特別の財政需要として算定の対象となる事項（以下「算定事項」という。）を定めている（以下、23年度から令和6年度までの各年度に制定している各省令を総称して「復興特交省令」という。）。算定事項の主なものには、国の補助金等（復興特交省令の別表に定められた補助金等（東日本大震災復興交付金、社会資本整備総合交付金、災害公営住宅家賃対策補助等））を受けて施行する事業に要する経費のうち各道府県又は各市町村が負担すべき額として総務大臣が調査した額（以下「地方負担額」という。）等がある。

市町村は、各市町村に該当する算定事項ごとに財政需要に関する基礎資料（以下「算定資料」という。）等を作成して、都道府県に提出しており、都道府県は、市町村から提出された算定資料等の審査を行って総務省に送付し、同省は、提出された算定資料等に基づき、算定事項等に関して、復興特交省令により、新たに生ずる復興事業等に必要な経費等の合計額を算定するなどして震災復興特別交付税の額を決定して交付している。

そして、震災復興特別交付税の額は、復興特交省令等によれば、事業の実施状況に合わせて必要な経費の見込額等を用いることなどにより算定することとされている。また、算定の基礎となる経費が実際に要した経費を上回ったことなどにより、過年度の震災復興特別交付税の額が過大に算定されたと認められるときは、当該過大算定額に相当する額を震災復興特別交付税の額から減額すること（以下「減額調整」という。）とされている。

2 検査の結果

本院は、合規性等の観点から、震災復興特別交付税の額が適正に算定されているかに着眼して、平成23年度から令和6年度までの間に交付された震災復興特別交付税計286,476,845,000円を対象に、総務本省、宮城県石巻、気仙沼両市及び同県牡鹿郡女川町において、算定資料等を確認するなどして会計実地検査を行うとともに、岩手県及び同県釜石市から算定資料等の提出を受けるなどして検査した。

(注)
検査の結果、3市町は、算定資料等の作成に当たり、地方負担額のうち市町が負担すべき額の算定において、交付の対象とならない事業費を交付対象事業費に含めるなどしており、国の補助金等の交付対象事業費の算定が適切でなかった。また、気仙沼市及び女川町は、補助事業により取得した財産の処分に係る国庫納付が必要となっていたことに伴い、過年度の震災復興特別交付税の額の算定の基礎となる経費が実際に要した経費を上回っていたのに減額調整を行っていなかった。これらのことから、地方負担額が過大となり、震災復興特別交付税286,476,845,000円のうち計38,928,000円が過大に交付されていて不当と認められる。

(注) 3市町 釜石、石巻両市、牡鹿郡女川町

このような事態が生じていたのは、上記の3市町において算定資料等の作成に当たり市町が負担す

べき額の算定の基礎となる交付対象事業費の算定についての理解が十分でなかったこと、気仙沼市において財産の処分の手続についての確認が十分でなかったこと、女川町において財産の処分に係る減額調整についての確認が十分でなかったことなどによると認められる。

以上を県別・交付先別に示すと次のとおりである。

県 名	交 付 先	算 定 事 項	年 度	震災復興特別 交付税交付額	過大に交付さ れた震災復興 特別交付税の 額	摘 要
				千円	千円	
岩 手 県	釜石市	社会資本整備 総合交付金	元	10,760,088	3,294	交付対象事業費 の算定が適切で なかったもの
宮 城 県	石巻市	東日本大震災 復興交付金、宅 災害公営住宅 家賃対策補助	平成30～ 令和4	82,594,383	18,524	交付対象事業費 の算定が適切で なかったもの
同	気仙沼市	東日本大震災 復興交付金	平成23～ 令和6	144,542,879	9,112	財産の処分に係 る国庫納付が必 要となっていた ことに伴う減額 調整を行ってい なかったもの
宮 城 県	牡鹿郡 女川町	東日本大震災 復興交付金	平成25～ 令和3	48,330,642	5,195	財産の処分に係 る国庫納付が必 要となっていた ことに伴う減額 調整を行ってい なかったもの
同	同	東日本大震災 復興交付金、宅 災害公営住宅 家賃対策補助	元～4	9,337,975	2,803	交付対象事業費 の算定が適切で なかったもの
計				(注) 286,476,845	38,928	

(注) 女川町の令和元年度から3年度までの間の震災復興特別交付税交付額が重複しているため計は一致しない。

(釜石市の事態については、後掲216ページの国土交通省の項「トイレ施設、ガス管等の移設に係る補償費の算定が不適切」を、石巻市、牡鹿郡女川町の事態については、後掲214ページの同省の項「災害公営住宅の家賃の低廉化に係る事業費の算定が不適切」を、気仙沼市の事態については、後掲220ページの同省の項「補助事業により取得した財産の処分に係る手続が不適正」をそれぞれ参照)

職員の不正行為

1件 不当金額 3,380,334円

本院は、在カラチ日本国総領事館（以下「総領事館」という。）における不正行為について、会計検査院法第27条の規定に基づく外務大臣からの報告を受けるとともに、外務本省において、合规性等の観点から、不正行為の内容がどのようなものであるかなどに着眼して会計実地検査を行った。

本件は、総領事館において、現地で採用した職員アンワル某及びビクター某が、資金前渡官吏の補助者として総領事館の電気料金等に係る請求書等の確認、支払等の事務に従事中、令和2年10月から6年2月までの間に、計43件の電気料金等の支払に当たり請求書等を改ざんして支払金額を水増しした上で、これを支払うために振り出された小切手を現金化するなどして、業者には正当な請求額を支払う一方で、正当な請求額との差額計6,500,642.44パキスタン・ルピー（邦貨換算額3,380,334円）を領得したものであり、不当と認められる。

なお、本件損害額については、7年9月末現在で補填が全くされていない。

租税の徴収額に過不足

1 件 不当金額 380,354,352円

1 租税の概要

源泉所得税、申告所得税、法人税、相続税・贈与税、消費税等の国税については、法律により、納税者の定義、納税義務の成立の時期、課税する所得の範囲、税額の計算方法、申告の手続、納付の手続等が定められている。

納税者は、納付すべき税額を税務署に申告して納付することなどとなっている。国税局等又は税務署は、納税者が申告した内容が適正であるかについて申告審査を行い、必要があると認める場合には調査等を行っている。そして、確定した税額は、税務署が徴収決定を行っている。

令和6年度国税収納金整理資金の各税受入金の徴収決定済額は103兆3331億余円となっている。このうち源泉所得税及復興特別所得税^(注1)(以下「源泉所得税」という。)は19兆9270億余円、申告所得税及復興特別所得税(以下「申告所得税」という。)は4兆8771億余円、法人税は20兆0997億余円、相続税・贈与税は3兆7347億余円、消費税及地方消費税は44兆1664億余円となっていて、これら各税の合計額は92兆8052億余円となり、全体の89.8%を占めている。

(注1) 復興特別所得税 東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法(平成23年法律第117号)に基づくものであり、平成25年1月から令和19年12月までの25年間、源泉所得税及び申告所得税に、その税額の2.1%相当額を上乗せする形で課税するもの

2 検査の結果

(1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、上記の各税に重点をおいて、合規性等の観点から、課税が法令等に基づき適正に行われているかに着眼して、全国の12国税局等及び524税務署のうち12国税局等及び65税務署において、申告書等の書類により会計実地検査を行うとともに、計算証明規則(昭和27年会計検査院規則第3号)に基づき、上記の524税務署から提出された証拠書類等により検査した。そして、適正でないと思われる事態があった場合には、国税局等及び税務署に調査等を求めて、その調査等の結果の内容を確認するなどの方法により検査した。

(2) 徴収過不足の事態

検査の結果、60税務署において、納税者106人から租税を徴収するに当たり、徴収額が、113事項計379,723,152円(平成30年度から令和6年度まで)不足しており、また、1事項631,200円(5年度)過大になっていて、不当と認められる。

これを、税目別に示すと表のとおりである。

表 税目別の徴収過不足額等

税 目	事項数	徴収不足額 円	事項数	徴収過大額(△) 円
源 泉 所 得 税	2	19,189,652	-	-
申 告 所 得 税	21	84,538,800	-	-
法 人 税	57	188,530,600	-	-
相 続 税 ・ 贈 与 税	6	14,925,700	-	-
消 費 税	19	65,023,500	1	△ 631,200
地 方 法 人 税	8	7,514,900	-	-
計	113	379,723,152	1	△ 631,200

(注) 地方法人税 地方法人税法(平成26年法律第11号)に基づく税目であり、地方交付税の財源を確保するために、法人税額の10.3%相当額を課税するもの

なお、これらの徴収不足額及び徴収過大額については、本院の指摘により、全て徴収決定又は支払決定の処置が執られた。

(3) 発生原因

このような事態が生じていたのは、60税務署において、納税者が申告書等において所得金額や

税額等を誤っているのに、これを見過ごし、法令等の適用の検討が十分でなく、又は課税資料の収集及び活用が的確でなかったため、誤ったままにしていたことなどによると認められる。

(4) 税目ごとの態様

この114事項のうち、源泉所得税、申告所得税、法人税、相続税・贈与税及び消費税に関する事態について、その主な態様を示すと次のとおりである。

ア 源泉所得税

源泉所得税に関して徴収不足になっていた事態が2事項あった。これらは、退職手当及び配当に関する事態である。

退職手当及び配当の支払者は、支払の際に、源泉所得税を徴収して法定納期限までに国に納付しなければならないこととなっており、法定納期限までに納付がない場合には、税務署は支払者に対して納税の告知をしなければならないこととなっている。また、自己株式の取得（市場取引による取得等を除く。以下同じ。）に際して、その対価として金銭等を交付した場合、当該株式に対応する資本金等の額を超える部分の金額は、配当とみなされることとなっている。

この退職手当及び配当に関して、徴収不足になっていた事態が2事項計19,189,652円あった。その内容は、退職手当に対する税額の計算に当たり適用すべき税率等に誤りがあり納付した源泉所得税額が過小となっているのに、これを見過ごしたため、また、自己株式の取得による配当とみなされる金額について、法定納期限を経過した後も長期間にわたって源泉所得税額が納付されていないのに、税務署において課税資料の収集及び活用が的確でなかったため、退職手当に係る納付すべき税額との差額及び配当に係る納付すべき税額について、納税の告知をしておらず、納付されないままとなっていたものである。

イ 申告所得税

申告所得税に関して徴収不足になっていた事態が21事項あった。この内訳は、譲渡所得に関する事態が7事項、事業所得に関する事態が5事項及びその他に関する事態が9事項である。

(ア) 譲渡所得に関する事態

個人が資産を譲渡した場合には、その総収入金額から譲渡した資産の取得費や譲渡に要した費用の額等を差し引いた金額を譲渡所得として、他の各種所得と総合して課税することとなっている。ただし、土地建物等の譲渡による所得については、他の所得と分離して課税することとなっている。そして、個人が相続又は遺贈により取得した資産を一定の期間内に譲渡した場合には、相続税額のうち譲渡した資産ごとに所定の方法により計算した金額について、当該資産ごとに譲渡所得に係る収入金額（以下「譲渡収入金額」という。）から取得費及び譲渡に要した費用の額の合計額（以下「取得費等の合計額」という。）を控除した残額に相当する金額を限度として取得費に加算できることとなっている。また、譲渡収入金額が取得費等の合計額に満たない場合には、取得費に加算できる相続税額はないものとする事となっている。

この譲渡所得に関して、徴収不足になっていた事態が7事項計16,872,000円あった。その主な内容は、譲渡した建物について、譲渡収入金額が取得費等の合計額に満たないことから、取得費に加算できる相続税額はないこととなるのに、これを見過ごし又は法令等の適用の検討が十分でなかったため、取得費に加算できない相続税額を加算し、取得費を過大に計上して譲渡所得の金額を過小のままとしていたものである。

(イ) 事業所得に関する事態

個人が事業を営む場合には、その総収入金額から必要経費等を差し引いた金額を事業所得として、他の各種所得と総合して課税することとなっている。そして、個人が有する減価償却資産の償却費として事業所得の金額の計算上、必要経費に算入する金額は、当該資産について取得日等に応じて定められた償却方法に基づいて計算した金額（以下「普通償却額」という。）とすることとなっているが、一定の条件を満たす場合に、特別な償却方法で計算し

た償却費を必要経費とする各種の特別償却の規定が設けられている。これらの特別償却の規定の一つとして、青色申告承認申請書を納税地の所轄税務署長に提出して承認を受けて青色申告書を提出する中小事業者で、中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）の規定に基づき経営力向上に関する計画の認定を受けた特定事業者等（以下「特定中小事業者」という。）が、特定の機械装置等（以下「特定経営力向上設備等」という。）を取得するなどして特定中小事業者の営む一定の事業の用に供した場合、その事業の用に供した日の属する年の年分の事業所得の金額の計算上、特定経営力向上設備等の取得価額から普通償却額を控除した金額に相当する金額を限度として計算した金額を必要経費に算入できることとなっている。

(注2) 中小事業者 常時使用する従業員の数が1,000人以下の個人

この事業所得に関して、徴収不足になっていた事態が5事項計32,043,400円あった。その内容は、上記特別償却の規定を誤って適用するなどして必要経費の金額が過大となっているのに、これを見過ごしたため、事業所得の金額を過小のままとしていたものなどである。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例1> 特定中小事業者が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却の規定を誤って適用していたため、必要経費の金額が過大となっていた事態

納税者Aは、令和3年分の申告に当たり、特定中小事業者が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却の規定を適用して、事業所得の金額の計算上、当該規定に基づく特定経営力向上設備等の償却費として61,623,632円を必要経費に算入していた。

しかし、納税者Aは、青色申告承認申請書を納税地の所轄税務署長に提出しておらず、青色申告の承認を受けていないことから、特定中小事業者には該当せず、上記特別償却の規定を適用することはできない。したがって、納税者Aが必要経費に算入できるのは当該特定経営力向上設備等の普通償却額910,931円となり、上記の61,623,632円との差額60,712,701円は必要経費に算入できず、必要経費の金額が過大となっているなどしているのに、これを見過ごしたため、申告所得税額28,036,500円が徴収不足になっていた。

(ウ) その他に関する事態

(ア)及び(イ)のほか、不動産所得等に関して、徴収不足になっていた事態が9事項計35,623,400円あった。

ウ 法人税

法人税に関して徴収不足になっていた事態が57事項あった。この内訳は、法人税額の特別控除に関する事態が40事項、交際費等の損金不算入に関する事態が8事項及びその他に関する事態が9事項である。

(ア) 法人税額の特別控除に関する事態

法人税額の算定に当たり、法人税額から一定の金額を控除する各種の特別控除が設けられている。これらの特別控除の一つとして、青色申告書を提出する法人が、国内雇用者に対して給与等を支給する場合において、当該事業年度の国内雇用者に対する給与等の支給額（以下「雇用者給与等支給額」という。）が前事業年度の国内雇用者に対する給与等の支給額（以下「比較雇用者給与等支給額」という。）を上回ることなどの要件を満たすときは、当該事業年度の法人税額の100分の20相当額又は雇用者給与等支給額から比較雇用者給与等支給額を控除した金額（以下「雇用者給与等支給増加額」という。）の100分の15相当額のいずれか少ない金額を法人税額から控除できることなどとなっている。

そして、国内雇用者に対する給与等の支給額に他の者から支払を受ける金額がある場合には、雇用者給与等支給額及び比較雇用者給与等支給額の計算に当たり、国内雇用者に対する給与等の支給額から他の者から支払を受ける金額を控除することとなっている。ただし、雇用安定助成金額^(注3)については、他の者から支払を受ける金額から除くこととなっている。

(注3) 雇用安定助成金額 国又は地方公共団体から受ける雇用保険法（昭和49年法律第116号）第62条第1項第1号に掲げる事業として支給が行われる助成金その他これに類するものの額をいい、雇用調整助成金等の額が該当する。

この法人税額の特別控除に関して、徴収不足になっていた事態が40事項計98,513,100円あった。その内容は、雇用者給与等支給額及び比較雇用者給与等支給額の計算に当たり、他の者から支払を受ける金額から雇用調整助成金の受給額を除いていなかったことから、雇用者給与等支給増加額が適正でなく、法人税額の特別控除額が過大となっているのに、これを見過ごしたため、法人税額を過小のままとしていたものなどである。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

＜事例2＞ 給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除額の算定を誤ったため、法人税額から控除する金額が過大となっていた事態

B会社は、令和4年1月から12月までの事業年度分の申告に当たり、雇用者給与等支給額469,482,419円が比較雇用者給与等支給額325,571,819円を上回るなどとして、雇用者給与等支給増加額143,910,600円の100分の15相当額の21,586,590円を法人税額から控除していた。

しかし、B会社の当該事業年度分及び前事業年度分の申告書に添付された雑益、雑損失等の内訳書等によれば、B会社は、当該事業年度分に30,810,000円、前事業年度分に111,825,000円の雇用調整助成金を受給しており、雇用者給与等支給額及び比較雇用者給与等支給額の計算に当たり、他の者から支払を受ける金額から当該雇用調整助成金の受給額を除いていなかった。このため、当該雇用調整助成金の受給額を除いた適正な雇用者給与等支給額及び比較雇用者給与等支給額は、それぞれ500,292,419円及び437,396,819円であり、適正な雇用者給与等支給増加額は62,895,600円であった。したがって、適正な法人税額の特別控除額は雇用者給与等支給増加額62,895,600円の100分の15相当額の9,434,340円となり、12,152,250円過大となっているのに、これを見過ごしたため、法人税額12,152,200円が徴収不足になっていた。

(イ) 交際費等の損金不算入に関する事態

事業年度終了の日における資本金の額又は出資金の額（資本又は出資を有しない法人等にあっては所定の方法で計算した金額（以下「資本相当額」という。））が100億円以下の法人が支出する交際費等の額のうち接待飲食費の額の100分の50に相当する金額（以下「接待飲食費損金算入基準額」という。）を超える部分の金額は、所得の金額の計算上、損金の額に算入しないこととなっている。ただし、投資法人等を除く法人のうち事業年度終了の日における資本相当額が1億円以下であるもの（一定の法人を除く。）については、接待飲食費損金算入基準額に代えて、交際費等の額のうち年当たり800万円の定額控除限度額までの金額を損金の額に算入するとともに、これを超える部分の金額を損金の額に算入しないことができることとなっている。

そして、資本相当額については、資本又は出資を有しない法人の場合、事業年度終了の日における貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額から総負債の帳簿価額を控除するなどした金額の100分の60に相当する金額等とすることとなっている。

この交際費等の損金不算入に関して、徴収不足になっていた事態が8事項計17,275,600円あった。その内容は、資本又は出資を有しない法人が、資本相当額が1億円以下である場合の規定を適用して、交際費等の額のうち定額控除限度額までの金額を損金の額に算入していたが、資本相当額を計算すると1億円を超えるため、交際費等の額のうち接待飲食費損金算入基準額を超える部分の金額が損金に算入しない額となって、損金に算入する額が過大となっているのに、これを見過ごしたため、所得の金額を過小のままとしていたものである。

(ウ) その他に関する事態

(ア) 及び(イ)のほか、受取配当等の益金不算入等に関して、徴収不足になっていた事態が9事項計72,741,900円あった。

その内容は、その他株式等^(注4)に係る配当等の額を関連法人株式等^(注5)に係る配当等の額としていて受取配当等の益金不算入額を過大に計上しているのに、これを見過ごしたため、所得の金額を過小のままとしていたものなどである。

(注4) その他株式等 法人が他の内国法人の発行済株式総数等（その有する自己の株式等を除く。以下同じ。）の原則として100分の5を超え3分の1以下に相当する数の株式等を有する場合の当該株式等

(注5) 関連法人株式等 法人が他の内国法人の発行済株式総数等の原則として3分の1超に相当する数の株式等を配当等の額の支払に係る計算期間の初日から当該計算期間の末日まで継続して有する場合の当該株式等（他の内国法人の発行済株式総数等の原則として全部の株式等を配当

等の額の支払に係る計算期間の初日から当該計算期間の末日まで継続して有する場合の当該株式等を除く。)

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

＜事例3＞ その他株式等に係る配当等の額を関連法人株式等に係る配当等の額としていたため、受取配当等の益金不算入額を過大に計上していた事態

法人が他の内国法人から受ける配当等の金額等については、原則として、その全額を基に所定の方法により計算した金額を所得の金額の計算上、益金の額に算入しないこととなっている。ただし、法人が有する当該他の内国法人の株式等が関連法人株式等に該当する場合においては、配当等の額の全額から利子相当額として一定の金額を控除した金額を、その他株式等に該当する場合においては、配当等の額の100分の50相当額をそれぞれ益金不算入の対象とすることとなっている。

C会社は、令和4年5月から5年4月までの事業年度分の申告に当たり、その有する他の内国法人4法人の株式等が関連法人株式等に該当するとして、関連法人株式等に係る受取配当等の額から利子相当額を控除した256,937,467円を受取配当等の益金不算入額としていた。

しかし、C会社の申告書に添付された明細書によれば、上記4法人のうち1法人の株式等は、その他株式等に該当していたことから、益金不算入の対象となるのは、当該受取配当等の額の100分の50相当額である。このため、受取配当等の益金不算入額は196,937,467円となり、上記の金額との差額60,000,000円が過大となっているのに、これを見過ごしたため、当該事業年度分の所得金額が過小のままとなっており、法人税額13,833,000円が徴収不足になっていた。

エ 相続税・贈与税

相続税・贈与税に関して徴収不足になっていた事態が6事項あった。この内訳は、相続税については、法定相続分に関する事態が3事項及びその他に関する事態が2事項、贈与税については、有価証券の価額に関する事態が1事項である。

(ア) 相続税

a 法定相続分に関する事態

相続又は遺贈により財産を取得した者の相続税額は、①相続又は遺贈により財産を取得した者に係る財産の価額の合計額から相続税の非課税財産の価額を除くなどし（以下、この額を「課税価格」という。）、②更に財産を取得した全ての者の課税価格の合計額から基礎控除額を控除した残額を民法（明治29年法律第89号）所定の各相続人（以下「法定相続人」という。）が同法所定の相続分（以下「法定相続分」という。）に応じた取得した^(注6)ものとして案分して得られた各金額（以下「取得金額」という。）に相続税率を乗ずるなどして算出した金額を合計し（以下、この合計額を「相続税の総額」という。）、③相続税の総額を財産を取得した者の課税価格に応じた案分した金額とすることとなっている。

(注6) 相続税率 取得金額の区分ごとに適用する10%から55%までの累進税率

民法において、法定相続分は、法定相続人の順位等ごとに割合が定められている。同順位の兄弟姉妹等が複数いる場合は、これらの法定相続分は相等しいものとする事となっている。そして、被相続人の子又は兄弟姉妹が相続の開始以前に死亡したときは、これらの者の子である被相続人の孫又は甥姪がこれを代襲して相続人（以下、この相続人を「代襲相続人」という。）となり、代襲相続人の法定相続分は、代襲相続人の親が受けるべきであったものと同じであり、被相続人に代襲相続人である複数の甥姪がいるときは、その親である被相続人の兄弟姉妹が受けるべきであった部分について、当該親の子である甥姪の法定相続分は相等しいものとする事となっている。

この法定相続分に関して、徴収不足になっていた事態が3事項計6,235,300円あった。その内容は、相続税の総額の計算において、被相続人の妹及び代襲相続人である複数の甥姪の法定相続分を民法で定められた法定相続分ではなく、誤って全員同一の割合として算出したことから、被相続人の妹の取得金額に適用される相続税率が適正な法定相続分で算出する取得金額に適用される相続税率より低くなっているのに、これを見過ごしたため、相続税の総額が過小となり、その結果、各相続人の相続税額を過小のままとしていたものである。

b その他に関する事態

aのほか、有価証券の価額及び土地建物等の価額に関して、徴収不足になっていた事態

が2事項計5,227,300円あった。

(イ) 贈与税

個人が贈与により有価証券を取得した場合には、その取得した有価証券に対して贈与税を課することとなっており、取得した有価証券の価額は、贈与により取得した時の時価とすることとなっている。そして、取得した有価証券のうち取引相場のない株式の価額については、評価しようとするその株式の発行会社（以下「評価会社」という。）の総資産価額、従業員数等によって評価会社を大会社、中会社又は小会社に区分し、この区分に応じて定められた方式により計算した金額によって評価することとなっている。このうち、中会社に該当する評価会社の株式については、類似業種比準価額^(注7)と純資産価額^(注8)を用いた算式により計算した金額によって評価することなどとなっている。

(注7) 類似業種比準価額 類似業種の株式に、評価会社と類似業種の1株当たりの配当金額、年利益金額及び帳簿価額によって計算した純資産価額を比較して求めた比準割合を乗じた額の一定割合（中会社0.6）に相当する額

(注8) 純資産価額 評価会社の各資産の相続税評価額の合計額から各負債の相続税評価額の合計額を差し引くなどして計算した額

この有価証券の価額に関して、徴収不足になっていた事態が1事項3,463,100円あった。その内容は、取引相場のない株式の価額について、中会社に該当する評価会社の株式の評価に当たり、類似業種比準価額の計算を誤っているのに、これを見過ごしたため、株式の価額を過小のままとしていたものである。

オ 消費税

消費税に関して徴収不足又は徴収過大になっていた事態が20事項あった。この内訳は、課税仕入れに係る消費税額の控除に関する事態が17事項、課税売上高の計上に関する事態が2事項及びその他に関する事態が1事項である。

(ア) 課税仕入れに係る消費税額の控除に関する事態

事業者は、課税期間^(注9)における課税売上高に対する消費税額から課税仕入れに係る消費税額を控除した額を消費税として納付することとなっている。ただし、居住用賃貸建物に係る消費税額については、課税仕入れに係る消費税額として控除できないこととなっている。

(注9) 課税期間 納付する消費税額の計算の基礎となる期間で、原則として個人事業者は暦年、法人は事業年度

この課税仕入れに係る消費税額の控除に関して、徴収不足になっていた事態が17事項計60,195,500円あった。その内容は、居住用賃貸建物に係る消費税額を課税仕入れに係る消費税額として課税売上高に対する消費税額から控除しているのに、これを見過ごしたため、課税仕入れに係る消費税額の控除額を過大のままとしていたものなどである。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例4> 課税仕入れに係る消費税額の控除額の計算を誤っていたため、控除額が過大となっていた事態

納税者Dは、令和3年1月から12月までの課税期間分の申告に当たり、事業用建物の取得等に係る消費税額の全額を含む課税仕入れに係る消費税額27,912,725円を課税売上高に対する消費税額から控除していた。

しかし、納税者Dの申告所得税の申告書に添付された書類によれば、上記の事業用建物には、居住用賃貸建物が含まれており、当該建物に係る消費税額は課税仕入れに係る消費税額として控除できないものであった。このため、当該建物に係る消費税額を除くなどして課税仕入れに係る消費税額の控除額を適正に計算すると16,754,437円となるのに、これを見過ごしたため、課税仕入れに係る消費税額の控除額が過大となり、消費税額11,158,300円が徴収不足になっていた。

(イ) 課税売上高の計上に関する事態

事業者は、課税の対象となる国内において行った資産の譲渡及び貸付け並びに請負等の役務の提供に係る収入金額を課税売上高に計上することとなっている。

この課税売上高の計上に関して、徴収不足になっていた事態が2事項計4,828,000円あった。その内容は、事業者が事業用建物の譲渡に係る収入金額を課税売上高に計上していないのに、税務署において課税資料の収集及び活用が的確でなかったため、課税売上高を過小のままと

していたものである。

(ウ) その他に関する事態

(ア) 及び(イ)のほか、簡易課税制度の適用に関して、徴収過大になっていた事態が1事項631, 200円あった。

これらの徴収不足額及び徴収過大額を国税局等別に示すと次のとおりである。

国税局等	税務署数	源泉所得税		申告所得税		法人税		相続税 贈与税		消費税		地方法人税		計	
		事項数	徴収不足 徴収過大 (△) 千円	事項数	徴収不足 徴収過大 (△) 千円	事項数	徴収不足 徴収過大 (△) 千円	事項数	徴収不足 徴収過大 (△) 千円	事項数	徴収不足 徴収過大 (△) 千円	事項数	徴収不足 徴収過大 (△) 千円	事項数	徴収不足 徴収過大 (△) 千円
札幌国税局	4					5	39,251					2	1,798	7	41,049
仙台国税局	4			1	634	2	3,081			1 1	2,842 △ 631			4 1	6,558 △ 631
関東信越国税局	6			4	5,941	6	11,369			5	35,220			15	52,530
東京国税局	32	2	19,189	12	72,340	32	101,800	6	14,925	12	23,925	5	5,138	69	237,319
金沢国税局	1					1	3,234							1	3,234
名古屋国税局	1			1	1,021					1	3,036			2	4,057
大阪国税局	6			2	3,553	5	10,848							7	14,401
広島国税局	1					1	2,014							1	2,014
高松国税局	1					1	5,616					1	578	2	6,194
福岡国税局	2			1	1,048	2	8,646							3	9,694
熊本国税局	1					1	2,083							1	2,083
沖縄国税事務所	1					1	585							1	585
計	60	2	19,189	21	84,538	57	188,530	6	14,925	19 1	65,023 △ 631	8	7,514	113 1	379,723 △ 631

認定こども園施設整備交付金の交付が過大

1件 不当金額 1,947,000円

認定こども園施設整備交付金（以下「交付金」という。）は、認定こども園施設整備交付金交付要綱（平成27年文部科学大臣裁定。以下「交付要綱」という。）等に基づき、子供を安心して育てることができる体制の整備を促進することを目的として、都道府県（間接補助事業等においては市町村（特別区を含む。以下同じ。））が行う認定こども園の施設整備事業に係る経費の一部に充てるために、国が都道府県に対して交付するものである。そして、交付要綱等によれば、交付金の交付対象事業は、学校法人等が設置する認定こども園等において教育を実施する部分の改造等を行う事業に対して、都道府県（間接補助事業等においては市町村）が補助金等を交付する事業とされている。

交付要綱等によれば、交付金の交付対象経費は、本体工事費、解体撤去工事費等とされており、このうち本体工事費は、工事請負費、工事事務費、実施設計に要する経費等とされている。ただし、外構工事（門、フェンスの設置等の防犯対策を除く。）に要する経費は、交付対象経費としないこととされている。また、工事事務費、実施設計に要する経費等については、交付金の内定額の提示（以下「内定」という。）を受ける前に契約したものは交付対象経費としないこととされている。そして、交付金の交付額は、次のとおり算定することとされている。

- ① 本体工事費、解体撤去工事費等ごとの基準額と各種加算額を、認定こども園等において教育を実施する部分に係る定員数に応じて定められた額を用いるなど所定の方法により算出して合計する（以下、合計した額を「交付基礎額」という。）。
- ② 交付対象経費の実支出額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して、いずれか少ない方の額に国の負担割合2分の1を乗ずるなどした額（以下「選定額」という。）を算出する。
- ③ ①の交付基礎額と②の選定額を比較して、いずれか少ない方の額を交付額とする。

本院が、10都道府県、18市区町及び1学校法人において会計実地検査を行ったところ、1学校法人において次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

部 局 等	補助事業者等	間接補助事業者等	交付対象事業の種別	年 度	交付金交付額 千円	左のうち不当 と認める額 千円	摘 要
熊 本 県	熊 本 県	八 代 市	認定こども園 整備	元、2	36,140	1,947	交付対象経費交 付金の内定前契 約締結した契 約に係る経費 等を対象として 算出したもの

学校法人八代聖愛学園は、令和元、2両年度に、認定こども園の改造を行う事業を実施し、八代市に事業実績報告書等を提出して、同市による審査を経て交付金を原資とする同市の補助金の交付を受けていた。

そして、同市は、交付基礎額58,488,000円と、同法人から提出された事業実績報告書等に基づく交付対象経費の実支出額72,280,412円により算出した選定額36,140,000円とを比較して、少ない方の額である36,140,000円を交付額と算定し、同額の交付金の交付を受けていた。

しかし、同法人は、交付金の内定を受けた元年6月より前の平成31年3月に設計業者との間で締結した契約に係る実施設計に要する経費1,453,950円及び工事事務費739,382円並びに防犯対策に該当しない外構工事に要する経費1,701,069円が交付対象経費とならないのに、これらを含めて事業実績報告書等を提出していた。

したがって、上記の交付対象経費とならない経費計3,894,401円を除いた適正な交付対象経費の実

支出額68,386,011円により交付金の交付額を算定すると34,193,000円となることから、前記の交付額との差額1,947,000円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同法人において交付金の交付対象経費についての理解が十分でなかったこと、同市において同法人から提出された事業実績報告書等の審査及び同法人に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

義務教育費国庫負担金の交付が過大

7件 不当金額 53,103,810円

義務教育費国庫負担金（以下「負担金」という。）は、義務教育費国庫負担法（昭和27年法律第303号。以下「負担法」という。）に基づき、義務教育について、義務教育無償の原則にのっとり、国が必要な経費を負担することによって教育の機会均等とその水準の維持向上を図ることを目的として、国が都道府県又は政令指定都市（以下「都道府県等」という。）に対して交付するものである。

負担金により国が負担する経費は、公立の義務教育諸学校（小学校、中学校、義務教育学校及び中等教育学校の前期課程（以下、これらを合わせて「小中学校」という。）並びに特別支援学校の小学部及び中学部（以下「小中学部」という。））に勤務する教職員の給与及び報酬等に要する経費となっており、その額は、都道府県等の実支出額と「義務教育費国庫負担法第二条ただし書及び第三条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令」（平成16年政令第157号。以下「限度政令」という。）に基づいて都道府県等ごとに算定した額（以下「算定総額」という。）とのいずれか低い額の3分の1となっている（次式参照）。

（負担金交付額の算定式）

$$\begin{array}{c}
 \boxed{\text{負担金交付額}} = \frac{\begin{array}{l} \text{実支出額と算定総額とのいずれか低い額} \\ \text{実支出額} \\ \left[\begin{array}{l} \left\{ \begin{array}{l} \text{小中学校} \\ \text{（教職員の給与及び報酬等）} \end{array} \right\} + \left\{ \begin{array}{l} \text{特別支援学校} \\ \text{（教職員の給与及び報酬等）} \end{array} \right\} - \left(\begin{array}{l} \text{対象外教職員の} \\ \text{給与及び報酬等} \end{array} \right) \end{array} \right] \\ \text{算定総額} \\ \left[\begin{array}{l} \text{小中学校} \\ \text{（教職員基礎給料月額 + 諸手当）} \times \text{算定基礎定数} \times 12\text{月} \\ + \\ \text{特別支援学校} \\ \text{（教職員基礎給料月額 + 諸手当）} \times \text{算定基礎定数} \times 12\text{月} \end{array} \right] \end{array} \times \boxed{1/3}
 \end{array}$$

そして、実支出額は、負担法等に基づき、小中学校の勤務を本務とする教職員の給与及び報酬等に要する経費並びに特別支援学校の勤務を本務とする教職員の給与及び報酬等に要する経費の合計額から、負担金の対象とならない公立の当該学校の教員の身分を有したまま在外教育施設等に勤務するなどしている教職員（以下「対象外教職員」という。）の給与及び報酬等に要する経費の額を差し引いて算定することとなっている。

また、算定総額は、限度政令に基づき、教員、栄養教諭等、事務職員ごとに小中学校の教職員に係る基礎給料月額等と同教職員に係る算定基礎定数を乗ずるなどして得た額と、特別支援学校の小中学部の教職員に係る基礎給料月額等と同教職員に係る算定基礎定数を乗ずるなどして得た額とを合算して算定することとなっている。

このうち、算定基礎定数は、都道府県等ごとに当該年度の5月1日現在において、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」（昭和33年法律第116号。以下「標準法」という。）等に基づき、標準学級数等^(注)を基礎として教職員の定数（以下「標準定数」という。）を算定して、更に「女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律」（昭和30年法律第125号）により臨時的に任用される者（以下「産休代替教職員」という。）等の実数を加えるなどして

算定することとなっている。

そして、算定基礎定数の算定に必要な標準学級数は、次のように算定することとなっている。

- ① 小中学校の標準学級数は、小学校の引き続く二つの学年の児童数の合計数が16人以下（第1学年を含む場合を除く。）である場合、又は中学校の引き続く二つの学年の生徒数の合計数が8人以下である場合は、当該二つの学年の児童生徒を1学級に編制して算定する。
- ② 学校教育法（昭和22年法律第26号）第81条に規定する小中学校の特別支援学級の標準学級数は、二つ以上の学年の児童生徒数の合計数が8人以下である場合は、当該複数学年の児童生徒を1学級に編制して算定する。

（注） 標準学級数 標準法に規定する学級編制の標準により算定した学級数

本院が、21都道府県及び11市において会計実地検査を行ったところ、1県1市において、実支出額の算定に当たり対象外教職員の給与及び報酬等に要する経費の額を差し引いていなかった。また、5県1市において、算定総額の算定に当たり算定基礎定数の算定が過大となっていた。これらの結果、5県2市において、負担金計53,103,810円が過大に交付されていて、不当と認められる。なお、1県は両方の事態に該当している。

このような事態が生じていたのは、3県2市において実支出額又は算定基礎定数の確認が十分でなかったこと、2県において算定基礎定数の算定方法についての理解が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の事態について、態様別に示すと次のとおりである。

ア 実支出額の算定に当たり対象外教職員の給与及び報酬等に要する経費の額を差し引いていなかった事態 1県1市

イ 算定総額の算定に当たり算定基礎定数の算定が過大となっていた事態

（ア）小中学校の教職員の標準定数の算定の基礎となる標準学級数の算定において、小学校の引き続く二つの学年の児童数の合計数が16人以下（第1学年を含む場合を除く。）、中学校の引き続く二つの学年の生徒数の合計数が8人以下、又は小中学校の特別支援学級に編制する二つ以上の学年の児童生徒数の合計数が8人以下であるのに、それぞれ当該複数学年の児童生徒を1学級に編制しておらず、標準学級数を1学級とすべきところを2学級に編制して算定していた事態 3県1市

（イ）小中学校の産休代替教職員の実数の算定において、当該年度の5月1日現在で産休代替教職員に該当しない者を含めていた事態 2県

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

＜事例（ア及びイ（ア）の事態）＞

岐阜県は、令和3年度において、実支出額が算定総額を下回ったことから、実支出額を基に26,365,294,619円の負担金の交付を受けていた。

しかし、同県は、実支出額の算定に当たり、当該年度に在外教育施設に勤務する対象外教職員13人の給与及び報酬等に要する経費の額を差し引くべきところ、誤ってこのうち4人の給与及び報酬等に要する経費の額を差し引いていないなどしていた。

したがって、適正な実支出額により適正な負担金の額を算定すると26,355,974,913円となることから、9,319,706円が過大に交付されていた。（アの事態）

また、同県は、4年度において、小中学校の教職員の算定基礎定数を11,800人として、これに基礎給料月額等を乗ずるなどして算定した算定総額が実支出額を下回ったことから、算定総額を基に26,097,827,235円の負担金の交付を受けていた。

しかし、同県は、上記算定基礎定数の算定に当たり、小中学校の標準学級数について、6,331学級とすべきところ、小学校の引き続く二つの学年の児童数の合計数が16人以下であるのに、誤って当該二つの学年の児童を1学級に編制していなかったことから、6,332学級と算定していた。

したがって、適正な標準学級数により適正な算定基礎定数を算定すると11,799人となり、これに基づき適正な負担金の額を算定すると26,095,785,263円となることから、2,041,972円が過大に交付されていた。（イ（ア）の事態）

以上を部局等別・事業主体別に示すと次のとおりである。

部 局 等	補助事業者等 (事業主体)	年 度	実支出額 又は算定 総額	左に対する 負担金交付 額	不当と認め る実支出額 又は算定総 額	不当と認め る負担金交 付額	摘 要
			千円	千円	千円	千円	
文部科学 本省	大 阪 市	3	82,211,934	27,403,978	38,757	12,919	実支出額の算定に 当たり対象外教職 員の給与及び報酬 等に要する経費の 額を差し引いてい なかつたもの(ア の事態)
同	岡 山 市	3、4	45,056,400	15,018,800	34,874	11,625	算定基礎定数の算 定が過大となつて いたもの(イ(ア)の 事態)
富 山 県	富 山 県	4	37,726,942	12,575,622	36,004	12,001	同(イ(ア)の事態)
岐 阜 県	岐 阜 県	3、4	157,390,306	52,463,121	34,085	11,361	実支出額の算定に 当たり対象外教職 員の給与及び報酬 等に要する経費の 額を差し引いてい なかつたもの、及 び算定基礎定数の 算定が過大となつ ていたもの(ア及 びイ(ア)の事態)
兵 庫 県	兵 庫 県	3	144,402,275	48,134,091	6,077	2,025	算定基礎定数の算 定が過大となつて いたもの(イ(イ)の 事態)
山 口 県	山 口 県	2	56,847,554	18,949,184	6,327	2,109	同(イ(ア)の事態)
熊 本 県	熊 本 県	2	52,047,076	17,348,980	3,183	1,061	同(イ(イ)の事態)
	計		575,682,491	191,893,779	159,311	53,103	

私立学校施設整備費補助金（教育装置、ＩＣＴ活用推進事業及び防災機能等強化緊急特別推進事業） の交付が過大

7件 不当金額 48,449,000円

私立学校施設整備費補助金（教育装置、ＩＣＴ活用推進事業及び防災機能等強化緊急特別推進事業）（以下「補助金」という。）は、私立の大学、短期大学、高等専門学校及び専修学校の教育研究の充実と質的向上を図ることを目的として、学校法人等に対して、教育装置の整備、ＩＣＴ活用推進事業、防災機能等強化緊急特別推進事業（学校施設耐震改修工事等）等に要する経費の一部を国が補助するものである。

補助金の交付額は、私立学校施設整備費補助金（私立学校教育研究装置等施設整備費（私立大学・大学院等教育研究装置施設整備費））交付要綱（昭和58年文部大臣裁定）等によれば、教育装置については装置の整備に要する経費、ＩＣＴ活用推進事業についてはＩＣＴ装置の整備等に要する経費、防災機能等強化緊急特別推進事業については危険建物の防災機能強化のための非構造部材の耐震対策工事等に要する経費（以下、これらを「補助対象経費」という。）のそれぞれ2分の1以内の額とすることとされている。また、補助対象経費については次の①から⑤までのとおりとされている。

- ① 教育装置の整備については、私立大学等が行う教育に必要な機械、器具、その他の設備であって、当該設備を設置する建物その他の施設に関し施設工事を必要とする事業を行う場合に必要な経費とされている。
- ② ＩＣＴ活用推進事業については、私立大学等が行う教育研究に必要な情報通信ネットワークの構築に要する光ケーブル等敷設工事、ＩＣＴ装置、施設の改造工事及び既設のＩＣＴ施設における冷房化工事に必要な経費とされている。ただし、附属病院等に置くものに係る経費やサーバに係る経費は補助の対象とならないこととされている。
- ③ 防災機能等強化緊急特別推進事業のうち学校施設耐震改修工事については、私立大学等が行う危険建物の防災機能強化のための耐震補強工事及び非構造部材の耐震対策工事に必要な工事費、実施設計費等の経費とされている。ただし、主として学生以外の者の利用に供する病院施設等に係る経費は補助の対象とならないこととされている。また、非構造部材の耐震対策のみを申請する場合、非構造部材である外壁の耐震対策工事については、当該建物の延べ床面積に対する100㎡以上の室の床面積の割合（以下「100㎡以上割合」という。）相当分の外壁の耐震対策に係る経費を補助の対象とすることとされている。そして、補助対象経費の算定に当たっては、外壁の耐震対策工事に係る事業費に100㎡以上割合を乗ずることとなっている。
- ④ 防災機能等強化緊急特別推進事業のうちバリアフリー化工事については、私立大学等が行う施設のバリアフリー化のための改造工事を行う場合に必要な経費とされている。
- ⑤ 防災機能等強化緊急特別推進事業のうちアスベスト対策工事については、石綿含有建材のうち、吹き付けられた石綿又は石綿を含む保温材、耐火被覆材若しくは断熱材に係る除去、封じ込め又は囲い込みなどのアスベスト対策のための施設工事等に係る経費とされている。

このほか、補助金の補助対象は交付内定以降に契約するなどして着手する事業であること、事業実施年度内に完了する事業であることなどとされている。

そして、学校法人等は、実績報告書等を文部科学省に提出し、同省は、その内容を審査することとなっている。

本院が、19学校法人において会計実地検査を行うとともに、10学校法人に資料の提出を求めてその内容を確認した上でウェブ会議システムを活用して説明を聴取するなどして検査を行ったところ、7学校法人において、次のような事態が見受けられた。

ア 教育装置の整備に係る事態

補助対象は事業実施年度内に完了する事業であることなどとされているのに、事業実施年度の翌年度以降（以下「後年度」という。）に効力が発生するため事業実施年度内に完了しているとは認められない後年度分のライセンス料を補助対象経費に含めるなどしていた。

イ ICT活用推進事業に係る事態

附属病院等に置くものに係る経費やサーバに係る経費は補助の対象とならないことなどとされているのに、附属病院に置く機器の更改に係る設計費等及びサーバの導入に係る経費を補助対象経費に含めるなどしていた。

ウ 防災機能等強化緊急特別推進事業のうち学校施設耐震改修工事に係る事態

(ア) 非構造部材である外壁の耐震対策工事については、100㎡以上割合相当分の外壁の耐震対策に係る経費を補助の対象とすることとされ、外壁の耐震対策工事に係る事業費に100㎡以上割合を乗じて補助対象経費を算定することとなっているのに、①100㎡以上割合を乗じていなかったため、100㎡以上割合相当分の外壁の耐震対策に係る経費以外の補助の対象とならない経費を補助対象経費に含めていた。また、②耐震対策工事を実施しない部分を含む建物全体の外壁面積に100㎡以上割合を乗ずるなどしていたため、100㎡以上割合相当分の外壁の耐震対策に係る経費以外の経費が含まれていて補助対象経費が過大となっていた。

(イ) 実施設計費の実際の支払額が概算額より低額となっていたのに、誤って概算額に基づき補助対象経費を算定していたため、補助対象経費が過大となっていた。

エ 防災機能等強化緊急特別推進事業のうちバリアフリー化工事に係る事態

補助対象は補助金の交付内定以降に着手する事業であることとされているのに、交付内定以降の事実と異なる日付を記載した請書の写しを実績報告書に添付して提出し、実際には交付内定前に着手していた事業を補助の対象としていた。

オ 防災機能等強化緊急特別推進事業のうちアスベスト対策工事に係る事態

補助の対象とならない石綿含有建材の封じ込め工事を補助の対象としていた。

これらの結果、補助金計48,449,000円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、1学校法人において補助事業の適正な実施に対する認識が欠けていたこと、1学校法人において補助対象経費についての確認が十分でなかったこと、5学校法人において補助対象経費についての理解が十分でなかったこと、同省において実績報告書等に対する審査が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例1（ウ(ア)①の事態）>

学校法人埼玉医科大学は、令和元年度に防災機能等強化緊急特別推進事業のうち学校施設耐震改修工事として「埼玉医科大学本部棟外壁脱落防止整備事業」を実施しており、危険建物の防災機能強化のための非構造部材の耐震対策工事に要する経費を対象として、補助対象経費を43,310,832円（補助金21,655,000円）と算定していた。

しかし、補助対象経費の算定に当たっては、100㎡以上割合相当分の外壁の耐震対策に係る経費を補助の対象とすることとされているのに、同法人は、事業費に100㎡以上割合である16.30%を乗ずることなく、当該建物の延べ床面積のうち病院施設等を除いた床面積の割合である59.07%を乗じていた。このため、補助対象経費には100㎡以上割合相当分の外壁の耐震対策に係る経費以外の補助の対象とならない経費31,359,477円が含まれていた。

したがって、上記の31,359,477円を除外して適正な補助対象経費を算定すると11,951,355円（補助金5,975,000円）となり、補助金15,680,000円が過大に交付されていた。

<事例2（エの事態）>

学校法人立教学院は、令和5年度に防災機能等強化緊急特別推進事業のうちバリアフリー化工事である「4号館1階自動扉設置工事」について、5年6月1日に補助金の交付内定を受けていた。

その後、同法人は、同年7月3日に工事請負契約を締結し事業費3,960,000円（補助対象経費同額）で実施したとして、補助金1,980,000円の交付を受けていた。

しかし、同法人は、実際には交付内定前の同年4月19日に工事請負契約を締結しており、交付内定以降の事実と異なる日付を記載した請書の写しを実績報告書に添付して文部科学省に提出していた。

したがって、本件事業は補助の対象とならず、補助金1,980,000円は交付の必要がなかった。

以上を事業主体別に示すと次のとおりである。

部 局 等	補助事業者等(事業主体)	補 助 事 業	年 度	補助対象経費 千円	左に對する 国庫補助額 千円	不当と認め る補助対象 経費 千円	不当と認め る国庫 補助金 千円	摘 要
文部科学本省	学校法人富澤学園	アスベスト対策工事 (東北文教大学1号館2号館外壁等改修工事)等	4	13,775	6,887	13,775	6,887	補助の対象とならない石綿含有建材の封じ込め工事と補助の対象としていたもの(オの事態)(東北文教大学、東北文教大学短期大学部)
同	学校法人国際医療福祉大学	学校施設耐震改修工事 (小田原C外壁修繕工事)等	元、3	60,993	30,496	29,420	14,711	耐震対策工事を実施しない建物全体の外壁面積に基づき補助対象経費が過大となったもの(ウイ)②の事態)(国際医療福祉大学)
同	学校法人埼玉医科大学	学校施設耐震改修工事 (埼玉医科大学本部棟外壁脱落防止整備事業)	元	43,310	21,655	31,359	15,680	100㎡以上割合相当分の外壁の耐震対策に係る経費以外に補助の対象とならない経費を補助対象経費に含めていたもの(ウイ)①の事態)(埼玉医科大学)
同	学校法人立教学院	バリアフリー化工事 (4号館1階自動扉設置工事)	5	3,960	1,980	3,960	1,980	補助金の交付内定前に着手していた事業を補助の対象としていたもの(エの事態)(立教大学)
同	学校法人大阪医科大学	I C T活用推進事業 (全学ネットワーク環境更改事業)	4	50,200	25,100	9,827	4,914	補助の対象とならない附属機器の更改に係る設計費等を補助対象経費に含めていたもの(イの事態)(大阪医科大学)
同	学校法人純真学園	学校施設耐震改修工事 (本館6～7階特定天井改修工事)等	3	181,280	90,639	2,310	1,155	実施設計費の概算額に基づき算定した補助対象経費が過大となったもの(ウイ)の事態)(純真学園大学、純真短期大学)
同	学校法人九州学園	教育装置 (マルチメディア教育システム)、I C T活用推進事業(マルチメディア情報システム)	3	83,162	41,580	6,244	3,122	補助の対象とならない後年度分のライセンス料等を補助対象経費に含めていたもの(ア及びイの事態)(福岡女子短期大学)
計				436,682	218,337	96,896	48,449	

私立学校情報機器整備費補助金（遠隔授業活用推進事業）の事業が補助の対象外

1件 不当金額 7,882,000円

私立学校情報機器整備費補助金（遠隔授業活用推進事業）（以下「補助金」という。）は、私立の大学、短期大学、高等専門学校及び専修学校におけるデジタル技術を活用した高度な教育を提供できる環境を実現させることを目的として、学校法人等に対して、遠隔授業の実施に必要な経費の一部を国が補助するものである。

補助金の補助対象経費は、私立学校情報機器整備費（遠隔授業活用推進事業）補助金交付要綱（令和2年文部科学大臣裁定）等によれば、私立の大学等が補助事業を実施するために必要な経費のうち、遠隔授業が可能となる設備等の整備を行う遠隔授業活用推進事業の実施に当たり必要となる設備整備費、通信機器購入費、ソフトウェアの使用料等及び遠隔授業設備の利用支援等を行う者の人件費（以下「利用支援者の人件費」という。）とされている。また、クラウドサーバの使用料は、ソフトウェアの使用料等に該当するものとして補助の対象となるとされている。ただし、ソフトウェアの使用料等や利用支援者の人件費については、飽くまでも設備に附帯する経費として位置付けられるものであることから、設備整備費や通信機器購入費が補助の対象として含まれていない事業の場合、補助の対象外となるとされている。

そして、学校法人等は、実績報告書等を文部科学省に提出し、同省は、その内容を審査することとなっている。

本院が、19学校法人において会計実地検査を行ったところ、1学校法人において、次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

部 局 等	補助事業者等(事業主体)	補 助 事 業 年 度	補助対象経費 千円	左に国庫補助金交付額 千円	不当と認める補助対象経費 千円	不当と認める国庫補助金 千円	摘 要	
文部科学省	学校法人金城学院	遠隔授業活用推進事業	3	15,764	7,882	15,764	7,882	補助対象経費に設備整備費等が含まれていないため、事業全体が補助の対象とならないもの(金城学院大学)

学校法人金城学院は、令和3年度に遠隔授業活用推進事業を実施しており、遠隔授業が可能となる設備等の整備に係る経費15,764,716円を補助対象経費として実績報告書を同省に提出し、補助金7,882,000円の交付を受けていた。

しかし、同法人は、遠隔授業活用推進事業の実施に当たり、設備の整備や通信機器の購入を行っていないことから、設備整備費や通信機器購入費が補助の対象として含まれておらず、クラウドサーバ及びソフトウェアの使用料並びに利用支援者の人件費のみを補助対象経費として計上していた。

したがって、本件事業は、補助の対象とは認められず、これに係る補助金7,882,000円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同法人において補助対象経費についての理解が十分でなかったこと、同省において実績報告書等に対する審査が十分でなかったことなどによると認められる。

学校施設環境改善交付金の交付が過大

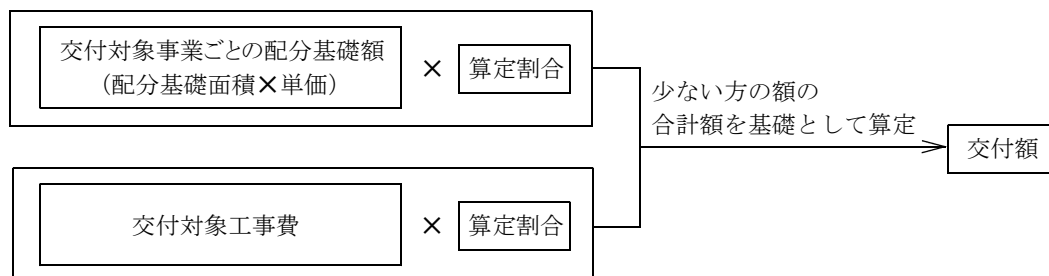
2件 不当金額 24,511,000円

学校施設環境改善交付金（以下「交付金」という。）は、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律（昭和33年法律第81号）等に基づき、地方公共団体が作成する公立の義務教育諸学校等の施設の整備に関する施設整備計画によって実施される施設整備事業に要する経費に充てるために、国が地方公共団体に対して交付するものである。

学校施設環境改善交付金交付要綱（平成23年文部科学大臣裁定。以下「交付要綱」という。）等によれば、施設整備計画に記載された事業のうち交付金の算定の対象となる事業（以下「交付対象事業」という。）の種別は、学校給食の開設又は改善充実に必要な施設設備の新築又は増築を行う事業（以下「学校給食施設新増築事業」という。）、学校給食の実施に必要な施設設備で構造上危険な状態にあるものなどの改築を行う事業（以下「学校給食施設改築事業」といい、これらの事業を合わせて「学校給食施設整備事業」という。）、ラグビー競技を実施できるスポーツ施設の整備に関する事業（以下「ラグビー場整備事業」という。）等とされている。

交付金の交付額は、交付要綱等に基づき、交付対象事業ごとに文部科学大臣が定める方法により算出した配分基礎額に交付対象事業の種別に応じて同大臣が定める割合（以下「算定割合」という。）を乗ずるなどして得た額と、交付対象事業に要する経費の額（以下「交付対象工事費」という。）に算定割合を乗じて得た額のうち、少ない方の額の合計額を基礎として算定することとなっている。このうち、配分基礎額については、配分基礎額を算定する際の基礎となる面積（以下「配分基礎面積」という。）を算定して、これに交付対象事業の種別に応じて定められた単価を乗ずるなどの方法により算定することとなっている（図参照）。

図 交付額の算定方法



そして、「学校施設環境改善交付金の配分基礎額の算定方法等について」（令和2年文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課長通知）等によれば、学校給食施設整備事業に係る配分基礎面積は、学校給食の実施に必要な施設の床面積であって、原則として、当該施設の整備を行う年度（複数年度にわたって整備を行う場合は事業実施初年度）の5月1日現在において、当該学校給食を実施する学校に在学する児童又は生徒の数（以下「生徒数」という。）に応じて定められた面積（以下「基準面積」という。）を限度とすることとされている。

また、ラグビー場整備事業については、配分基礎額と交付対象工事費は同額とすることとなっており、このうち交付対象工事費については、1施設当たりの上限額が人工芝新築工事230,000,000円、防球ネット新築工事50,000,000円等と対象工事ごとに定められていて、これらの対象工事ごとに工事費と上限額とを比較して少ない方の額を合計した額とすることとなっている。

そして、市町村（特別区を含む。）等は、実績報告書等を都道府県等に提出し、都道府県等は、その内容を審査することとなっている。

本院が、20都道府県及び114市区町村において会計実地検査を行ったところ、東京都の1区において、実際の生徒数を上回る生徒数を用いて配分基礎面積等を算定していたため、配分基礎額等が過

大に算定されていた。また、東京都の1区において、工事費を上回る上限額により交付対象工事費を算定していたため、交付対象工事費が過大に算定されていた。これらの結果、交付金計24,511,000円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、2区において交付金の交付額の算定方法についての理解が十分でなかったこと、東京都において2区から提出された実績報告書等の審査が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の事態について、事業主体別に示すと次のとおりである。

部 局 等	補助事業者等 (事業主体)	交付対象事業の種別	年 度	交付金の交付額 千円	不当と認める交付金の交付額 千円	摘 要
東 京 都	江東区	学校給食施設整備事業、学校給食施設改築事業	2～4	483,590	6,830	実際の生徒数を基礎として算定していたものを上回る生徒数を算定していたもの

江東区は、令和2年度から4年度までの間に、第二大島中学校の学校給食施設整備事業等31事業を実施して、交付金計483,590,000円の交付を受けていた。

同区は、同中学校の学校給食施設整備事業の実施に当たり、元年度に実施した生徒数の推計に基づき、事業実施初年度である2年度の生徒数を239人とし、基準面積を213㎡としていた。

しかし、2年5月1日現在における実際の生徒数は184人であったため、基準面積を170㎡とすべきであった。

したがって、基準面積を170㎡とした適正な配分基礎面積に基づくなどした配分基礎額等により交付金の交付額を算定すると計476,760,000円となることから、交付金計6,830,000円が過大に交付されていた。

部 局 等	補助事業者等 (事業主体)	交付対象事業の種別	年 度	交付金の交付額 千円	不当と認める交付金の交付額 千円	摘 要
東 京 都	江戸川区	ラグビー場整備事業	2、3	124,566	17,681	工事費を上回る上限額により交付対象工事費を算定していたもの

江戸川区は、令和2、3両年度に、葛西ラグビースポーツパークの人工芝新築工事等4工事を行うラグビー場整備事業を実施して、交付金124,566,000円の交付を受けていた。

同区は、本件事業の実施に当たり、実績報告において、対象工事ごとに工事費と上限額とを比較することなく、対象工事の工事費の合計額を基に算出した401,841,000円が、対象工事ごとの上限額の合計額370,000,000円を上回っていることから、上限額の合計額に基づいて交付対象工事費を算定していた。

しかし、対象工事ごとに工事費を確認したところ、人工芝新築工事では工事費が177,481,700円となっていて、当該工事に係る上限額230,000,000円を下回っていた。

したがって、対象工事ごとに工事費と上限額とを比較して、少ない方の額を合計した適正な交付対象工事費317,481,000円により交付金の交付額を算定すると106,885,000円となることから、交付金17,681,000円が過大に交付されていた。

部 局 等	補助事業者等 (事業主体)	交付対象事業の種別	年 度	交付金の交付額 千円	不当と認める交付金の交付額 千円	摘 要
計				608,156	24,511	

労働保険の保険料の徴収額に過不足

1 件 不当金額 157,696,814円

1 保険料の概要

(1) 労働保険

労働保険は、労働者災害補償保険（以下「労災保険」という。）及び雇用保険を総称するものである。このうち、①労災保険は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）等に基づき、労働者の業務上の事由又は通勤による負傷、疾病等に対する療養補償給付等を行う保険である。また、②雇用保険は、雇用保険法（昭和49年法律第116号）等に基づき、労働者の失業等に対する失業等給付、雇用安定事業等を行う保険である。

(2) 保険料の徴収

政府は、「労働保険の保険料の徴収等に関する法律」（昭和44年法律第84号。以下「徴収法」という。）等に基づき、労働保険の事業に要する費用に充てるため、保険料を徴収することとなっている。そして、保険料は、①労災保険分については事業主が負担して、②雇用保険分については、失業等給付等に充てる部分を労働者と事業主とが折半して負担し、雇用安定事業等に充てる部分を事業主が負担して、①と②のいずれも事業主が納付することとなっている。

保険料の納付は、原則として次のとおり行われることとなっている。

ア 事業主は、毎年度の6月1日から40日以内に、都道府県労働局（以下「労働局」という。）^(注1)に対して、その年度の労働者に支払う賃金総額の見込額に保険料率を乗じて算定した概算保険料を申告して、納付する。

イ 事業主は、次の年度の6月1日から40日以内に、労働局に対して、前年度に実際に支払った賃金総額に基づいて算定した確定保険料申告書を提出する。

ウ 労働局は、この申告書の記載内容を審査して、その結果に基づき保険料の過不足分が精算される。

そして、労働局は、必要に応じて、事業主に徴収法に基づく実地調査を行うなどして、保険料の算定等について調査確認や指導を行っている。

この労働保険の保険料の令和6年度の収納済額は4兆1892億余円に上っている。

(注1) 保険料率 労災保険率と雇用保険率に分かれており、それぞれ次のとおりである。

① 労災保険率は、労災保険の適用を受ける全ての事業の過去3年間の業務災害及び通勤災害に係る災害率等を考慮して事業の種類ごとに定められており、令和3年度から6年度までは最低1000分の2.5から最高1000分の88までとなっている。

② 雇用保険率は、失業等給付、雇用安定事業等に要する費用を考慮して定められており、3年度は1000分の9（ただし、農林、水産等の事業は1000分の11、建設の事業（土木、建築その他の工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊若しくは解体又はその準備の事業をいう。以下同じ。）は1000分の12）、4年度は、4年4月1日から9月30日までの期間が1000分の9.5（ただし、農林、水産等の事業は1000分の11.5、建設の事業は1000分の12.5）、同年10月1日から5年3月31日までの期間が1000分の13.5（ただし、農林、水産等の事業は1000分の15.5、建設の事業は1000分の16.5）、5年度及び6年度は、1000分の15.5（ただし、農林、水産等の事業は1000分の17.5、建設の事業は1000分の18.5）となっている。

(3) 労災保険及び雇用保険の適用対象

労災保険は、原則として、労働者を使用する事業に適用されることとなっており、これらの事業に使用される全ての労働者が保険給付の対象となる。

また、雇用保険は、1週間の所定労働時間が20時間未満である者、継続して31日以上雇用されることが見込まれない者等には適用されないこととなっているため、これらの者を被保険者としなない取扱いとなっている。したがって、常時雇用される一般労働者のほか、いわゆるパートタイム労働者等の短時間就労者のうち、1週間の所定労働時間が20時間以上で継続して31日以上雇用されることが見込まれることなどの要件を満たす者が被保険者となる。

(4) 一括有期事業の概要等

労災保険の適用を受ける事業のうち、建設の事業や立木の伐採の事業のように、事業の期間が予定される事業（以下「有期事業」という。）については、原則として、一つの工事現場等 einen 一つの事業単位とすることとなっている。

ただし、徴収法等によれば、事務の簡素化を図ることを目的として、二つ以上の有期事業について、一定の要件に該当する場合については、それぞれの有期事業を一括して一つの事業とみなすこととされている（以下、一つの事業とみなされる有期事業を「一括有期事業」という。一括有期事業の概要等及び後述2(2)イの事態については、後掲300ページの「一括有期事業等を行う事業主に係る労働者災害補償保険の保険料の徴収及び算定基礎調査の実施について（厚生労働大臣宛て）」参照）。

2 検査の結果

(1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、合規性等の観点から、事業主の雇用する労働者の保険加入が適正になされているか、^(注2)確定保険料申告書が適切に作成されているかなどに着眼して、全国47労働局のうち14労働局管内の364事業主を選定するとともに、47労働局管内で一括有期事業に係る労災保険分の保険料の申告が適切に行われていないおそれがあるなどの1,089事業主を選定して、計1,396事業主（純計）に係る3年度から6年度までの間における各労働局の保険料の徴収の適否について検査した。

検査に当たっては、上記14労働局管内の364事業主について、14労働局において事業主から提出された確定保険料申告書等の書類により会計実地検査を行い、適正でないと思われる事態があった場合には、更に当該労働局に調査及び報告を求めて、その報告内容を確認するなどの方法により検査した。

また、47労働局管内で一括有期事業に係る労災保険分の保険料の申告が適切に行われていないおそれがあるなどの1,089事業主について、47労働局のうち18労働局において会計実地検査を行うとともに、47労働局から、一括有期事業に係る労災保険分の保険料の徴収に係る調書の提出を受けて、その内容を確認するなどの方法により検査した。

(注2) 14労働局 岩手、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、愛知、滋賀、京都、大阪、奈良、岡山、福岡、宮崎各労働局

(注3) 18労働局 青森、岩手、福島、栃木、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、愛知、滋賀、京都、大阪、奈良、岡山、愛媛、福岡、宮崎各労働局

(2) 検査の結果

検査の結果、次のア及びイのとおり、前記1,396事業主のうち、^(注4)23労働局管内の326事業主について徴収額が140,217,504円不足しており、また、14労働局管内の47事業主について徴収額が17,479,310円過大になっていて、不当と認められる。

ア 事業主が、雇用保険の加入要件を満たす短時間就労者を加入させておらず、その賃金を雇用保険分の保険料の算定の際に賃金総額に含めるべきところ、これを含めていないなどしている事態、及び雇用保険の加入要件を満たしていない短時間就労者の賃金を雇用保険分の保険料の算定の際に賃金総額から除くべきところ、これを含めるなどしている事態が見受けられた。このため、14労働局管内の202事業主について徴収額が98,970,965円不足しており、また、13労働局管内の39事業主について徴収額が16,671,937円過大となっていた。

イ 事業主が、概算保険料を納付した年度内に終了した一括有期事業に該当する工事の全部又は一部を一括有期事業報告書に記載しておらず、これらの工事の請負金額を含めることなく賃金総額を算定して、この額に基づき労災保険分の保険料を算定するなどしている事態、及び労災保険率の適用を誤るなどしている事態が見受けられた。このため、23労働局管内の130事業主について徴収額が41,246,539円不足しており、また、7労働局管内の8事業主について徴収額が807,373円過大となっていた。

(注4) 事業主の重複があるため、徴収額が不足していた事業主数326について、ア及びイの事業主数202

と130とを合計しても一致しない。

このような事態が生じていたのは、事業主が確定保険料申告書、一括有期事業報告書等を提出するに当たり、制度を十分に理解していなかったことや計算誤りをしたことにより、保険料算定の基礎となる賃金総額、請負金額等の記載が事実と相違するなどしていたのに、23労働局においてこれに対する調査確認及び指導が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

大阪労働局は、警備業を営む事業主Aから、令和5年度の労働保険の保険料について、雇用保険の被保険者28人に対して支払った賃金総額は56,438千円、その雇用保険分の保険料は874,789円であるとした確定保険料申告書の提出を受けて、これに基づき、当該保険料を徴収していた。

しかし、事業主Aは、雇用保険の加入要件を満たす短時間就労者81人を同保険に加入させておらず、これらの者に対して支払った賃金189,584千円を確定保険料申告書に記載する賃金総額に含めるべきところ、これを含めていなかった。このため、雇用保険分の保険料2,938,552円が徴収不足となっていた。

なお、これらの徴収不足額及び徴収過大額については、本院の指摘により、全て徴収決定又は還付決定の処置が執られた。

これらの徴収不足額及び徴収過大額を労働局ごとに示すと次のとおりである。

労働局名	本院の調査に係る事業主数	徴収不足があった事業主数 徴収過大があった事業主数	徴収不足額 徴収過大額(△) 千円
青 森	15	6	1,437
岩 手	36	11	2,753
宮 城	32	5	△998
茨 城	27	8	1,567
埼 玉	48	7	1,944
千 葉	63	24	15,738
東 京	85	4	△1,231
神 奈 川	63	29	13,052
富 山	22	2	△364
山 梨	24	40	28,487
岐 阜	32	6	△8,186
愛 知	52	28	9,557
滋 賀	38	3	△176
京 都	84	2	992
大 阪	80	8	1,002
奈 良	30	4	2,472
岡 山	45	17	5,016
広 島	30	3	△734
愛 媛	11	13	3,017
福 岡	56	4	△2,845
宮 崎	39	18	8,990
鹿 児 島	30	1	△40
沖 縄	24	38	21,143
計	966	4	△1,276
		13	5,963
		1	△225
		12	3,942
		4	△159
		8	934
		1	△20
		3	536
		19	7,148
		3	△144
		9	2,331
		6	△1,074
		5	603
		4	1,583
		326	140,217
		47	△17,479

健康保険及び厚生年金保険の保険料等の徴収額が不足

1 件 不当金額 813,741,140円

1 保険料等の概要

(1) 健康保険及び厚生年金保険並びに子ども・子育て拠出金

厚生労働省は、健康保険及び厚生年金保険の事業並びに子ども・子育て拠出金（以下「拠出金」という。）の徴収に関する事務を所掌しており、当該事業等に関する事務の一部を日本年金機構（以下「機構」という。）に委任し、又は委託している。そして、機構は、同省の監督の下に、本部、312年金事務所等において、当該委任され、又は委託された事務を実施している。

健康保険は、業務災害以外の疾病、負傷等に関して療養の給付、療養費の支給、傷病手当金の支給等を行う保険であり、常時一定人数以上の従業員を使用する事業所の従業員が被保険者となる。厚生年金保険は、老齢、死亡等に関して年金等の給付を行う保険であり、常時一定人数以上の従業員を使用する事業所の70歳未満の従業員が被保険者となる。また、拠出金は、児童手当の支給に要する費用、子どものための教育・保育給付に要する費用等に充てるために、厚生年金保険の被保険者を使用する事業所の事業主から徴収することとなっている。

そして、事業所に使用される従業員のうち、いわゆるパートタイム労働者等の短時間就労者については、労働時間、労働日数等からみて当該事業所に常用的に使用されている場合等には被保険者とする事となっている。

(2) 保険料等の徴収

保険料は被保険者と事業所の事業主とが折半して負担し、また、拠出金は事業主が負担して、いずれも事業主が納付することとなっている。

そして、事業主は、年金事務所に対して、健康保険及び厚生年金保険に係る次の届け書を提出することとなっている。

- ① 新たに従業員を使用したときなどには、資格取得年月日、報酬月額等を記載した被保険者資格取得届
- ② 被保険者が退職等により資格を喪失したときには、資格喪失年月日等を記載した被保険者資格喪失届
- ③ 毎年7月には、同月1日現在において使用している被保険者の報酬月額等を記載した被保険者報酬月額算定基礎届
- ④ 被保険者の報酬月額が所定の範囲以上に増減したときには、変更後の報酬月額等を記載した被保険者報酬月額変更届
- ⑤ 賞与を支給したときには、被保険者の賞与額等を記載した被保険者賞与支払届

これらの届け書の提出を受けた年金事務所は、その記載内容を点検し確認するとともに、届け書に記載された被保険者の報酬月額に基づいて標準報酬月額^(注1)を、また、被保険者の賞与額に基づいて標準賞与額^(注2)を、それぞれ決定してこれらに保険料率又は拠出金率を乗じて得た額を保険料又は拠出金（以下、これらを合わせて「保険料等」という。）として算定している。厚生労働本省（以下「本省」という。）は、その算定した額を保険料等として調査し決定するなどして徴収している。

さらに、年金事務所は、必要に応じて、事業所に健康保険法（大正11年法律第70号）等に基づく立入検査を行うなどして、被保険者の資格等について調査確認や指導を行っている。

保険料等の令和6年度の収納済額は、健康保険保険料11兆6381億余円、厚生年金保険保険料36兆3545億余円、拠出金7155億余円、計48兆7082億余円に上っている。

(注1) 標準報酬月額 健康保険では第1級58,000円から第50級1,390,000円まで、厚生年金保険では第1級88,000円から第32級650,000円までの等級にそれぞれ区分されている。被保険者の標準報酬月額は、実際に支給される報酬月額をこの等級のいずれかに当てはめて決定される。

(注2) 標準賞与額 各被保険者の賞与額から千円未満の端数を切り捨てた額で、健康保険では1か年度

の支給累計額で573万円、厚生年金保険では1か月の支給につき150万円がそれぞれ上限とされている。

2 検査の結果

(1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、合規性等の観点から、健康保険及び厚生年金保険に係る届け書の提出が適正になされているかなどに着眼して、11地域部^(注3)（4年3月31日以前は14地域部）の管轄区域内に所在する191年金事務所が管轄する事業所の約229万事業主のうち、短時間就労者を多数使用しているなど見込まれるなどの2,088事業主を選定するなどして、2年度から6年度までの間における保険料等の徴収の適否について検査した。

検査に当たっては、本省において機構本部から提出された保険料等の調査決定等の基礎となる書類により、また、191年金事務所において事業主から提出された健康保険及び厚生年金保険に係る届け書等の書類により会計実地検査を行い、適正でないと思われる事態があった場合には、更に年金事務所に調査及び報告を求めて、その報告内容を確認するなどの方法により検査した。

(注3) 地域部 機構の本部に11（令和4年3月31日以前は15）の地域部が置かれており、管轄区域内における年金事務所の行う健康保険及び厚生年金保険の適用及び保険料の徴収、拠出金の徴収、厚生年金保険の保険給付等に係る管理及び指導等に関する事務を所掌している。

(2) 検査の結果

検査したところ、事業主が、被保険者資格取得届等を提出していなかった事態、被保険者資格取得届の資格取得年月日について事実と相違した年月日を記載していた事態等が見受けられた。

このため、2,088事業主のうち、11地域部（4年3月31日以前は14地域部）の管轄区域内に所在する177年金事務所が管轄する888事業主について、徴収額が813,741,140円（健康保険保険料337,544,390円、厚生年金保険保険料467,010,419円、拠出金9,186,331円）不足していて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、事業主が制度を十分に理解していなかったなどのため、届出を適正に行っていなかったのに、177年金事務所においてこれについての指導が十分でなかったこと、また、本省において機構に対する監督が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

A会社は、飲食店の業務に従事する従業員200人を使用していた。同会社の事業主は、これらの従業員のうち177人については労働時間が短く常用的な使用でないとして、年金事務所に対して被保険者資格取得届を提出していなかった。

しかし、上記の177人について調査したところ、同会社はこのうち5人を常用的に使用しており、被保険者資格取得届を提出すべきであった。

このため、健康保険保険料8,475,969円、厚生年金保険保険料6,955,830円、拠出金136,836円、計15,568,635円が徴収不足となっていた。

なお、これらの徴収不足額については、本院の指摘により、全て徴収決定の処置が執られた。

これらの徴収不足額を地域部ごとに示すと次のとおりである。

地 域 部 名	年 金 事 務 所	本院の調査に係る事業主数	徴収不足があった事業主数	徴 収 不 足 額			
				健 康 保 険 料	厚 生 年 金 保 険 料	子 ども ・ 子 育 て 拠 出 金	計
				千円	千円	千円	千円
北海道	札幌	9	65	5,762	8,140	160	14,062
北海道	札幌	9	169	38,373	49,161	966	88,502
北海道	札幌	19	253	64,149	82,489	1,622	148,261
北海道	札幌	22	111	29,154	40,835	803	70,793
北海道	札幌	19	256	28,340	56,372	1,108	85,822
北海道	札幌	19	203	63,228	83,887	1,650	148,766
北海道	札幌	19	175	21,578	29,739	585	51,903
北海道	札幌	20	243	29,223	35,187	692	65,102
北海道	札幌	20	252	25,148	31,140	612	56,901
北海道	札幌	5	88	12,132	18,445	362	30,940
北海道	札幌	16	206	20,452	31,610	621	52,684
計	177か所	2,021	888	337,544	467,010	9,186	813,741

雇用保険の人材開発支援助成金の支給が不適正

1 件 不当金額 3, 926, 680 円

1 保険給付の概要

(1) 人材開発支援助成金

人材開発支援助成金（以下「助成金」という。）は、雇用保険で行う事業である能力開発事業の一環として、雇用保険法（昭和49年法律第116号）等に基づき、職業訓練又は教育訓練を実施するなど職業能力開発に係る支援を実施した事業主に対して、国が経費等を助成するものである。助成金の対象となる取組には、特別育成訓練コース等がある。

(2) 助成金の支給

助成金の支給を受けようとする事業主は、訓練開始日から起算して1か月前までに、実施する職業訓練の内容等が記載された訓練計画届、訓練対象者の雇用契約書、職業訓練の実施内容等を確認するための書類等を管轄の都道府県労働局（以下「労働局」という。）に提出して、その内容の確認を受けることとなっている。

そして、助成金の対象となる取組のうち、特別育成訓練コースの支給要件は、対象労働者が、事業主に従来雇用されている有期契約労働者^(注1)であることなどとなっている。

助成金の支給を受けようとする事業主は、訓練終了日の翌日から起算して2か月以内に、支給申請書に、職業訓練の実施内容等を記載した実施状況報告書等の関係書類を添えて、労働局に提出することとなっている。

支給申請書等の提出を受けた労働局は、関係書類等に基づいて、事業主やその申請内容が助成金の支給要件を満たしているかなどについて審査をした上で支給決定を行い、これに基づいて厚生労働本省は、助成金の支給を行うこととなっている。

また、労働局は、偽りその他不正の行為により本来受けることのできない支給を受けようとした事業主に対して不支給とすること、偽りその他不正の行為により本来受けることのできない支給を受けた事業主に対して、支給した助成金の全部又は一部の支給決定を取り消して返還の手続を行うことなどとなっている。

（注1） 有期契約労働者 事業主と期間の定めがある労働契約を締結している労働者

2 検査の結果

(1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、合規性等の観点から、事業主に対する助成金の支給決定が適正に行われているかに着眼して、全国47労働局のうち5労働局^(注2)が令和元年度から6年度までの間に支給決定を行った特別育成訓練コース等に係る助成金73,950件（支給決定金額計30,562,879,844円）から、支給実績等を基に、同175件（同計288,219,697円。これらの支給決定に係る事業主は88事業主）を選定して、助成金の支給の適否について、厚生労働本省及び5労働局において会計実地検査を行った。

検査に当たっては、事業主から提出された支給申請書等の書類により会計実地検査を行い、適正でないと思われる事態があった場合には、更に当該労働局に調査及び報告を求めて、その報告内容を確認するなどの方法により検査した。

（注2） 5労働局 北海道、宮城、福島、神奈川、大阪各労働局

(2) 検査の結果

検査の結果、大阪労働局が2、3両年度に支給決定を行った助成金3件に係る2事業主は、特別育成訓練コースにおいて、従来正規雇用労働者として雇用していた者の雇用形態を、訓練実施期間のみ有期契約労働者に変更するなどして、従来雇用している有期契約労働者であると偽って助成金の支給を申請していた。このため、これらの支給決定3件に係る2事業主に対する助成金の支給額計3,926,680円の全額が支給の要件を満たしていなかったもので支給が適正でなく、不当と認め

られる。

このような事態が生じていたのは、事業主が誠実でなかったため、支給申請書等の記載内容が事実と相違していたのに、大阪労働局において、これに対する審査が十分でないまま支給決定を行っていたことなどによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

大阪労働局は、事業主Aから、令和元年7月に、従来雇用する有期契約労働者に対して職業訓練を実施するとして、特別育成訓練コースに係る2件の訓練計画届及び労働条件通知書等の添付書類の提出を受けていた。

そして、同労働局は、事業主Aから、同年8月から2年1月までの間に従来雇用する有期契約労働者3名に対して訓練計画に基づく職業訓練を実施したとして、同年3月に2件の支給申請書等の提出を受けて、これらの書類に基づき、同年8月に特別育成訓練コースに係る助成金計2,638,120円の支給決定を行い、この支給決定に基づき、厚生労働本省は同月に同額を事業主Aに支給した。

しかし、実際には、事業主Aは、元年7月以前から正規雇用労働者として雇用していた3名の雇用形態を、訓練実施期間のみ有期契約労働者に変更しており、従来雇用している有期契約労働者であると偽っていたことから、特別育成訓練コースに係る助成金2,638,120円の全額が支給の要件を満たしていなかった。

なお、これらの適正でなかった支給額については、本院の指摘により、全て返還の処置が執られた。

雇用保険の特定求職者雇用開発助成金の支給が不適正

1件 不当金額 10,533,333円

1 保険給付の概要

(1) 特定求職者雇用開発助成金

特定求職者雇用開発助成金（以下「助成金」という。）は、雇用保険で行う事業のうちの雇用安定事業の一環として、雇用保険法（昭和49年法律第116号）等に基づき、60歳以上65歳未満（令和5年4月以降は60歳以上）の高年齢者や障害者等の就職が特に困難な求職者（以下「就職困難者」という。）、65歳以上の被保険者でない求職者等の雇用機会の増大及び雇用の安定を図るために、当該求職者を雇い入れた事業主に対して、当該雇用労働者の賃金の一部に相当する額を助成するもので、特定就職困難者コース助成金（以下「就職困難者コース助成金」という。）、生涯現役コース奨励金（5年3月末で廃止）等がある。

(2) 助成金の支給

ア 就職困難者コース助成金の支給要件は、事業主が就職困難者を公共職業安定所等の紹介により新たに継続して雇用する労働者として雇い入れることなどとなっている。

イ 生涯現役コース奨励金の支給要件は、事業主が、雇入れ日における満年齢が65歳以上であって、紹介日現在、被保険者でない求職者を、公共職業安定所等の紹介により新たに1年以上継続して雇用する労働者として雇い入れることなどとなっている。

また、就職困難者コース助成金及び生涯現役コース奨励金のいずれにおいても、雇入れ日の前日から起算して3年前の日から当該雇入れ日の前日までの間に当該雇入れに係る事業所と雇用又は請負の関係にあった者を雇い入れた場合等は、支給対象とならないこととなっている。

そして、支給額は、原則として、就職困難者コース助成金の場合は表1、生涯現役コース奨励金の場合は表2に記載のとおりとなっている。

表1 就職困難者コース助成金の支給額

区分		企業規模	第1期 支給額	第2期 支給額	第3期 支給額	第4期 支給額	第5期 支給額	第6期 支給額	支給 総額	支給 回数
短時間労働者以外	60歳以上65歳未満の高年齢者等 注(2)	中小企業事業主 以外の事業主	25万円	25万円					50万円	2回
		中小企業事業主	30万円	30万円					60万円	2回
	身体障害者及び 知的障害者	中小企業事業主 以外の事業主	25万円	25万円					50万円	2回
		中小企業事業主	30万円	30万円	30万円	30万円			120万円	4回
	重度障害者等	中小企業事業主 以外の事業主	33万円	33万円	34万円				100万円	3回
		中小企業事業主	40万円	40万円	40万円	40万円	40万円	40万円	240万円	6回
短時間労働者	下記の区分に該当しない、労働時間が週20時間以上30時間未満の短時間労働者	中小企業事業主 以外の事業主	15万円	15万円					30万円	2回
		中小企業事業主	20万円	20万円					40万円	2回
	労働時間が週20時間以上30時間未満の障害者	中小企業事業主 以外の事業主	15万円	15万円					30万円	2回
		中小企業事業主	20万円	20万円	20万円	20万円			80万円	4回

注(1) 雇入れに係る日（賃金締切日が定められている場合は雇入れ日の直後の賃金締切日の翌日等。表2において同じ。）から起算した最初の6か月を第1期、以後6か月ごとに第2期、第3期、第4期、第5期、第6期とする。

注(2) 令和5年4月以降は、60歳以上の高年齢者等

表2 生涯現役コース奨励金の支給額

区分	企業規模	第1期 支給額	第2期 支給額	支給総額	支給回数
下記の区分に該当しない者	中小企業事業主以外の事業主	30万円	30万円	60万円	2回
	中小企業事業主	35万円	35万円	70万円	2回
労働時間が週20時間以上30時間未満の短時間労働者	中小企業事業主以外の事業主	20万円	20万円	40万円	2回
	中小企業事業主	25万円	25万円	50万円	2回

(注) 雇入れに係る日から起算した最初の6か月を第1期、以後の6か月を第2期とする。

助成金の支給を受けようとする事業主は、助成金に係る支給申請書及び支給要件を満たした労働者に係る出勤簿等の添付書類を都道府県労働局（以下「労働局」という。）に提出することとなっている。そして、労働局は、支給申請書等に記載されている当該労働者の氏名、生年月日、雇用年月日、賃金の支払、事業主の過去の不正受給の有無等を審査した上で支給決定を行い、これに基づいて厚生労働本省は、助成金の支給を行うこととなっている。

また、労働局は、偽りその他不正の行為により本来受けることのできない支給を受けようとした事業主に対して不支給とすること、偽りその他不正の行為により本来受けることのできない支給を受けた事業主に対して、支給した助成金の全部又は一部の支給決定を取り消して返還の手続を行うことなどとなっている。

2 検査の結果

(1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、合規性等の観点から、事業主に対する助成金の支給決定が適正に行われているかに着眼して、全国47労働局のうち7労働局が元年度から6年度までの間に支給決定を行った助成金203,075件（支給決定金額計54,135,244,905円）から、支給実績等を基に、同1,126件（同293,049,973円。これらの支給決定に係る事業主は75事業主）を選定して、助成金の支給の適否について、厚生労働本省及び7労働局において会計実地検査を行った。

検査に当たっては、事業主から提出された支給申請書等の書類により会計実地検査を行い、適正でないと思われる事態があった場合には、更に当該労働局に調査及び報告を求めて、その報告内容を確認するなどの方法により検査した。

(注) 7労働局 北海道、宮城、埼玉、千葉、滋賀、奈良、福岡各労働局

(2) 検査の結果

検査の結果、3労働局において元年度から5年度までの間に支給決定を行った助成金29件に係る6事業主は、雇入れ日の前日から起算して3年前の日から当該雇入れ日の前日までの間に当該雇入れに係る事業所と雇用又は請負の関係にあった者を雇い入れているのに当該者を支給対象に含めるなどして助成金の支給を申請していた。このため、これらの支給決定29件に係る6事業主に対する助成金の支給額計36,849,999円（就職困難者コース助成金33,749,999円、生涯現役コース奨励金3,100,000円）のうち計10,533,333円（就職困難者コース助成金9,333,333円、生涯現役コース奨励金1,200,000円）は支給の要件を満たしていなかったもので支給が適正でなく、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、事業主が誠実でなかったことや、制度を十分に理解していなかったことにより、支給申請書等の記載内容が事実と相違していたのに、3労働局において、これに対する審査が十分でないまま支給決定を行っていたことなどによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

福岡労働局は、事業主Aから、65歳以上の被保険者でない求職者Bを令和4年2月4日に福岡南公共職業安定所の紹介を受けて同年2月10日に雇い入れたとする支給申請書等の提出を受けて、これらに基づき、求職者Bを支給対象とする生涯現役コース奨励金500,000円の支給決定を行っていた。

しかし、実際には、求職者Bは4年2月1日から勤務を開始しており、事業主Aは、既に雇用していて、雇入れ日の前日（2月9日）から起算して3年前の日から当該雇入れ日の前日までの間に当該雇入れに係る事業所と雇用の関係にあった求職者Bに、形式的に公共職業安定所の紹介を受けさせて、その紹介により雇い入

れたことにしていた。

したがって、求職者Bは生涯現役コース奨励金の支給対象とならず、生涯現役コース奨励金500,000円的全額が支給の要件を満たしていなかった。

なお、これらの適正でなかった支給額については、本院の指摘により、全て返還の処置が執られた。

これらの適正でなかった支給額を労働局ごとに示すと次のとおりである。

労働局名	本院の調査に係る事業主数	不適正支給に係る事業主数	左の事業主に支給した助成金(注) 千円	左のうち不当と認める助成金(注) 千円
北海道	23	2	15,316	3,600
宮城	16	2	11,000	2,800
福岡	12	2	7,433 3,100	2,933 1,200
計	51	6	33,749 3,100	9,333 1,200
合計			36,849	10,533

(注) 「左の事業主に支給した助成金」及び「左のうち不当と認める助成金」の上段は就職困難者コース助成金に係る分、下段は生涯現役コース奨励金に係る分である。

雇用保険のキャリアアップ助成金の支給が不適正

1 件 不当金額 21,390,000円

1 保険給付の概要

(1) キャリアアップ助成金

キャリアアップ助成金（以下「助成金」という。）は、雇用保険で行う事業である雇用安定事業及び能力開発事業の一環として、雇用保険法（昭和49年法律第116号）等に基づき、期間の定めがある労働契約を締結する者（以下「^(注1)有期雇用労働者」という。）等の企業内でのキャリアアップを支援するために、キャリアアップに向けた取組を実施した事業主に対して国が経費等を助成するものである。助成金の対象となる取組には、正社員化コース、社会保険適用時処遇改善コース等がある。

（注1） キャリアアップ 職務経験又は職業訓練等（職業訓練又は教育訓練をいう。）の職業能力の開発の機会を通じて、職業能力の向上並びにこれによる将来の職務上の地位及び賃金をはじめとする処遇の改善が図られること

(2) 助成金の支給

助成金の支給を受けようとする事業主は、対象者、目標、計画期間等が記載されたキャリアアップ計画書を管轄の都道府県労働局（以下「労働局」という。）に提出して受給資格の認定を受けることとなっている。

そして、正社員化コースの支給要件は、事業主が、上記のキャリアアップ計画書に記載された計画期間内に労働協約又は就業規則等に基づき、有期雇用労働者を正規雇用労働者に転換することなどとなっている。また、社会保険適用時処遇改善コースの支給要件は、事業主が、有期雇用労働者等の週所定労働時間を4時間以上延長することなどにより新たに社会保険の被保険者とした対象労働者について、社会保険の被保険者要件を満たすこととなった日以降の全ての期間、雇用保険及び社会保険の被保険者として適用させていることなどとなっている。

助成金の支給を受けようとする事業主は、正社員化コースについては、有期雇用労働者を正規雇用労働者に転換等した後、6か月分の賃金を支給した日の翌日から起算して2か月以内に、支給申請書に雇用契約書、労働条件通知書等の関係書類を添えて、労働局に提出することなどとなっている。また、社会保険適用時処遇改善コースについては、有期雇用労働者等について、週所定労働時間を4時間以上延長するなどして、新たに社会保険の被保険者とした後、6か月分の賃金を支給した日の翌日から起算して2か月以内に、支給申請書に雇用契約書、賃金台帳等の関係書類を添えて、労働局に提出することなどとなっている。

支給申請書等の提出を受けた労働局は、関係書類等に基づいて、事業主やその申請内容が助成金の支給要件を満たしているかなどについて審査をした上で支給決定を行い、これに基づいて厚生労働本省は、助成金の支給を行うこととなっている。

また、労働局は、偽りその他不正の行為により本来受けることのできない支給を受けようとした事業主に対して不支給とすること、偽りその他不正の行為により本来受けることのできない支給を受けた事業主に対して、支給した助成金の全部又は一部の支給決定を取り消して返還の手続を行うことなどとなっている。

2 検査の結果

(1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、合規性等の観点から、事業主に対する助成金の支給決定が適正に行われているかに着眼して、全国47労働局のうち9労働局が令和元年度から6年度までの間に支給決定を行った正社員化コース等に係る助成金119,015件（支給決定金額計97,031,771,250円）から、支給実績等を基に、同219件（同計372,620,000円。これらの支給決定に係る事業主は124事業主）を選定して、助成金

の支給の適否について、厚生労働本省及び9労働局において会計実地検査を行った。

検査に当たっては、事業主から提出された支給申請書等の書類により会計実地検査を行い、適正でないと思われる事態があった場合には、更に当該労働局に調査及び報告を求めて、その報告内容を確認するなどの方法により検査した。

(注2) 9労働局 北海道、宮城、茨城、東京、山梨、愛知、大阪、福岡、沖縄各労働局

(2) 検査の結果

検査の結果、5労働局において元年度から6年度までの間に支給決定を行った助成金20件に係る14事業主は、正社員化コースにおいて、有期雇用労働者等を正規雇用労働者に転換していないのに転換したなどと偽っていたほか、社会保険適用時処遇改善コースにおいて、雇用保険の被保険者とならない者を対象労働者に含めるなどして助成金の支給を申請していた。このため、これらの支給決定20件に係る14事業主に対する助成金の支給額計23,790,000円のうち計21,390,000円は支給の要件を満たしていなかったもので支給が適正でなく、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、事業主が誠実でなかったことや、制度を十分に理解していなかったことにより、支給申請書等の記載内容が事実と相違していたのに、5労働局において、これに対する審査が十分でないまま支給決定を行っていたことなどによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

茨城労働局は、事業主Aから、令和2年5月30日から7年5月29日までを計画期間とする正社員化コースに係るキャリアアップ計画書の提出を2年5月に受けて、助成金の受給資格を認定していた。

そして、同労働局は、事業主Aから、有期雇用労働者計4人を同年12月に正規雇用労働者に転換させたとして、3年7月に1件の支給申請書及び雇用契約書等の関係書類の提出を受けて、これらの書類に基づき、4年1月に助成金1,710,000円の支給決定を行い、この支給決定に基づき、厚生労働本省は同月に同額を事業主Aに支給した。

しかし、実際には、事業主Aは、採用当初から正社員として雇用していた者を有期雇用労働者から正規雇用労働者へ転換したとする虚偽の雇用契約書を提出するなどしていたことから、正社員化コースに係る助成金1,710,000円の全額が支給の要件を満たしていなかった。

なお、これらの適正でなかった支給額については、本院の指摘により、全て返還の処置が執られた。

これらの適正でなかった支給額を労働局ごとに示すと次のとおりである。

労働局名	本院の調査に係る事業主数	不適正受給事業主数	左の事業主に支給した助成金	左のうち不当と認める助成金	
				千円	千円
北海道	14	3	5,700	5,700	5,700
茨城	13	3	2,850	2,850	2,850
大阪	15	3	5,265	2,865	2,865
福岡	15	1	570	570	570
沖縄	16	4	9,405	9,405	9,405
計	73	14	23,790	21,390	21,390

雇用保険の失業等給付金の支給が不適正

1件 不当金額 10,911,472円

1 保険給付の概要

(1) 雇用保険

雇用保険は、雇用保険法（昭和49年法律第116号）等に基づき、常時雇用される労働者等を被保険者として、被保険者が失業した場合、被保険者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合等に、その生活及び雇用の安定を図るなどのために失業等給付金の支給を行うほか、雇用安定事業等を行う保険である。

(2) 失業等給付金の種類

失業等給付金には、次の求職者給付及び就職促進給付のほか、教育訓練給付及び雇用継続給付の4種がある。

ア 求職者給付には基本手当等7種の手当等があり、このうち基本手当は、失業等給付金の支給額の大きな部分を占めており、失業者の生活の安定を図る上で基本的な役割を担うもので、受給資格者が失業している日について所定給付日数を限度として支給される。

イ 就職促進給付には再就職手当等8種（令和7年4月以降は7種）の手当等があり、このうち再就職手当は、早期の再就職の促進を図るもので、受給資格者が基本手当を受給できる日数を所定給付日数の3分の1以上残して安定した職業に就いた場合に支給される。

（注1） 受給資格者 65歳未満の被保険者が、離職して労働の意思及び能力を有するにもかかわらず職業に就くことができない状態にあり、原則として、離職日以前2年間に被保険者期間が通算して12か月以上（倒産等により離職した者（特定受給資格者）及び特定受給資格者以外の者であって期間の定めのある労働契約の期間が満了し、かつ、当該労働契約の更新を希望したにもかかわらず、当該更新がないことなどにより離職した者については、離職日以前1年間に被保険者期間が通算して6か月以上）あることの要件を満たして、公共職業安定所において基本手当を受給する資格があると決定された者

(3) 失業等給付金の支給

失業等給付金は、公共職業安定所（以下「安定所」という。）が次のように支給決定を行い、これに基づいて厚生労働本省等が支給することとなっている。

ア 基本手当については、受給資格者から提出された失業認定申告書に記載されている就職又は就労（臨時的に短期間仕事に就くこと）の有無等について調査し確認して、失業の認定を行った上で、支給決定を行う。

イ 再就職手当については、受給資格者から提出された再就職手当支給申請書に記載されている雇入年月日等について調査し確認した上で、支給決定を行う。

また、偽りその他不正の行為によりア又はイの手当の支給を受け、又は受けようとした者に対しては、その支給を受け、又は受けようとした日以後、当該各手当等を支給しないことなどとなっており、安定所は、既に支給した手当等の返還等を命ずることができることとなっている。

2 検査の結果

(1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、合規性等の観点から、失業等給付金の支給を受けた者（以下「受給者」という。）に対する失業等給付金の支給決定が適正に行われているかに着眼して、全国47都道府県労働局（以下、都道府県労働局を「労働局」という。）の436安定所（7年3月末現在）のうち、12労働局の85安定所において会計実地検査を行い、4年度から6年度までの間における受給者から3,217人を選定して、失業等給付金の支給の適否について検査した。

検査に当たっては、受給者から提出された失業認定申告書、再就職手当支給申請書等の書類により会計実地検査を行い、適正でないと思われる事態があった場合には、他の年度分も含めて更に当該安定所に調査及び報告を求めて、その報告内容を確認するなどの方法により検査した。

(注2) 12労働局 北海道、宮城、山形、群馬、埼玉、千葉、東京、滋賀、京都、奈良、山口、福岡各労働局

(2) 検査の結果

検査の結果、5労働局の15安定所管内における4年度から6年度までの間の受給者25人については、事実と相違した失業認定申告書、再就職手当支給申請書等により失業等給付金の支給を受けており、これらに対する失業等給付金の支給額計23,757,890円のうち計10,911,472円は、支給の要件を満たしていなかったもので支給が適正でなく、不当と認められる。

これを給付の種別に示すと次のとおりである。

ア 求職者給付

15安定所管内の受給者25人に対する基本手当の支給額計16,784,372円のうち計3,937,954円は、支給の要件を満たしていなかった。

イ 就職促進給付

8安定所管内の受給者10人に対する再就職手当の支給額計6,973,518円の全額は、支給の要件を満たしていなかった。

このような事態が生じていたのは、受給者が誠実でなかったなどのため、失業認定申告書、再就職手当支給申請書等の記載内容が事実と相違していたのに、15安定所において、これらに対する調査確認が十分でないまま支給決定を行っていたことによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

彦根安定所は、令和5年2月28日に退職した受給者Aから、同年3月30日から同年7月31日までの期間に係る失業認定申告書及び同年8月1日に就職したとする再就職手当支給申請書の提出を受けて、これに基づき、基本手当607,989円及び再就職手当261,783円、計869,772円の支給決定を行っていた。

しかし、実際には、受給者Aは同年4月6日に就職していたのに、上記のとおり同年7月31日までは失業していて同年8月1日に就職したと偽って申告したことから、受給者Aに対する基本手当573,388円及び再就職手当261,783円、計835,171円が支給の要件を満たしていなかった。

なお、これらの適正でなかった支給額のうち、時効が成立しているものを除いた10,396,157円については、本院の指摘により、全て返還の処置が執られた。

これらの適正でなかった支給額を労働局ごとに示すと次のとおりである。

労働局名	安	定	所	本院の調査に係る受給者数	不適正受給者数	左の受給者に支給した失業等給付金	左のうち不当と認める失業等給付金
				人	人	千円	千円
北 海 道	札幌	幌川計	等 5	400	8	5,152	761
			等 3	153	4	3,824	3,824
山 形	小 米	沢沢計	等 2	87	2	8,977	4,586
				44	1	797	343
千 葉	小 市	川川計	等 2	71	2	252	252
				22	1	1,049	595
滋 賀	小 大	津根計	等 4	71	2	1,893	937
			等 2	22	1	511	511
奈 良	小 大	良田計	等 4	115	10	2,405	1,449
			等 2	49	3	4,553	1,767
	和 高		等 2	1,251		1,251	1,251
				5,805		3,018	
求職者給付計	就職促進給付計	15か所		80	3	4,386	127
				24	1	1,133	1,133
合計				5,520		1,261	1,261
				753	25	16,784	3,937
			8か所	292	10	6,973	6,973
						23,757	10,911

注(1) 上段は求職者給付に係る分、下段は就職促進給付に係る分である。

注(2) 安定所数及び不適正受給者数については、両給付間で重複しているものがあり、実数はそれぞれ15か所、25人である。

求職者支援制度における認定職業訓練実施奨励金の支給が不適正

1 件 不当金額 522,040,500円

1 求職者支援制度等の概要

(1) 求職者支援制度の概要

求職者支援制度は、雇用保険で行う事業のうち能力開発事業の一環として、「職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律」（平成23年法律第47号。以下「求職者支援法」という。）等に基づき、雇用保険の受給ができない失業者であって、支援の必要がある者（以下「特定求職者」という。）の就職を促進し、もって特定求職者の職業及び生活の安定に資することを目的として、特定求職者に対して職業訓練の実施等の就職に関する支援措置を講ずるなどするものとなっている。

(2) 職業訓練の認定、認定職業訓練実施奨励金の支給等

ア 職業訓練の認定

求職者支援法によれば、厚生労働大臣は、職業訓練を行う者（以下「訓練実施機関」という。）の申請に基づき、訓練実施機関が行う職業訓練について、「職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則」（平成23年厚生労働省令第93号）で定める基準等に適合するものであることの認定をすることができることとされている（以下、認定された職業訓練を「認定職業訓練」という。）。

また、厚生労働大臣は、職業訓練の認定に関する事務を独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「機構」という。）に行わせることとされていて、機構は、厚生労働省が定めた「求職者支援制度業務取扱要領」（平成23年職発0901第4号、能発0901第5号。以下「取扱要領」という。）等を踏まえて、「求職者支援訓練の認定基準等について」及び「求職者支援訓練の認定申請書を提出するに当たっての留意事項」（以下、これらを合わせて「認定基準等」という。）を、厚生労働省の確認を経た上で作成して、公表している。そして、認定基準等によれば、職業訓練の講師は、担当する訓練内容に関する実務等の経験を5年以上有する者であること（以下、この要件を「実務等要件」という。）などとされている。

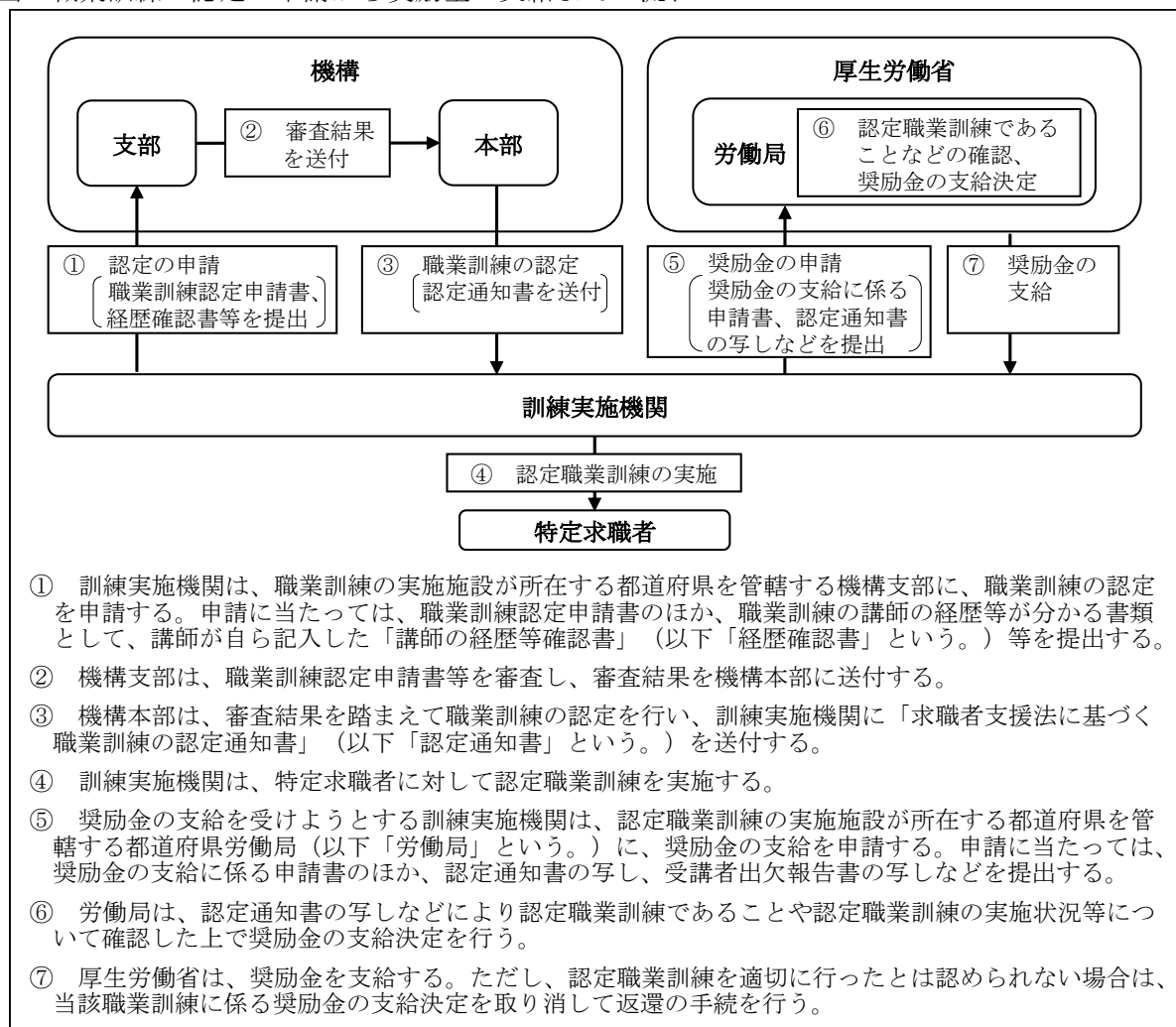
イ 認定職業訓練実施奨励金の支給

求職者支援法等によれば、国は、認定職業訓練が円滑かつ効果的に行われることを奨励するために、認定職業訓練を行う訓練実施機関に対して、認定職業訓練実施奨励金（以下「奨励金」という。）を支給することができることとされている。そして、認定職業訓練実施奨励金支給要領（平成23年職発0930第18号、能発0930第10号。以下「支給要領」という。）等によれば、奨励金の支給要件は、訓練実施機関が特定求職者に対して認定職業訓練を適切に行うことなどとされている。

ウ 職業訓練の認定の申請から奨励金の支給までの流れ

職業訓練の認定の申請から奨励金の支給までの流れについては、取扱要領、支給要領等において、図のとおりとなっている。

図 職業訓練の認定の申請から奨励金の支給までの流れ



2 検査の結果

(1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、合規性等の観点から、職業訓練の認定が適正に行われ、奨励金が適正に支給されているかなどに着眼して、機構の東京、大阪両支部が職業訓練認定申請書等の審査を行い、令和元年度から6年度までの間に奨励金が支給された4,323認定職業訓練から、訓練実施機関ごとの認定件数等を基に、26訓練実施機関に係る984認定職業訓練を選定して、職業訓練の認定及び奨励金の支給の適否等について、機構本部及び東京、大阪両支部並びに厚生労働本省及び東京、大阪両労働局において会計実地検査を行った。

検査に当たっては、訓練実施機関から提出された職業訓練認定申請書、奨励金の支給に係る申請書等の書類により会計実地検査を行い、適正でないと思われる事態があった場合には、更に機構及び厚生労働省に調査及び報告を求めて、その報告内容を確認するなどの方法により検査した。

(2) 検査の結果

検査したところ、次のとおり適正とは認められない事態が見受けられた。

訓練実施機関Aは、平成31年4月から令和6年9月までの間に東京都内又は大阪府内で開講予定の195職業訓練の認定を申請するに当たり、195職業訓練に係る講師115名全員が実務等要件を満たすとして、機構の東京支部又は大阪支部に職業訓練認定申請書と併せて経歴確認書等をそれぞれ提出していた。また、機構の東京、大阪両支部は職業訓練認定申請書等を審査し、審査結果を機構本部にそれぞれ送付し、機構本部は審査結果を踏まえて195職業訓練について認定を行い、認定通知書を訓練実施機関Aに送付していた。そして、訓練実施機関Aは、195認定職業訓練について、

東京労働局又は大阪労働局に奨励金の支給に係る申請書と併せて認定通知書の写しなどをそれぞれ提出して奨励金の支給を申請し、元年度から6年度までの間に、195認定職業訓練に係る奨励金計635,544,500円の支給を受けていた。

しかし、講師の実際の経歴を確認したところ、訓練実施機関Aは、上記の講師115名のうち45名について、担当する訓練内容に関する実務等の経験が全くないなど、実務等要件を満たしていなかったのに、実務等要件を満たしたとする虚偽の経歴確認書を作成して職業訓練の認定を申請していた。このため、195認定職業訓練のうち、上記の45名が講師となっていた159認定職業訓練については認定基準等に適合しておらず、機構がこれらの職業訓練を認定したことは適正ではないと認められる。

したがって、上記の159認定職業訓練に係る奨励金計522,040,500円の支給は適正でなく、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、訓練実施機関Aが誠実でなかったため、経歴確認書等の記載内容が事実と相違していたのに、機構において、これに対する審査が十分でないまま職業訓練の認定を行っていたことなどによると認められる。

なお、これらの適正でなかった支給額522,040,500円のうち、返還請求の権利が時効により消滅している23,765,000円を除いた498,275,500円については、本院の指摘により、返還の処置が執られた。

厚生年金保険の老齢厚生年金の支給が不適正

1 件 不当金額 22,009,176円

1 保険給付の概要

(1) 厚生年金保険の給付

厚生労働省は、厚生年金保険の事業に関する事務を所掌しており、当該事業に関する事務の一部を日本年金機構（以下「機構」という。）に委任し、又は委託している。そして、機構は、同省の監督の下に、本部、312年金事務所等において、当該委任され、又は委託された事務を実施している。

厚生年金保険（前掲92ページの「健康保険及び厚生年金保険の保険料等の徴収額が不足」参照）において行う給付には、老齢厚生年金等がある。

(2) 老齢厚生年金

ア 老齢厚生年金の支給の原則

老齢厚生年金では、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）により、厚生年金保険の適用事業所に使用された期間（以下「被保険者期間」という。）を1か月以上有し、老齢基礎年金に係る保険料納付済期間が10年以上ある者等が65歳以上である場合に受給権者となる。

また、当分の間の特例として支給される老齢厚生年金では、原則60歳以上で被保険者期間を1年以上有し、老齢基礎年金に係る保険料納付済期間が10年以上ある65歳未満の者等が受給権者となっている（以下、老齢厚生年金のうち、特例として支給される老齢厚生年金を「特別支給の老齢厚生年金」という。）。

イ 老齢厚生年金の給付額

老齢厚生年金の給付額は、受給権者の被保険者期間、被保険者期間における報酬、生年月日等を基に算定される額（以下「基本年金額」という。）等となっている。

ウ 老齢厚生年金の支給の停止

老齢厚生年金の受給権者が、厚生年金保険の適用事業所に労働時間、労働日数等からみて常用的に使用されて被保険者となった場合等において、総報酬月額相当額^(注1)と基本月額（基本年金額を12で除して得た額）との合計額が500,000円（令和5年3月までは470,000円、5年4月から6年3月までは480,000円。ただし、4年3月以前の特別支給の老齢厚生年金については280,000円。以下同じ。）を超えるときなどには、基本年金額の一部又は全部の支給等を停止することとなっている。そして、この場合の支給停止の手続は次のとおりとなっている。

- ① 受給権者を常用的に使用している厚生年金保険の適用事業所の事業主等は、受給権者の氏名、基礎年金番号等を確認するなどした上で、資格取得年月日、報酬月額等を記載した被保険者資格取得届等を年金事務所に提出する。

また、受給権者が70歳到達日以降に事業所に使用される場合、同事業主等は、原則として70歳以上被用者該当届等を提出する。

- ② 年金事務所は、これを点検し確認した上で、届出内容を機構本部に伝達する。
- ③ 機構本部が届出内容に基づいて算定した受給権者に係る年金の支給停止額を厚生労働本省（以下「本省」という。）が確認し、決定する。

さらに、年金事務所は、必要に応じて、事業所に厚生年金保険法に基づく立入検査を行うなどして、被保険者の資格等について調査確認や指導を行っている。

(注1) 総報酬月額相当額 標準報酬月額と、受給権者が被保険者である日の属する月以前1年間の標準賞与額（総額）を12で除して得た額との合算額

2 検査の結果

(1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、合規性等の観点から、厚生年金保険に係る被保険者資格取得届等の提出が適正になされているかなどに着眼して、11地域部^(注2)（4年3月31日以前は14地域部）の管轄区域内に所在する140年金事務所が管轄する事業所等のうち、老齢厚生年金の受給権者等を使用している345事業所について、2年度から6年度までの間における老齢厚生年金の支給の適否について検査した。

検査に当たっては、本省において機構本部から提出された関係書類により、また、140年金事務所において事業主から提出された厚生年金保険に係る被保険者資格取得届等の書類により会計実地検査を行い、適正でないと思われる事態があった場合には、更に年金事務所に調査及び報告を求めて、その報告内容を確認するなどの方法により検査した。

(注2) 地域部 機構の本部に11（令和4年3月31日以前は15）の地域部が置かれており、管轄区域内における年金事務所の行う健康保険及び厚生年金保険の適用及び保険料の徴収、拠出金の徴収、厚生年金保険の保険給付等に係る管理及び指導等に関する事務を所掌している。

(2) 検査の結果

検査したところ、7地域部（4年3月31日以前は9地域部）の管轄区域内に所在する23年金事務所が管轄する28事業所の老齢厚生年金の受給権者40人については、当該事業所において常用的に使用されていて厚生年金保険の被保険者資格要件を満たすなどしており、総報酬月額相当額と基本月額との合計額が500,000円を超えるなどしていた。このような場合には、機構本部において、基本年金額の一部又は全部の支給等を停止するための手続きをとる必要があったのに、事業主から被保険者資格取得届、70歳以上被用者該当届等が提出されていなかったことなどからこの手続きがとられておらず、本省は、これらの40人について、基本年金額の一部又は全部の支給等を停止していなかった。

このため、上記の40人に対する老齢厚生年金の支給（支給額計44,556,036円）のうち計22,009,176円については、支給が適正でなく、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、受給権者又は事業主が制度を十分に理解していなかったなどのため、事業主が被保険者資格取得届、70歳以上被用者該当届等の提出を適正に行っていなかったのに、23年金事務所においてこれについての指導が十分でなかったこと、また、本省において機構に対する監督が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

受給権者Aは、平成13年4月に社会保険庁長官から老齢厚生年金の裁定を受け、同年3月分から令和6年5月分まで、老齢厚生年金を全額支給されていた。

しかし、Aは遅くとも4年6月から、B事業所に常用的に使用されているため、同事業所の事業主は、Aについて年金事務所に対して厚生年金保険の70歳以上被用者該当届の提出が必要であるのに、その提出をしていなかった。

このため、4年6月分から6年5月分までの支給額の一部計4,281,856円については、支給が停止されていなかった。

なお、これらの適正でなかった支給額については、本院の指摘により、全て返還の処置が執られた。

これらの適正でなかった支給額を地域部ごとに示すと次のとおりである。

地 域 部 名	年 金 事 務 所	本院の調査 に係る受給 権者等数	不適正受給 権者数	左の受給権者 に係る支給額	左のうち不当 と認める支給 額
		人	人	千円	千円
北 関 東 ・ 信 越 南 関 東 第 一 中 関 東 第 二 近 畿 第 三 中 四 計	桐 生 等 5	47	7	9,204	5,566
	千 代 田 等 3	30	6	5,810	1,203
	幕 張 等 1	12	4	2,121	1,128
	岐 阜 北 等 7	86	9	13,816	7,530
	舞 鶴 等 3	21	7	3,273	748
	山 東 等 3	31	6	9,695	5,295
	岡 居 1	1	1	635	535
	新 居 浜 1	1	1	635	535
	23か所	228	40	44,556	22,009
	計				

医療費に係る国の負担が不当

1 件 不当金額 330,357,992円

1 医療給付の概要

(1) 医療給付の種類

厚生労働省所管の医療保障制度には、後期高齢者医療制度、医療保険制度及び公費負担医療制度があり、これらの制度により次の医療給付が行われている。

ア 後期高齢者医療制度において、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。）に基づき、各都道府県の区域内に住所を有する後期高齢者（75歳以上の者又は65歳以上75歳未満の者で一定の障害の状態にある者をいう。以下同じ。）に対して後期高齢者医療の事務を処理するために当該都道府県の区域内の全ての市町村（特別区を含む。以下同じ。）が加入する後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）が行う医療

イ 医療保険制度の一環として、健康保険法（大正11年法律第70号）、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）等（以下「医療保険各法」という。）に規定する保険者が、医療保険各法に基づき、後期高齢者を除く被保険者（被扶養者を含む。以下同じ。）に対して行う医療

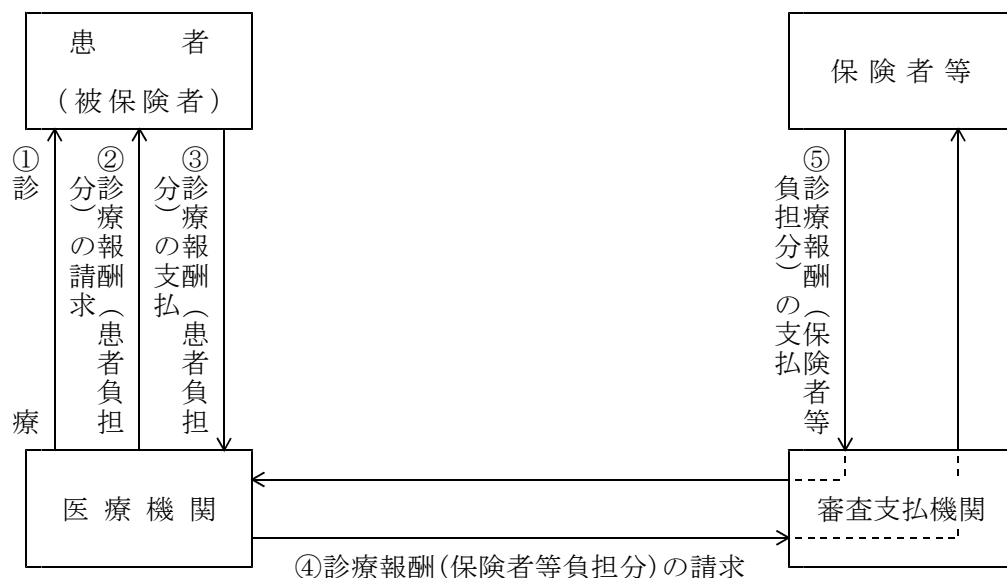
ウ 公費負担医療制度の一環として、都道府県又は市町村が、生活保護法（昭和25年法律第144号）等に基づき被保護者等に対して行う医療

(2) 診療報酬

これらの医療給付においては、被保険者（(1)ウの被保護者等を含む。以下同じ。）が医療機関で診察、治療等の診療を受けた場合等に、広域連合、保険者、都道府県又は市町村（以下「保険者等」という。）及び患者が、これらの費用を医療機関に診療報酬として支払う。

診療報酬の支払の手続は、次のとおりとなっている（図参照）。

図 診療報酬の支払の手続



ア 診療を担当した医療機関は、診療報酬として医療に要する費用を、診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号。以下「算定基準」という。）等により、入院基本料、入院基本料等加算、在宅医療、リハビリテーション等の区分ごとに定められた所定の診療点数に単価（10円）を乗ずるなどして算定する。

イ 医療機関は、診療報酬のうち、患者負担分を患者に請求して、残りの診療報酬（以下「医療費」という。）については、高齢者医療確保法に係るものは広域連合に、医療保険各法に係る

ものは各保険者に、また、生活保護法等に係るものは都道府県又は市町村に請求する。

このうち、保険者等に対する医療費の請求は、次のように行われている。

(ア) 医療機関は、診療報酬請求書（以下「請求書」という。）に医療費の明細を明らかにした診療報酬明細書（以下「レセプト」という。）を添付して、これらを国民健康保険団体連合会又は社会保険診療報酬支払基金（以下「審査支払機関」と総称する。）に毎月1回送付する。

(イ) 審査支払機関は、請求書及びレセプトにより請求内容を審査点検した後、医療機関ごと、保険者等ごとの請求額を算定して、その後、請求額を記載した書類と請求書及びレセプトを各保険者等に送付する。

ウ 請求を受けた保険者等は、それぞれの立場から医療費についての審査点検を行って金額等を確認した上で、審査支払機関を通じて医療機関に医療費を支払う。

(3) 国の負担

保険者等が支払う医療費の負担は次のようになっている。

ア 高齢者医療確保法に係る医療費（以下「後期高齢者医療費」という。）については、広域連合が審査支払機関を通じて支払うが、この費用は国、都道府県、市町村及び保険者が次のように負担している。

(ア) 高齢者医療確保法に基づき、原則として、国は12分の4を、都道府県及び市町村はそれぞれ12分の1を負担しており、残りの12分の6については、各保険者が納付する後期高齢者支援金及び後期高齢者の保険料が財源となっている。

(イ) 国民健康保険法に基づき、国は都道府県等が保険者として納付する後期高齢者支援金に要する費用の額の一部を負担している。

(ウ) 健康保険法に基づき、国は全国健康保険協会が保険者として納付する後期高齢者支援金に要する費用の額の一部を負担している。

イ 医療保険各法に係る医療費については、国は、患者が、①全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者である場合は全国健康保険協会が支払った額の16.4%を、②都道府県及び市町村が行う国民健康保険の被保険者（退職者医療制度に係る退職被保険者及びその被扶養者を除く。）である場合は市町村が支払った額の41%を、③国民健康保険組合が行う国民健康保険の被保険者である場合は国民健康保険組合が支払った額の13%から47.4%までを、それぞれ負担している。

（注1） 退職者医療制度 退職被保険者（被用者保険の被保険者であった者で、平成26年度までの間に退職して国民健康保険の被保険者となり、かつ、厚生年金等の受給権を取得した場合に65歳に達するまでの間において適用される資格を有する者）及びその被扶養者の医療費を被用者保険の保険者が負担する制度。経過措置も含めて令和6年3月31日で廃止されている。

ウ 生活保護法等に係る医療費については、国は都道府県又は市町村が支払った医療費の4分の3又は2分の1を負担している。

2 検査の結果

(1) 検査の観点及び着眼点

国民医療費は、医療の高度化や人口の高齢化に伴って、令和3年度以降毎年度45兆円を超えている。また、高齢化が急速に進展する中で、国民医療費に占める後期高齢者医療費の割合は3割を大きく超え、4割に近づいてきている。このような状況の中で医療費に対する国の負担も多額に上っていることから、本院は、後期高齢者医療費を中心に、合規性等の観点から、医療費の請求が適正に行われているかに着眼して検査した。

(2) 検査の対象及び方法

本院は、8厚生（支）局及び17都道府県において、保険者等の実施主体による医療費の支払について、^{（注2）}レセプト、各種届出書、報告書等の関係資料により会計実地検査を行うとともに、2厚生局及び4県から同様の関係資料の提出を受けるなどして検査した。そして、疑義のある事態が見受けられた場合は、地方厚生（支）局及び都道府県に調査及び報告を求めて、その報告内容を確認

するなどの方法により検査した。

(注2) 2厚生局及び4県は、会計実地検査を行った8厚生（支）局及び17都道府県のうちの2厚生局及び1県と重複している。

(3) 検査の結果

検査の結果、19都道府県に所在する148医療機関の請求に対して249実施主体において、元年度から6年度までの間における医療費が、38,289件で計868,278,417円過大に支払われており、これに対する国の負担額330,357,992円は負担の必要がなかったものであり、不当と認められる。

これを診療報酬項目の別に整理して示すと次のとおりである。

診療報酬項目	実施主体 (医療機関数)	過大に支払われていた医療費の 件数	過大に支払われていた医療 費の額 千円	不当と認める 国の負担額 千円
①入院基本料等加算	116市区町等 (75)	13,871	427,150	160,045
②リハビリテーション	143市区町村等 (35)	15,409	236,968	90,022
③入院基本料	61市区町村等 (22)	2,380	144,144	56,862
④在宅医療等	57市区町等 (16)	6,629	60,014	23,428
計	249実施主体 (148)	38,289	868,278	330,357

注(1) 複数の診療報酬項目について不適正と認められる請求があった医療機関については、最も多額な診療報酬項目で整理した。

注(2) 計欄の実施主体数は、各診療報酬項目の間で実施主体が重複することがあるため、各診療報酬項目の実施主体数を合計したものとは一致しない。

注(3) ④在宅医療等には、在宅医療のほかに、特定入院料、初・再診料及び医学管理等を含む。

このような事態が生じていたのは、次のことなどによると認められる。

ア 実施主体及び審査支払機関において、医療機関から不適正と認められる医療費の請求があったのにこれに対する審査点検が十分でなかったこと

イ 地方厚生（支）局及び都道府県において、医療機関に対する指導が十分でなかったこと

(4) 過大に支払われていた事態の詳細等

医療費が過大に支払われていた事態について、診療報酬項目の別に、その算定方法及び検査の結果の詳細を示すと次のとおりである。

ア 入院基本料等加算

算定基準等によれば、入院基本料等加算のうち、超重症児（者）入院診療加算・準超重症児（者）入院診療加算については、厚生労働大臣が定める超重症の状態又は準超重症の状態にある患者に対して、1日につき所定の点数を算定することとされている。

検査したところ、16都道府県に所在する75医療機関において、入院基本料等加算等の請求が不適正と認められるものが13,871件あった。その主な態様は、厚生労働大臣が定める超重症の状態又は準超重症の状態に該当しない患者に対して、超重症児（者）入院診療加算・準超重症児（者）入院診療加算を算定していたものである。

このため、上記13,871件の請求に対して、116市区町等において医療費が計427,150,306円過大に支払われており、これに対する国の負担額160,045,114円は負担の必要がなかったものである。

イ リハビリテーション

算定基準等によれば、リハビリテーションのうち、脳血管疾患等リハビリテーション料、運動器リハビリテーション料及び廃用症候群リハビリテーション料については、厚生労働大臣が定める施設基準に適合している旨の届出を地方厚生（支）局長に対して行った医療機関が同大臣の定める患者（以下「対象患者」という。）に対して個別療法であるリハビリテーションを行った場合に、発症、手術等からそれぞれ180日、150日又は120日（以下「標準的算定日数」と

いう。)以内に限り、その届出に係る所定の点数を算定することなどとされている。ただし、治療を継続することにより状態の改善が期待できるなどの対象患者については、標準的算定日数を超えて算定することができることなどとされている。

また、脳血管疾患等リハビリテーション料、運動器リハビリテーション料及び廃用症候群リハビリテーション料を算定する際に、介護保険の要介護被保険者等である対象患者に対して、必要があつて標準的算定日数を超えてリハビリテーションを行った場合には、所定の点数より低い点数を算定することとされている。

検査したところ、11都県に所在する35医療機関において、リハビリテーションの請求が不適正と認められるものが15,409件あつた。その主な態様は、次のとおりである。

- (ア) 患者に疾患の発症等があつた後、新たな疾患の発症等がないのに、レセプトの摘要欄に標準的算定日数以内に新たな疾患の発症等があつたなどと記載して、標準的算定日数以内に限り算定することとされているリハビリテーションの算定を繰り返し行っていた。
- (イ) 標準的算定日数を超えてリハビリテーションを行った要介護被保険者等である対象患者に対して、所定の点数より低い点数で算定すべきところ、所定の点数でリハビリテーションを算定していた。
- (ウ) 治療を継続することにより状態の改善が期待できるなどの対象患者に該当していないのに、標準的算定日数を超えてリハビリテーションを算定していた。

このため、上記15,409件の請求に対して、143市区町村等において医療費が計236,968,458円過大に支払われており、これに対する国の負担額90,022,149円は負担の必要がなかったものである。

ウ 入院基本料

算定基準等によれば、入院基本料のうち、療養病棟入院基本料等については、療養病棟等に入院している患者に対して、患者の疾患、状態等について厚生労働大臣が定める区分に従い、1日につき所定の点数を算定することとされている。

検査したところ、10都府県に所在する22医療機関において、入院基本料等の請求が不適正と認められるものが2,380件あつた。その態様は、療養病棟入院基本料に定められた区分のうち、より低い点数の区分の状態等にある患者に対して、高い区分の点数で算定していたものである。

このため、上記2,380件の請求に対して、61市区町村等において医療費が計144,144,913円過大に支払われており、これに対する国の負担額56,862,160円は負担の必要がなかったものである。

エ 在宅医療等

算定基準等によれば、在宅医療のうち施設入居時等医学総合管理料は、施設入居者等であつて通院が困難なものに対して、当該患者の同意を得て、計画的な医学管理の下に定期的な訪問診療を行っている場合等に、所定の点数を月1回を限度として算定することとされている。ただし、医師を配置することとなっている指定障害者支援施設等の入所者に対して行う診療については、原則として、施設入居時等医学総合管理料は算定できないこととされている。

検査したところ、6都府県に所在する16医療機関において、在宅医療等の請求が不適正と認められるものが6,629件あつた。その主な態様は、医師を配置することとなっている指定障害者支援施設等の入所者に対して行った診療について、施設入居時等医学総合管理料を算定していたものである。

このため、上記6,629件の請求に対して、57市区町等において医療費が計60,014,740円過大に支払われており、これに対する国の負担額23,428,569円は負担の必要がなかったものである。

医療費が過大に支払われていた事態について、医療機関の所在する都道府県別に示すと次のとおりである。

都道府県名	実施主体 (医療機関数)	過大に支払わ れていた医療 費の件数	過大に支払わ れていた医療 費の額 千円	不当と認める 国の負担額 千円	摘 要
北海道	3市等 (5)	2,093	57,506	23,662	①
青森県	3市等 (1)	489	1,389	518	④
栃木県	1広域連合 (1)	133	7,303	4,089	①
埼玉県	20市区町等 (8)	1,695	31,387	12,083	①②③
千葉県	33市区等 (7)	3,553	40,213	16,257	①②③
東京都	67市区等 (38)	12,121	260,759	100,493	①②③④
新潟県	12市町村等 (5)	1,282	23,215	8,571	②③
福井県	14市町等 (2)	916	10,683	4,052	③④
三重県	7市町等 (2)	468	17,022	6,196	①
大阪府	17市等 (14)	2,245	64,015	23,374	①③④
奈良県	36市町村等 (6)	1,113	18,700	6,828	①②③④
和歌山県	12市町等 (2)	1,090	11,164	3,807	①②
島根県	1広域連合 (2)	198	7,263	2,701	①
岡山県	11市町等 (7)	1,878	61,801	22,768	①②③
徳島県	23市町村等 (13)	3,614	69,686	26,312	①②③④
香川県	11市町等 (3)	545	23,779	8,212	①②
福岡県	23市町等 (23)	3,438	116,656	43,767	①②③
大分県	5市等 (4)	605	19,858	7,094	①②
宮崎県	8市町等 (5)	813	25,870	9,567	①
計	249実施主体 (148)	38,289	868,278	330,357	

注(1) 計欄の実施主体数は、都道府県の間で実施主体が重複することがあるため、各都道府県の実施主体数を合計したものとは一致しない。

注(2) 摘要欄の①から④までは、110ページの2(3)の検査の結果の診療報酬項目の別に対応している。

インフルエンザ流行期における発熱外来診療体制確保支援補助金（インフルエンザ流行期に備えた発熱患者の外来診療・検査体制確保事業及びインフルエンザ流行期に備えた発熱患者の外来診療・検査体制確保事業実施医療機関支援事業）の交付が過大

2件 不当金額 208,581,000円

ア 確保補助金

インフルエンザ流行期における発熱外来診療体制確保支援補助金（インフルエンザ流行期に備えた発熱患者の外来診療・検査体制確保事業）（以下「確保補助金」という。）は、インフルエンザ流行期に備えて、インフルエンザ流行の規模が予測できない中で、多数の発熱患者等が地域の医療機関において適切に診療・検査を受けられる体制を確保することにより、感染症対策の強化を図ることを目的として、都道府県の指定を受けた診療・検査医療機関が、発熱患者等専用の診察室（時間的・空間的分離を行い、プレハブ、簡易テント、駐車場等で診療する場合を含む。）を設けるなどして発熱患者等を受け入れる体制を確保した場合に、その外来診療・検査体制確保に要する経費を国が補助するものである。

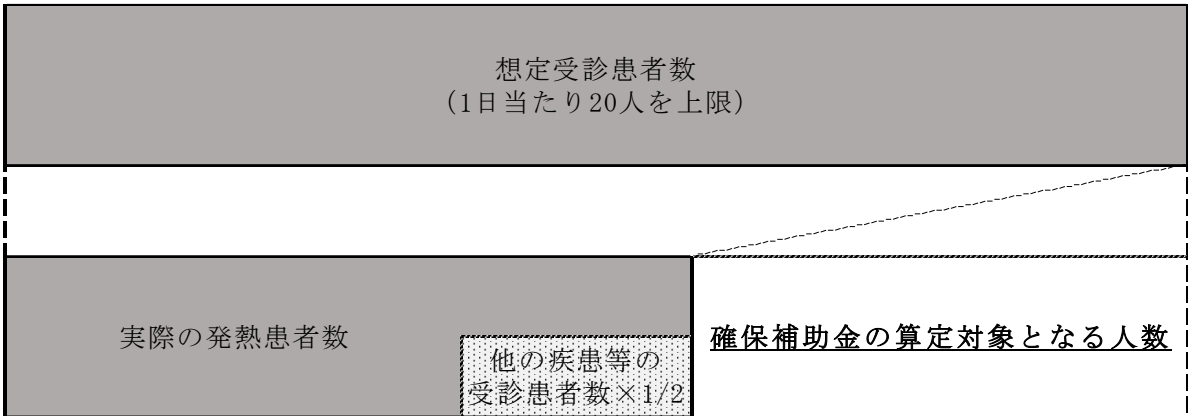
確保補助金は、発熱患者等専用の診察室を設けたにもかかわらず、診察室で受け入れる発熱患者等の想定受診患者数より、実際に診察室で診療を行った発熱患者等の受診患者数（以下「実際の発熱患者数」という。）が少なかった場合に、外来診療・検査体制確保に要した経費の不足分を補填する性格のものである。「令和2年度インフルエンザ流行期における発熱外来診療体制確保支援補助金（インフルエンザ流行期に備えた発熱患者の外来診療・検査体制確保事業）の交付について」（令和2年厚生労働省発健0915第8号）等によれば、確保補助金の交付額は、次の算定式により算出した額（以下「事業費」という。）を基にするなどして算定することとされている。

$$\boxed{\text{事業費}} = \left[\boxed{\text{想定受診患者数}} - \boxed{\text{実際の発熱患者数}} \right] \times \boxed{\text{補助単価(13,447円)}}$$

上記算定式のうち、補助単価は、発熱患者等1人あたりに想定される診療報酬点数を踏まえたものである。また、想定受診患者数及び実際の発熱患者数は、いずれも、診療・検査医療機関が事業実施期間中に診察室を開設している各日の患者数を合計した延べ人数を指しており、交付額の算定に当たっては、次の①及び②によるなどして計上することとなっている（図1参照）。

- ① 想定受診患者数は、診察室1室につき、1日当たり20人を上限として、20人を7時間で除した数値に、診療・検査医療機関が発熱患者等専用の診察室を設けて発熱患者等を受け入れる体制を確保した時間数を乗じた人数とする。ただし、実際の発熱患者数が想定受診患者数以上となった日がある場合は、交付額の算出上、当該日の想定受診患者数及び実際の発熱患者数を除外する。
- ② 発熱患者等を受け入れる体制を確保した時間帯に、発熱患者等専用の診察室とは別の診察室で、同一の医師が他の疾患等の患者の診療を行った場合は、発熱患者等を受け入れる体制が縮小していると考えられることから、実際の発熱患者数に、他の疾患等の受診患者数に2分の1を乗じた人数を含める。

図1 確保補助金の算定対象の概念図



(注) 実際の発熱患者数が想定受診患者数を上回る日は、確保補助金の交付対象となる人数が0人となるため、確保補助金の交付額の算出上、当該日の想定受診患者数及び実際の発熱患者数を除外することとなっている。

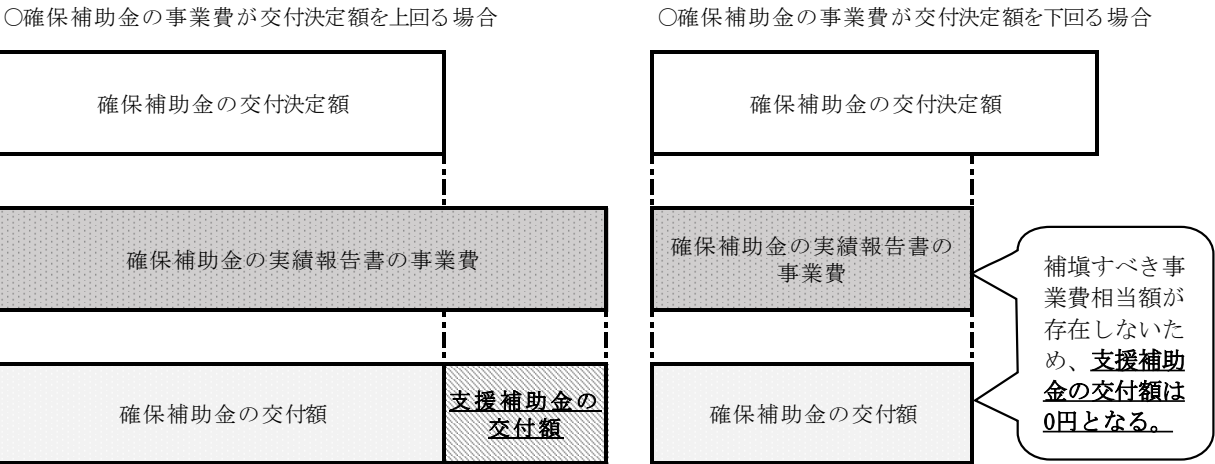
そして、厚生労働省は、同一の診療・検査医療機関が複数の発熱患者等専用の診察室を設ける場合、空間的な分離を行った診察室が複数確保できており、かつ、複数の発熱患者等を同時に診療できる人員体制（医師、看護師等を含めて、一人の発熱患者等の診療に必要な職員体制が複数あること）が確保できていることが必要であるとしており、具体例として、「三つの診察室の場合は、3人の医師が診療できる体制」であることを挙げている。

イ 支援補助金

インフルエンザ流行期における発熱外来診療体制確保支援補助金（インフルエンザ流行期に備えた発熱患者の外来診療・検査体制確保事業実施医療機関支援事業）（以下「支援補助金」という。）は、既に確保補助金の交付決定を受けた診療・検査医療機関において、実際の発熱患者数が交付申請時の想定よりも下回るなどしたことにより、確保補助金の交付決定額だけでは体制確保に要する費用が不足した場合に限り、不足分を支援するために、確保補助金の実績報告書の事業費が確保補助金の交付決定額を上回る場合の経費を国が補助するものである。

「令和3年度（令和2年度からの繰越分）インフルエンザ流行期における発熱外来診療体制確保支援補助金（インフルエンザ流行期に備えた発熱患者の外来診療・検査体制確保事業実施医療機関支援事業）の交付について」（令和3年厚生労働省発健0408第3号）によれば、支援補助金の交付額は、確保補助金の実績報告書の事業費から確保補助金の交付決定額を差し引いた額を基にするなどして算定することとされている（図2参照）。

図2 支援補助金の交付額の概念図



ウ 確保補助金及び支援補助金の交付手続

確保補助金の交付手続については、交付を受けようとする事業主体は、厚生労働本省（以下「本省」という。）に交付申請書を提出し、提出を受けた本省は、その内容を添付書類により審査した上で、交付決定を行うこととなっている。事業主体は、事業完了後に本省に実績報告書を提出し、提出を受けた本省は、その内容を審査した上で、交付額の確定を行い、確保補助金を交付することとなっている。

そして、確保補助金の実績報告書の事業費が確保補助金の交付決定額を上回った場合において、事業主体が支援補助金の交付を受けようとする場合、事業主体は、本省に精算交付申請書を提出し、提出を受けた本省は、その内容を審査した上で、交付額の確定を行い、支援補助金を交付することとなっている。

本院が、本省及び2事業主体において会計実地検査を行ったところ、2事業主体において、複数の発熱患者等を同時に診療できる人員体制が確保できていなかったなどのため、想定受診患者数を誤っていた事態、及び実際の発熱患者数に、他の疾患等の受診患者数に2分の1を乗じた人数を含めていなかったなどのため、実際の発熱患者数を誤っていた事態が見受けられた。

このため、2事業主体において確保補助金計191,269,000円が過大に交付されていた。また、この結果、支援補助金の交付を受けている2事業主体において、適正な確保補助金の事業費が確保補助金の交付決定額を上回らなくなることから、支援補助金計17,312,000円は交付の必要がなかった。

したがって、確保補助金191,269,000円と支援補助金17,312,000円の計208,581,000円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、2事業主体において制度の理解が十分でなかったこと、本省において実績報告書等の審査が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

医療法人ひまわり会神奈川ひまわりクリニック（以下「ひまわりクリニック」という。）は、令和2年度に、確保補助金について、開設する診察室数を7室、開設予定日数延べ790日に係る想定受診患者数を14,160人、実際の発熱患者数の想定を561人とそれぞれ見込み、交付申請額を183,874,000円とする交付申請書を本省に提出しており、本省は、3年度に、同額を交付決定額としていた。その後、ひまわりクリニックは、診察室7室を開設し、これら診察室の開設日数延べ840日（1室当たり各120日）に係る想定受診患者数は15,360人、実際の発熱患者数は578人であったとして、事業費を199,142,386円とする実績報告書を本省に提出しており、本省は、交付決定額が183,874,000円であったことから、これと同額の183,874,000円を確保補助金の交付額としていた。

また、ひまわりクリニックは、確保補助金に係る実績報告書の事業費199,142,386円が確保補助金の交付決定額183,874,000円を上回ったことから、3年度に、その差額に基づき支援補助金の申請額を15,268,000円とする精算交付申請書を本省に提出しており、本省は、これと同額の15,268,000円を支援補助金の交付額としていた。

しかし、ひまわりクリニックにおける事業実施期間中の医師の勤務状況及び発熱外来の診療・検査体制を確認したところ、①神奈川県から診療・検査医療機関としての指定を受けた日以降、発熱患者等の診療を行っていたのは108日であり、これらの日に診察に当たっていた医師は1名のみとなっていたことから、実績報告書において、診察室として7室を開設したとされている延べ840日のうちの延べ732日については、複数の発熱患者等を同時に診療できる人員体制が確保できていないなどしており、想定受診患者数が過大となっていた。また、ひまわりクリニックにおける発熱患者等を含む外来患者に係る記録等を確認したところ、②発熱患者等を受け入れる体制を確保した時間帯に、発熱患者等専用の診察室とは別の診察室で、上記1名の医師と同一の医師が他の疾患等の患者の診療を行っていたことがあったのに、実際の発熱患者数に、他の疾患等の受診患者数に2分の1を乗じた人数を含めていなかった。

したがって、上記の①及び②を踏まえると、実際の開設日数延べ108日に係る想定受診患者数は1,980人、実際の発熱患者数は6,849.5人となり、診察室を開設した延べ108日全てにおいて、実際の発熱患者数が想定受診患者数を上回ることから、確保補助金の交付額183,874,000円は交付の必要がなかった。また、この結果、支援補助金の交付額15,268,000円は交付の必要がなかった。

以上を事業主体別に示すと、次のとおりである。

部 局 等	補助事業者等 (事業主体)	年 度	国庫補助金交付額 千円	不当と認める国 庫補助金交付額 千円	摘 要
厚生労働本省	医療法人ひまわり会 神奈川県ひまわりクリニック	3	199,142	199,142	想定受診患者数及び実際の発熱患者数を誤っていたもの
同	医療法人社団苑田会 苑田第一病院	2、4	101,282	9,439	同
計			300,424	208,581	

(注) 国庫補助金交付額欄及び不当と認める国庫補助金交付額欄は、確保補助金と支援補助金の合計額を、それぞれ記載している。

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）（新型コロナウイルス感染症対策事業及び新型コロナウイルス感染症重点医療機関体制整備事業に係る分）の交付が過大

4件 不当金額 352,292,000円

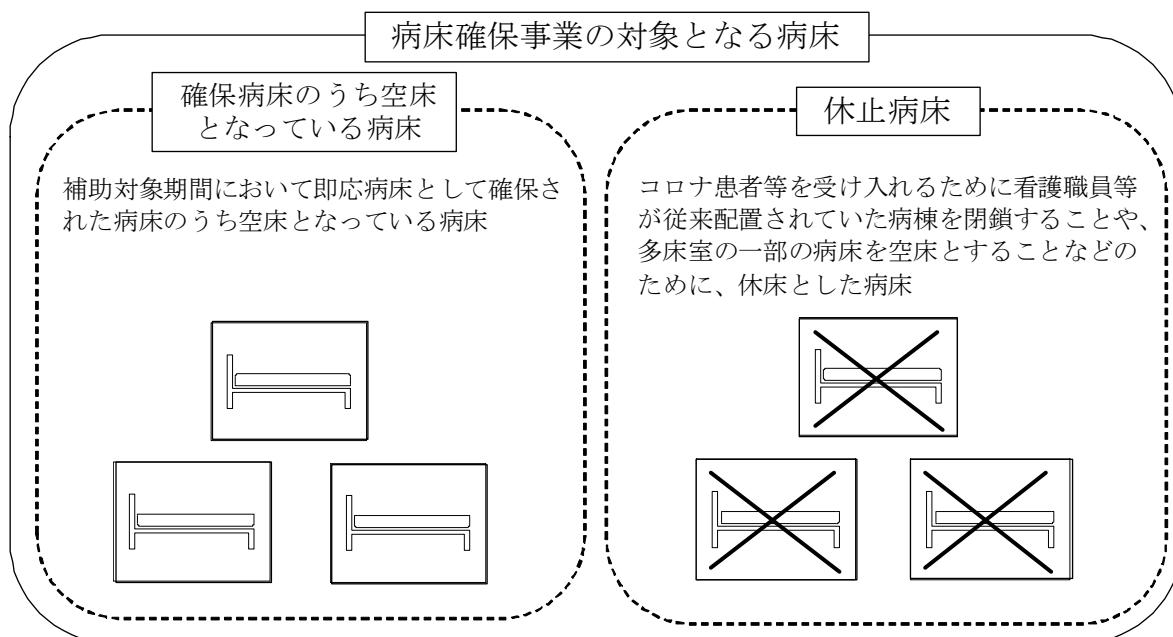
新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）（新型コロナウイルス感染症対策事業及び新型コロナウイルス感染症重点医療機関体制整備事業に係る分）は、「令和2年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の交付について」（令和2年厚生労働省発医政0430第1号・厚生労働省発健0430第5号。以下「交付要綱」という。）等に基づき、新型コロナウイルス感染症患者（以下「コロナ患者」という。）等の入院病床の確保等について支援を行うことにより、公衆衛生の向上を図ることなどを目的として、国が都道府県に対して交付するものである。

このうち、新型コロナウイルス感染症対策事業は、コロナ患者等の病床確保、宿泊療養及び自宅療養の対応等を行うものとされている。また、新型コロナウイルス感染症重点医療機関体制整備事業（以下「重点医療機関体制整備事業」という。）は、新型コロナウイルス感染症重点医療機関（以下「重点医療機関」という。）に対して、コロナ患者専用の病床が空床となった場合や、専用病棟化のために休床とした病床がある場合に、空床確保に要する費用を支援するものであり、都道府県及び重点医療機関が実施することとされている（以下、新型コロナウイルス感染症対策事業のうちコロナ患者等の病床確保と重点医療機関体制整備事業を合わせて「病床確保事業」という。）。

病床確保事業の対象となる病床は、補助対象期間において、即応病床として確保された病床（以下「確保病床」という。）のうち空床となっている病床、及び休止病床となっている（図参照）。

- (注1) 新型コロナウイルス感染症重点医療機関 コロナ患者専用の病院や病棟を設定する医療機関として都道府県が指定する医療機関
- (注2) 即応病床 コロナ患者等を受け入れる医療機関において、コロナ患者の発生、又はこれを受けた都道府県からの受入要請があれば、即時にコロナ患者の受入を行うことについて都道府県との間で調整している病床
- (注3) 休止病床 コロナ患者等を受け入れる医療機関において、看護職員等をコロナ患者等が収容される病棟に配置換えするために当該看護職員等が従来配置されていた病棟を閉鎖することや、感染予防の見地から多床室に収容するコロナ患者等を1名のみとして多床室の残りの病床を空床とすることなどのために、休床とする既存の病床

図 病床確保事業の対象となる病床



交付要綱等によれば、この交付金の交付の対象は、都道府県が行う事業及び市区町村や民間団体等で都道府県が適切と認める者が行う事業に対して都道府県が補助する事業に要する経費とされている。このうち、都道府県が補助する事業に係る交付金の交付額は、対象事業ごとに次のとおり算定することとされている。

① 所定の基準額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

② ①により選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に交付金の交付率（10分の10）を乗じて得た額と、都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

そして、病床確保事業に係る①の基準額は、次のように算定することとされている。

確保病床については、確保病床分として定められた1日1床当たりの病床確保料の上限額に、コロナ患者等を受け入れるために空床としていた延べ病床数（以下「延べ空床数」という。）を乗ずるなどして算定する。

休止病床については、休止病床分として定められた1日1床当たりの病床確保料の上限額に、コロナ患者等を受け入れるために休止病床としていた延べ病床数（以下「延べ休止病床数」という。）を乗ずるなどして算定する。

また、患者の入院期間中であって空床でない日は診療報酬の支払対象となっており、交付要綱等において、病床確保料の対象とならないこととなっている。

そして、都道府県は、事業主体から提出された事業実績報告書等を審査した上で、交付金を原資とする補助金を事業主体に対して交付することとなっている。

本院が、3府県及び4事業主体において会計実地検査を行ったところ、次のア及びイの事態が見受けられた。

ア 3府県の3事業主体において、コロナ患者等の入院期間中であって空床でなかった日に係る病床数を延べ空床数や延べ休止病床数に含めていた。

イ 2県の2事業主体において、確保病床以外で空床となっている病床を延べ空床数に含めるなどしていた。

このため、交付金計352,292,000円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、4事業主体において延べ空床数や延べ休止病床数の確認が十分でなかったこと、3府県において事業実績報告書等の審査が十分でなかったことなどによると認められる。

（注4） 3府県 大阪府、神奈川県、山口県

（注5） イの2事業主体のうち1事業主体は、アの1事業主体と重複している。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

神奈川県小田原市は、令和2年度に、小田原市立病院の重点医療機関体制整備事業に係る病床確保料として、神奈川県から交付金を原資とする補助金（以下「県補助金」という。）3,375,402,000円（交付金交付額同額）の交付を受けていた。

しかし、同病院は、2年8月から、それまでの確保病床に替えて臨時に設置したコロナ患者専用の病棟にある病床を確保病床としてコロナ患者を受け入れることにしており、それまでの確保病床は確保病床ではなくなったのに、同月以降も、確保病床ではなくなった病床のうち空床となっている病床を延べ空床数に含めるなどしていた。

したがって、これら病床確保料の対象とはならない延べ2,683床を延べ空床数から除外するなどして、適正な県補助金の交付額を算定すると3,071,225,000円となり、県補助金の交付額3,375,402,000円との差額304,177,000円が過大となっていて、これに係る交付金304,177,000円が過大に交付されていた。

以上を部局等別・事業主体別に示すと、次のとおりである。

部 局 等	補助事業者等	間接補助事業者等 (事業主体)	年 度	交付金交付額 千円	不当と認める 交付金交付額 千円	注(1) 摘 要
神奈川県	神奈川県	医療法人社団 鵬友会(湘南 泉病院)	2～4	2,460,047	7,779	ア
同	同	小田原市(小 田原市立病 院)	2	3,375,402	304,177	イ
大阪府	大阪府	独立行政法人 労働者健康安 全機構大阪労 災病院	3	623,569	18,860	ア
山口県	山口県	医療法人岩国 みなみ病院	2	161,304	21,476	ア、イ
計				6,620,322	352,292	

注(1) 摘要欄のア及びイは、前記の事態に対応している。

注(2) 令和6年4月1日以降は医療法人社団鵬友会ゆめが丘総合病院

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）（新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関設備整備事業に係る分）の交付が過大

6件 不当金額 32,222,000円

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）（新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関設備整備事業に係る分）は、「令和2年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の交付について」（令和2年厚生労働省発医政0430第1号・厚生労働省発健0430第5号。以下「交付要綱」という。）等により、国の依頼に基づき都道府県が確保した新型コロナウイルス感染症患者等の入院医療を提供する医療機関において、入院患者に対する医療を提供する中で病床及び医療資器材の不足が生じ、迅速かつ適切な医療の提供ができなくならないようにするために、必要な病床及び医療資器材等についてあらかじめ整備し、医療体制の強化を図ることを目的として、国が都道府県に対して交付するものである。

交付要綱等によれば、この交付金の交付の対象は、都道府県が行う事業及び民間団体等で都道府県が適切と認める者が行う事業に対して都道府県が補助する事業に要する経費とされている。このうち、都道府県が補助する事業に係る交付金の交付額は、次のとおり算定することとされている。

- ① 所定の基準額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- ② ①により選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に交付金の交付率（10分の10）を乗じて得た額と、都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

また、本件事業の整備対象設備等は、新設・増設に伴う初度設備を購入するために必要な需要品（消耗品）及び備品購入費、人工呼吸器及び附帯する備品、個人防護具（マスク等）、簡易陰圧装置、簡易ベッド、体外式膜型人工肺及び附帯する備品並びに簡易病室及び附帯する備品とされており、整備対象設備等の種類ごとに補助上限額（人工呼吸器及び附帯する備品については1台当たり5,000,000円等）が定められている。そして、厚生労働省は、人工呼吸器に附帯する備品とは、人工呼吸器を使用するに当たり必要不可欠なものであるとしており、生体情報モニタは、これに該当しないため交付金の交付対象とはならない。

都道府県は、医療機関から提出された事業実績報告書等を審査した上で、交付金を原資とする補助金を医療機関^(注)に対して交付することとなっている。

本院が、2府県及び3医療機関において会計実地検査を行うとともに、38医療機関については関係書類の提出を受けるなどして検査したところ、大阪府の5事業主体において、人工呼吸器及び附帯する備品における1台当たりの補助上限額を超えて交付金が算定されていたため、また、山口県において、国の交付金の交付対象とならない設備等に係る整備費用を対象経費の実支出額に含めていたことにより、4医療機関に係る対象経費の実支出額が過大に算定されていたため、交付金計32,222,000円が過大に交付されており、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、山口県及び5事業主体において制度の理解が十分でなかったこと、大阪府において事業実績報告書等の審査が十分でなかったことなどによると認められる。

（注） 2府県 大阪府、山口県

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例1>

医療法人徳洲会八尾徳洲会総合病院（以下「八尾徳洲会病院」という。）は、令和2年度に、人工呼吸器及び附帯する備品を購入したなどとして、大阪府から交付金を原資とする同府の補助金52,022,000円（交付金交付額同額）の交付を受けていた。

しかし、八尾徳洲会病院は、交付要綱等に基づき、人工呼吸器及び附帯する備品1台ごとに対象経費の実支出額と1台当たりの補助上限額とを比較する方法によるべきであったのに、誤って、購入した10台の対象経費の実支出額計41,884,920円と1台当たりの補助上限額5,000,000円に購入台数10台を乗じた額50,000,000

0円とを比較する方法によっていた。このため、10台のうち4台（対象経費の実支出額1台当たり6,462,500円、計25,850,000円）については、1台当たりの補助上限額を超えて交付金が交付される結果となっていた。したがって、人工呼吸器及び附帯する備品1台ごとに対象経費の実支出額と1台当たりの補助上限額とを比較するなどして、適正な交付金の交付額を算定すると46,172,000円となり、前記交付金の交付額52,022,000円との差額5,850,000円が過大に交付されていた。

<事例2>

山口県は、令和2年度から4年度の各年度に、本件事業について、36医療機関に対して、交付金等を原資とする補助金（以下「県補助金」という。）を計1,257,351,000円交付しており、これに係る分として、国から交付金1,245,468,000円の交付を受けていた。同県は、県補助金の交付額の算定に当たっては、人工呼吸器と併せて整備した生体情報モニタも、人工呼吸器に附帯する備品として交付対象になるとしており、4医療機関における県補助金の交付額計54,712,000円（交付金交付額同額）には、生体情報モニタに係る整備費用計16,492,000円が含まれていた。

しかし、生体情報モニタは、人工呼吸器に附帯する備品には該当しないことから、国の交付金の交付対象とはならない。このため、交付金の交付額の算定に当たっては、生体情報モニタの整備費用を対象経費の実支出額から控除する必要があったのに、同県は、上記の生体情報モニタに係る整備費用16,492,000円を控除していなかった。

したがって、交付金の交付対象とならない生体情報モニタの整備費用を対象経費の実支出額から除くなどして、4医療機関に係る適正な交付金の交付額を算定すると38,220,000円となり、前記交付金の交付額54,712,000円との差額16,492,000円が過大に交付されていた。

以上を部局等別・事業主体別に示すと、次のとおりである。

部 局 等	補助事業者等	間接補助事業者等	年度	交付金交付額 千円	不当と認める 交付金交付額 千円	摘 要
大阪府	大阪府	(注) 医療法人錦秀会 (阪和住吉総合病院) (事業主体)	3	43,609	1,026	1台当たりの補助 上限額を超えて 交付金が交付さ れていたもの
同	同	独立行政法人国立 病院機構大阪医療 センター (事業主体)	2	155,636	1,990	同
同	同	学校法人関西医科 大学(関西医科大 学総合医療センタ ー) (事業主体)	2	58,252	1,830	同
同	同	八尾市(八尾市立 病院) (事業主体)	3	57,282	5,034	同
同	同	医療法人徳洲会 (八尾徳洲会総合 病院) (事業主体)	2	52,022	5,850	同
山口県	山口県 (事業主体)	—	2～4	1,245,468	16,492	交付の対象とな らない設備等に 係る整備費用を 対象経費の実支 出額に含めてい たもの
計				1,612,269	32,222	
(注) 令和4年6月1日以降は医療法人錦秀会阪和記念病院						

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）（新型コロナウイルス感染症重点医療機関等設備整備事業に係る分）の交付が過大

7件 不当金額 136,196,000円

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）（新型コロナウイルス感染症重点医療機関等設備整備事業に係る分）は、「令和2年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の交付について」（令和2年厚生労働省発医政0430第1号・厚生労働省発健0430第5号。以下「交付要綱」という。）等に基づき、新型コロナウイルス感染症重点医療機関等において、新型コロナウイルス感染症患者に高度かつ適切な医療を提供するために必要な設備整備を支援することにより、新型コロナウイルス感染症に係る医療提供体制を整備することを目的として、国が都道府県に対して交付するものである。

（注） 新型コロナウイルス感染症重点医療機関 新型コロナウイルス感染症患者専用の病院や病棟を設定する医療機関として都道府県が指定する医療機関

交付要綱等によれば、この交付金の交付の対象は、都道府県が行う事業及び民間団体等で都道府県が適切と認める者が行う事業に対して都道府県が補助する事業に要する経費とされている。このうち、都道府県が補助する事業に係る交付金の交付額は、次のとおり算定することとされている。

- ① 所定の基準額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- ② ①により選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に交付金の交付率（10分の10）を乗じて得た額と、都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

また、本件事業の整備対象設備は、新型コロナウイルス感染症への対応として緊急的に整備する超音波画像診断装置、血液浄化装置、気管支鏡、CT撮影装置等、生体情報モニタ、分娩監視装置及び新生児モニタとされており、整備対象設備の種類ごとに、1台当たりの補助上限額（CT撮影装置等については1台当たり66,000,000円等）が定められている。

そして、都道府県は、事業主体から提出された事業実績報告書等を審査した上で、交付金を原資とする補助金を事業主体に対して交付することとなっている。

本院が、大阪府及び1事業主体において会計実地検査を行うとともに、同府の6事業主体については関係書類の提出を受けるなどして検査したところ、7事業主体において、整備対象設備1台当たりの補助上限額を超えて交付金が算定されていたため、交付金計136,196,000円が過大に交付されており、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、7事業主体において制度の理解が十分でなかったこと、同府において事業実績報告書等の審査が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

医療法人橘会東住吉森本病院（以下「東住吉森本病院」という。）は、令和3年度に、CT撮影装置等2台を購入したなどとして、大阪府から交付金を原資とする同府の補助金156,305,000円（交付金交付額同額）の交付を受けていた。

しかし、東住吉森本病院は、交付要綱等に基づき、CT撮影装置等1台ごとに対象経費の実支出額と1台当たりの補助上限額とを比較する方法によるべきであったのに、誤って、購入した2台の対象経費の実支出額143,000,000円及び7,700,000円の計150,700,000円と1台当たりの補助上限額66,000,000円に購入台数2台を乗じた額132,000,000円とを比較する方法によっていた。このため、対象経費の実支出額が143,000,000円である1台については、1台当たりの補助上限額を超えて交付金が交付される結果となっていた。

したがって、CT撮影装置等1台ごとに対象経費の実支出額と1台当たりの補助上限額とを比較すると、CT撮影装置等2台の対象経費に係る交付額は、66,000,000円及び7,700,000円の計73,700,000円となる。そして、これにより、適正な交付金の交付額を算定すると、上記の73,700,000円にCT撮影装置等以外の対象経費に係る交付額である24,305,000円を加えた98,005,000円となることから、前記交付金の交付額156,305,000円との差額58,300,000円が過大に交付されていた。

以上を事業主体別に示すと、次のとおりである。

部 局 等	補助事業者等	間接補助事業者等 (事業主体)	年度	交付金交付額 千円	不当と認める 交付金交付額 千円	摘 要
大阪府	大阪府	(注) 医療法人清翠会 (牧 病院)	2	95,990	7,480	1台当たりの補助上 限額を超えて交付金 が交付されていたも の
同	同	医療法人橘会 (東住 吉森本病院)	3	156,305	58,300	同
同	同	社会医療法人同仁会 (耳原総合病院)	2	121,489	1,100	同
同	同	独立行政法人国立病 院機構近畿中央呼吸 器センター	2	193,755	45,100	同
同	同	学校法人関西医科大 学 (関西医科大学総 合医療センター)	2	117,632	2,805	同
同	同	柏原市 (市立柏原病 院)	2	122,869	16,500	同
同	同	医療法人恵生会 (恵 生会病院)	3	104,846	4,911	同
計				912,886	136,196	

(注) 令和6年1月1日以降は社会医療法人ONE FLAG牧病院

医療介護提供体制改革推進交付金により造成した基金を活用して実施した事業（医療事業に係る分） において基金の使用が過大

7件 不当金額 55,291,333円

医療介護提供体制改革推進交付金（以下「交付金」という。）は、「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」（平成元年法律第64号）等に基づき、都道府県の地域における医療及び介護の総合的な確保のための事業の実施に関して都道府県が作成した計画（以下「都道府県計画」という。）に定める事業を支援するために、都道府県が行う基金の造成に必要な経費の3分の2に相当する額又はその全額を国が交付するものである（以下、造成された基金を「確保基金」という。）。

都道府県は、厚生労働省が定めた「地域医療介護総合確保基金管理運営要領」（以下「管理運営要領」という。）に基づき、都道府県計画の範囲内で、必要に応じて、確保基金を活用して行われる事業（以下「基金事業」という。）に必要な経費を確保基金から取り崩して、基金事業を実施する事業主体に対して助成するなどしている（以下、確保基金から取り崩して助成したものを「助成金」という。）。

基金事業の対象は、管理運営要領によれば、^(注1)地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業、地域医療構想の達成に向けた病床の機能又は病床数の変更に関する事業、医療従事者の確保に関する事業等の医療に関する事業（以下「医療事業」という。）5事業及び介護に関する事業2事業の計7事業とされている。そして、都道府県は、管理運営要領に基づき、助成金の交付申請の事務手続、^(注2)助成金の交付額等に関して助成要綱で定めることとなっている。

本院が、10県において助成金の交付を受けた162事業主体が実施した医療事業を対象に会計実地検査を行ったところ、^(注3)6県の7事業主体が実施した医療事業のうち3事業において、次のとおり適正とは認められない事態が見受けられた。

(注1) 地域医療構想 医療法（昭和23年法律第205号）に基づく将来の医療提供体制に関する構想

(注2) 10県 栃木、富山、福井、山梨、兵庫、鳥取、島根、愛媛、佐賀、大分各県

(注3) 6県 栃木、山梨、鳥取、島根、佐賀、大分各県

ア 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業

部 局 等	補助事業者等	間接補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年 度	基金使用額 千円	左に対する交付金 相当額 千円	不当と認める基金 使用額 千円	不当と認める交付金 相当額 千円
厚生労働 本省	佐 賀 県	医療法人公和 会	医療介護提 供体制改革 推進交付金	3、4	391,336	260,890	5,825	3,883

医療法人公和会（以下「公和会」という。）は、令和3、4両年度に、地域の幅広い医療ニーズに対応して地域医療に貢献するために、回復期機能の病床として90床を有する横須賀病院を整備したとして、佐賀県に実績報告書等を提出し、同県の審査を経て、助成金計391,336,000円（交付金相当額計260,890,666円）の交付を受けていた。

佐賀県が定めた助成要綱によれば、助成金のうち、施設整備に係る対象経費は、回復期機能の病床を整備する医療機関において行う病室、診察室等の新築、増改築及び改修に要する工事費とされており、工事費は、直接工事費と、これに係る共通仮設工事費、現場管理費及び一般管理費（以下、これらを合わせて「共通費」という。）で構成されている。そして、外構工事に係る工事費や備品を整備するための経費は、病室、診察室等の新築、増改築及び改修に要する工事費には該当しないことから、対象経費とはならない。

しかし、公和会は、①外構工事に係る直接工事費の一部、②外構工事に係る共通費、③入院患者に食事を運ぶための温冷配膳車等の備品を整備するための経費について、それぞれ施設整備に係る対象経費に含めていた。

したがって、これらを除いて適正な助成金の交付額を算定すると、385,511,000円となり、前記助成金の交付額391,336,000円との差額5,825,000円（交付金相当額3,883,333円）が確保基金から過大に取り崩されて使用されていて不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、公和会において工事費の内訳に関する書類等の確認が十分でなかったこと、佐賀県において助成金の交付に係る審査が十分でなかったことなどによると認められる。

イ 地域医療構想の達成に向けた病床の機能又は病床数の変更に関する事業

部局等	補助事業者等	間接補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年度	基金使用額 千円	左に對する交付金相当額 千円	不当と認める基金使用額 千円	不当と認める交付金相当額 千円
厚生労働 本省	栃木県	医療法人桂慈 会菊池病院	医療介護提 供体制改革 推進交付金	5	73,644	73,644	8,208	8,208
同	山梨県	甲州市(甲州 市立勝沼病 院)	同	3	19,152	19,152	11,172	11,172
同	島根県	(注) 山崎内科クリ ニック	同	3	75,696	75,696	10,944	10,944
同	大分県	医療法人新明 会佐藤産婦人 科医院	同	4	36,252	36,252	4,788	4,788
同	同	医療法人ごと う消化器科・ 内科クリニッ ク	同	5	10,260	10,260	7,980	7,980
計					215,004	215,004	43,092	43,092

(注) 令和3年10月31日以前は山崎病院。4年7月31日付けで廃止

5事業主体は、令和3年度から5年度までの間に、療養病床又は一般病床の病床数の減少を伴う病床機能の再編を行ったとして、所在する各県に申請書等を提出し、各県の審査を経て、助成金計215,004,000円（交付金相当額同額）の交付を受けていた。

各県が定めた助成要綱によれば、助成金の交付額は、次のとおり算定することとされている。

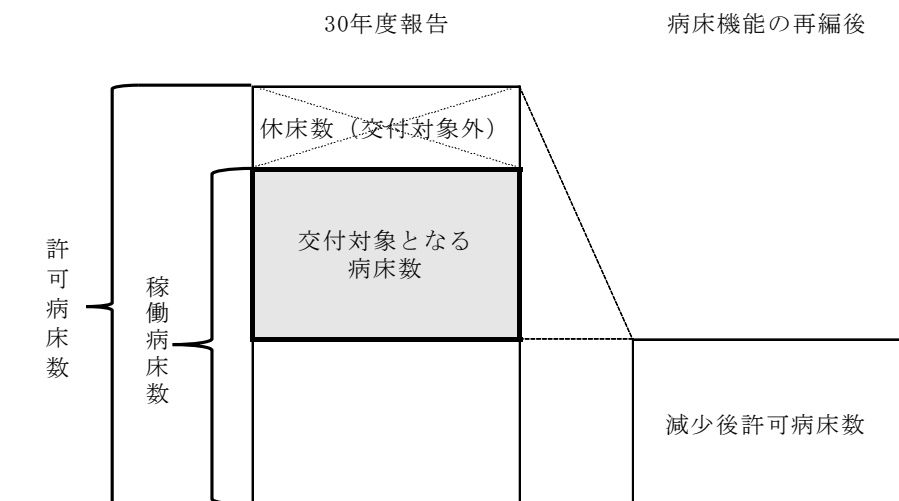
- ① 平成30年度病床機能報告（以下「30年度報告」という。）において、対象3区分（高度急性期、急性期、慢性期）の許可病床数^(注5)のうち、対象3区分に該当する病棟の稼働病床数として報告された病床数の合計値から、病床機能の再編による減少後の対象3区分の許可病床数（以下「減少後許可病床数」という。）の合計値を差し引くなどして、助成金の交付対象となる病床数を算出する。
- ② ①により算出した助成金の交付対象となる病床数に、対象3区分の病床稼働率に応じて定められた1床当たりの単価（1,140,000円から2,280,000円）を乗じて助成金の交付額を算定する。

30年度報告の実施に当たり、厚生労働省は、医療機関が都道府県に各種データを報告する際の様式を示しており、この様式の記入要領（以下「記入要領」という。）によれば、稼働病床数は、許可病床数から、平成29年7月1日から30年6月30日までの1年間に一度も入院患者を収容しなかった病床数（以下「休床数」という。）を除いた病床数とされている。そして、休床数については、許可病床数から、上記の1年間に最も多く入院患者を収容した時点で使用していた病床数を差し引いて算出することとされている。このため、図のとおり、助成金の交付額の算定において、休床数は、助成金の交付対象とはならないことになる。

(注4) 病床機能報告 医療法に基づき、療養病床又は一般病床を有する医療機関が、地域における病床の機能の分化及び連携の推進のため、医療機関の病床機能区分に従って所在する都道府県に行う報告

(注5) 許可病床数 医療法に基づき、都道府県知事から開設許可を受けた病床の数

図 助成金の交付対象となる病床数の概念図



しかし、5事業主体に対する助成金の交付額の算定において、稼働病床数に、助成金の交付対象とはならない休床数が含まれていたため、助成金計43,092,000円（交付金相当額同額）が確保基金から過大に取り崩されて使用されていて不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、5事業主体において稼働病床数に対する理解が十分でなかったこと、4県において助成金の交付に係る審査が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

甲州市は、令和3年度に、甲州市立勝沼病院について、許可病床数を51床、30年度報告における稼働病床数を51床、減少後許可病床数を39床、これらに基づくなどして算定される助成金の交付額を19,152,000円（交付金相当額同額）として、助成金の申請を行っており、山梨県から同額の助成金の交付を受けていた。

同市は、同病院において、平成29年7月1日から30年6月30日までの1年間に、一度も使用しなかった病床がなかったことから、許可病床数51床と同数の51床を稼働病床数としていて、休床数は0床となっていた。

しかし、記入要領によれば、休床数は、許可病床数から1年間に最も多く入院患者を収容した時点で使用していた病床数を差し引いて算出することとされていることから確認したところ、同病院において、1年間に最も多く入院患者を収容した時点で使用していた病床数は44床となっていて、正しい休床数は、許可病床数51床から44床を差し引いた7床であった。

したがって、許可病床数51床から休床数7床を差し引いて算出した正しい稼働病床数44床に基づいて適正な助成金の交付額を算定すると、7,980,000円となり、前記助成金の交付額19,152,000円との差額11,172,000円（交付金相当額同額）が確保基金から過大に取り崩されて使用されていた。

ウ 医療従事者の確保に関する事業

部 局 等	補助事業者等	間接補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年 度	基金使用 額 千円	左に対する 交付金 相当額 千円	不当と認 める基金 使用額 千円	不当と認 める交付 金相当額 千円
厚生労働 本省	鳥 取 県	学校法人大阪 滋慶学園（鳥 取市医療看護 専門学校）	医療介護提 供体制改革 推進交付金	5	12,474	8,316	12,474	8,316

学校法人大阪滋慶学園（鳥取市医療看護専門学校。以下「大阪滋慶学園」という。）は、令和5年度に、看護師等養成所の運営費を対象として、鳥取県に実績報告書等を提出し、同県の審査を経て、助成金12,474,000円（交付金相当額8,316,000円）の交付を受けていた。

看護師等養成所の運営費を対象とする助成金の交付額は、鳥取県が定めた助成要綱等によれば、教員経費、生徒経費等を合算するなどして得た対象経費の額と、総事業費から診療収入額及び寄附金その他収入額（以下、これらを合わせて「収入額」という。）を控除した額とを比較して、いずれか少ない方の額に補助率（10分の10）を乗ずるなどして得た額以下とすることとされている。そして、このうち、総事業費については、看護師等養成所の運営に要する当該年度の経常的な経費の総支出額とすることとされており、他の国庫補助事業に要する事業費は別途経理すること、奨学金は計上しないことなどとされている。

大阪滋慶学園は、助成金の交付額の算定に当たり、対象経費の額を24,457,280円、総事業費20

5,654,347円から収入額193,180,000円を控除した額を12,474,347円であるとして、後者を少ない方の額としていた。

しかし、大阪滋慶学園は、総事業費に、別途経理することとされている他の国庫補助事業に要する事業費16,810,600円及び計上しないこととされている奨学金1,035,000円、計17,845,600円を含めるなどしており、総事業費から収入額を控除した額が過大となっていた。

そこで、総事業費から上記の17,845,600円を除くなどして適正な総事業費及び収入額を算出したところ、適正な総事業費は188,295,008円、また、適正な収入額は193,280,000円となり、前者が後者を下回った。

したがって、適正な助成金の交付額は0円となり、助成金の交付額12,474,000円（交付金相当額8,316,000円）が確保基金から過大に取り崩されて使用されていて不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、大阪滋慶学園において助成金の交付額の算定に当たり確認が十分でなかったこと、鳥取県において助成金の交付に係る審査が十分でなかったことなどによると認められる。

部 局 等	補助事業者 等	間接補助事業者 (事業主体)	補助事業等	年 度	基金使用 額 千円	左る相 当に交 付する 金額 千円	不 当に 使 用 した 金額 千円	認め る金 額 千円	認め ない 金額 千円	交付額 と交付 額との 差額 千円
計					618,814	484,210	61,391		55,291	

国民健康保険の財政調整交付金の交付が過大

9 件 不当金額 535,097,000円

国民健康保険は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）に基づき、被用者保険の被保険者及びその被扶養者等を除いた者を被保険者として、その疾病、負傷、出産又は死亡に関して、療養の給付、出産育児一時金の支給、葬祭費の支給等を行う保険である。そして、国民健康保険には、都道府県が当該都道府県内の市町村（特別区を含む。以下同じ。）とともに保険者となつて行うもの（以下「都道府県等が行う国民健康保険」という。）と、国民健康保険組合が保険者となつて行うものがある。

（注1） 一部の市町村は、広域連合等を設けて、国民健康保険に関する事務を処理している。

都道府県等が行う国民健康保険の被保険者は、同法に基づき、当該都道府県の区域内に住所を有する者とされ、一般被保険者と退職被保険者及びその被扶養者とに区分されている。

（注2） 退職被保険者 被用者保険の被保険者であった者で、平成26年度までの間に退職して国民健康保険の被保険者となり、かつ、厚生年金等の受給権を取得した場合に65歳に達するまでの間において適用される資格を有する者

国民健康保険については各種の国庫助成が行われており、その一つとして、同法に基づき、都道府県等が行う国民健康保険について財政調整交付金が交付されている。

財政調整交付金は、都道府県及び当該都道府県内の市町村の財政の状況その他の事情に応じた財政の調整を行うために交付されるもので、普通調整交付金、特別調整交付金等がある。

普通調整交付金は、被保険者の所得等から一定の基準により算定される収入額（以下「調整対象収入額」という。）が、医療費等から一定の基準により算定される支出額（以下「調整対象需要額」という。）に満たない都道府県に対して、衡平にその満たない額を埋めることを目途として交付されるもので、医療費等に係るもの（以下「医療分」という。）、後期高齢者支援金等（注3）に係るもの（以下「後期分」という。）、及び介護納付金（注4）に係るもの（以下「介護分」という。）の合計額が交付されている。そして、都道府県に対して交付された普通調整交付金は、他の公費等と合わせた上で、当該都道府県内の市町村による療養の給付等に要する費用に充てるための財源として、当該市町村に対して交付されている。

普通調整交付金の額は、「国民健康保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令」（昭和38年厚生省令第10号。以下「算定省令」という。）等に基づき、医療分、後期分及び介護分のいずれも、それぞれ当該都道府県の調整対象需要額から調整対象収入額を控除した額に基づいて算定することとなっている。そして、市町村は普通調整交付金の額の算定の基礎となる資料を作成して都道府県に提出し、都道府県はこれに基づいて調整対象需要額及び調整対象収入額を算定している。

（注3） 後期高齢者支援金 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定により、各医療保険者が社会保険診療報酬支払基金に納付する支援金

（注4） 介護納付金 介護保険法（平成9年法律第123号）の規定により、各医療保険者が社会保険診療報酬支払基金に納付する納付金

特別調整交付金は、都道府県及び当該都道府県内の市町村について特別の事情がある場合に、その事情を考慮して当該都道府県に対して交付されるもので、国から都道府県に補助する都道府県分と都道府県を通じて市町村に補助する市町村分とに区分されている。市町村分には、非自発的失業軽減特別交付金、被扶養者減免特別交付金等がある。

そして、都道府県は、国から市町村分として交付された額を当該市町村に交付している。

特別調整交付金の額は、算定省令等に基づき、特別の事情ごとに算定することとなっている。そして、市町村は当該市町村分の特別調整交付金の額を算定して都道府県に提出し、都道府県は都道府県分の額を算定した上で市町村から提出される市町村分の額と合算して特別調整交付金の

額を算定するなどしている。

- (注5) 非自発的失業軽減特別交付金 保険料の賦課期日現在における非自発的失業者に係る保険料軽減措置による財政負担が多額になっている場合に交付される交付金
- (注6) 被扶養者減免特別交付金 被用者保険の被保険者が後期高齢者（75歳以上の者又は65歳以上75歳未満の者で一定の障害の状態にある者をいう。）になったことに伴い、その被扶養者であった者に係る保険料（保険税を含む。以下同じ。）の減免措置及び減免期間の見直しに要した費用がある場合に交付される交付金

財政調整交付金の交付手続について、交付を受けようとする都道府県は、厚生労働省に交付申請書及び事業実績報告書を提出し、これを受理した厚生労働省は、その内容を添付書類により、また、必要に応じて現地調査を行うことにより審査した上で、これに基づき、厚生労働省において交付決定及び交付額の確定を行うこととなっている。

本院は、令和元年度から5年度までに交付された財政調整交付金について、^(注7)20都道府県並びに19都道府県の212市区町村及び1広域連合において会計実地検査を行うとともに、1県及び同県の6市町から事業実績報告書等の関係資料の提出を受けるなどして検査した。その結果、5府県及び3県の4市において、①普通調整交付金の調整対象需要額を過大に算定していた事態、②普通調整交付金の調整対象収入額を過小に算定していた事態、③特別調整交付金のうち非自発的失業軽減特別交付金等の額を過大に算定していた事態が見受けられた。このため、財政調整交付金の交付額計76,164,660,000円のうち計535,097,000円が過大に交付されていて、不当と認められる。

- (注7) 20都道府県 会計実地検査を行った212市区町村及び1広域連合が所在する19都道府県と重複している。

このような事態が生じていたのは、次のことなどによると認められる。

- ア 財政調整交付金の交付額の算定に当たり、普通調整交付金について、5府県において確認が十分でなかったこと、厚生労働省において事業実績報告書の審査が十分でなかったこと
- イ 財政調整交付金の交付額の算定に当たり、市町村分の特別調整交付金について、4市において制度の理解や確認が十分でなかったこと、3県において確認が十分でなかったこと、厚生労働省において事業実績報告書の審査が十分でなかったこと

前記の①から③までの事態について、態様別に示すと次のとおりである。

① 普通調整交付金の調整対象需要額を過大に算定していた事態

普通調整交付金の調整対象需要額は、本来保険料で賄うべきとされている額であり、そのうち医療分の調整対象需要額は、次のとおり算定することとなっている。

医療分の調整対象需要額	=	一般被保険者に係る医療給付費	+	前期高齢者納付金等 ^(注8)	-	療養給付費負担金等の国庫補助金等
-------------	---	----------------	---	---------------------------	---	------------------

このうち、一般被保険者に係る医療給付費は、療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る被保険者の一部負担金に相当する額を控除した額と、入院時食事療養費、高額療養費等の支給に要する費用の額との合計額とすることとなっている。

4府県は、普通調整交付金の額の算定に当たり、一般被保険者に係る医療給付費を過大に算出するなどしており、調整対象需要額を過大に算定していた。このため、普通調整交付金の額が過大となっていた。

- (注8) 前期高齢者納付金 高齢者の医療の確保に関する法律の規定により、各医療保険者が社会保険診療報酬支払基金に納付する納付金（前期高齢者交付金がある場合には、これを控除した額）

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

愛知県は、令和3年度の普通調整交付金に係る実績報告に当たり、市町村から普通調整交付金の額の算定の基礎となる資料の提出を受け、これに基づき普通調整交付金の額を算定していた。しかし、同県知多郡東浦町から提出された資料において、同町は、当該資料を作成する電算システムへの入力に当たり、基礎資料からの転記を誤り、一般被保険者に係る医療給付費を1,700,000,000円過大に算出していた。こ

のほか、同県内の2市町から提出された資料にも、一般被保険者に係る医療給付費を過大に算出する誤りがあった。その結果、同県は医療分の調整対象需要額を過大に算定していた。

そこで、適正な一般被保険者に係る医療給付費により算定した調整対象需要額に基づき算定すると、普通調整交付金の額計264,132,000円が過大となっていた。

② 普通調整交付金の調整対象収入額を過小に算定していた事態

普通調整交付金の調整対象収入額は、本来徴収すべきとされている保険料の額であり、医療分、後期分及び介護分に係るそれぞれの調整対象収入額は、一般被保険者（医療分及び後期分）又は介護納付金賦課被保険者（介護分）の数を基に算出される応益保険料額と、それらの者の所得を基に算出される応能保険料額とを合計した額となっている。

このうち、医療分、後期分及び介護分に係る応能保険料額は、一般被保険者又は介護納付金賦課被保険者の所得金額（以下「基準総所得金額」という。）に一定の方法により計算された率を乗じて算出することとなっている。そして、基準総所得金額は、保険料の賦課期日（毎年4月1日）現在において一般被保険者又は介護納付金賦課被保険者である者の前年における所得金額の合計額を基に算出することとなっている。

1県は、普通調整交付金の額の算定に当たり、基準総所得金額を過小に算出しており、調整対象収入額を過小に算定していた。このため、普通調整交付金の額が過大となっていた。

③ 特別調整交付金のうち非自発的失業軽減特別交付金等の額を過大に算定していた事態

特別調整交付金のうち、非自発的失業軽減特別交付金は、雇用保険法（昭和49年法律第116号）第23条第2項又は第13条第3項に規定する会社の倒産、解雇等の理由により離職した被保険者等である非自発的失業者の属する世帯に係る保険料の軽減に要する費用が多額である場合に交付されるものである。

非自発的失業軽減特別交付金の額は、一般被保険者に係る保険料の調定額の総額や非自発的失業者の属する世帯でかつ保険料が軽減される世帯に属する一般被保険者数等を用いて算定することとなっている。

3県の3市は、非自発的失業軽減特別交付金の額の算定に当たり、一般被保険者に係る保険料の調定額の総額を過大に集計するなどしていたため、非自発的失業軽減特別交付金の額が過大となっていた。

このほか、3県の4市は、被用者保険の被保険者の被扶養者であった者に係る保険料の減免額を誤るなどしていたため、特別調整交付金のうち、被扶養者減免特別交付金等の額が過大となっていた。

なお、前記3県の4市のうち3県の3市については事態の態様が重複している。

以上を事業主体別に示すと、次のとおりである。

部 局 等	補助事業者等	間接補助事業者等	交付金の種類	年度	交付金交付額 千円	左のうち不当 と認める額 千円	摘 要
厚生労働 本省	秋 田 県	秋田市 (事業主体)	特別調整交付金（非自 発的失業軽減 特別交付金等）	3	21,261	5,214	一般被保険者に係る保険 料調定総額を過大に集計 していたものなど
同	神奈川県	相模原市 (事業主体)	同	4	50,595	2,483	一般被保険者数を過小に 計上していたものなど
同	同	逗子市 (事業主体)	特別調整交付金（被扶 養者減免特 別交付金）	5	5,417	2,182	被用者保険の被保険者の 被扶養者であった者に係 る保険料の減免額を過大 に算定していたもの
同	山 梨 県 (事業主体)	—	普通調整交 付金	5	4,435,827	219,894	調整対象収入額を過小に 算定していたもの
同	愛 知 県 (事業主体)	—	同	3	24,095,431	264,132	調整対象需要額を過大に 算定していたもの
同	京 都 府 (事業主体)	—	同	3	18,668,781	20,035	同
同	兵 庫 県	姫路市 (事業主体)	特別調整交付金（非自 発的失業軽減 特別交付金等）	3、4	29,470	2,486	一般被保険者に係る保険 料調定総額を過大に集計 していたものなど
同	徳 島 県 (事業主体)	—	普通調整交 付金	5	6,151,994	1,573	調整対象需要額を過大に 算定していたもの
同	沖 縄 県 (事業主体)	—	同	3	22,705,884	17,098	同
計					76,164,660	535,097	

生活基盤施設耐震化等交付金で実施した工事の設計が不適切

1件 不当金額 4, 245, 087円

生活基盤施設耐震化等交付金は、地方公共団体等が行う水道施設及び保健衛生施設等の耐震化の取組や老朽化対策、水道事業の広域化の取組を支援することにより、国民生活の基盤を強化し、もって公衆衛生の向上と生活環境の改善に寄与することを目的として、国が地方公共団体等に対して交付するものである。

本院が、18都道府県の120事業主体において会計実地検査を行ったところ、1県の1事業主体において、次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

部 局 等	補助事業者等	間接補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年 度	事業費 (国庫補助対象事業費)	左に對する 国庫補助金等 交付額	不当と認める事業費 (国庫補助対象事業費)	不当と認める 国庫補助金等 相当額
福 岡 県	福 岡 県	宗像地区事務組合	生活基盤施設耐震化等交付金	3、4	千円 37,075 (36,762)	千円 12,254	千円 12,735 (12,735)	千円 4,245

宗像地区事務組合は、宗像市池田地内において、水道施設の老朽化した通水管等を更新及び耐震化するために、水管橋工、管路の埋設工等を実施していた。

このうち水管橋工は、下部構造として重力式橋台2基の築造、上部構造としてステンレス製の通水管（内径200mm、橋長14.05m）の製作、架設等を実施したものである（参考図1参照）。

同組合は、本件水管橋の設計を「水管橋設計基準（耐震設計編）」（日本水道鋼管協会編。以下「設計基準」という。）等に基づき行うこととしている。そして、本件工事の設計業務を設計コンサルタントに委託し、設計図面、設計計算書等の成果品を検査して受領した上で、この成果品に基づき施工することとしていた。

設計基準によれば、水管橋の設計に当たっては、落橋防止システムとして、支承縁端距離^(注1)を確保するとともに、落橋防止構造及び横変位拘束構造^(注2)を設けることとされている。このうち、落橋防止構造は、鋼材を用いて上部構造と下部構造を連結するもので、通水管が接続されている伸縮可とう管からの漏水を防止し通水管の通水機能を確保するとともに、上部構造が容易に落下しないようにするために設置するものである（参考図2参照）。

しかし、同組合は、本件水管橋の設計に当たり、落橋防止システムが必要とされる右岸側橋台において、支承縁端距離を確保するとともに、橋座部に横変位拘束構造を設置していたものの、落橋防止構造を設置していなかった（参考図1参照）。

したがって、本件水管橋の通水管等（工事費相当額12,735,263円、交付対象事業費同額）は、設計が適切でなかったため、地震時における所要の安全度が確保されていない状態となっており、これに係る交付金相当額4,245,087円が不当と認められる。

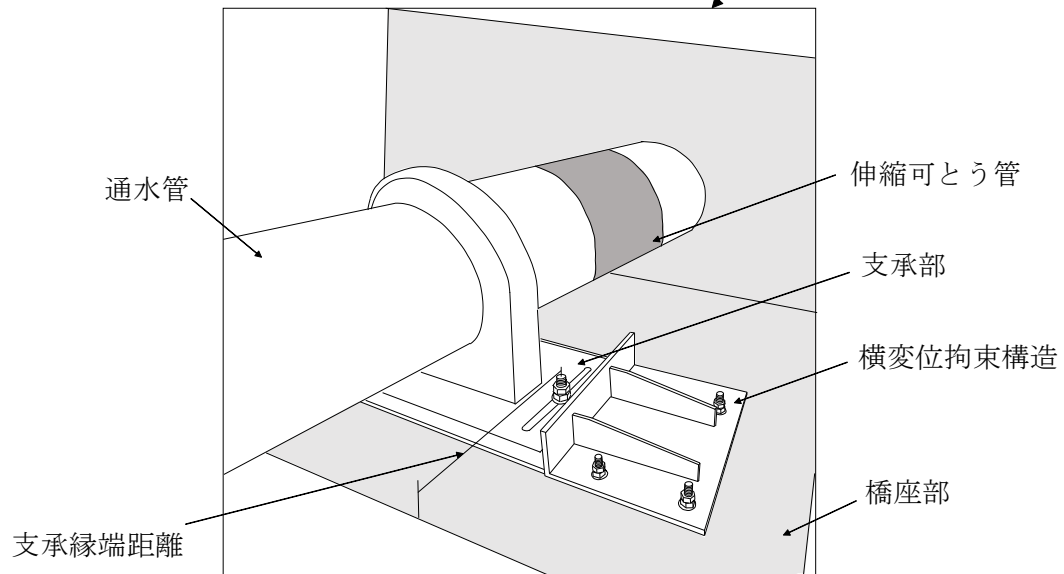
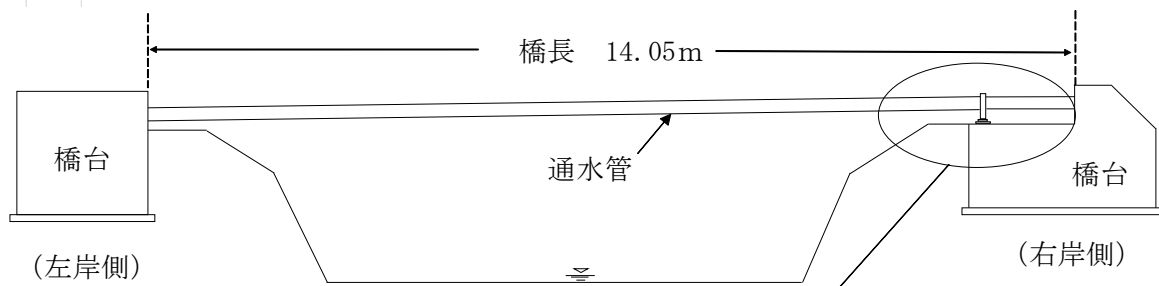
このような事態が生じていたのは、同組合において、委託した設計業務の成果品に誤りがあったのにこれに対する検査が十分でなかったことなどによると認められる。

(注1) 支承縁端距離 支承部に用いるアンカーボルトの中心から橋座部の縁端までの長さ

(注2) 横変位拘束構造 支承部が破壊されたときに、橋りょうの構造的要因等によって上部構造が橋軸直角方向に変位することを拘束する構造

(参考図1)

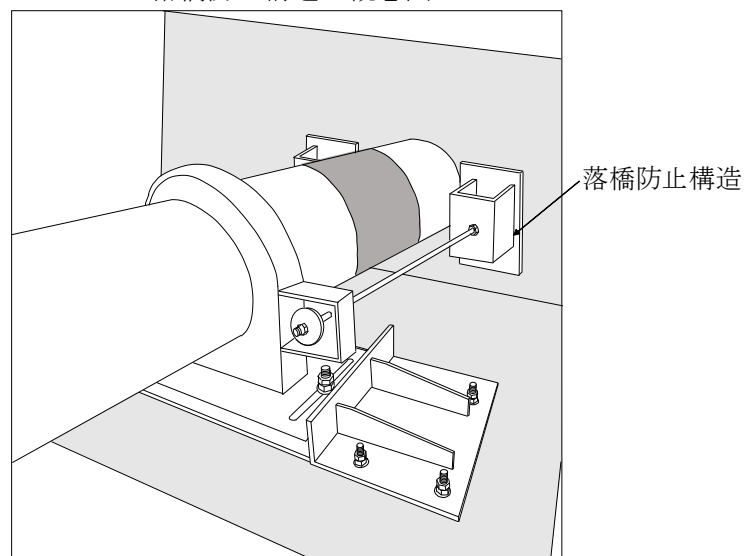
水管橋の概念図



落橋防止構造を設置していなかった。

(参考図2)

落橋防止構造の概念図



保育対策総合支援事業費補助金（保育補助者雇上強化事業に係る分）の交付が過大

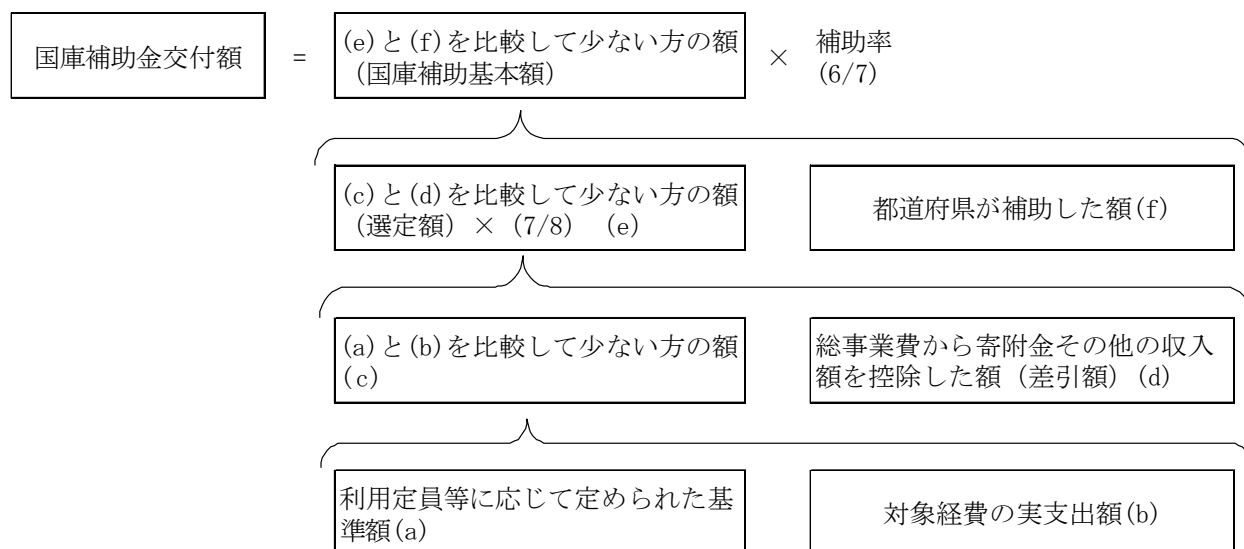
1件 不当金額 1,746,000円

保育対策総合支援事業費補助金（以下「国庫補助金」という。）は、地域の実情に応じた多様な保育需要に対応するために、小規模保育の設置等による保育の受皿の確保や保育の担い手となる保育人材の確保に必要な措置を総合的に講ずることで、待機児童の解消を図るとともに、子どもを安心して育てることができる環境整備を行うことを目的として、都道府県や市町村（特別区を含む。以下同じ。）が実施する保育対策総合支援事業に要する費用の一部について国が補助するものである。

「保育対策総合支援事業費補助金の国庫補助について」（平成30年厚生労働省発子1017第5号。以下「交付要綱」という。）によると、国庫補助金の交付対象事業には、保育補助者雇上強化事業、保育体制強化事業等がある。

このうち、保育補助者雇上強化事業は、「保育人材確保事業の実施について」（平成29年雇児発0417第2号）に定める「保育補助者雇上強化事業実施要綱」に基づき、保育士資格を持たない保育所等に勤務する保育士の補助を行う者（以下「保育補助者」という。）を雇い上げることにより、保育士の業務負担を軽減し、保育士の離職防止を図り、保育人材の確保を行うことを目的として、保育士の勤務環境改善に取り組んでいる保育事業者に対して、保育補助者の雇上げに必要な費用の一部を市町村等が補助するものである。そして、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」（昭和23年厚生省令第63号。以下「運営基準」という。）等に基づき都道府県知事が保育士と同等の知識及び経験を有すると認めて保育士として従事する者については、国庫補助金の対象とならないこととなっている。

交付要綱によれば、保育補助者雇上強化事業に係る国庫補助金の交付対象事業は、①民間団体等が行う事業に対して市町村が補助する事業、②①の事業（指定都市及び中核市を除く。）に対して都道府県が補助する事業等とされている。そして、②の事業は、保育事業者が行う保育補助者の雇上げに必要な費用を対象経費として、その一部を市町村が補助する事業に対して、都道府県が補助する事業として実施されており、国から都道府県に交付される保育補助者雇上強化事業に係る国庫補助金の交付額は、保育事業者の施設ごとに次のとおり算定した額の合計額とされている。



交付要綱等によれば、都道府県は、事業が完了したときは、保育補助者雇上強化事業に係る事業実績報告書等を国に提出し、国は、その内容を審査することとされている。

本院が、佐賀県及び同県佐賀市において会計実地検査を行ったところ、同市において、次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

部 局 等	補助事業 者等	間接補助 事業者等 (事業主 体)	補 助 事 業	年 度	総事業費	左に対す る国庫補 助金交付 額	不当と認 める事業 費	不当と認 める国庫 補助金相 当額
					千円	千円	千円	千円
(注) 厚生労働本省	佐 賀 県	佐 賀 市	保育対策総合 支援事業費補 助金(保育補 助者雇上強 化)	4	173,239	123,904	2,385	1,746

(注) 令和5年4月1日以降はこども家庭庁

佐賀市は、令和4年度に実施した保育補助者雇上強化事業に係る対象経費の実支出額について、A保育園が行った保育補助者Bの雇上げに必要な費用を2,385,733円であったとして佐賀県に報告し、同県は、交付要綱等に基づき、A保育園に係る費用を国庫補助金の対象経費の実支出額に含めて173,239,696円と算定して、国に事業実績報告書を提出し、国庫補助金123,904,000円の交付を受けていた。

しかし、A保育園の保育補助者Bは、実際には、保育補助者の業務に従事しておらず、放課後児童支援員として又は運営基準等に基づき保育士として従事していたことから、Bの雇上げに係る費用は補助の対象とならないものであった。

したがって、Bの雇上げに必要な費用2,385,733円は、補助の対象とは認められず、これに係る国庫補助金相当額1,746,000円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同市において交付要綱等に定められた対象経費についての確認が十分でなかったこと、同県において同市から提出された報告の確認が十分でなかったこと、5年4月に国庫補助金に係る事務が移管されたこども家庭庁において事業実績報告書の審査が十分でなかったことなどによると認められる。

保育所等整備交付金の交付が過大

1件 不当金額 2,225,000円

保育所等整備交付金（以下「交付金」という。）は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）等に基づき、保育所等待機児童の解消を図ることを目的として、市町村（特別区を含む。以下同じ。）が作成する保育所等の整備に関する計画（以下「整備計画」という。）に基づく事業等の実施に要する経費の一部に充てるために、国が市町村に対して交付するものである。そして、保育所等整備交付金交付要綱（平成30年厚生労働省発子0508第1号。以下「交付要綱」という。）等によれば、交付金の交付対象事業は、整備計画に基づき学校法人等が設置する認定こども園等において保育を実施する部分の改造等を行う事業等に対して、市町村が行う補助事業とされている。

交付要綱等によれば、交付金の交付対象経費は、本体工事費、解体撤去工事費等とされている。そして、交付金の交付額は、次のとおり算定することとされている。

- ① 本体工事費、解体撤去工事費等ごとの基準額と、設計料に係る加算（以下「設計料加算」という。）等の各種加算額を、認定こども園等において保育を実施する部分に係る定員数に応じて定められた額を用いるなど所定の方法により算出して合計する（以下、合計した額を「交付基礎額」という。）。各種加算額については、認定こども園等のうち、幼保連携型認定こども園等を対象として設定されているものであり、幼稚園型認定こども園については設定されていないことから、幼稚園型認定こども園の改造等を行う場合には、設計料加算を計上することができない。
- ② 交付対象経費の実支出額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して、いずれか少ない方の額に国の負担割合2分の1を乗ずるなどした額（以下「選定額」という。）を算出する。
- ③ ①の交付基礎額と②の選定額を比較して、いずれか少ない方の額を交付額とする。

そして、市町村は、事業実績報告書等を都道府県に提出し、都道府県は、その内容を審査することとなっている。

本院が、熊本県、同県八代市及び1団体において会計実地検査を行ったところ、次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

部 局 等	補助事業者等 (事業主体)	年 度	交付金交付額 千円	左のうち不当と 認める額 千円	摘 要
熊 本 県	八 代 市	元、2	47,610	2,225	交付基礎額の算出に当たり計上することができない設計料加算を計上していたもの

八代市は、令和元、2両年度に、八代市内の学校法人が設置する幼稚園型認定こども園の改造を行う事業に対して補助金を交付する事業を実施していた。

そして、同市は、交付基礎額47,610,000円と、当該法人から提出された事業実績報告書等に基づき算出した選定額65,859,000円とを比較して、少ない方の額である交付基礎額47,610,000円を交付額と算定し、同額の交付金の交付を受けていた。

しかし、同市は、交付基礎額の算出に当たり、幼稚園型認定こども園の改造等を行う場合には設計料加算を計上することができないのに、設計料加算2,225,000円を計上していた。

したがって、上記の設計料加算を除いた適正な交付基礎額により交付金の交付額を算定すると45,385,000円となることから、前記の交付額との差額2,225,000円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同市において交付基礎額の算出についての理解が十分でなかったこと、熊本県において同市から提出された事業実績報告書等の審査が十分でなかったことなどによると認められる。

生活困窮者就労準備支援事業費等補助金（介護技能評価試験等実施事業分）の交付が過大

1件 不当金額 8,653,332円

生活困窮者就労準備支援事業費等補助金（介護技能評価試験等実施事業分）（以下「補助金」という。）は、在留資格「特定技能」の創設等により、今後増加が見込まれる外国人介護人材の受入環境の整備を推進することを目的として、介護分野における1号特定技能外国人の送り出しを行う外国等において、介護の技能水準を評価するための試験等を実施する介護技能評価試験等実施事業（以下「本件事業」という。）を実施する法人（以下「事業実施法人」という。）に対して、国が事業の実施に必要な経費の一部を補助するものである。

令和元年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金（民間団体実施分）交付要綱（令和元年厚生労働省発社援0516第8号。以下「交付要綱」という。）等によれば、本件事業の対象経費は、事業実施法人が行う事業の実施に必要な経費とされている。また、補助金の交付額は、交付要綱等に定める基準額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額（ただし、千円未満の端数は切捨て）を国庫補助所要額として算定し、同額を交付することとされている。

事業実施法人は、本件事業に係る収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ補助金の額の確定の日の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならないなどとされている。そして、本件事業が完了したときは、本件事業に要した経費等を記載した事業実績報告に関係書類を添えて厚生労働大臣に提出することとされており、厚生労働省は、その内容を審査することとなっている。

本件事業の事業実施法人が事業の実施に当たり支払う経費が課税仕入れに該当する場合には、事業実施法人は、当該経費の支払先に対しては消費税（地方消費税を含む。以下同じ。）額を含む額を支払うことになるが、消費税の確定申告に際して課税仕入れに係る消費税額を仕入税額控除した場合には、本件事業で支払った経費に係る消費税額を実質的に負担していないことになる。このため、交付要綱等によれば、事業実施法人は、補助事業完了後に、消費税の確定申告により補助金に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、速やかに厚生労働大臣に報告しなければならないとされており、補助金に係る仕入控除税額がある場合には、当該仕入控除税額を国庫に返還しなければならないこととされている。

（注） 仕入税額控除 課税売上高に対する消費税額から課税仕入れに係る消費税額を控除すること

本院が、厚生労働本省及び事業実施法人であるプロメトリック株式会社（以下「事業主体」という。）において、会計実地検査を行ったところ、次のとおり適正とは認められない事態が見受けられた。

部 局 等	補助事業者等 （事業主体）	年 度	国庫補助金交付額 千円	不当と認める国庫補助金 相当額 千円
厚生労働本省	プロメトリック株式会社	元、2	380,456	8,653

事業主体は、事業の実施に必要な給料、備品購入費、旅費等の経費を事業実績報告に計上し、令和元、2両年度の国庫補助所要額を元年度183,004,000円、2年度197,452,000円、計380,456,000円として、これにより同額の補助金の交付を受けていた。

しかし、元、2両年度の総事業費に含まれていた備品購入費等は、事業主体が証拠書類を適切に整理し、保管しておらず、本件事業に要した経費と確認できなかった。また、事業主体は、事業実施期間外に支出していて本件事業の実施に必要な経費とは認められない旅費等を元、2両年度の総事業費に計上していた。これらのことなどから、国庫補助所要額が元年度1,769,000円、2年度2,273,000円、計4,042,000円過大に算定されていた。

また、事業主体は、元、2両年度の総事業費に、課税仕入れに係る消費税額を含めて算定しており、補助事業完了後の消費税の確定申告により、本件事業の補助金に係る仕入控除税額が確定していたことから、交付要綱等に基づき、当該仕入控除税額を、厚生労働大臣に報告して国庫に返還する必要があったのに、これを行っていなかった。

したがって、事業実績報告に計上された国庫補助所要額から前記の過大算定額を控除して、本件事業の補助金に係る仕入控除税額を算定すると、元年度2,202,689円、2年度2,408,643円、計4,611,332円となり、同額を国庫に返還する必要があると認められた。

以上のことから、補助金が元年度3,971,689円、2年度4,681,643円、計8,653,332円過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、事業主体において本件事業の適正な実施に対する認識が欠けていたこと、補助事業における消費税の取扱いについての理解が十分でなかったこと、厚生労働省において事業実績報告の審査、仕入控除税額の報告についての確認及び事業主体に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

生活扶助費等負担金等の交付が過大

13件 不当金額 97,817,226円

生活扶助費等負担金、医療扶助費等負担金及び介護扶助費等負担金（以下、これらを合わせて「負担金」という。）は、生活保護法（昭和25年法律第144号）等に基づき、都道府県、市（特別区を含む。）又は福祉事務所を設置する町村（以下、これらを合わせて「事業主体」という。）が、生活に困窮する者に対して、最低限度の生活を保障するために、その困窮の程度に応じて必要な保護に要する費用（以下「保護費」という。）等を支弁する場合に、その一部を国が負担するものである。保護は、原則として世帯を単位としてその要否及び程度を定めることとなっている。そして、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産や能力その他あらゆるものを活用することを要件としており、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）、国民年金法（昭和34年法律第141号）等の生活保護法以外の他の法律又は制度による保障、援助等を受けることができる者等については極力その利用に努めさせることとなっている。

また、事業主体は、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず保護を受けた者から事業主体の定める額を返還させ、又は不実の申請等により保護を受けるなどした者からその費用の額の全部又は一部を徴収することができることなどとなっている（以下、これらの返還させ、又は徴収する金銭を「返還金等」という。）。

生活扶助等に係る保護費は、原則として保護を受ける世帯（以下「被保護世帯」という。）を単位として、保護を必要とする状態にある者の年齢、世帯構成、所在地域等の別により算定される基準生活費に、健康状態等による個人又は世帯の特別の需要のある者に対する各種加算の額を加えるなどして算定される最低生活費から、当該世帯における就労収入、年金の受給額等を基に収入として認定される額を控除するなどして決定されることとなっている。

負担金のうち保護費に係る交付額は、「生活保護費等の国庫負担について」（平成26年厚生労働省発社援0324第2号）等に基づき、次のとおり算定することとなっている。

$$\begin{array}{l} \boxed{\text{負担金の交付額}} = \boxed{\text{国庫負担対象事業費}} \times \boxed{\text{国庫負担率(3/4)}} \\ \boxed{\text{国庫負担対象事業費}} = \boxed{\text{ア 費用の額}}^{(注1)} - \boxed{\text{イ 返還金等の調定額}}^{(注1)} + \boxed{\text{不納欠損額}} \end{array}$$

(注1) 後述ア及びイ参照

この費用の額及び返還金等の調定額は、それぞれ次のとおり算定することとなっている。

ア 費用の額は、次の①及び②の合計額とする。

① 生活扶助等に係る保護費の額

② 被保護者が医療機関で診察、治療等の診療を受けるなどの場合の費用について、その範囲内で決定された医療扶助及び介護扶助に係る保護費の額

イ 返還金等の調定額は、事業主体が被保護者等からの返還金等を地方自治法（昭和22年法律第67号）に基づき調定した額とする。

(注2)

本院が、29都道府県の188事業主体において会計実地検査を行うとともに、2県の3事業主体から関係書類の提出を受けるなどして検査したところ、11都府県の13事業主体において、生活扶助等に係る保護費の額の算出に当たり、被保護世帯の世帯主等に年金受給権が発生していたにもかかわらず裁定請求手続が行われていなかったことから、当該世帯主等が年金を受給しておらず年金が収入として認定されていなかった事態等が見受けられた。このため、負担金計97,817,226円が過大に交

付されていて不当と認められる。

(注2) 2県の3事業主体のうち1県の2事業主体は、会計実地検査を行った29都道府県の188事業主体のうち1県の2事業主体と重複している。

このような事態が生じていたのは、13事業主体において保護費の支給決定に当たり、被保護者の年金受給権に係る調査及び裁定請求手続に係る指導が十分でなかったこと、厚生労働省及び10都府県において適正な生活保護の実施に関する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

福井県敦賀市は、世帯Aの保護を平成27年3月に開始しており、30年3月から令和5年2月までの保護費の支給に当たり、世帯主Bからの届出に基づき収入を認定した上で、保護費の額を決定していた。

しかし、世帯主Bには平成20年8月に確定給付企業年金の老齢給付金、29年8月に国民年金の老齢基礎年金等に係る年金受給権が発生していたにもかかわらず、同市による年金受給権の調査及び裁定請求手続に係る指導が十分でなく、世帯主Bによる裁定請求手続が行われていなかったことから、世帯主Bは年金を受給していなかった。そして、本院の検査を踏まえて、同市が裁定請求手続に係る指導等を行った結果、世帯主Bは計5,231,898円の年金を遡及して受給した。

したがって、同市がこの額を収入として認定していれば、当該収入分の保護費計5,231,898円は支給の必要がなく、同額が過大に支給されており、これに係る負担金計3,923,923円が過大に交付されていた。

以上を部局等別・事業主体別に示すと、次のとおりである。

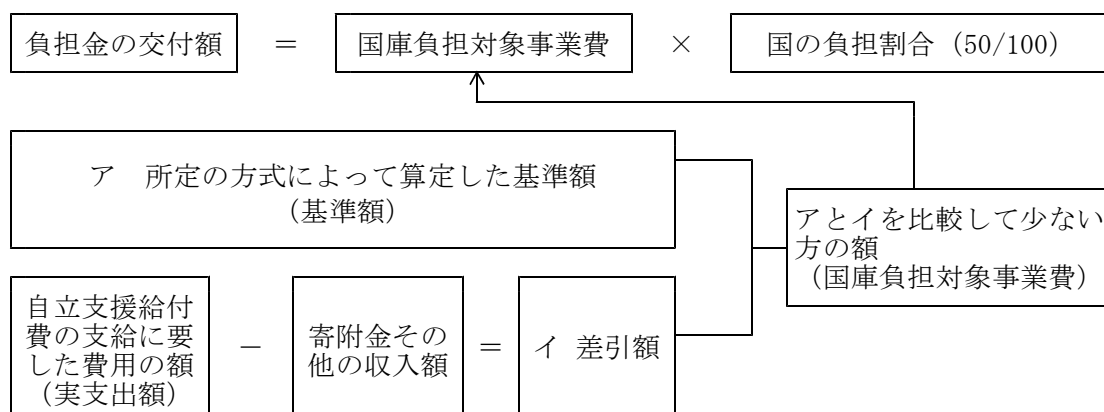
部 局 等 補助事業者等 (事業主体)	年 度	国庫負担対象 事業費	左に対する国 庫負担金交付 額	不当と認め める国庫負 担対象事業 費	不当と認め る国庫負 担金交付額	摘 要
		千円	千円	千円	千円	
岩 手 県 宮 古 市	平成29 ～令和5	39,082	29,311	4,277	3,208	年金受給権の調査が十分でなかったものなど
宮 城 県 宮 城 県	平成29 ～令和3	20,691	15,518	3,389	2,542	年金受給権の調査が十分でなかったもの
東 京 都 板 橋 区	2～5	20,613	15,459	2,629	1,972	年金受給権の調査が十分でなかったものなど
福 井 県 敦 賀 市	平成29 ～令和5	17,246	12,935	10,632	7,974	年金受給権の調査が十分でなかったもの
長 野 県 長 野 市	平成29 ～令和6	77,833	58,375	15,329	11,496	年金受給権の調査が十分でなかったものなど
静 岡 県 島 田 市	元～5	9,040	6,780	7,231	5,423	同
愛 知 県 名 古 屋 市	平成28 ～令和4	198,863	149,147	35,357	26,518	年金受給権の調査が十分でなかったもの
同 豊 田 市	平成30 ～令和4	12,406	9,304	5,918	4,438	同
滋 賀 県 大 津 市	平成29 ～令和5	77,209	57,906	14,515	10,886	年金受給権の調査が十分でなかったものなど
同 草 津 市	平成29 ～令和4	21,354	16,016	4,757	3,568	同
京 都 府 宇 治 市	平成28 ～令和4	86,740	65,055	13,503	10,127	同
熊 本 県 菊 池 市	平成30 ～令和5	25,828	19,371	7,418	5,563	年金受給権の調査が十分でなかったもの
大 分 県 別 府 市	平成29 ～令和4	26,373	19,780	5,462	4,096	年金受給権の調査が十分でなかったものなど
計		633,284	474,963	130,422	97,817	

障害者自立支援給付費国庫負担金の交付が過大

2件 不当金額 32,253,151円

障害者自立支援給付費国庫負担金（以下「負担金」という。）は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（平成17年法律第123号）に基づき、障害者及び障害児の福祉の増進を図ることなどを目的として、市町村（特別区を含む。以下同じ。）が、都道府県知事等の指定する障害福祉サービス事業者等から居宅介護等の障害福祉サービス等を受けた障害者又は障害児の保護者に対して、介護給付費、訓練等給付費等（以下、これらを合わせて「自立支援給付費」という。）を支給した場合に、その支給に要する費用の一部を国が負担するものである。

負担金の交付額は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」（平成18年政令第10号。以下「施行令」という。）、「障害者自立支援給付費国庫負担金交付要綱」（平成21年厚生労働省発障第0511002号）等に基づき、次のとおり算定することとなっている。



そして、上記の基準額及び実支出額は、自立支援給付費のうち、①居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援等に係る給付費（以下「居宅介護等給付費」という。）及び②居宅介護等給付費以外の給付費等（以下「その他給付費」という。）の別に、それぞれ次のとおり算定することとなっている。

① 居宅介護等給付費

居宅介護等給付費に係る基準額は、対象年度の前年度の3月から対象年度の2月までを1年度として、月ごとに所定の方式で算定した単位数を合計した数に、地域区分に応じて定められている単価等を乗ずるなどして算定した額となっており、実支出額は、負担金に係る事業実績報告書において、居宅介護等給付費に係る支出済額を計上することとなっている。そして、実支出額からは、障害者又は障害児の保護者の家計の負担能力その他の事情をしんしゃくして施行令で定める負担額等（以下「利用者負担額」という。）を控除することとなっている。

② その他給付費

その他給付費に係る基準額は、その他給付費の支給に要した費用の額等となっており、実支出額と同額が計上されることになる。そして、実支出額は、負担金に係る事業実績報告書において、その他給付費に係る支出済額を計上することとなっており、実支出額からは、利用者負担額を控除することとなっている。

なお、居宅介護等給付費及びその他給付費については、障害福祉サービス等の提供から実績額の確定までに要する期間があることから、対象年度における支出済額は、前年度の3月から当該年度の2月までの障害福祉サービス等の提供に係る額の合計額等とすることとなっている。

そして、市町村は、負担金に係る事業実績報告書を都道府県に提出し、都道府県は、その内容を審査することとなっている。

本院が23都道府県の164事業主体において会計実地検査を行ったところ、負担金の交付額の算定に

当たり、大阪府吹田市において、令和5年度の居宅介護等給付費及びその他給付費に係る実支出額について、5年4月から6年3月までの障害福祉サービス等の提供に係る額を基に算定するなどしていたため、実支出額が過大に計上されていた事態、及び神戸市において、4、5両年度のその他給付費に係る基準額及び実支出額について、誤って利用者負担額を控除していなかったため、基準額及び実支出額が過大に計上されていた事態が見受けられた。このため、国庫負担対象事業費が計64,506,303円過大に算定されており、これに係る負担金計32,253,151円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、吹田市において負担金の交付額の算定についての理解が十分でなかったこと、神戸市において国庫負担対象事業費の額の確認が十分でなかったこと、大阪府及び兵庫県において事業実績報告書の審査が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

大阪府吹田市は、令和5年度の負担金の交付額の算定に当たり、同年度の居宅介護等給付費及びその他給付費に係る実支出額について、事業実績報告書の提出時点で実績額が確定していた5年3月から6年2月までの障害福祉サービス等の提供に係る額の合計額を計上すべきところ、5年4月から6年3月までの障害福祉サービス等の提供に係る額の合計額を計上していた。そして、6年3月分の額について、事業実績報告書の作成時点で実績額が確定していなかったとして、各障害福祉サービス等における5年4月分から6年2月分までの費用の額から最大値を抽出するなどして合算し、これを6年3月分の額であるとして計上していたため、実支出額が過大に計上されていた。

この結果、国庫負担対象事業費が59,040,703円過大に算定されており、これに係る負担金29,520,351円が過大に交付されていた。

以上を部局等別に示すと、次のとおりである。

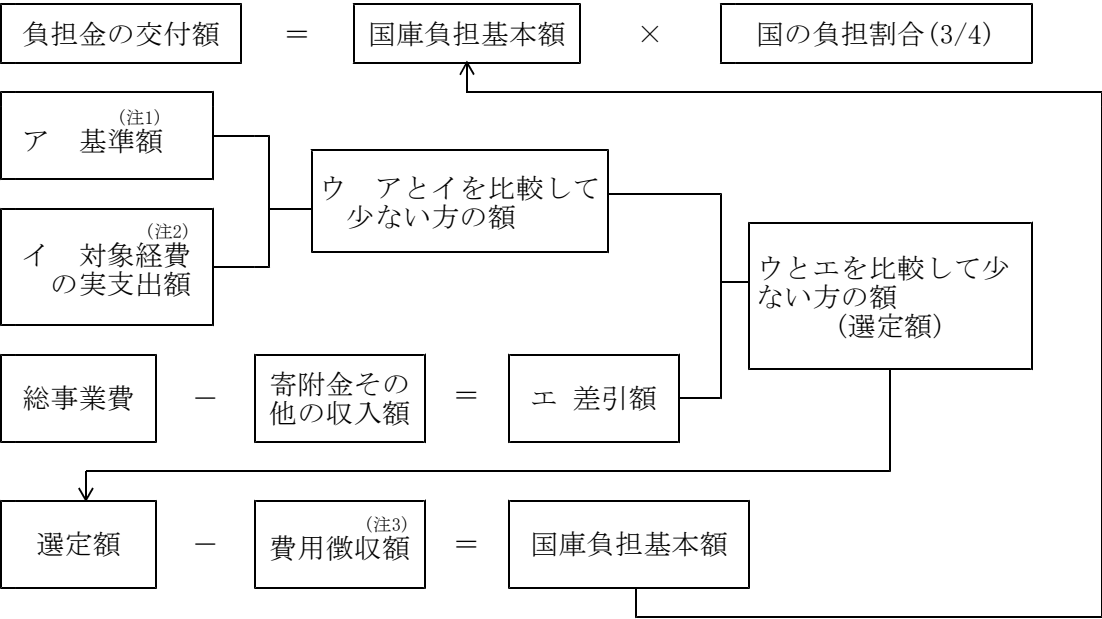
部 局 等	補助事業者等 (事業主体)	年 度	国庫負担対 象事業費 千円	左に対する 国庫負担金 交付額 千円	不当と認め る国庫負担 対象事業費 千円	不当と認め る国庫負担 金交付額 千円
大 阪 府	吹 田 市	5	10,633,971	5,316,985	59,040	29,520
兵 庫 県	神 戸 市	4、5	74,023,156	37,011,578	5,465	2,732
計			84,657,127	42,328,563	64,506	32,253

精神障害者措置入院費負担金の交付が過大

1件 不当金額 13,791,750円

精神障害者措置入院費負担金（以下「負担金」という。）は、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」（昭和25年法律第123号。以下「法」という。）に基づき、都道府県知事等が、医療及び保護のために入院させなければ精神的障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあるなどと認めた精神障害者を精神科病院等に入院させる措置（以下「入院措置」という。）を採り、入院措置により入院する者（以下「措置入院患者」という。）の入院に要する費用を都道府県等が支弁した場合に、国がその一部を負担するものである。

負担金の交付額は、「精神保健費等国庫負担（補助）金交付要綱」（平成10年厚生省障第194号）等に基づき、次のとおり算定することとなっている。



- （注1） 基準額 措置入院患者の入院に要する費用について都道府県等が負担した額
- （注2） 対象経費 措置入院患者の入院に要する費用
- （注3） 費用徴収額 法等の規定により、都道府県知事等が措置入院患者又はその扶養義務者が入院に要する費用を負担することができると認めたときは、その費用の全部又は一部を徴収することができ、これにより徴収する費用の額の予定額（徴収した費用の額が予定額を超えたときは、徴収した額）

また、措置入院患者の入院に要する費用については、負担金に係る事業実績報告書に、対象年度の前年度の3月診療分から対象年度の2月診療分までの入院措置に係る医療費の額を計上することとなっている。

そして、都道府県等は、負担金に係る事業実績報告書を厚生労働省に提出し、同省は、その内容を審査することとなっている。

本院が7府県の8事業主体において会計実地検査を行ったところ、1県の1事業主体において、次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

部局等	補助事業者等 （事業主体）	年 度	国庫負担 基本額 千円	左に対する 国庫負担金 交付額 千円	不当と認め る国庫負担 基本額 千円	不当と認め る国庫負担 金交付額 千円
兵 庫 県	兵 庫 県	5	153,267	114,950	18,389	13,791

兵庫県は、令和5年度の負担金の交付額の算定に当たり、基準額、対象経費の実支出額及び総事業費の算出の際に計上する入院措置に係る医療費について、5年3月診療分から6年2月診療分までの額

を計上すべきところ、誤って、6年3月診療分の概算額を含めて、5年3月診療分から6年3月診療分までの額を計上していた。

このため、国庫負担基本額が18,389,000円過大に算定されており、これに係る負担金13,791,750円が過大に交付されていて、不当と認められる。

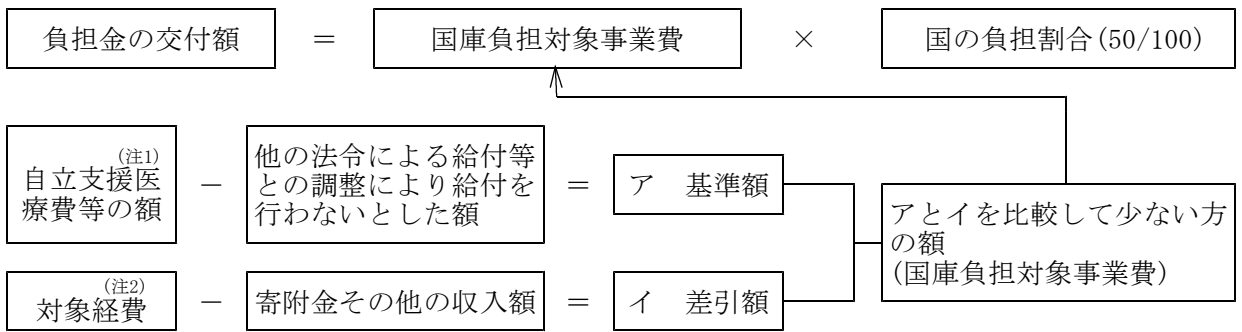
このような事態が生じていたのは、同県において負担金の交付額の算定に当たり国庫負担基本額の確認が十分でなかったこと、厚生労働省において事業実績報告書の審査が十分でなかったことなどによると認められる。

障害者医療費国庫負担金の交付が過大

1件 不当金額 18,565,281円

障害者医療費国庫負担金（以下「負担金」という。）は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（平成17年法律第123号）に基づき、障害者及び障害児の福祉の増進を図ることなどを目的として、居住地等の市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は都道府県が、都道府県知事等の指定する医療機関等から自立した日常生活等を営むために必要である精神通院医療等の自立支援医療等を受けた障害者又は障害児の保護者に対して、自立支援医療費等を支給した場合に、その支給に要する費用の一部を国が負担するものである。

負担金の交付額は、「障害者医療費国庫負担金交付要綱」（平成21年厚生労働省発障第0519001号）等に基づき、次のとおり算定することとなっている。



- (注1) 自立支援医療費等の額 自立支援医療等に要した費用のうち、対象年度の前年度の3月診療分から対象年度の2月診療分までの額
- (注2) 対象経費 都道府県等が自立支援医療費等の支給に要する費用であり、対象年度の前年度の3月診療分から対象年度の2月診療分までの当該費用

そして、都道府県及び政令指定都市は厚生労働省に、政令指定都市以外の市町村は都道府県に負担金に係る事業実績報告書をそれぞれ提出し、提出を受けた同省又は都道府県は、その内容を審査することとなっている。

本院が24都道府県の188事業主体において会計実地検査を行ったところ、1県の1事業主体において、次のとおり適正とは認められない事態が見受けられた。

部 局 等	補助事業者等 (事業主体)	年 度	国庫負担対象事業費 千円	左に対する 国庫負担金 交付額 千円	不当と認め る国庫負担 対象事業費 千円	不当と認め る国庫負担 金交付額 千円
静岡県	静岡県	元～4	8,853,598	4,426,799	37,130	18,565

静岡県は、令和元年度から4年度までの各年度の負担金の交付額の算定に当たり、基準額及び対象経費について、対象年度の前年度の3月診療分から対象年度の2月診療分までの自立支援医療費の額を基に算定すべきところ、対象年度の4月診療分から3月診療分までの当該費用の額を基に算定していた。

このため、国庫負担対象事業費が計37,130,563円過大に算定されており、これに係る負担金計18,565,281円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同県において負担金の交付額の算定に当たり国庫負担対象事業費の額の確認が十分でなかったこと、厚生労働省において事業実績報告書の審査が十分でなかったことなどによると認められる。

介護給付費負担金の交付が過大

3件 不当金額 16,517,450円

介護保険は、介護保険法（平成9年法律第123号）に基づき、市町村（特別区を含む。以下同じ。）が保険者となって、その区域内に住所を有する65歳以上の者等を被保険者として、加齢に伴う疾病等による要介護状態等に関して必要な保険給付を行う保険である。

（注1） 一部の市町村は、一部事務組合又は広域連合を設けて、介護保険に関する事務を処理している。

介護保険については各種の国庫助成が行われており、その一つとして、市町村が行う介護保険事業運営の安定化を図るために、市町村に対して介護給付費負担金（以下「負担金」という。）が交付されている。

毎年度の負担金の交付額は、「介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令」（平成10年政令第413号）等に基づき、次により算定することとなっている。

$$\boxed{\text{交付額}} = \boxed{\text{ア 介護給付及び予防給付に要する費用の額}}^{(注2)} \times \boxed{\begin{array}{l} \text{イ 国の負担割合} \\ \left(\begin{array}{ll} (ア) 施設等分 & 15/100 \\ (イ) その他分 & 20/100 \end{array} \right) \end{array}}^{(注2)}$$

（注2） 後述ア及びイ参照

各算出要素については、次のとおりとなっている。

ア 介護給付及び予防給付に要する費用の額は、当該年度に、国民健康保険団体連合会が審査決定した市町村負担分の居宅介護サービス費、施設介護サービス費、特定入所者介護サービス費等及び市町村が支払決定した高額介護サービス費、居宅介護住宅改修費等の介護給付並びに予防給付に要する費用の額（同連合会に対する審査支払手数料を含む。）から、損害賠償金等の収入額を控除した額（以下「介護給付費等」という。）とする。

イ 国の負担割合は、介護給付費等の費用の区分に応じて、次のように定める割合となっている。

(ア) 施設等分は、介護給付費等のうち、施設介護サービス費、指定施設サービス等に係る特定入所者介護サービス費、特定施設入居者生活介護費、介護予防特定施設入居者生活介護費等（これらの審査等に要した審査支払手数料を含む。）であり、負担割合は100分の15

(イ) その他分は、上記施設等分以外の介護給付費等（これらの審査等に要した審査支払手数料を含む。）であり、負担割合は100分の20

負担金の交付を受けようとする市町村は、都道府県に交付申請書及び事業実績報告書を提出して、これを受理した都道府県は、その内容を添付書類により、また、必要に応じて現地調査を行うことにより審査した上でこれを厚生労働省に提出して、同省は、これに基づき交付決定及び交付額の確定を行うこととなっている。

本院は、平成30年度から令和5年度までの間に交付された負担金について、17道府県の65市町及び2広域連合において会計実地検査を行った。その結果、3県の2市及び1広域連合において、介護給付費等について施設等分とその他分の集計を誤り、国の負担割合が高いその他分を過大に集計するなどして負担金の交付額を過大に算定していたため、交付額計22,691,631,525円のうち計16,517,450円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、2市及び1広域連合において負担金の交付額の算定に当たり確認が十分でなかったこと、3県において事業実績報告書の審査が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

佐賀県佐賀中部広域連合は、令和元年度から4年度までの負担金の交付額の算定に当たり、介護給付費等の

集計において、表計算ソフトに計算式を入力して用いており、当該計算式は、介護給付費等のうち「施設等分」に該当する費目の金額を合計してこれを「施設等分」の総額とし、「その他分」の総額については、介護給付費等の総額から「施設等分」の総額を差し引くことで算出するものであった。しかし、実際には、「施設等分」の総額を算出する計算式として、「施設等分」の費目である審査支払手数料（施設等分）を加算すべきところ、誤って審査支払手数料（その他分）の額を減算する式が入力されていたことから、国の負担割合が低い「施設等分」を過小に計上し、国の負担割合が高い「その他分」を過大に計上していた。

そこで、適正な集計に基づき負担金の交付額を算定したところ、計7,794,169円が過大に交付されていた。

以上を部局等別に示すと、次のとおりである。

部 局 等	補助事業者等 (事業主体)	年 度	負担金交付額 千円	不当と認める 負担金交付額 千円	摘 要
青森県	三沢市	3、4	1,254,674	7,118	施設等分とその他分の区 分を誤っていたもの
滋賀県	栗東市	4	655,030	1,604	施設等分及びその他分の 集計を誤っていたもの
佐賀県	佐賀中部広域 連合	元～4	20,781,926	7,794	同
計			22,691,631	16,517	

介護保険の財政調整交付金の交付が過大

15件 不当金額 75,303,000円

介護保険（前掲146ページの「介護給付費負担金の交付が過大」参照）については各種の国庫助成^(注1)が行われており、その一つとして、財政調整交付金が交付されている。財政調整交付金は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）が行う介護保険財政が安定的に運営され、もって介護保険制度の円滑な施行に資することを目的として、各市町村における介護給付等に要する費用の総額の5%に相当する額を国が負担して、これを各市町村に交付するもので、普通調整交付金と特別調整交付金とがある。

（注1） 一部の市町村は、一部事務組合又は広域連合を設けて、介護保険に関する事務を処理している。

普通調整交付金は、市町村間で、市町村の区域内に住所を有する65歳以上の者（以下「第1号被保険者」という。）の総数に占める75歳以上の者（以下「後期高齢者」という。）の割合（以下「後期高齢者加入割合」という。）及び標準的な所得段階の区分（第1段階から第9段階まで）ごとの第1号被保険者の分布状況（以下「所得段階別加入割合」という。）に格差があることによって生ずる介護保険財政の不均衡を是正するために交付するものである。また、特別調整交付金は、災害その他特別の事情がある市町村に交付するものであり、被災するなどした被保険者に係る保険料の減免額等を交付の対象とするものである。

財政調整交付金の交付額は、普通調整交付金の額と特別調整交付金の額とを合算した額となっており、このうち普通調整交付金の額は、「介護保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令」（平成12年厚生省令第26号）等に基づき、次により算定することとなっている。

$$\boxed{\text{普通調整交付金の額}} = \boxed{\text{ア 調整基準標準給付費額}^{(注2)}} \times \boxed{\text{イ 市町村ごとの普通調整交付金交付割合}^{(注2)}} \times \boxed{\text{調整率}^{(注3)}}$$

（注2） 後述ア及びイ参照

（注3） 調整率 当該年度に交付する普通調整交付金の総額と市町村ごとに算定した普通調整交付金の総額とのかい離を調整する割合

上記のうち、調整基準標準給付費額及び普通調整交付金交付割合については、次のとおりとなっている。

ア 調整基準標準給付費額は、当該市町村において給付に要した費用の額等に基づき、次のとおり算出することとなっている。

$$\boxed{\text{調整基準標準給付費額}} = \boxed{\text{介護給付に要した費用}^{(注4)}} + \boxed{\text{予防給付に要した費用}^{(注5)}} - \boxed{\text{収入額}^{(注6)}}$$

（注4） 介護給付に要した費用 前年度の10月から当該年度の9月まで（令和2年度までは前年度の1月から当該年度の12月まで。3年度においては前年度の1月から当該年度の9月まで）において、国民健康保険団体連合会が審査決定した居宅介護サービス費、施設介護サービス費、特定入所者介護サービス費等及び市町村が支払決定した高額介護サービス費等の支給に要した費用

（注5） 予防給付に要した費用 前年度の10月から当該年度の9月まで（令和2年度までは前年度の1月から当該年度の12月まで。3年度においては前年度の1月から当該年度の9月まで）において、国民健康保険団体連合会が審査決定するなどした介護予防サービス費等の支給に要した費用

（注6） 収入額 前年度の9月から当該年度の8月まで（令和2年度までは前年度の12月から当該年度の11月まで。3年度においては前年度の12月から当該年度の8月まで）の間における損害賠償金等の調定額

イ 普通調整交付金交付割合は、後期高齢者加入割合補正係数と所得段階別加入割合補正係数を用いるなどして算出した割合である。このうち、後期高齢者加入割合補正係数は、当該市町村において、介護保険事業状況報告（月報）により報告することとなっている後期高齢者の人数の累計^(注7)

を基に算出される第1号被保険者の総数に占める85歳以上の後期高齢者の割合（以下「85歳以上後期高齢者加入割合」という。）及び75歳以上85歳未満の後期高齢者の割合（以下「85歳未満後期高齢者加入割合」という。）を、国から示される全ての市町村における85歳以上後期高齢者加入割合及び85歳未満後期高齢者加入割合とそれぞれ比較するなどして算出した係数である。また、所得段階別加入割合補正係数は、当該市町村において、毎年4月1日（保険料の賦課期日）における標準的な所得段階の区分ごとの第1号被保険者の人数を基に算出される所得段階別加入割合を、国から示される全ての市町村における所得段階別加入割合と比較するなどして算出した係数である。

（注7） 後期高齢者の人数 前年度の10月報告分（9月末の人数）から当該年度の9月報告分（8月末の人数）まで（令和2年度までは前年度の1月報告分（12月末の人数）から当該年度の12月報告分（11月末の人数）まで。3年度においては前年度の1月報告分（12月末の人数）から当該年度の9月報告分（8月末の人数）まで）の人数

そして、財政調整交付金の交付を受けようとする市町村は、都道府県に交付申請書及び事業実績報告書を提出して、これを受理した都道府県は、その内容を添付書類により、また、必要に応じて現地調査を行うことにより審査した上でこれを厚生労働省に提出して、同省は、これに基づき交付決定及び交付額の確定を行うこととなっている。

本院は、平成30年度から令和6年度までの間に交付された財政調整交付金について、22道府県の83市町村及び1広域連合において会計実地検査を行った。その結果、9道県の15市町村において、後期高齢者加入割合補正係数又は所得段階別加入割合補正係数の算出や、調整基準標準給付費額の算出を誤って、普通調整交付金の額を過大に算定していた。このため、財政調整交付金交付額計5,816,781,000円のうち計75,303,000円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、15市町村において財政調整交付金の交付額の算定に当たり、制度の理解や確認が十分でなかったこと、9道県において事業実績報告書の審査が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例1>

熊本県阿蘇郡南阿蘇村は、令和3年度の普通調整交付金の額の算定に当たり、普通調整交付金交付割合の算出に用いる後期高齢者加入割合補正係数について、前年度の1月報告分（12月末の人数）から当該年度の9月報告分（8月末の人数）までの85歳以上後期高齢者の人数の累計を8,198人とすべきところ、誤って9,198人としており、これに基づき85歳以上後期高齢者加入割合及び85歳未満後期高齢者加入割合を算出するなどしていた。

そこで、適正な後期高齢者加入割合補正係数により算出した普通調整交付金交付割合等に基づき普通調整交付金の額を算定したところ、14,306,000円が過大に交付されていた。

<事例2>

岐阜県不破郡垂井町は、令和元年度から4年度までの普通調整交付金の額の算定に当たり、普通調整交付金交付割合の算出に用いる所得段階別加入割合補正係数について、同町が独自に定める所得段階（12段階）ごとの第1号被保険者の人数を基に国が定める標準的な所得段階（9段階）ごとの第1号被保険者の人数を集計する際に、同町が独自に定める所得段階の第9段階及び第10段階は国が定める標準的な所得段階の第9段階に該当するのに、誤って、より所得段階が低い第8段階としていた。このため、国が定める標準的な所得段階が最も高い第9段階に該当する者の人数を実人数より少なく算出し、これに基づき所得段階別加入割合を算出していた。

そこで、適正な所得段階別加入割合補正係数により算出した普通調整交付金交付割合等に基づくなどして普通調整交付金の額を算定したところ、計12,971,000円が過大に交付されていた。

以上を部局等別・事業主体別に示すと、次のとおりである。

部 局 等	補助事業者等 (事業主体)	年 度	交付金交付額 千円	左のうち不当と 認める額 千円	摘 要
北海道	三笠市	4	139,427	1,961	調整基準標準給付費額の算出を誤っていたもの
同	河東郡士幌町	3～5	105,150	5,252	所得段階別加入割合補正係数の算出を誤っていたものなど
宮城県	岩沼市	元、3	189,594	2,873	調整基準標準給付費額の算出を誤っていたもの
秋田県	南秋田郡八郎潟町	5	83,088	2,494	同
岐阜県	羽島市	3	106,252	2,505	所得段階別加入割合補正係数の算出を誤っていたもの
同	不破郡垂井町	元～4	338,416	12,971	所得段階別加入割合補正係数の算出を誤っていたものなど
兵庫県	高砂市	元～3	567,734	7,692	後期高齢者加入割合補正係数の算出を誤っていたものなど
山口県	山口市	3	956,820	1,434	同
福岡県	中間市	4	309,124	1,239	調整基準標準給付費額の算出を誤っていたもの
同	太宰府市	3	147,448	2,931	後期高齢者加入割合補正係数の算出を誤っていたもの
同	糟屋郡粕屋町	4	42,428	1,316	後期高齢者加入割合補正係数の算出を誤っていたものなど
佐賀県	唐津市	平成30、令和2、3	2,373,365	12,806	調整基準標準給付費額の算出を誤っていたものなど
熊本県	宇土市	3	266,689	3,325	調整基準標準給付費額の算出を誤っていたもの
同	菊池郡菊陽町	4	60,507	2,198	所得段階別加入割合補正係数の算出を誤っていたものなど
同	阿蘇郡南阿蘇村	3	130,739	14,306	後期高齢者加入割合補正係数の算出を誤っていたものなど
計			5,816,781	75,303	

介護給付費に係る国の負担が不当

1件 不当金額 23,869,277円

1 介護給付の概要

(1) 介護保険

介護保険は、介護保険法（平成9年法律第123号）に基づき、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態又は要支援状態（以下「要介護状態等」という。）となった者に対して、必要な保健医療サービス及び福祉サービス（以下「介護サービス」という。）に係る保険給付を行うものであり、市町村^(注1)（特別区を含む。以下同じ。）が保険者、市町村の区域内に住所を有する65歳以上の者等が被保険者となっている。

（注1） 一部の市町村は、一部事務組合又は広域連合を設けて、介護保険に関する事務を処理している。

(2) 介護サービス

被保険者が介護保険法に基づき受ける介護サービスには、居宅サービス（介護予防サービスを含む。以下同じ。）、施設サービス及び地域密着型サービス（地域密着型介護予防サービスを含む。以下同じ。）並びに居宅の要介護状態となった者が利用する居宅サービス等の種類等を定めた計画（以下「居宅サービス計画」という。）の作成等を行う居宅介護支援等がある。また、居宅サービスには通所介護、通所リハビリテーション等が、施設サービスには介護福祉施設サービス等がある。

そして、被保険者が介護サービスを受けようとする場合の手続は、次のとおりとなっている。

- ① 要介護状態等にあること及びその該当する要介護状態等の区分について、市町村の認定を受ける（以下、市町村から要介護状態にあるものとして認定を受けた者を「要介護者」といい、要支援状態にあるものとして認定を受けた者と合わせて「要介護者等」という。）。
- ② 都道府県知事等の指定を受けた居宅介護支援事業者等が、居宅サービス計画等の介護サービス計画を作成する。
- ③ 介護サービス計画に基づいて、都道府県知事等の指定等を受けた居宅サービス事業者若しくは介護保険施設又は市町村長の指定を受けた地域密着型サービス事業者（以下、これらと居宅介護支援事業者等を合わせて「事業者」という。）から介護サービスを受ける。

(3) 介護報酬の算定

事業者が介護サービスを提供して請求することができる報酬の額（以下「介護報酬」という。）は、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成12年厚生省告示第19号）、「指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準」（平成12年厚生省告示第21号）等（以下「算定基準等」という。）に基づき、介護サービスの種類の別に定められた単位数に単価（10円から11.40円）を乗ずるなどして算定することとなっている。

事業者の指定等を行う都道府県又は市町村は、介護保険法等に基づき、保険給付の適正化を図るために、事業者に対して、介護報酬の請求等に関する指導等を行っている。

(4) 介護給付費

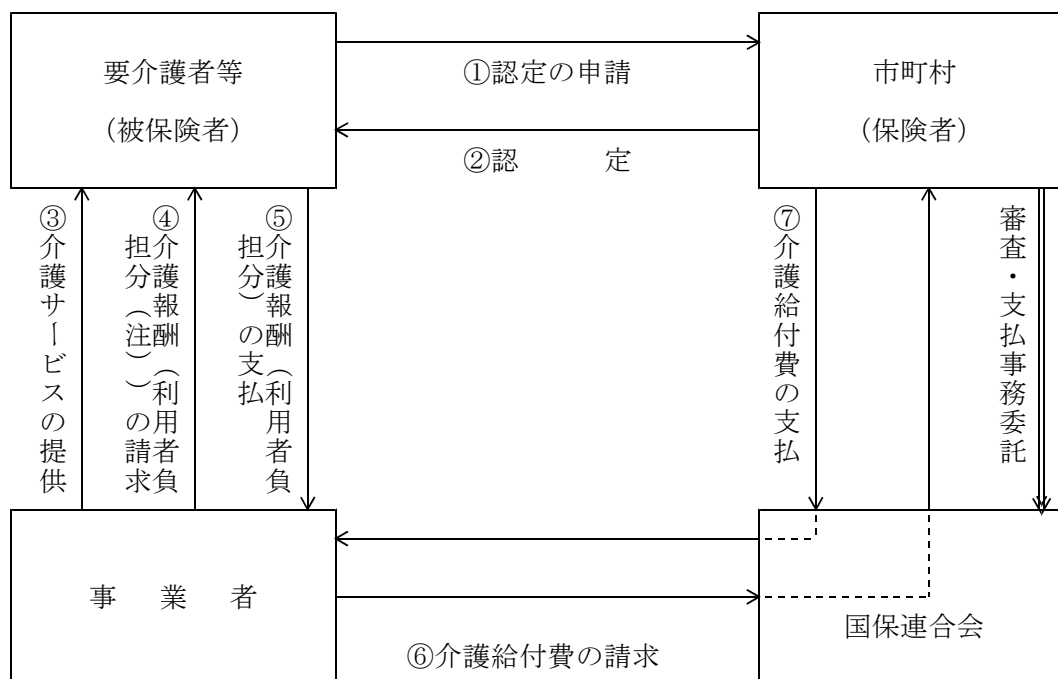
市町村は、介護保険法に基づき、要介護者等が居宅サービス、施設サービス等の提供を受けたときは、原則として、介護報酬の100分の90に相当する額を、また、居宅介護支援等の提供を受けたときは、介護報酬の全額をそれぞれ事業者を支払うこととなっている（以下、市町村が支払う介護報酬の額を「介護給付費」という。）。

介護給付費の支払手続は、次のとおりとなっている（図参照）。

- ① 事業者は、要介護者等に対して提供した介護サービスの内容、金額等を記載した介護給付費請求書等を、市町村から介護給付費に係る審査及び支払に関する事務の委託を受けた国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）に送付する。

- ② 国保連合会は、事業者から送付された介護給付費請求書等の審査点検を行い、介護給付費を市町村に請求する。
- ③ 請求を受けた市町村は、介護給付費についての審査点検を行って金額等を確認した上で、国保連合会を通じて事業者에게介護給付費を支払う。

図 介護給付費の支払の手続



(注) 要介護者等は、居宅サービス等の提供を受けたときは、利用者負担分として、原則、介護報酬の10分の10に相当する額を負担する。

(5) 国の負担

介護給付費は、介護保険法に基づき、100分の50を公費で、100分の50を被保険者の保険料でそれぞれ負担することとなっている。

そして、公費負担として、介護給付費のうち、施設等分については国が100分の20、都道府県が100分の17.5及び市町村が100分の12.5を負担し、施設等分以外の分については国が100分の25、都道府県及び市町村がそれぞれ100分の12.5を負担している。

また、国は、健康保険法（大正11年法律第70号）、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）等に基づき、社会保険診療報酬支払基金が介護保険の保険者に交付する介護給付費交付金等の財源として医療保険者が同基金に納付する介護給付費・地域支援事業支援納付金に要する費用の額の一部を負担している。

(注2) 施設等分 施設介護サービス費、指定施設サービス等に係る特定入所者介護サービス費、特定施設入居者生活介護費、介護予防特定施設入居者生活介護費等

2 検査の結果

(1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、合規性等の観点から、介護報酬の算定が適正に行われているかに着眼して、40事業者に対する介護給付費の支払について13都道府県及び12市区において会計実地検査を行うとともに、4事業者に対する介護給付費の支払について1県及び2市から関係資料の提出を受けるなどして検査した。そして、疑義のある事態が見受けられた場合には、更に都道府県等に事態の詳細な報告を求めて、その報告内容を確認するなどの方法により検査した。

(注3) 2市のうち1市は、会計実地検査を行った12市区のうちの1市と重複している。

(2) 検査の結果

検査の結果、6道府県及び8市区から指定を受けた23事業者に対して119市区町等が行った平成2

9年度から令和4年度までの間における介護給付費の支払が計32,676件、計87,749,467円過大となっていて、これに対する国の負担額23,869,277円は負担の必要がなかったものであり、不当と認められる。

これらの事態について、介護サービスの種類の別を示すと次のとおりである。

ア 通所介護

算定基準等によれば、通所介護については、次によるなどして、介護報酬を算定することとされている。

(ア) 前年度の1月当たりの平均利用延べ人員数^(注4)が750人以内の場合は通常規模型通所介護費、750人超900人以内の場合は大規模型通所介護費（Ⅰ）及び900人超の場合は大規模型通所介護費（Ⅱ）として、それぞれの事業所規模の区分等に応じて、規模が小さい事業所については規模が大きい事業所よりも高く定められた単位数等による。

(注4) 平均利用延べ人員数 事業者が前年度に通所介護に係る介護報酬を算定した月（3月を除く。）について、月ごとの利用延べ人員数の合計を月数で割ったもの

(イ) 事業所に、通所介護を行う時間帯を通じて、専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士、看護職員等を1名以上配置していることなどの個別機能訓練加算（Ⅰ）に係る基準に適合した上で要介護者に対して機能訓練を行っている場合は、1日につき46単位を所定単位数に加算する。

しかし、12事業者は、次のとおり、介護報酬を算定していた。

(ア) 10事業者は、前年度の1月当たりの平均利用延べ人員数が750人超900人以内となっていたのに、大規模型通所介護費（Ⅰ）の区分の単位数によることなく、通常規模型通所介護費の区分の単位数により算定していた。また、1事業者は、900人を超えていたのに、大規模型通所介護費（Ⅱ）の区分の単位数によることなく、大規模型通所介護費（Ⅰ）の区分の単位数により算定していた。

(イ) 1事業者は、事業所に、通所介護を行う時間帯を通じて、専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士、看護職員等を配置していなかったことから個別機能訓練加算（Ⅰ）に係る基準に適合していなかったのに、1日につき46単位を所定単位数に加算して介護報酬を算定していた。

このため、18,432件の請求に対して57市区町等が支払った介護給付費が計44,752,910円過大となっていて、これに対する国の負担額12,637,208円は負担の必要がなかった。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

事業者Aは、北海道函館市に所在する事業所aにおいて、同市から通所介護事業所の指定を受けて、通所介護を提供している。

事業所aは、平成30年4月から令和3年5月までの各年度において提供した通所介護に係る介護報酬について、それぞれその前年度（平成29年度から令和2年度）の1月当たりの平均利用延べ人員数を計算しながら、通常規模型通所介護費の区分の単位数により算定していた。

しかし、事業所aの前年度における1月当たりの平均利用延べ人員数は、実際には、それぞれ平成29年度779人、30年度830人、令和元年度764人及び2年度761人となっていた。したがって、平成30年4月から令和3年5月までの間に提供した通所介護に係る介護報酬については、通常規模型通所介護費の区分の単位数によるのではなく、大規模型通所介護費（Ⅰ）の区分の単位数により算定する必要があった。

このため、3,039件の請求に対して9市町が支払った介護給付費が計9,667,239円過大となっていて、これに対する国の負担額2,759,290円は負担の必要がなかった。

イ 通所リハビリテーション

算定基準等によれば、通所リハビリテーションに係る介護報酬の算定に当たり、前年度の1月当たりの平均利用延べ人員数^(注5)が750人以内の場合は通常規模型リハビリテーション費、750人超900人以内の場合は大規模型通所リハビリテーション費（Ⅰ）及び900人超の場合は大規模型通所リハビリテーション費（Ⅱ）として、それぞれの事業所規模の区分等に応じて、規模が小さい事業所については規模が大きい事業所よりも高く定められた単位数等によることとされている。

(注5) 平均利用延べ人員数 事業者が前年度に通所リハビリテーションに係る介護報酬を算定した月(3月を除く。)について、月ごとの利用延べ人員数の合計を月数で割ったもの

しかし、5事業者は、次のとおり、介護報酬を算定していた。

1事業者は、前年度の1月当たりの平均利用延べ人員数が750人超900人以内となっていたのに、大規模型通所リハビリテーション費(Ⅰ)の区分の単位数によることなく、通常規模型リハビリテーション費の区分の単位数により算定していた。また、4事業者は、900人を超えていたのに、大規模型通所リハビリテーション費(Ⅱ)の区分の単位数によることなく、大規模型通所リハビリテーション費(Ⅰ)の区分の単位数により算定していた。

このため、9,076件の請求に対して43市区等が支払った介護給付費が計18,266,931円過大となっていて、これに対する国の負担額5,096,732円は負担の必要がなかった。

ウ その他の介護サービス

ア及びイの介護サービスのほか、介護福祉施設サービス、小規模多機能型居宅介護、地域密着型通所介護、特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の5介護サービスについて、6事業者は、単位数の算定を誤り、介護報酬を過大に算定していた。

このため、5,168件の請求に対して28市区町が支払った介護給付費が計24,729,626円過大となっていて、これに対する国の負担額6,135,337円は負担の必要がなかった。

このような事態が生じていたのは、事業者において算定基準等を十分に理解していなかったことにもよるが、119市区町等及び国保連合会において介護給付費の請求に対する審査点検が十分でなかったこと、6道府県及び8市区において事業者に対して算定基準等の内容を十分に周知していないなど指導が十分でなかったことなどによると認められる。

以上を道府県等別に示すと、次のとおりである。

道府県等名	実施主体数 (事業主体数)	年度	過大に支払われた介護給付費の 件数	過大に支払われた介護給付費 千円	不当と認める 国の負担額 千円	摘要
北海道	23市町等 (4)	元～4	3,583	10,821	2,794	ア、ウ
函館市	9市町 (2)	平成30～ 令和4	4,099	12,494	3,603	ア
岩手県	4市等 (2)	元～3	4,030	9,026	2,500	ア
奥州市	1市 (1)	平成30～ 令和4	878	7,161	2,014	ウ
埼玉県	36市区町等 (4)	平成30～ 令和2	6,118	13,754	3,858	ア、イ
柏市	10市区 (1)	元～3	2,488	5,065	1,407	イ
葛飾区	1区 (1)	2、3	110	1,703	380	ウ
福井県	7市町等 (1)	元～3	2,864	5,291	1,461	ア
名古屋市	1市 (1)	3	708	1,579	436	イ
大阪府	16市町 (1)	2～4	1,983	7,513	1,695	ウ
明石市	5市町 (1)	2、3	822	1,948	532	ア
鳥取県	3町等 (1)	2、3	597	2,418	662	ア
福岡市	1市 (2)	平成29～ 令和3	2,573	5,364	1,526	ア、ウ
鹿児島市	4市 (1)	2、3	1,823	3,606	994	イ
計	119市区町等 (23)	平成29～ 令和4	32,676	87,749	23,869	

注(1) 計欄の実施主体数は、道府県等の間で実施主体が重複することがあるため、各道府県等の実施主体数を合計したものとは一致しない。

注(2) 摘要欄のア、イ及びウは、2(2)検査の結果の介護サービスの種類の別に対応している。

自立支援給付の訓練等給付費に係る国の負担が不当

1 件 不当金額 2, 3 6 7, 7 1 5 円

1 自立支援給付の概要

(1) 自立支援給付

自立支援給付は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（平成17年法律第123号。以下「法」という。）に基づき、障害者及び障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、市町村（特別区を含む。以下同じ。）が必要な障害福祉サービスに係る給付その他の支援を行うものである。

(2) 障害福祉サービス

自立支援給付のうち、障害福祉サービスに係る給付費の支給には、訓練等給付費及び介護給付費（以下、これらを合わせて「訓練等給付費等」という。）がある。^(注1) 訓練等給付費の支給の対象には自立訓練、就労移行支援等がある。

そして、障害者及び障害児が障害福祉サービスを受けようとする場合の手続は、次のとおりとなっている。

- ① 障害者又は障害児の保護者は、居住地等の市町村から訓練等給付費等を支給する旨の決定を受ける。
- ② 支給決定を受けた障害者又は障害児の保護者（以下、これらを合わせて「支給決定障害者等」という。）は、支給決定の有効期間内に都道府県知事又は政令指定都市若しくは中核市等の長（以下「都道府県知事等」という。）の指定を受けた指定障害福祉サービス事業者等（以下「事業者」という。）の事業所において、障害福祉サービスを受ける。

また、都道府県知事等は、法等に基づき、自立支援給付の適正化等を図るために、事業者に対して指導等を行っている。

(注1) 就労移行支援 就労を希望する原則として65歳未満の障害者であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる者に対して行う生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談その他の必要な支援

(3) 障害福祉サービスに要した費用の額の算定

事業者が障害福祉サービスを提供して請求することができる費用の額は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成18年厚生労働省告示第523号。以下「算定基準」という。）等に基づき、障害福祉サービスの種類ごとに定められた基本報酬の単位数に各種加算の単位数を合算し、これに単価（10円から11.60円）を乗じて算定することとなっている。

そして、就労移行支援に要する費用の額は、算定基準等に基づき、事業所において、適正な障害福祉サービスの提供を確保するために、事業所の利用定員を上回る障害者に利用させている場合であって定員超過の程度が一定の範囲を超える場合には、定員超過利用減算として、各種加算がなされる前の基本報酬の単位数に100分の70を乗じて得た単位数等を基に算定することとなっている。具体的には、次の場合等に減算を行うこととなっている。

- ① 利用定員が所定の数以下の事業所において、1日の利用者の数が、利用定員に100分の150を乗じて得た数（以下「受入可能利用者数」という。）を超える場合、当該1日について利用者全員につき減算を行う。
- ② 利用定員が所定の数以上の事業所において、直近の過去3月間の利用者の延べ数が、利用定員に開所日数を乗じて得た数に100分の125を乗じて得た数（以下「受入可能延べ利用者数」とい

う。)を超える場合、当該1月間について利用者全員につき減算を行う。

(4) 訓練等給付費等

市町村は、法に基づき、支給決定障害者等が事業者から障害福祉サービスの提供を受けたときは、事業者の請求に基づき、訓練等給付費等を事業者に支払うことなどとなっており、訓練等給付費等は、障害福祉サービスに要した費用の額から当該支給決定障害者等の家計の負担能力その他の事情をしんしゃくして政令で定める負担額等を控除して得た額となっている。

そして、国は、障害福祉サービスに要した費用について市町村が支弁した訓練等給付費等の100分の50を負担している。

2 検査の結果

本院は、合规性等の観点から、訓練等給付費等の算定が適正に行われているかに着眼して、23都道府県及び56市（15政令指定都市、41中核市等）において、障害福祉サービスを提供する事業所を設置する727事業者に対する訓練等給付費等の支払について会計実地検査を行うとともに、1市から、^(注2)障害福祉サービスを提供する事業所を設置する1事業者に対する訓練等給付費等の支払について、訓練等給付費等の請求に係る関係資料の提出を受けるなどして検査した。そして、訓練等給付費等の支払について疑義のある事態が見受けられた場合には、更に都道府県等に事態の詳細な報告を求めて、その報告内容を確認するなどの方法により検査した。

(注2) 1市は、会計実地検査を行った56市のうち1市と重複している。

検査したところ、奈良県奈良市に所在する1事業者は、平成30年4月及び同年5月における計37日において、就労移行支援に係る1日の利用者の数が受入可能利用者数を超えており、また、同年6月から31年4月までの間の各月において、就労移行支援に係る直近の過去3月間の利用者の延べ数が受入可能延べ利用者数を超えていた。しかし、同事業者は、就労移行支援に係る訓練等給付費の算定に当たり、定員超過利用減算として各種加算がなされる前の基本報酬の単位数に100分の70を乗じていないなどしていた。

このため、138件の請求に対して、30、令和元両年度に6市町が支払った訓練等給付費が計4,735,431円過大となっていて、これに対する国の負担額計2,367,715円は負担の必要がなかったものであり、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、事業者において算定基準等を十分に理解していなかったことにもよるが、奈良市において事業者に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

国際機関等への派遣職員に支給した給与の額が過大

1件 不当金額 29,997,597円

1 派遣職員給与の概要等

農林水産本省、林野庁及び水産庁（以下「本省等」という。）は、「国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律」（昭和45年法律第117号。以下「国際機関派遣法」という。）に基づいて、我が国が加盟している国際機関等に職員を派遣している。

国際機関派遣法、「人事院規則18-0（職員の国際機関等への派遣）」及び「派遣職員の給与の支給割合の決定等について（通知）」（昭和50年4月人事院事務総長通知。以下「通知」という。）に基づき、国は、国際機関等に派遣する職員（以下「派遣職員」という。）^(注1)に対して派遣先から支給される報酬の年額（以下「派遣先給与年額」という。）が外務公務員給与年額に満たない場合等に、派遣職員に対して、その差額分について、派遣期間中に俸給、扶養手当等（以下、これらを合わせて「国内給与」という。）の範囲内で給与（以下「派遣職員給与」という。）を支給している。

(注1) 外務公務員給与年額 派遣職員が派遣日の属する月の初日から在外公館に勤務する外務公務員であるとした場合に支給されることとなる俸給及び扶養手当の月額を基礎として算定した俸給、扶養手当、期末手当、勤勉手当、在勤基本手当、住居手当及び配偶者手当の年額

そして、本省等は、国際機関派遣法等に基づき、次の算定式により支給割合を決定した上で、毎月の派遣職員給与を算定している。

(算定式)

$$\begin{array}{l} \text{派遣職員給与} = \frac{\text{外務公務員給与年額} - \text{派遣先給与年額}}{\text{国内給与の年額}} \\ \text{派遣職員給与} = \text{毎月の国内給与} \times \text{支給割合} \end{array}$$

(注2) 派遣職員給与は国内給与の範囲内で支給されることから、支給割合は100分の100が上限となる。

通知によれば、支給割合を決定する際に用いる派遣先給与年額については、報酬、賃金、給料、俸給、手当、賞与その他いかなる名称であるかを問わず、派遣先の勤務の対償として受ける全てのものを対象とすることとされている。ただし、俸給関係質疑応答集（一般財団法人公務人材開発協会人事行政研究所編）によれば、派遣先から支給される子女教育手当に相当する手当については、外務公務員に支給される子女教育手当と同じ性質のものであれば、通知において外務公務員給与年額の算定に子女教育手当を含めていないこととの均衡から、派遣先給与年額に含めないこととされている。したがって、派遣先から支給される手当が子女教育手当に相当せず、配偶者、子等を扶養している派遣職員に対して支給される扶養手当に相当するものであるなどの場合には、派遣先給与年額に含めることになる。

(注3) 子女教育手当 在外職員の子で主として当該在外職員の収入によって生計を維持しているものが本邦以外の地において学校教育その他の教育を受けるのに必要な経費に充当するために支給される手当

また、外務公務員給与年額のうち住居手当については、「在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律」（昭和27年法律第93号）、「在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令」（昭和49年政令第179号。以下「政令」という。）等によれば、次の①及び②のうちいずれか低い方の額を用いることとされている。

① 政令で定める限度額（以下「限度額」という。）

② 在外職員が居住する住宅の家賃（以下「家賃」という。）から政令で定める率を家賃に乗じた額を控除した額（以下「家賃相当額」という。）

2 検査の結果

本院は、合規性等の観点から、国際機関派遣法等に基づく派遣職員給与の支給が適正に行われているかなどに着眼して、本省等において、令和元年度から5年度までの間に支給割合を決定した派遣職員に対して同期間中に支給された派遣職員給与を対象として、派遣前に国際機関等から示される報酬に係る資料（以下「派遣先給与資料」という。）、不動産賃貸借契約書等の関係書類を確認するなどの方法により会計実地検査を行った。

検査したところ、次のとおり適正とは認められない事態が見受けられた。

(1) 派遣先給与年額の算定

本省等は、派遣職員13名の支給割合の決定に当たり、派遣先給与資料に記載されている「Dependent child supplement」（扶養児童手当）、「Spouse allowance」（配偶者手当）等の手当が派遣先の勤務の対償として支給されることを把握していたが、これらの手当が子女教育手当に相当するなどとして、派遣先給与年額に含めていなかった。

しかし、これらの手当の内容を確認したところ、「Dependent child supplement」（扶養児童手当）は子を扶養している派遣職員に対して支給される手当であり、また、「Spouse allowance」（配偶者手当）は配偶者の年間総所得が一定額を超えない派遣職員に対して支給される手当であるなどしていた。このため、これらの手当はいずれも、教育を受けるのに必要な経費に充当するために支給される子女教育手当に相当する手当に該当せず、扶養手当に相当するものであることなどから、派遣先給与年額に含めるべきであった。

(2) 外務公務員給与年額における住居手当の算定

本省等は、派遣職員30名の支給割合の決定に当たり、外務公務員給与年額のうち住居手当を算定する際に、限度額と家賃とを比較していずれか低い方の額を用いていた。

しかし、住居手当については、限度額と、家賃ではなく家賃相当額のいずれか低い方の額を用いることとなっており、上記の派遣職員30名について、限度額と家賃相当額とを比較すると、いずれも家賃相当額の方が低くなることから、家賃相当額を住居手当として用いるべきであった。

(1)及び(2)の事態を踏まえるなどして派遣職員36名の支給割合を派遣職員別に修正計算すると、正しい支給割合（0%～99%）は本省等が決定していた支給割合（5%～100%）に比べて、いずれの派遣職員についても小さくなり、その差は1ポイントから26ポイントまでとなっていた。

したがって、派遣職員36名について、正しい支給割合に基づいて派遣期間中の派遣職員給与を算定すると計193,928,300円となることから、派遣職員給与支給額計223,925,897円との差額29,997,597円が過大に支給されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、本省等において、支給割合の決定に当たり、通知等に対する理解が十分でなかったことなどによると認められる。

（注4） 36名のうち7名は、(1)の13名及び(2)の30名の両方に該当している。

**農業次世代人材投資資金の交付を受けた者が要就農継続期間にわたり就農を継続していなかったなど
していて補助の対象外**

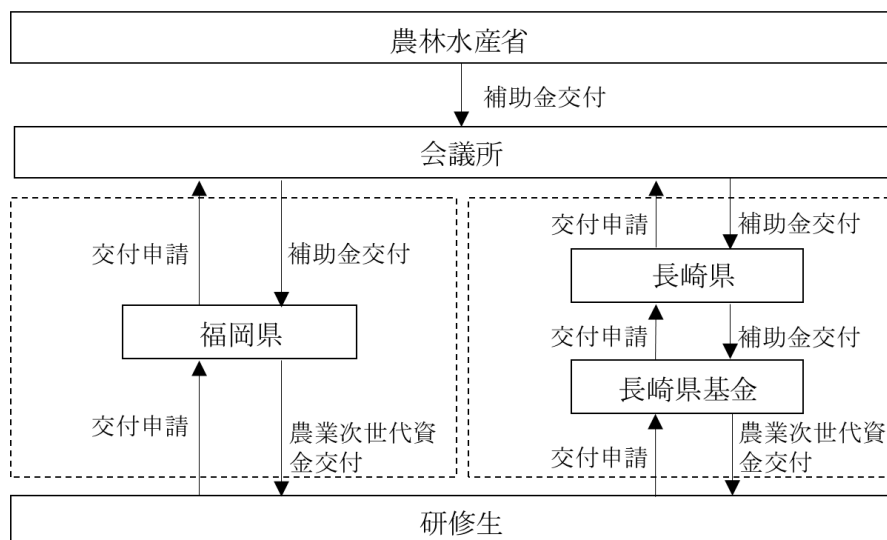
					2件 不当金額 9,000,000円			
部 局 等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年 度	事業費 〔国庫補助対象事業費〕 千円	左に 対する 国庫補 助金等 交付額 千円	不 当と 認め る事 業費 〔国庫補 助対象 事業費〕 千円	不 当と 認め る事 業費 〔国庫補 助対象 事業費〕 千円
農林水産本省	一般社団法人全国農業会議所等	福岡県 (事業主体)	担い手育成・確保等対策事業補助金等	25、26 29、30	368,875 (368,875)	368,875	6,000 (6,000)	6,000
同	全国農業会議所	長崎県 公益財団法人長崎県農林水産業担い手育成基金 (事業主体)	農業経営対策事業費補助金	25、26	107,875 (107,875)	107,875	3,000 (3,000)	3,000
計					476,750 (476,750)	476,750	9,000 (9,000)	9,000

農業次世代人材投資資金（平成28年度以前は青年就農給付金。以下「農業次世代資金」という。）に係るこれらの補助金は、持続可能な力強い農業の実現に必要な人材力の強化を図ることなどを目的として、国が一般社団法人全国農業会議所（28年3月31日以前は全国農業会議所。以下「会議所」という。）^(注)に対して交付し、都道府県又は青年農業者等育成センターが事業主体となる場合には会議所を通じて都道府県等に対して交付するものである。補助金の交付を受けた事業主体は、就農に向けて研修を受ける者（以下「研修生」という。）に対して、原則として年間1,500,000円の農業次世代資金を交付している。

福岡県、及び長崎県の青年農業者等育成センターである公益財団法人長崎県農林水産業担い手育成基金（以下「長崎県基金」といい、福岡県と合わせて「2事業主体」という。）のうち、福岡県は、本件事業を事業費計368,875,000円で実施したとして、会議所を通じて同額の国庫補助金の交付を受け、九州農政局に実績報告書を提出していた。また、長崎県基金は、本件事業を事業費計107,875,000円で実施したとして、会議所及び長崎県を通じて同額の国庫補助金の交付を受けるなどして、九州農政局に実績報告書を提出していた。

2事業主体等における国庫補助金等の流れを示すと、図のとおりである。

図 国庫補助金等の流れ



農業人材力強化総合支援事業実施要綱（平成24年23経営第3543号農林水産事務次官依命通知。28年度以前は新規就農・経営継承総合支援事業実施要綱）等によれば、農業次世代資金の交付を受けた研修生は、研修終了後1年以内に就農する必要がある、就農しなかった場合は、農業次世代資金の全額を返還しなければならないこととされている。また、農業次世代資金の交付を受けた研修生は、農業次世代資金の交付対象となった期間の1.5倍又は2年間のいずれか長い期間（以下「要就農継続期間」という。）にわたり就農を継続しなかった場合には、農業次世代資金の全額を返還しなければならないこととされている。

しかし、福岡県における研修生2名は、研修終了後1年以内に就農していなかった。また、同県における研修生1名及び長崎県基金における研修生1名は、要就農継続期間にわたり就農を継続していなかった。

そして、2事業主体は、研修生計4名について、返還事由に該当していたのに、農業次世代資金計9,000,000円を返還させていなかった。

したがって、2事業主体が上記の4名に交付した農業次世代資金9,000,000円は補助の対象とは認められず、これらに係る国庫補助金相当額計9,000,000円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、福岡県及び長崎県基金において返還手続を進めることの重要性についての認識が欠けていたこと、長崎県において長崎県基金に対する指導が十分でなかったこと、九州農政局において両県に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

福岡県は、平成25、26、29、30各年度に、研修生3名に農業次世代資金計6,000,000円を交付していた。

そして、3名のうち、25年7月3日から27年6月30日までの研修期間に係る農業次世代資金計3,000,000円の交付を受けた研修生Aについては、研修終了後の28年2月1日に同県内において就農したものの、30年6月に離農しており、同県は令和元年6月までにその事実を把握していた。同人の要就農継続期間は、交付期間が24か月であることから、就農日となる平成28年2月1日から3年（36か月）後の31年1月31日までとなり、同人が離農したのはこの期間内であるため、要就農継続期間にわたり就農を継続していなかった。

また、29年4月11日から30年5月29日までの研修期間に係る農業次世代資金計1,500,000円の交付を受けた研修生B及び30年4月11日から31年4月10日までの研修期間に係る農業次世代資金計1,500,000円の交付を受けた研修生Cについては、就農することが困難であるなどとして、農業次世代資金を返還する意向である旨を研修生Bは遅くとも31年1月までに、研修生Cは令和元年8月に同県に示していた。そして、両人は、研修終了後1年以内（研修生Bは同年5月29日、研修生Cは2年4月10日まで）に就農していなかった。

これらのことから、研修生3名については、返還事由に該当していて、同県が交付した農業次世代資金を返還する必要があると認められた。

しかし、同県は、返還手続を進めることの重要性についての認識が欠けていたことから、研修生3名に交付した農業次世代資金6,000,000円について、具体的な返還に係る手続等を進めておらず、交付した農業次世代資金を返還させていなかった。

（注） 青年農業者等育成センター 新たに就農しようとする青年等に対して、就農に関する情報の提供
その他の援助を行う拠点

6次産業化市場規模拡大対策整備交付金事業の交付対象事業費の一部が対象外など

					1件 不当金額 5,381,000円			
部 局 等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年 度	事業費 〔国庫補助対象事業費〕	左に 対する 国庫補助 金等 交付額	不当と認 める事業 費 〔国庫補助 対象事業費〕	不当と認 める国庫 補助金等 相当額
					千円	千円	千円	千円
北海道農政 事務所	北海道	茅部郡森町 株式会社ワイ エスフーズ (事業主体)	6次産業 化市場規 模拡大対 策整備交 付金	2	22,983 (20,893)	10,446	11,840 (10,763)	5,381

この交付金は、農林水産物等の輸出先国の市場変化等に対応することを目的として、必要な施設等の整備等を支援するなどのために、国が都道府県等に対して交付するものである。そして、交付金の交付を受けた都道府県等は、このような輸出先国の市場変化等への対応を行う食品製造者等に対して、輸入条件又は輸出先国のニーズを満たすために必要な施設等の整備等に係る経費の一部について、交付金を交付している。

「6次産業化市場規模拡大対策整備交付金のうち輸出先国の市場変化に対応した食品等の製造施設等整備の緊急支援事業実施要綱」（令和2年2食産第591号農林水産事務次官依命通知）等によれば、交付金事業の着手は、都道府県等から事業実施主体への交付決定に基づき行うこととされている。また、事業実施主体は、交付金事業が完了したときは、実績報告書等を都道府県知事等に提出することとされており、都道府県知事等は、工事請負契約書等の書類により事業費等を確認するなどして、実績報告書等を審査することとされている。なお、事業実施主体が、売買、請負その他の契約をする場合には、一般の競争に付さなければならないこと、一般の競争に付すことが困難な場合等は、指名競争に付すなどすることができることとされている。

食品製造者である株式会社ワイエスフーズ（森町所在。以下「会社」という。）は、令和2年度に、輸出先国のニーズを満たすために必要なホタテに係る砂取機等4機器の導入等を行うとして交付申請を行い、2年8月19日に森町から交付決定を受けていた。その後、会社は、4機器の導入等について同月24日に発注を行い、事業費計22,983,000円（交付対象事業費計20,893,636円）で実施したとして、同町を通じて北海道に実績報告書、注文書等を提出して、これにより交付金10,446,000円の交付を受けていた。

しかし、4機器のうち3機器（交付対象事業費計7,863,636円）について、上記の注文書等は事実と異なる発注日が記載された虚偽のものであり、会社は、実際には交付決定日である2年8月19日より前（遅くとも同年5月12日まで）に発注を行って、事業に着手していた。また、他の1機器（交付対象事業費13,030,000円）について、上記の注文書等は事業の実施に必要な経費を上乗せした虚偽のものであり、実際の交付対象事業費は10,130,000円となっていた。そして、同町は、これらの事態を看過したほか、会社が入札の実施について検討することなく、また実際に入札を実施せずに上記の発注を行っていたことを把握していたのに、会社が指名競争入札を実施したとする虚偽の入札結果を北海道に報告するなどしていた。

したがって、交付の対象と認められない事業費を除くなどして適正な交付対象事業費を算定すると10,130,000円となり、前記の交付対象事業費20,893,636円との差額10,763,636円が過大となっていて、これに係る交付金相当額5,381,000円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、会社において本件交付金事業の適正な実施に対する認識が著しく欠けていたこと、同町において実績報告書等の審査及び会社に対する指導が十分でなかったこと並びに本件交付金事業における契約手続の適正性を確保することに対する認識が著しく欠けていたこと、北海道において実績報告書等の審査及び同町に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

強い農業・担い手づくり総合支援交付金事業の交付対象事業費の一部が対象外

					1 件 不当金額 1, 178, 861 円			
部 局 等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年 度	事業費 〔国庫補助対象事業費〕	左に 対する 国庫補助 金等 交付額	不当と認 める事業 費 〔国庫補助 対象事業費〕	不当と認 める国庫 補助金等 相当額
					千円	千円	千円	千円
九州農政局	宮 崎 県	西諸県郡高 原町	強い 農 業・担い 手づくり 総合支援 交付金	3	701,868 (699,466)	349,733	2,357 (2,357)	1,178
		有限会社四 位農園 (事業主体)						

有限会社四位農園（宮崎県小林市所在。以下「会社」という。）は、冷凍ほうれん草等の計画的かつ安定的な供給体制を整備するために、高原町内において、野菜の共同利用施設として冷凍施設の整備、在庫管理システムの開発等（以下、これらを「施設整備」という。）を実施している。

強い農業・担い手づくり総合支援交付金実施要綱（平成31年30生産第2218号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）等によれば、支援の対象とする取組は、加工・業務用の野菜等の継続的・安定的な供給を図るために必要な共同利用施設の整備及び改修（以下、これらを「整備等」という。）並びに共同利用施設の整備等に伴う既存施設の全部又は一部の解体、撤去及び廃棄とされている。そして、共同利用施設の維持・管理に係る経費については、これらに該当しないことから、交付の対象とならないこととなっている。また、交付金事業が完了したときは、都道府県又は市町村は、事業主体が提出した実績報告書等を審査することなどとなっている。

会社は、施設整備を701,868,000円（交付対象事業費699,466,336円）で実施したとして、高原町に実績報告書を提出して、町費補助金349,733,000円の交付を受けていた。そして、宮崎県は、会社が実施した施設整備に対して町費補助金を交付した同町に同額の県費補助金を交付し、実施要綱等の定めるところにより九州農政局に実績報告書を提出し、同局は、同県に県費補助金と同額の強い農業・担い手づくり総合支援交付金を交付していた。

しかし、会社は、共同利用施設の維持・管理に係る経費については交付の対象とならないのに、施設整備のうち在庫管理システムの導入後の維持・管理に係る経費である保守費用計2,357,724円を交付対象事業費に含めていた。

したがって、上記の保守費用2,357,724円については交付の対象とは認められず、これに係る交付金相当額1,178,861円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、会社において交付対象事業費についての理解が十分でなかったこと、宮崎県及び高原町において本件交付金事業に係る実績報告書等の審査及び会社に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

【国 5】

虚偽の業務日誌を作成して実際には補助事業の業務に全く従事していない者を従事したこととするなどして人件費が算定されていたため、国庫補助金の交付が過大

					2 件 不当金額 1 1 2, 0 1 2, 7 3 1 円			
部 局 等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年 度	事業費 (国庫補助対象事業費) 千円	左に対す る国庫補 助金等交 付額 千円	不当と認 める事業 費 (国庫補助対象事業費) 千円	不当と認 める国庫 補助金等 相当額 千円
農林水産 本省	株式会社ジ エイアール 東日本企画 (事業主体)	—	新市場創出 対策事業費 補助金（農 林水産業と 食品産業の 連携強化支 援事業）等	4、5	171,353 (165,001)	164,205	40,249 (40,249)	40,249
水 産 庁	同	—	漁村活性化 対策事業費 補助金（水 産業復興販 売加速化支 援事業のう ち復興加工 E C 販路マ ッチング支 援事業）等	4、5	607,447 (607,447)	580,369	71,763 (71,763)	71,763
計					778,800 (772,448)	744,575	112,012 (112,012)	112,012

(後掲247ページの8府省庁の項参照)

水利施設等保全高度化事業の補助対象事業費の精算が過大

					1件 不当金額 3,065,645円			
部局等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年度	事業費 (国庫補助対象事業費)	左に對する 国庫補助金等 交付額	不当と認める事業費 (国庫補助対象事業費)	不当と認める国庫補助金等 相当額
					千円	千円	千円	千円
九州農政局	福岡県 (事業主体)	—	水利施設等保全高度化	4、5	36,841 (36,841)	18,420	6,131 (6,131)	3,065

福岡県は、農業用水の安定供給等を目的として、柳川市矢加部地区において、ボックスカルバートの設置等の水路工事を施工業者に請け負わせて実施している。

本件工事の請負契約書によれば、請負業者が契約の目的物を完成させることができないことが明らかであるとき、発注者は直ちに契約を解除することができることとされており、この場合において、工事目的物の完成前に契約が解除されたときは、請負業者は請負金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならないこととされている。

土地改良事業関係補助金交付要綱（昭和31年31農地第3966号農林事務次官依命通知）等によると、農林水産大臣は、補助事業を実施するために必要な経費のうち、交付の対象として認める経費について、予算の範囲内で補助金を交付し、補助事業者は、補助事業に要した経費を事業費として記載するなどした収支精算書等を含む実績報告書を提出しなければならないこととなっている。また、違約金、返還金その他の補助金に代わる収入があった場合は、補助事業に要した経費から違約金等の収入額を控除した額を事業費とする実績報告書を提出することとなっている。

同県は、本件工事の請負業者が弁護士に破産手続に関する事務を依頼したことを把握し、本件工事の目的物を完成させることができないことが明らかになったとして、契約条項に基づき契約を解除した。そして、同県は、契約解除までの出来高に相当する金額（以下「出来高金額」という。）を36,841,200円と算定するとともに、請負金額61,312,900円の10分の1に相当する6,131,290円を違約金とし、その徴収を決定していた。さらに、同県は、当該違約金6,131,290円について、出来高金額36,841,200円から前払金27,378,600円を差し引いた未払工事代金9,462,600円のうちの6,131,290円と相殺することとして、同額を本件工事契約の解除に伴う違約金収入として処理していた。

そして、同県は、本件工事について、出来高金額36,841,200円を補助対象事業費とする実績報告書を九州農政局に提出して、これにより国庫補助金18,420,600円の交付を受けていた。

しかし、違約金等の収入があった場合は、補助事業に要した経費から違約金等の収入額を控除した額を事業費とする実績報告書を提出することとなっているのに、同県は、補助事業に要した経費から違約金を控除しないまま、実績報告書を提出していた。

したがって、前記の補助対象事業費36,841,200円から違約金6,131,290円を控除して適正な補助対象事業費を算定すると30,709,910円となり、本件補助対象事業費との差額6,131,290円が過大に精算されていて、これに係る国庫補助金相当額3,065,645円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同県において、補助対象事業費の算定に対する理解が十分でなかったことなどによると認められる。

護床工の設計が不適切

					1件 不当金額 21,640,543円			
部 局 等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年 度	事業費 (国庫補助対象事業費)	左に對する 国庫補助金等 交付額	不当と認める事業費 (国庫補助対象事業費)	不当と認める国庫補助金等 相当額
					千円	千円	千円	千円
中国四国農政局	島根県	鹿足郡津和野町 (事業主体)	農業用施設災害復旧	3、4	23,574 (23,574)	23,267	21,925 (21,925)	21,640

津和野町は、令和3年8月の豪雨により被災した頭首工^{(注) えん}の堰体の上流部及び底版部、護床ブロック（以下「ブロック」という。）等を復旧するために、津和野町瀧元地区において、堰本^{せき}体工、護床工等を実施している。このうち護床工は、堰体の下流側の河床の洗掘を防止するために、1個当たり2.0tのブロック45個を新たに製作して設置するものである。

同町は、本件工事の設計を「農地・農業用施設・海岸等災害復旧事業の復旧工法2014年版」（平成26年9月農林水産省農村振興局防災課監修。以下「復旧工法」という。）等に基づき行うこととしている。そして、本件工事の設計業務を設計コンサルタントに委託し、設計図面、構造計算書等の成果品を検査して受領した上で、これらの成果品に基づき施工することとしていた。

復旧工法等によれば、護床工は、河床の洗掘を防止するために、河床の状況を考慮して必要な箇所に設けること、流水の作用に対して移動や転倒等して不安定な状態とならないことなどとされている。また、護床工としてブロックを設置する場合には、ブロックは流水力に抵抗し、安定している必要があるなどとされている。そして、ブロック1個当たりの必要な重量（以下「必要重量」という。）については、流水の作用に対して移動等しないよう、設計流速並びに水及びブロックの密度を基に、ブロック相互の連結の有無を考慮するなどして算出することになっている。

同町が受領した成果品のうち、構造計算書においては、護床工として設置するブロックの必要重量について、復旧工法等に基づき、ブロックを相互に鉄筋で連結する条件により0.47tと算出し、既設のブロックの重量を参考にするなどして必要重量を満たす2.0tのブロックを用いることとされていた。

しかし、同町が受領した成果品のうち、設計図面においては、ブロックを連結することが示されておらず、構造計算書の算出条件と整合していないのに、同町は、これを看過し、当該設計図面に基づき本件工事を請負人に発注していた。そして、本件工事の実施に当たり、請負人からブロックの連結の要否について問合せを受けたが、その要否を検討することなく、連結は不要と回答していた。このため、本件護床工は、ブロックが相互に連結されないまま、構造計算書の算出条件とは異なる条件で河床に設置されていた（参考図1参照）。

そこで、本件護床工のブロックの必要重量について、復旧工法等に基づき、ブロックを連結しない条件により改めて算出したところ、その必要重量は30.14tとなり、本件工事で設置したブロック2.0tは必要重量を満たしていなかった。このため、本件護床工は、設置したブロックが流水の作用により移動等し、河床が露出して洗掘されるおそれのある構造になっていた。現に、本件工事のしゅん工から1年10か月が経過した6年5月の会計実地検査時点で、本件工事で設置したブロックの多くが流水の作用により移動し、堰体下流部の河床が露出して洗掘されている状況となっていた（参考図2参照）。

したがって、本件護床工は、設計が適切でなかったため、ブロックが流水の作用により移動し、河床が露出して洗掘が進行することにより堰体等に損傷が生ずるおそれがあり、本件堰本^{せき}体工、護床工等（工事費相当額21,925,577円、国庫補助対象事業費同額）は、工事の目的を達しておら

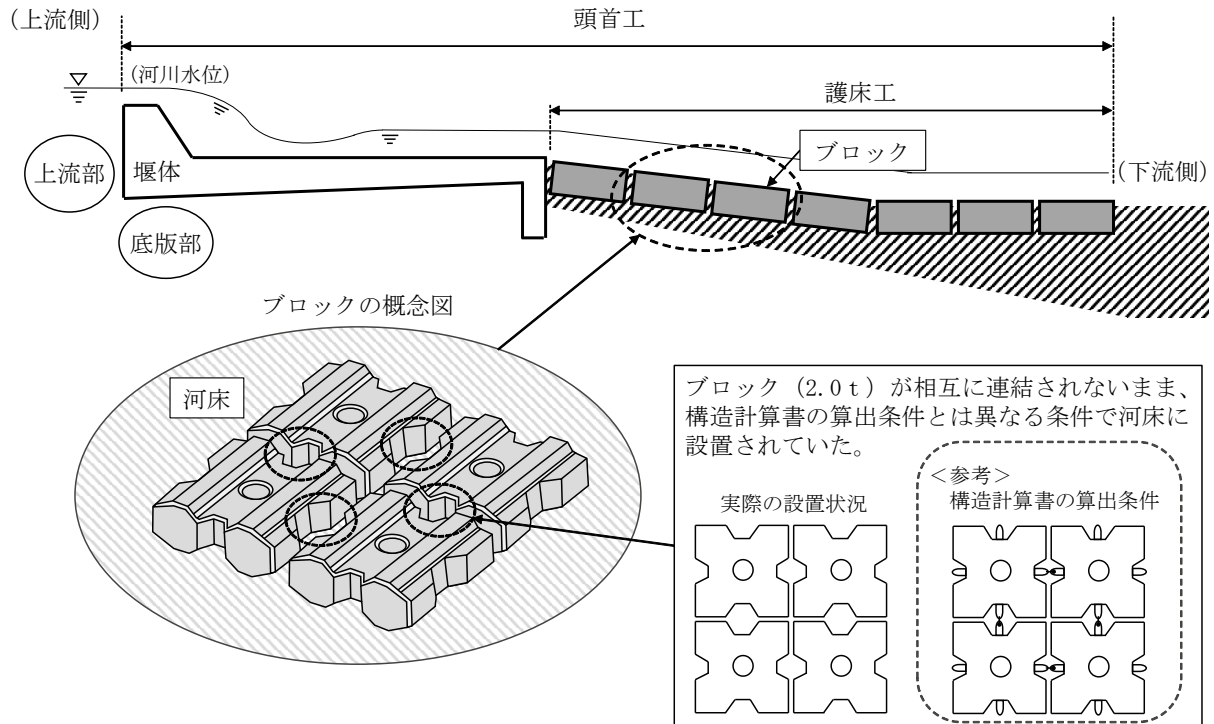
ず、これに係る国庫補助金相当額21,640,543円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同町において、護床工の設計に対する理解が十分でなかったことなどによると認められる。

(注) 頭首工 河川から必要な農業用水を用水路に引き入れるための施設で、固定堰、^{ぜき}護床工等から構成される。

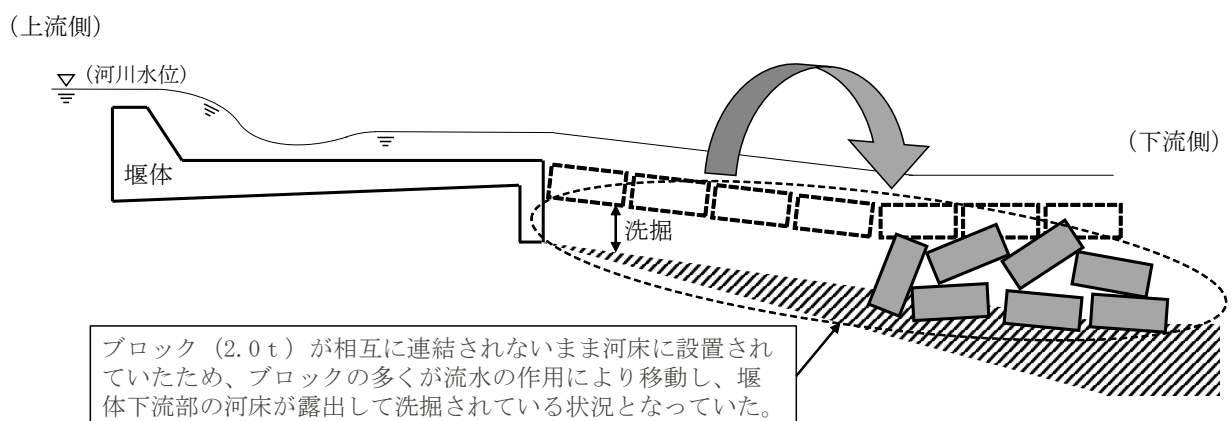
(参考図1)

頭首工（しゅん工時点）の概念図



(参考図2)

頭首工（会計実地検査時点）の概念図



洪水吐の設計が不適切

					1件 不当金額 4,956,972円			
部 局 等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業者等	年 度	事業費 (国庫補助対象事業費)	左に對する 国庫補助金等 交付額	不当と認め ざる事業費 (国庫補助対象事業費)	不当と認め ざる国庫補助金等 相当額
					千円	千円	千円	千円
九州農政局	福岡県	朝倉市 (事業主体)	農業用施設 災害復旧	3～5	24,935 (24,934)	24,884	4,966 (4,966)	4,956

(注1)
朝倉市は、令和3年8月の豪雨により被災した大堤ため池の洪水吐及び取付水路を復旧するために、朝倉市日向石地区において、洪水吐工、取付水路工等を実施している。このうち洪水吐工は、現場打ち鉄筋コンクリート造の水路を築造するもので、この水路は越流堰が設置された流入部、整流部等の区間に分けられている。そして、流入部には、L型の水路部分及びU型の水路部分（高さ1.95m、幅6.40m。以下「U型部分」という。）がある（参考図参照）。

同市は、洪水吐の設計を「土地改良事業設計指針「ため池整備」」（平成27年5月農林水産省農村振興局整備部監修。以下「ため池指針」という。）等に基づき行うこととしている。そして、同市は、本件工事の設計業務を設計コンサルタントに委託し、設計図面、設計計算書等の成果品を検査して受領した上で、この成果品に基づき施工することとしていた。

(注2)
ため池指針によれば、洪水吐を構成する流入部等が偏土圧を受ける場合等は、側壁に作用する土圧等を考慮して滑動等に対する安定計算を行う必要があるとされている。

しかし、同市が設計コンサルタントから成果品として受領した設計計算書において、L型の水路部分については、背面に偏土圧を受ける場合に該当するとして安定計算が行われており、転倒、滑動等に対して安全であるとされていた一方、U型部分については、側壁背面に偏土圧を受ける場合に該当するか確認されておらず、安定計算が行われていなかった。

そこで、U型部分の側壁背面の盛土高を確認したところ、右側側壁の背面の盛土高は1.95m、左側側壁の背面の盛土高は0mとなっており、側壁背面の盛土高が左右で著しく異なっていることから、右側側壁に偏土圧を受ける場合に該当しており、安定計算を行う必要があったにもかかわらず、同市は、成果品の検査に際し、設計計算書においてU型部分の安定計算が行われていなかったことを見落としていた。このため、側壁に作用する土圧等を考慮してU型部分の安定計算を行ったところ、地震時における滑動に対する安定について、安全率が0.758となり、許容値である安全率1.2を大幅に下回っていた。

したがって、本件洪水吐のうち流入部（工事費相当額4,966,907円）は、設計が適切でなかったため、地震時における所要の安全度が確保されていない状態になっていて、これに係る国庫補助金相当額4,956,972円が不当と認められる。

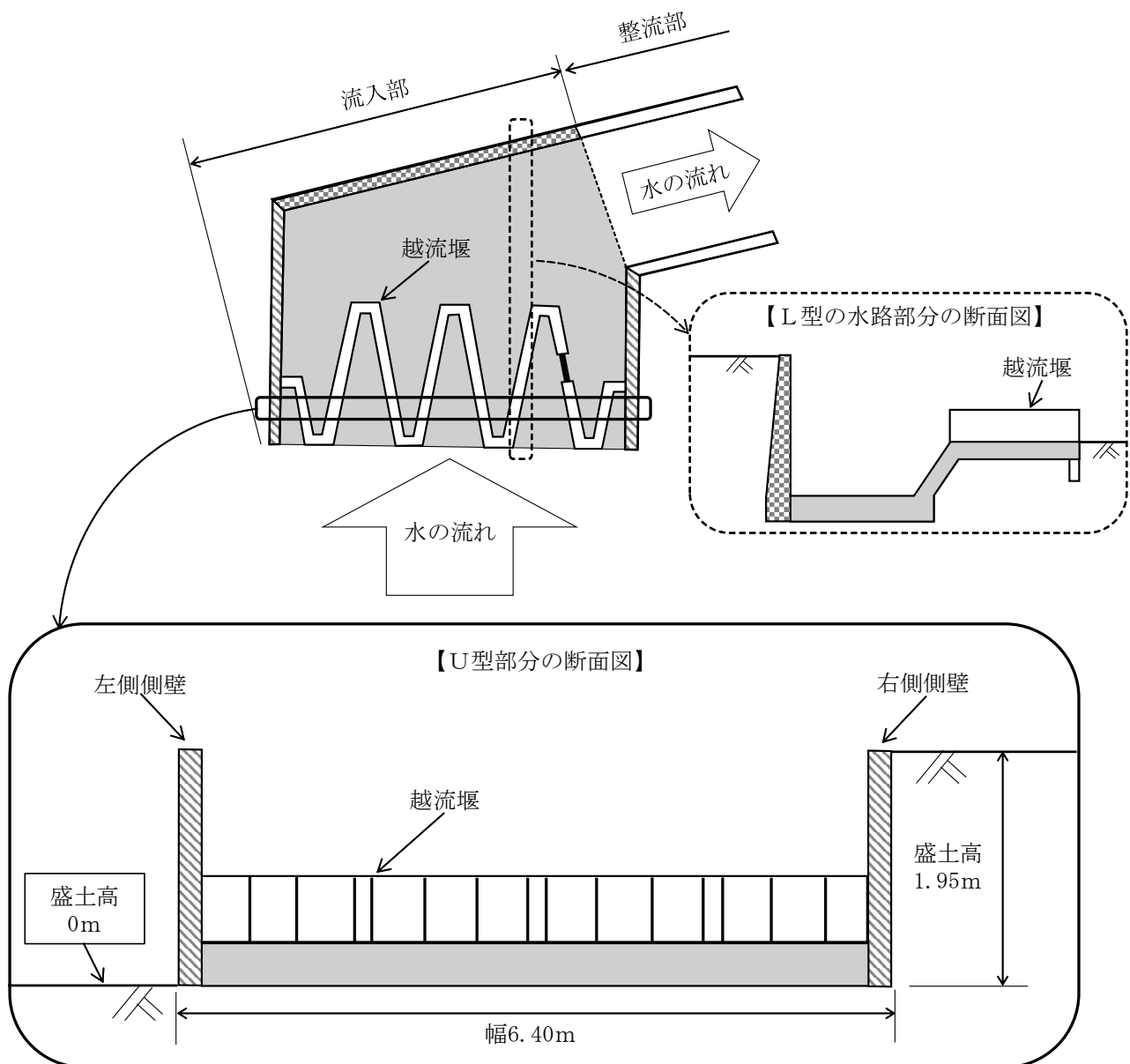
このような事態が生じていたのは、同市において、委託した設計業務の成果品に誤りがあったのにこれに対する検査が十分でなかったことなどによると認められる。

(注1) 洪水吐 ため池等で貯水位が異常に上昇したとき、堤体等の安全を確保するために過剰な水をため池等の外へ放流する施設

(注2) 偏土圧 水路等に対する土圧が左右対称ではなく、著しく偏って作用する場合の土圧

(参考図) 洪水吐の概念図

【洪水吐の平面図】



水路工の施工が不適切

					1件 不当金額 9,800,305円			
部 局 等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年 度	事業費 (国庫補助対象事業費)	左に国庫補助金等 対する交付額	不当と認め る事業費 (国庫補助対象事業費)	不当と認め る国庫補助金等 相当額
					千円	千円	千円	千円
九州農政局	熊 本 県	菊池郡菊陽町 (事業主体)	水利施設等保全高度化	4、5	44,449 (39,000)	19,500	19,600 (19,600)	9,800

菊陽町は、菊陽町大字原水地区において、既存の水路が土水路であること、流下能力が低いことなどから、これらを解消するために水路工、プレキャストボックス工等を実施している。このうち水路工は、プレキャスト鉄筋コンクリート製のL型ブロック（以下「L型ブロック」という。）を用いた水路を、延長計64.6m（内空断面の幅2.0m、高さ2.0m）にわたり設置するなどしたものである（参考図参照）。

同町は、水路工等の設計を「土地改良事業計画設計基準及び運用・解説 設計「水路工」」（平成26年3月農林水産省農村振興局整備部設計課監修。以下「基準」という。）等に基づき行っており、基準等によれば、鉄筋コンクリートにおいては、土圧等の外力に対して鉄筋とコンクリートとが一体となって働く必要があることから、鉄筋は、その強度を十分に発揮させるために、鉄筋端部がコンクリートから抜け出さないよう、コンクリート中に確実に定着しなければならないとされている。また、鉄筋の継手を行う場合、鉄筋相互を接合する継手又は鉄筋端部を重ね合わせる継手（以下「重ね継手」という。）によることとされており、重ね継手による場合、鉄筋を重ね合わせる長さは、所定の計算式により算出される長さ以上でなければならないなどとされている。

同町は、水路の設計において、二つのL型ブロックを左右向かい合わせに配置して側壁及び底版の一部とし、その間（幅680mm）を鉄筋で連結した上でコンクリートを打設して、底版の一部（以下「底版コンクリート」という。）とすることとし、底版コンクリートの鉄筋の配筋については、重ね継手によることとしていた。すなわち、左右に設置するL型ブロックの底版には、あらかじめ水路の横断方向に390mm突出するように張出鉄筋（径13mm）が埋め込まれており、これら左右の底版から突出した張出鉄筋に加えて、別の鉄筋（径13mm、長さ680mm。以下「底版鉄筋」という。）を底版コンクリートに配置することとしていた。そして、これらの張出鉄筋及び底版鉄筋を重ね合わせる長さを、基準等に基づき所定の計算式により算出される長さとなる390mmとしていた（参考図の拡大図参照）。

しかし、水路の施工状況を確認したところ、請負人は底版鉄筋を底版コンクリートに配置しておらず、底版コンクリートの鉄筋の配筋は、左右のL型ブロックから突出した張出鉄筋のみを100mm重ね合わせただけの状態となっていた。

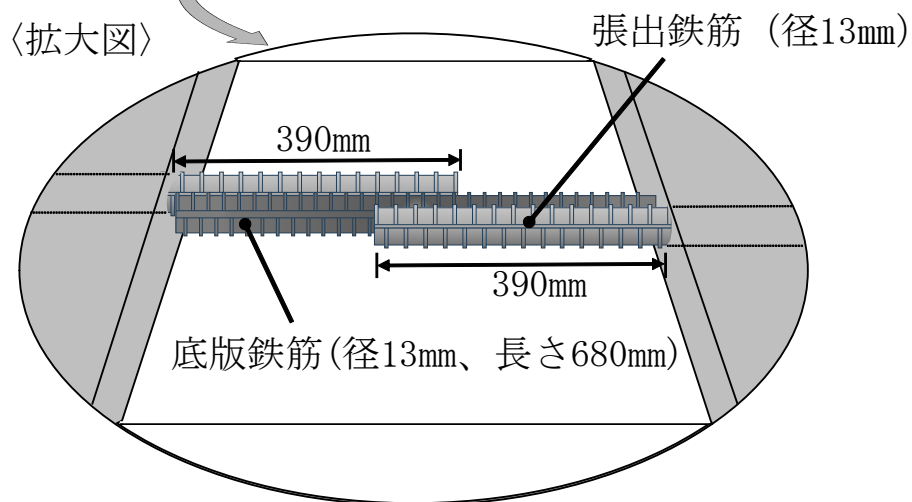
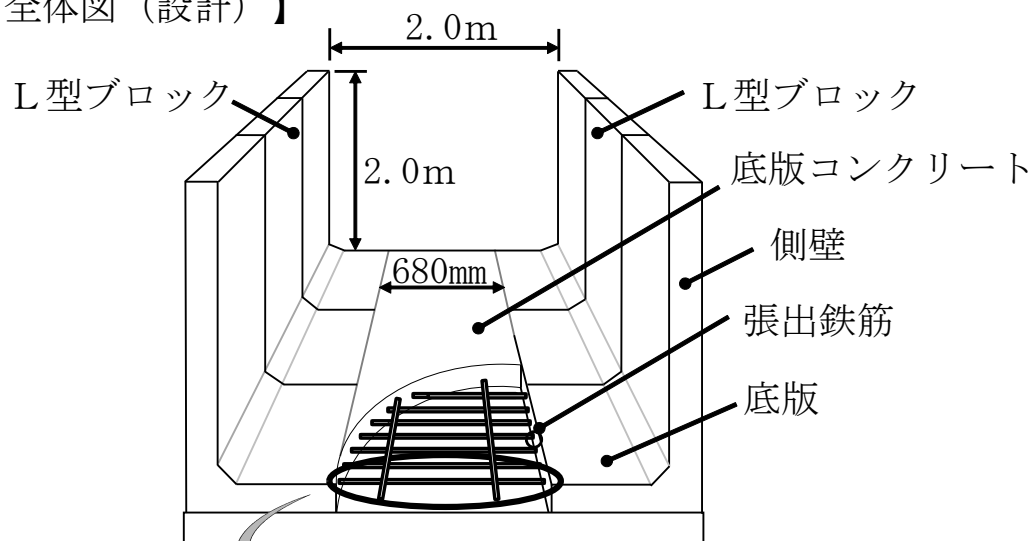
このため、水路の底版コンクリートの鉄筋を重ね合わせた長さ（100mm）は、基準等に基づき所定の計算式により算出した390mmに比べて著しく不足しており、鉄筋がコンクリート中に確実に定着していないことから、底版コンクリートは、鉄筋とコンクリートとが一体となって働くことができず、土圧等の外力に対応できない状態となっていた。

したがって、本件水路工（工事費相当額計19,600,612円）は、施工が適切でなかったため、所要の安全度が確保されていない状態になっていて、これに係る国庫補助金相当額計9,800,305円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同町において、請負人が設計と相違して施工していたのに、

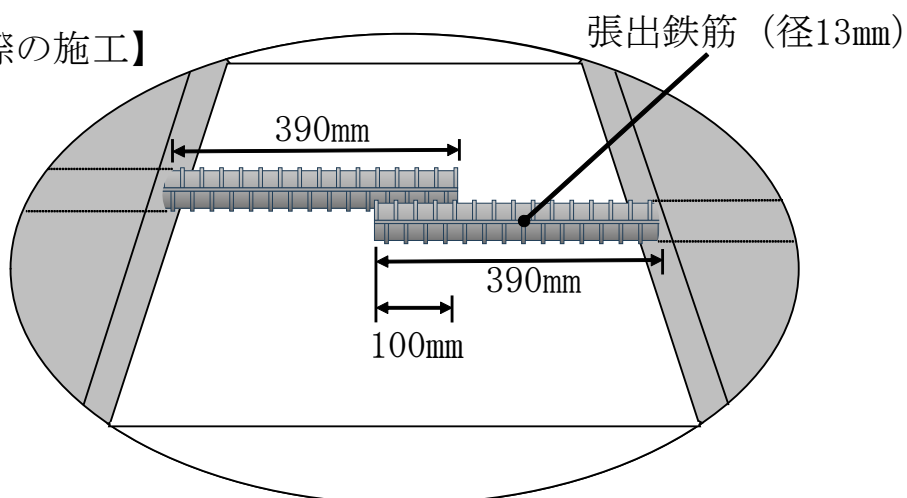
これに対する監督及び検査が十分でなかったことなどによると認められる。
(参考図) 水路工の概念図

【全体図（設計）】



鉄筋を重ね合わせる長さは390mm

【実際の施工】



底版鉄筋が配置されておらず、鉄筋を重ね合わせた長さは100mmとなっていた。

チーズ加工施設の施工が不適切

					1 件 不当金額 2, 196, 713 円			
部 局 等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年 度	事業費 〔国庫補助対象事業費〕	左に 対する 国庫補助 金等 交付額	不当と認 める事業 費 〔国庫補助 対象事業費〕	不当と認 める国庫 補助金等 相当額
					千円	千円	千円	千円
中国四国農政局	有限会社赤松牧場 (事業主体)	—	国産乳製品等競争力強化対策事業費補助金	30	12,012 (10,584)	5,080	5,034 (4,576)	2,196

有限会社赤松牧場（香川県高松市所在。以下「会社」という。）は、新たに良質な牛乳からチーズを製造し収益力を強化するために、製造設備の生産性の向上を通じたコスト縮減や、付加価値の高い加工品の生産を支援することを目的とする国産乳製品等競争力強化対策事業費補助金の交付を受けて、同市において、柱、土台、筋交いなどの部材で骨組みを構成する木造軸組工法により、木造平屋建てのチーズ加工施設の建築等を実施している。

木造建築物は、建築基準法（昭和25年法律第201号）等に基づき、地震や風により生ずる全ての方向の水平力^(注1)に対して安全であるように、柱と柱との間に筋交いなどを設置した耐力壁を張り間方向及び桁行方向に配置し、設計計算上の耐力壁の長さが水平力に対して必要な長さをそれぞれ上回るなど設計計算上安全な構造のものでなければならないこととなっている。そして、設計計算上耐力壁と認められるためには、耐力壁を構成する柱について、水平力により生ずる引拔力に抵抗するために、同法等に基づく告示「木造の継手及び仕口の構造方法を定める件」（平成12年建設省告示第1460号）等に基づき、耐力壁の種類、柱の位置等に応じて、必要な引拔耐力を有する金物等を選定して、梁^{はり}、土台、基礎コンクリート等と接合する必要がある（参考図参照）。

しかし、会社が本件チーズ加工施設の施工^(注2)を請け負わせた建設会社（以下「請負人」という。）は、耐力壁を構成する出隅の柱4本のうち1本について、8.5kNの引拔耐力を有する金物を使用して柱と梁等とを接合する必要があったのに、誤って5.3kNの引拔耐力を有する金物を使用して柱と梁等とを接合していた。

このように、梁等との接合が適切でない柱で構成された壁は設計計算上耐力壁とは認められないことから、改めて有効な設計計算上の耐力壁の長さを算出すると、張り間方向で5.7mとなり、水平力に対して必要な耐力壁の長さ7.36mを大幅に下回っていた。

したがって、本件チーズ加工施設（工事費相当額5,034,438円）は、施工が適切でなかったため、所要の安全度が確保されていない状態になっており、これに係る国庫補助金相当額2,196,713円が不当と認められる。

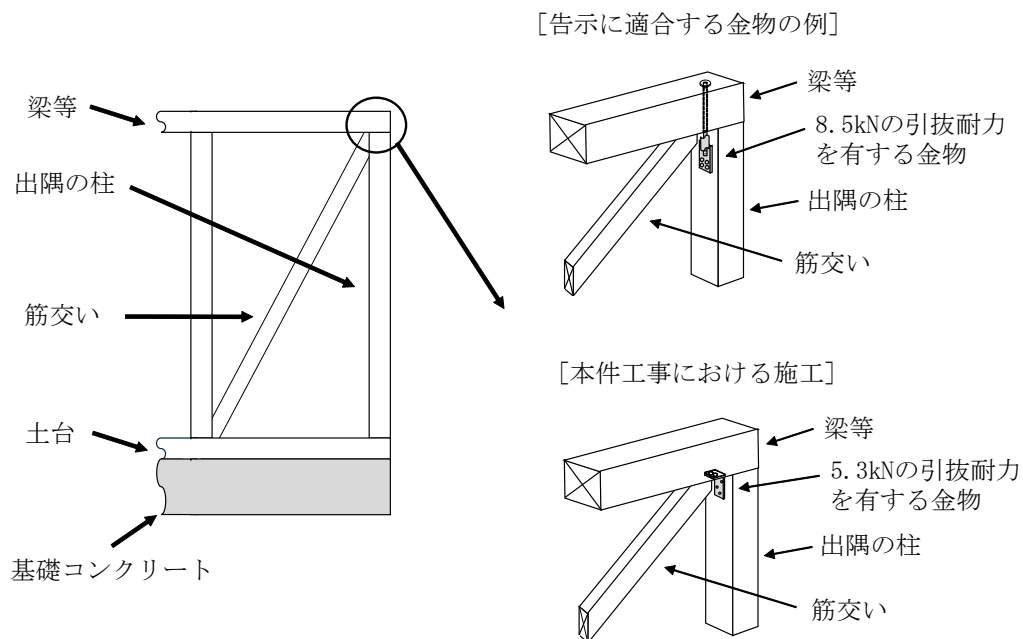
このような事態が生じていたのは、請負人が引拔耐力が不足している金物を使用して柱と梁等とを接合していたことにもよるが、会社において建築基準法等に基づいて適切な金物を使用して施工することについての理解が十分でなかったこと、中国四国農政局において会社に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

（注1） 張り間方向・桁行方向 一般的に建物の短辺方向を張り間方向といい、長辺方向を桁行方向という。

（注2） 出隅の柱 建物の外側の隅の柱

(参 考 図)

耐力壁の概念図



ため池廃止工事の計画が不適切

					1件 不当金額 6,900,000円			
部 局 等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業者等	年 度	事業費 (国庫補助対象事業費)	左に對する 国庫補助金等 交付額	不当と認め ざる事業費 (国庫補助対象事業費)	不当と認め ざる国庫補助金等 相当額
					千円	千円	千円	千円
東北農政局	福島県	白河市 (事業主体)	農業水路 等長寿命 化・防災 減災	3	6,920 (6,900)	6,900	6,920 (6,900)	6,900

白河市は、老朽化が進んだため池について、雨水を貯留させないようにすることにより、堤体の決壊等による下流域の人家等への浸水被害を防止するために、白河市に所在する西三坂山池地区において、隣接する2か所のため池（以下、上流側のため池を「上流側ため池」、下流側のため池を「下流側ため池」という。）の機能を廃止する工事を実施している。

この工事は、上流側ため池に流入する雨水を下流側ため池に流下させるための上流側ため池の堤体の開削、下流側ため池に流入するなどした雨水を既設の水路に排水させるための排水路（内空断面の幅400mm、高さ400mmの鉄筋コンクリート製の開水路、延長174m）の設置等を行うものである（参考図参照）。

ため池廃止工事については、廃止するため池に雨水を貯留させないようにするために、流入する雨水を十分に排水できるよう適切に計画し、設計基準等を適用して設計を行う必要がある。そして、全国的に実施している同種のため池廃止工事では、「土地改良事業計画設計基準及び運用・解説 設計「水路工」」（平成26年3月農林水産省農村振興局整備部設計課監修。以下「基準」という。）等に基づき、新たに設置する水路等により流下させることができる流量（以下「流下能力」という。）が、廃止するため池に流入する雨水の流量として設計上考慮される最大の流量（以下「設計洪水流量」という。）を上回るよう、水路等の断面等の設計が行われている。

同市は、本件工事の計画に当たり、上流側ため池の堤体を開削することにより、上流側ため池に流入する雨水を下流側ため池に流下させることとしていた。

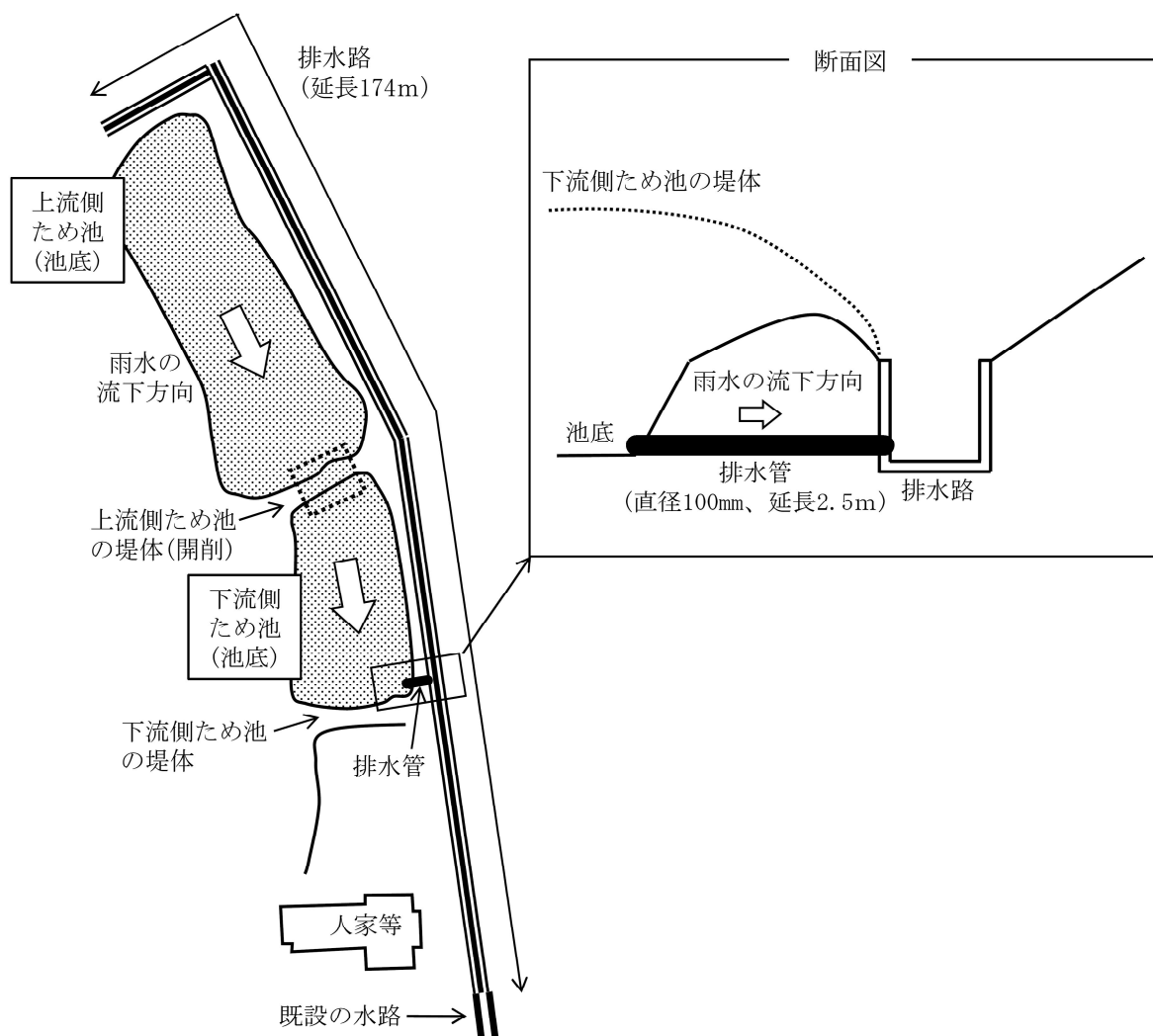
しかし、同市は、上流側ため池の堤体の開削により、下流側ため池に流入する雨水がその分増加することとなる一方で、下流側ため池からの排水は下流側ため池に従来設置されている排水管（直径100mmの塩化ビニール管、延長2.5m）のみを経由して行われることとなるのに、この排水管については、老朽化に伴う更新のみを行うこととしていて、雨水を十分に排水できるよう計画するなどしていなかった。このため、本件工事の実施後において、下流側ため池に雨水が貯留するおそれがある状況となっていた。

そこで、基準等に基づき、排水管の流下能力が設計洪水流量を上回っているかについて確認したところ、排水管の流下能力は0.005m³/sとなっていて、設計洪水流量0.264m³/sを大幅に下回っており、両ため池に流入する雨水を十分に排水することができない状況となっていた。

したがって、本件工事（工事費6,920,100円）は、計画が適切でなかったため、下流側ため池に流入する雨水の十分な排水が行われず、下流側ため池に雨水が貯留して堤体の決壊等により下流域の人家等への浸水被害が生ずるおそれがあり、工事の目的を達しておらず、これに係る交付金交付額6,900,000円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同市において、本件工事の計画に当たり、下流側ため池に流入する雨水を十分に排水させて、雨水を貯留させないようにする必要があることについての認識が欠けていたことなどによると認められる。

(参考図) 本件工事の概念図



施設整備事業の実施に当たり、補助金の算定が不適切

					1件 不当金額 4,729,245円			
部 局 等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年 度	事業費 〔国庫補助対象事業費〕	左に 対する 国庫補助 金等 交付額	不当と認 める事業 費 〔国庫補助 対象事業費〕	不当と認 める国庫 補助金等 相当額
					千円	千円	千円	千円
東海農政局	三 重 県	三重郡菰野町 (注) 四日市ポーク クラスター協 議会 (事業主体)	畜産・酪農 収益力強化 整備等特別 対策	5	1,270,060 (1,090,614)	535,134	29,805 (29,805)	4,729

(注) 地域の関係者が連携し、地域一体となって畜産の収益性の向上を図るために、養豚事業者、配合飼料製造業者、三重県畜産事業協同組合等が参画する協議会

四日市ポーククラスター協議会（以下「協議会」という。）は、家畜の飼養規模の拡大等を目的として、菰野町内において、協議会の構成員である養豚事業者を収益性の向上に取り組む主体（以下「取組主体」という。）として、取組主体の家畜飼養管理施設等である一般豚舎、分娩豚舎等8施設の整備を事業費1,270,060,000円（補助対象事業費1,090,614,627円）で実施している。

畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業実施要領（平成28年27生畜第1621号農林水産省生産局長通知。以下「実施要領」という。）等によれば、国は、家畜飼養管理施設等の整備について、施設本体の建設に要する経費（以下「施設本体経費」という。）及び施設と一体的に整備する設備の整備に要する経費（以下「附帯設備経費」という。）を補助対象事業費として、その一部を補助することとされている。そして、一般豚舎等の一部の施設の施設本体経費については、施設の種類等ごとに、原則として1㎡当たりの単価を定めた基準事業費に当該施設の面積を乗じた額を補助対象事業費の上限額（以下「補助対象上限額」という。）として、施設本体経費と補助対象上限額のいずれか低い方の額を補助対象事業費とすることとされている。

また、実施要領等によれば、補助対象上限額と比較する施設本体経費の算定に当たっては、共通仮設費、電気設備工事費等（以下、これらを「共通費等」という。）を含めないことなどとされている。このため、共通費等は附帯設備経費に含めることになる。

三重県は、本件補助事業に係る補助対象事業費の算定用に、表計算ソフトを用いて計算式を設定したシート（以下「計算シート」という。）を作成して取組主体に提供しており、取組主体は、計算シートを使用するなどして補助対象事業費を計1,090,614,627円と算定した上で、当該計算シート等を協議会に提出していた。そして、協議会は、菰野町を通じて、実績報告書、当該計算シート等を同県に提出し、同県から同町を通じて国庫補助金535,134,000円の交付を受けて、同額を取組主体に交付していた。

取組主体は、本件補助事業で整備した8施設のうち5施設に係る補助対象事業費について、施設本体経費と補助対象上限額を比較して算定しており、その結果、1施設については施設本体経費が補助対象上限額を上回るとして補助対象上限額を補助対象事業費とし、残りの4施設については施設本体経費が補助対象上限額を下回るとして施設本体経費を補助対象事業費としていた。

しかし、上記の4施設に係る補助対象上限額の算定に当たり、取組主体が同県から提供を受けて使用した計算シートには、基準事業費と当該施設の面積を入力すれば各施設の補助対象上限額が自動的に算定される計算式が設定されていたものの、基準事業費に当該施設の面積を乗じた額に、誤って更に2を乗じて補助対象上限額を算定する計算式が設定されていた。そして、取組主体は、この誤りに気付かないまま補助対象上限額を過大に算定していた。

また、取組主体は、計算シートを使用したことにより、前記の5施設に係る施設本体経費について

は共通費等を含めて算定する一方で、5施設に係る附帯設備経費についてはその分の共通費等を含めずに算定するなどしていた。

したがって、前記の施設本体経費を補助対象事業費としていた4施設のうち、適切に算定すると施設本体経費が補助対象上限額を上回ることとなる3施設については、当該補助対象上限額を補助対象事業費とするとともに、上記の5施設については施設本体経費に含めていた共通費等を附帯設備経費に含めて算定するなどして、本件補助事業で整備した8施設の適正な補助対象事業費を算定すると計1,060,809,511円となり、前記の補助対象事業費1,090,614,627円との差額29,805,116円が過大となっていて、これに係る国庫補助金相当額4,729,245円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、協議会において補助対象事業費の算定についての理解が十分でなかったこと、同町において実績報告書等の内容についての確認が十分でなかったこと、同県において誤った計算シートを取組主体に提供するなどして、同町、協議会及び取組主体に対する指導が適切でなかったことなどによると認められる。

福島県産水産物消費拡大事業を不実施

						1 件 不当金額 4, 4 0 0, 8 8 2 円			
部	局	等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業年度	事業費 (国庫補助対象事業費)	左に 対する 国庫補助金等 交付額	不当と認める事業費 (国庫補助対象事業費)	不当と認める国庫補助金等相当額
						千円	千円	千円	千円
農林水産省	福島県		相馬総合地方卸売市場水産物取扱拡大協議会(事業主体)	福島県産水産物消費拡大	5	4, 4 0 0 (4, 4 0 0)	4, 4 0 0	4, 4 0 0 (4, 4 0 0)	4, 4 0 0

福島県は、同県内の水産消費地市場における福島県産水産物の消費拡大の取組を奨励することを目的として、卸売市場として福島県産水産物の取扱拡大計画を作成し取扱拡大に取り組む協議会^(注)に対して補助金を交付している。

そして、福島県産水産物消費拡大事業実施要領（令和4年3新食第2158号農林水産省大臣官房総括審議官（新事業・食品産業）通知）によれば、福島県が協議会に交付する補助金の額は、協議会の構成員である水産物卸売業者及び水産物仲卸業者（以下、これらを合わせて「卸売業者等」という。）が事業実施年度の前年度1年間に市場開設者に納付した市場使用料に3分の1を乗じて得た金額とすることとされている。

相馬総合地方卸売市場水産物取扱拡大協議会（以下「相馬協議会」という。）は、相馬総合地方卸売市場に事務局を置き、令和5年度に、市場使用料に3分の1を乗じて得た金額について、福島県から補助金4,400,882円の交付を受けて、補助事業としてこれを相馬協議会の構成員である卸売業者等3者に市場使用料の割合に応じて交付したとして、6年3月に同県に報告していた。そして、国は、同月に、同県から相馬協議会を含む7協議会に補助金を交付したとの実績報告書の提出を受けて、同年4月に国庫補助金93,097,297円（うち相馬協議会に係る国庫補助金4,400,882円）を交付していた。

しかし、福島県から相馬協議会に交付された補助金4,400,882円については、事務局において補助金に関する事務を行っていた事務員が、相馬協議会の口座から4,400,000円を引き出して自らが代表取締役を務める会社の資金繰りに充てるなどして、卸売業者等3者に対する交付は行われていなかった。そして、上記の同県に対する報告は、相馬協議会が補助金に係る関係資料の作成等を同事務員に任せていたことから、同事務員が虚偽の決算報告書を添付するなどして行ったものであった。

したがって、本件補助事業は実施されておらず、これに係る国庫補助金相当額4,400,882円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、相馬協議会において協議会の適切な業務運営及び本件補助事業の適正な実施に対する認識が著しく欠けていたこと、福島県において相馬協議会に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

(注) 協議会 福島県内の各水産消費地市場において、市場流通の主体となって県内産地と直接取引する卸売業者等及び市場の管理運営を行う市場開設者から構成される団体

6次産業化市場規模拡大対策整備交付金事業の一部を不実施

					1 件 不当金額 1, 6 8 0, 1 6 0 円			
部 局 等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業者等	年 度	事業費 〔国庫補助対象事業費〕	左に 対する 国庫補助 金等 交付額	不当と認 める事業 費 〔国庫補助 対象事業費〕	不当と認 める国庫 補助金等 相当額
					千円	千円	千円	千円
関東農政局	長野県	きよかわ株式会社 (事業主体)	6次産業化市場規模拡大対策整備交付金	3、4	270,431 (201,864)	99,465	3,360 (3,360)	1,680

この交付金は、農林水産業及び食品産業の持続的な発展に寄与することを目的として、輸出先国の規制やニーズに対応した輸出への取組を支援するなどのために、国が都道府県等に対して交付するものである。そして、交付金の交付を受けた都道府県等は、このような輸出への取組を実施する食品製造者等に対して、輸入条件又は輸出先国のニーズを満たすために必要な施設等の整備等に係る経費の一部について、交付金を交付している。

「6次産業化市場規模拡大対策整備交付金のうち食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備緊急対策事業実施要綱」（令和2年元食産第4500号農林水産事務次官依命通知）等によれば、事業実施主体は、交付金事業が完了したときは、実績報告書等を都道府県知事等に提出することとされており、都道府県知事等は、工事請負契約書等の書類により工事の完了期日等を確認するなどして、実績報告書等を審査することとされている。

食品製造者であるきよかわ株式会社（長野県飯山市所在。以下「会社」という。）は、令和3、4両年度に、輸入条件を満たすために必要なウイスキー等に係る蒸留装置等の設置工事を事業費計270,431,706円（交付対象事業費計201,864,505円）で実施したとして、長野県に実績報告書等を提出して、これにより交付金99,465,000円の交付を受けていた。

しかし、会社は、上記工事のうち蒸留装置に係る制御機器等（交付対象事業費計3,360,320円）については工事を実施していなかったのに、全ての工事を実施したとする虚偽の実績報告書等を提出するなどして、実施していない工事に係る経費を交付対象事業費に含めていた。

したがって、本件交付金事業は、事業の一部が実施されておらず、上記の交付対象事業費3,360,320円に係る交付金相当額1,680,160円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、会社において本件交付金事業の適正な実施に対する認識が著しく欠けていたこと、長野県において工事完了の確認及び実績報告書等の審査並びに会社に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

経済産業省

虚偽の業務日誌を作成して実際には補助事業の業務に全く従事していない者を従事したこととするなどして人件費が算定されていたため、国庫補助金の交付が過大

					3件 不当金額 680,319,748円			
部 局 等	補助事業者 (所在地)	間接補助事業者	補助事業等	年 度	事業費 (国庫補助対象事業費) 千円	左に對する 国庫補助金交付額 千円	不当と認め る事業費 (国庫補助対象事業費) 千円	不当と認め る国庫補助金相 当額 千円
経済産業 本省	株式会社ジ エイアール 東日本企画 (東京都渋谷区) (事業主体)	—	キャッシュ化推進補助金(面的キャッシュインフラの構築支援事業)等	元～5	1,550,799 (1,550,799)	1,487,106	212,231 (212,231)	212,231
資源エネ ルギー庁	同	—	災害時に備えた社会的インフラへの燃料的蓄えの推進事業(災害時に備えた社会的インフラへの燃料的蓄えの推進事業のうち、自治体における防災拠点施設等利用促進に係るもの等)	元～5	5,660,471 (5,660,471)	5,645,602	401,882 (401,882)	387,013
中小企業 庁	同	—	中小企業海外展開等支援事業(J-APOND育成事業(特別))等	2、4	1,959,395 (1,941,765)	1,941,765	81,075 (81,075)	81,075
計					9,170,665 (9,153,035)	9,074,473	695,188 (695,188)	680,319

(後掲247ページの8府省庁の項参照)

災害時に備えた社会的重要なインフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業費補助金により石油製品タンク等を設置する事業の実施に当たり、石油製品タンクが非常用発電機に接続されておらず、補助の対象外

					1件 不当金額 8,375,000円			
部 局 等	補助事業者 (所在地)	間接補助事 業者 (所在地)	補助事業等	年度	事業費 補助対象 事業費 千円	左に對する 国庫補助金 交付額 千円	不当と認め る補助対象 事業費 千円	不当と認め る国庫補助 金相当額 千円
資源エネルギー庁	全国石油商業組合連合会 (東京都千代田区)	医療法人社団晴山会 (千葉市)<事業主体>	災害時に備えた社会的重要なインフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業費補助金（災害時に備えた社会的重要なインフラへの自衛的な燃料備蓄のうち石油製品利用促進対策事業に係るもの）	5	18,425 (16,750)	8,375	16,750	8,375

この補助金は、令和5年度に、「災害時に備えた社会的重要なインフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業費補助金（災害時に備えた社会的重要なインフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業のうち石油製品利用促進対策事業に係るもの）交付要綱」（20140306財資第9号。以下「交付要綱」という。）等に基づき、災害時にも機能を維持することが必要な避難所等における石油製品の安定供給の確保を図ることを目的として、全国石油商業組合連合会（以下「連合会」という。）に対して交付するものである。そして、補助金の交付を受けた連合会は、大規模災害時等に系統電力や都市ガスの供給が途絶した際に社会的重要なインフラ施設の機能維持等を確保するための石油製品タンク等を設置する事業（以下「安定供給確保事業」という。）を実施する者に対して、これに要する経費の一部を補助している。

交付要綱によれば、「石油製品タンク等」とは「石油製品（石油ガスを除く。）を貯蔵する容器、当該設備に接続する燃焼機器及び発電機」とされており、石油製品の安定供給を確保するためには、石油製品タンクが発電機等に接続されていることが必要不可欠となっている。

事業主体は、災害時の避難所とされている介護老人保健施設において、停電時に、薬剤保管用の冷蔵庫等の設備を稼働させるための電力を供給できるようにすることを目的として、石油製品タンクを地下に新設して、既存の非常用発電機に配管により接続するとした本件事業に係る交付申請書を連合会に提出し、5年7月に補助金の交付決定を受けていた。その後、事業主体は、配管により接続するためには建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく手続が必要であり、申請した期間内に事業を完了できないとして、非常用発電機に配管により接続することなく、石油製品タンクのみを設置するとして計画変更等承認申請書を連合会に提出した。その際、事業主体は、石油製品タンクから非常用発電機に石油製品を給油する方法について、手動式ポンプ等を用いて行うとしており、連合会は、この給油方法によっても石油製品の安定供給を確保することが可能であると判断して、計画変更申請を承認していた。そして、事業主体は、非常用発電機と接続することなく石油製品タンクを設置することにより、本件事業を事業費18,425,000円（補助対象事業費16,750,000円）で実施したとする実績報告書を連合会に提出して、国庫補助金8,375,000円の交付を受けていた。

しかし、前記のとおり、安定供給確保事業で設置する石油製品タンクは発電機等に接続されることが必要不可欠であることから、非常用発電機と接続していない石油製品タンクを設置した本件事業は、補助の対象とはならない。なお、上記の手動式ポンプ等を用いる給油方法では、非常用発電機に内蔵されたタンクの容量を考慮すると、数時間に一度給油作業を行う必要が生ずるため、災害時における石油製品の安定供給は確保されないことになる。

したがって、本件事業（補助対象事業費16,750,000円）は、石油製品タンクが非常用発電機に接続されていなかったため、補助の対象とは認められず、これに係る国庫補助金相当額8,375,000円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、連合会において、補助の対象となる石油製品タンク等についての理解が十分でなかったことなどによると認められる。

需要家側エネルギーリソースを活用したバーチャルパワープラント構築実証事業費補助金の補助対象事業費の一部が対象外

					1 件 不当金額 5, 6 2 4, 5 2 9 円			
部 局 等	補助事業者 (所在地)	間接補助事 業者 (所在地)	補助事業等	年 度	事業費 補助対象 事業費 千円	左に對す る国庫補 助金交付 額 千円	不当と認 める補助 対象事業 費 千円	不当と認 める国庫 補助金相 当額 千円
資源エネル ギー庁	一般社団法人 環境共創イニ シアチブ (東京都中央 区)	九州電力株式 会社 (福岡市) ＜事業主体＞	需要家側エネ ルギーリソー スを活用したバ ーチャルパワ ープラント構 築実証事業 費補助金	平成30 ～令和2	511,082 (471,417)	225,920	11,260	5,624

この補助金は、「需要家側エネルギーリソースを活用したバーチャルパワープラント構築実証事業費補助金交付要綱」（20160406財資第34号。以下「交付要綱」という。）に基づき、内外の経済的社会的環境に応じた安定的かつ適切なエネルギー需給構造の構築を図ることを目的として、一般社団法人環境共創イニシアチブ（以下「法人」という。）^(注1)に対して交付するものである。そして、補助金の交付を受けた法人は、需要家側エネルギーリソース等^(注2)を統合的に制御することでバーチャルパワープラントの構築を実証する事業（以下「実証事業」という。）を実施する者に対して、これに要する経費の一部を補助している（以下、法人が実証事業を実施する者に対して交付する補助金を「実証事業費補助金」という。）。

(注1) 需要家側エネルギーリソース 需要家の受電点以下に接続されているエネルギーリソース（発電設備、蓄電設備及び需要設備）を総称するもの

(注2) バーチャルパワープラント 需要家側エネルギーリソース並びに電力系統に直接接続される発電設備及び蓄電設備の保有者又は第三者が、それらの設備を統合的に制御することで、発電所のような電力創出・調整機能が仮想的に構成されたもの

交付要綱によれば、法人は、実証事業を実施する者から実績報告書の提出を受けて書類の審査等を行い、実証事業費補助金の額を確定することとされている。

そして、法人が交付要綱に基づき定めた交付規程等によれば、実証事業の補助対象事業費は、人件費、実証経費等に区分することとされている。このうち、実証経費は事業に必要な直接経費とされており、電気自動車（以下「E V」という。）を実証用に使用する場合、事業主体が所有しているE Vについては直接経費が生じない一方、レンタルするE V（以下「レンタルE V」という。）については直接経費が生ずることから、その経費を外注費として計上することとされている。

また、経済産業省が補助事業における経理処理等の基本的事項を定めて補助事業者等に対して周知している補助事業事務処理マニュアル（以下「マニュアル」という。）によれば、外注費には、自主事業等の実証事業以外に使用した経費を計上することはできないこととされている。

事業主体は、E Vに蓄電された電力を電力系統に逆流させる技術等について検証する実証実験を行うに当たって、法人が実施した実証事業に係る公募説明会において、事業主体が所有しているE Vを実証実験に使用して、その代車のレンタルE Vを一般業務に使用した場合、レンタルE Vに係る経費を補助の対象とすることが可能かどうかを法人に確認していた。

これに対して、法人は、資源エネルギー庁に確認することなく、独自の誤った判断に基づいて、補助の対象とすることは可能であると事業主体に回答していた。

このため、事業主体は、平成30年度から令和2年度までの間に、実証事業として、前記の実証実験を事業費計511,082,627円で実施し、実証実験には使用せずに一般業務に使用していたレンタルE Vに係る経費計11,260,000円を実証経費の外注費として計上した上で補助対象事業費計471,417,827円とする実績報告書を法人に提出していた。法人は、これに対して審査等を行った上で実証

事業費補助金の額の確定を行い、実証事業費補助金計225,920,199円（国庫補助金相当額同額）を交付していた。

しかし、前記のとおり、交付規程等において補助の対象となる実証経費は事業に必要な直接経費とされていること、及びマニュアルにおいて外注費には自主事業等の実証事業以外に使用した経費を計上することはできないこととされていることから、一般業務に使用していて実証事業に使用していない上記のレンタルE Vに係る経費は、事業に必要な直接経費とは認められず、補助の対象とならないものであった。

したがって、前記のレンタルE Vに係る経費11,260,000円は補助の対象とは認められず、これに係る国庫補助金相当額計5,624,529円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、法人において、補助の対象となる経費の範囲についての理解が十分でなかったことなどによると認められる。

省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業費補助金により設置した設備に係る配管の施工が不適切

					1件 不当金額 7,661,562円			
部 局 等	補助事業者 (所在地)	間接補助事 業者 (所在地)	補助事業等	年 度	事業費 補助対象 費 千円	左に對する 国庫補助 金交付 額 千円	不当と認 める補助 対象事業 費 千円	不当と認 める国庫 補助金相 当額 千円
資源エネル ギー庁	一般社団法人環境共創イニシアチブ (東京都中央区)	株式会社心瑛 (滋賀県近江八幡市) 〈事業主体〉	省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業費補助金	5	89,346 (79,419)	52,946	11,492	7,661

この補助金は、省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業費補助金交付要綱（20221122財資第7号）に基づき、内外の経済的社会環境に応じた安定的かつ適切なエネルギー需給構造の構築を図ることを目的として、一般社団法人環境共創イニシアチブ（以下「法人」という。）に対して交付するものである。そして、補助金の交付を受けた法人は、省エネルギー性能の高い設備等の導入（以下「設備等導入事業」という。）を実施する者に対して、これに要する経費の一部を補助している。

「令和4年度補正予算省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業費補助金公募要領」等によれば、設備等導入事業を実施する者が導入された省エネルギー設備等の検収を行うなどすることにより、設備等導入事業が完了することとされている。そして、検収に当たっては、検収チェックリストを作成して、設備及び工事に対して確実に図面との整合性等を確認し、実績報告書と共に検収チェックリスト等を法人に提出しなければならないこととされている。

また、法人は、設備等導入事業を実施する者から実績報告書等の提出を受けて、設備等導入事業の実施内容の詳細、実際に設置された設備が見積書及び発注書どおりのものであるかなどについて書面等により確定検査を行った上で、交付すべき補助金の額を確定することとされている。

事業主体は、近江八幡市内の温浴施設において、重油を燃料とする温水ボイラーを、薪を燃料とするバイオマスガス化燃焼ボイラー等（以下「本件設備」という。）で構成される省エネルギー性能の高いシステムに交換するなどのために、本件設備の設置、本件設備により加熱された水を温浴施設内の貯湯タンク等の設備に供給するための配管工事等を事業費89,346,114円（補助対象事業費79,419,299円）で実施している。

事業主体から本件設備、配管工事等の設計及び施工を請け負った業者（以下「請負人」という。）は、本件設備等の設計に当たり、建築基準法（昭和25年法律第201号）及び建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）に基づいて工事関係図書を作成している。

そして、同施行令に基づく告示「建築設備の構造耐力上安全な構造方法を定める件」（平成12年建設省告示第1388号。以下「告示」という。）によれば、建築物に設ける給水、排水その他の配管設備は、地震等に対して安全上支障のない構造とすること、管の伸縮その他の変形により当該管に損傷が生ずるおそれがある場合において、伸縮継手等を設けるなどの有効な損傷防止のための措置を講ずることなどとされている。

また、「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）」（令和4年版。国土交通省大臣官房官庁営繕部監修。以下「標準仕様書」という。）によれば、建築物導入部の配管工事に当たり、不等沈下のおそれがある場合にはフレキシブルジョイント（以下「フレキシブル管」という。）を使用した方法で施工することとされている。

（注） フレキシブルジョイント 配管の変位、伸縮、振動等を吸収できる可撓性のある管継手

請負人は、本件設備に係る配管の設計に当たり、本件設備が温浴施設の基礎とは異なる基礎の

上に設置されることにより地震等の発生時に各基礎が異なる挙動をする可能性があること、水平器により複数箇所を計測したところ温浴施設の基礎が低下しているように見受けられて不等沈下する可能性があることなどから、配管の損傷防止のための措置を講じなければ、地震等に対して安全上支障があり、管の伸縮その他の変形により配管が損傷するおそれがあると判断した。そこで、告示に基づく配管の損傷防止のための措置として、標準仕様書を参照の上、本件設備と温浴施設内の設備を接続する配管の建築物導入部等の2か所に伸縮継手等としてフレキシブル管を設置することとする工事関係図書を作成し、これにより施工することとしていた。

しかし、実際に温浴施設の基礎が不等沈下する可能性があることなどから、本件設備に係る配管について、損傷防止のための措置を講じなければ、地震等に対して安全上支障があり、損傷するおそれがある状況において、請負人から本件設備に係る配管工事の施工を請け負った業者が工事関係図書において設置することとなっていたフレキシブル管を設置していなかったのに、請負人は、工事関係図書どおりに施工されているかの確認を十分に行っていなかった。また、事業主体は、工事完了後に検収を行ったものの、検収チェックリストにおいて工事関係図書との整合性を確認するとしていたのに、その確認が十分でなく、フレキシブル管が設置されていないことを把握していなかった。

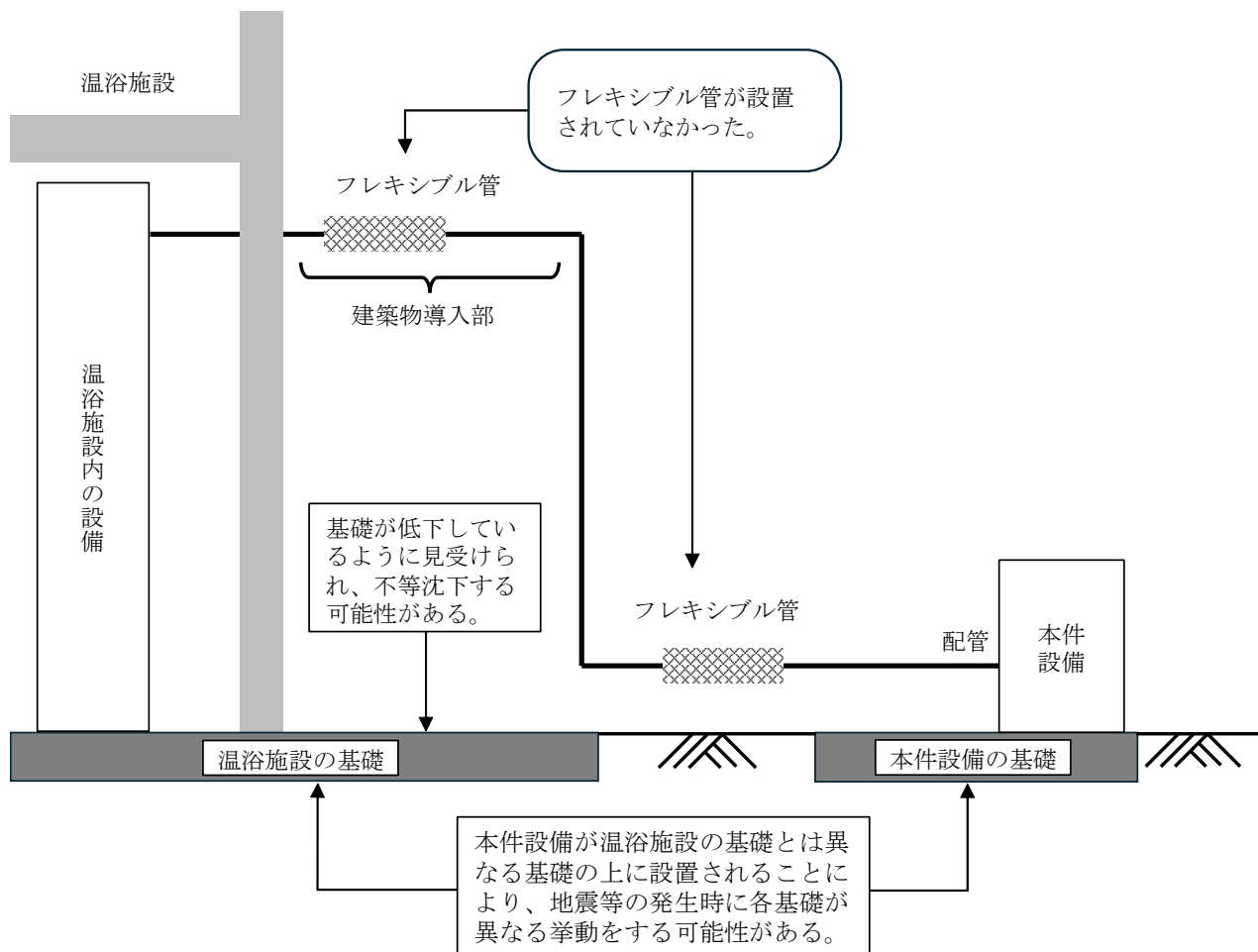
このように、本件設備に係る配管にはフレキシブル管が設置されておらず、告示において定められた伸縮継手等を設けるなどの有効な損傷防止のための措置が講じられていなかった（参考図参照）。

したがって、本件設備に係る配管（工事費相当額11,492,343円、補助対象事業費同額）は、施工が適切でなかったため、地震等の発生時には管の伸縮その他の変形により損傷し、本件設備により加熱した水を温浴施設内の貯湯タンク等の設備に供給できなくなるおそれがある状態となっていて、これに係る国庫補助金相当額7,661,562円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、事業主体において適切に検収を行うことの重要性についての理解が十分でなかったこと、法人において適切に検収を行うことに関する事業主体への指導が十分でなかったことなどによると認められる。

(参 考 図)

本件設備に係る配管の概念図



欠損部補修工の実施に当たり、工事の実態を踏まえた単価を用いるなどして契約変更を行っていないため、工事費が過大

1件 不当金額 13,393,471円

1 工事等の概要

(1) 工事の概要

四国地方整備局松山河川国道事務所（以下「事務所」という。）は、一般国道56号、196号及び317号において、道路の機能を良好に保つことなどを目的として、令和元、2両年度に「平成31-32年度 松二維持工事」を、3、4両年度に「令和3-4年度 松二維持工事」を、株式会社愛亀（以下「請負人」という。）にそれぞれ工事費554,429,700円、499,213,000円、計1,053,642,700円で請け負わせて実施している（以下、これらの工事を合わせて「本件工事」という。）。

本件工事は、道路巡回工、欠損部補修工等を行うものであり、このうち、欠損部補修工は、車道等の舗装に生じた小規模なひび割れなどの欠損部を加熱アスファルト合材（以下「加熱合材」という。）で補修するものである。契約書等によると、本件工事における欠損部補修工の実施手順は、次のとおりとなっている。

- ① 請負人は、道路巡回を行い、その状況等についてパトロール日誌を事務所に提出して報告する。
- ② 事務所は、パトロール日誌により道路に欠損部が生じていることが報告された場合、請負人に対して、欠損部の補修を行う期間、箇所、補修に使用する加熱合材の概算数量等を記載した指示書を発出する。
- ③ 請負人は、指示書に基づいて欠損部の補修を行い、欠損部の補修に使用した加熱合材について、施工日ごとの施工量が確認できる合材数量集計表を作成して事務所に提出する。

(2) 総価契約単価合意方式等の概要

総価契約単価合意方式実施要領（平成28年国地契第79号、国官技第360号、国北予第33号。以下「実施要領」という。）等によると、総価契約単価合意方式は、請負代金額を変更することになった際に変更金額等の算定に用いる単価等について、受発注者間であらかじめ協議し、単価合意書を作成して合意しておくことにより、設計変更等に伴う協議の円滑化に資することを目的としている。総価契約単価合意方式には、単価個別合意方式と包括的単価個別合意方式（以下「包括的方式」という。）とがあり、本件工事は包括的方式となっている。

また、実施要領等によると、包括的方式は、発注者が積算した各工種等の単価に、予定価格に対する工事費の比率（以下「請負比率」という。）を乗じて得た単価について合意するものとなっている（以下、合意した単価を「合意単価」という。）。そして、請負代金額の変更については、単価合意書の記載事項を基礎として発注者と受注者とは協議して定めることが原則となっているが、単価合意書に記載の合意単価を用いることが不適当である場合等は、発注者と受注者とは協議して新たに定めること、協議が整わない場合には、発注者が定めて受注者に通知することとなっている。

(3) 積算基準における欠損部補修工の歩掛かりの区分

事務所は、本件工事の工事費の積算を国土交通省制定の土木工事標準積算基準書（以下「積算基準」という。）等に基づき行っている。そして、積算基準において、欠損部補修工の加熱合材の施工量1t当たりの単価を算定する際に用いる歩掛かりは、一日当たりの施工量により「1t未満」「1t以上2t未満」「2t以上5t未満」及び「5t以上20t未満」の四つに区分されている。

2 検査の結果

本院は、法規性、経済性等の観点から、工事の実態を踏まえて単価が適切に定められているかな

どに着眼して、本件工事を対象として、事務所において、契約書、合材数量集計表等の関係書類を確認するなどして会計実地検査を行った。

検査したところ、次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

事務所は、当初、欠損部補修工の一日当たりの施工量について、積算基準の区分のうち「1 t 以上 2 t 未満」と想定して、当該区分の歩掛かりを適用して算定した単価に請負比率を乗じて得た単価を 65,898円から104,307円と算定していた（以下、これらの単価を「本件合意単価」という。）。

その後、事務所は、欠損部補修工の実際の施工量に基づくなどして契約変更を行って契約額を変更しており、本件合意単価に年度ごとの実際の施工量（20 t ～88 t）を乗ずるなどして算出した欠損部補修工の費用（以下「欠損部補修費用」という。）計21,975,721円に道路巡回工等の費用や諸経費等を加えた計1,053,642,700円を本件工事の工事費として請負人に支払っていた。

しかし、欠損部補修工の施工日ごとに、実際の一日当たりの施工量が積算基準のどの区分に該当するか確認したところ、表のとおり、全施工日106日のうち、本件合意単価を算定する際に事務所が想定していた「1 t 以上2 t 未満」に該当する施工日は25日（106日の23.5%）にすぎず、「2 t 以上 5 t 未満」に該当する施工日が68日（106日の64.1%）と最も多くなっていた。そして、「2 t 以上 5 t 未満」の単価は、当該区分の歩掛かりを適用するなどして算定すると42,200円から65,930円となり、本件合意単価の65,898円から104,307円よりも安価となっていた。^(注)

(注) いずれの区分も、年度等によって単価が異なっている。

表 積算基準における区分別の実際の一日当たりの施工量に応じた施工日数

(単位：日)

工事名	年度	積算基準における区分				計
		1 t 未満	1 t 以上 2 t 未満	2 t 以上 5 t 未満	5 t 以上 20 t 未満	
平成31-32年度 松二維持工事	令和元年度	4	9	8	-	21
	2年度	2	9	30	-	41
令和3-4年度 松二維持工事	3年度	2	2	25	1	30
	4年度	4	5	5	-	14
計 (注)		12 (11.3%)	25 (23.5%)	68 (64.1%)	1 (0.9%)	106 (100.0%)

(注) 括弧書きは全施工日数（106日）に対する割合である。

したがって、実際の一日当たりの施工量については、事務所が当初想定していた区分の施工量とは異なっているものもあり、これらの施工量については、本件合意単価を用いることが不適当である場合に該当することから、事務所は、実際の一日当たりの施工量に対応する区分の単価を新たに算定して、契約変更を行う必要があったと認められた。

そこで、欠損部補修工の施工日ごとに、実際の一日当たりの施工量に対応する区分の単価を用いるなどして、欠損部補修費用を算出すると計14,648,403円となり、これに道路巡回工等の費用や諸経費等を加えた本件工事の工事費は計1,040,249,229円となることから、事務所が請負人に支払った工事費1,053,642,700円はこれに比べて13,393,471円が過大となっていて不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、事務所において、総価契約単価合意方式で契約を締結することにより実施した本件工事について、本件合意単価を用いることが適当かどうか工事の実態を踏まえて確認し、新たに算定した単価を用いるなどして契約変更を行う必要があることについての認識が欠けていたことなどによると認められる。

国が管理しているトンネル等の使用を許可する場合の使用料が低額

1件 不当金額 75,191,055円

1 使用許可等の概要

東京航空局（以下「東京局」という。）は、令和2年4月、3年3月及び4年3月に、京浜急行電鉄株式会社に対して、国有財産法（昭和23年法律第73号）に基づき、東京局が管理しているトンネル（延長計2,159m。以下「本件トンネル」という。）及び本件トンネルに係る土地等の行政財産の使用を許可して、2年度から5年度までの各年度に本件トンネル等を使用させている。

国土交通本省及び東京局は、行政財産で国以外の者に使用させるもの（本件トンネル等を含む。以下「使用許可財産」という。）の使用料について、「国が管理する空港等において国以外の者に土地等を使用させ又は収益させる場合の使用料について」（平成18年財理第4030号財務省理財局長通達）等に基づき、次のように算定することとしている。

- ① 国土交通本省は、5か年度に1回、不動産鑑定評価基準（平成14年7月国土交通事務次官通知）に準拠して使用許可財産の賃料を算出する鑑定評価（以下「使用料調査」といい、使用料調査により算出する賃料を「調査賃料」という。）を不動産鑑定評価会社等（以下「鑑定会社」という。）に委託して実施する。
- ② 使用料調査の委託に当たり、東京局は、使用許可財産のうちトンネル等の工作物の取得年月日、前年度末現在の国有財産台帳価格から消費税相当額を控除した額（以下「税抜き台帳価格」という。）等を記載した工作物一覧等（以下「物件資料」という。）を作成し、国土交通本省を通じて鑑定会社に提供する。
- ③ 鑑定会社は、物件資料に記載された工作物の取得年月日等を基に価格変動率^(注1)及び期待利回り^(注2)を算出し、これらを税抜き台帳価格に乗ずるなどして調査賃料を算出する。そして、調査賃料等を報告書に記載して国土交通本省に提出する。
- ④ 東京局は、鑑定会社が国土交通本省に提出した報告書に基づき、調査賃料に消費税相当額を加算するなどして、使用料調査を実施した年度の次年度の使用料を算定する。
- ⑤ 東京局は、使用料調査を実施しない年度については、調査賃料の変動率を求める調査（以下「変動率調査」という。）を実施して、調査賃料に変動率調査で得られた変動率に乗ずるなどして次年度の使用料を算定する。

(注1) 使用料調査を実施した年度の物価指数（建設工事費の物価変動を修正するために用いられる一種の物価指数）を、工作物の取得年月日の属する年度の同指数で除して算出される価格変動の割合

(注2) 利率（本件の場合は3.5%）及び残存耐用年数（工作物の耐用年数から経過年数を控除した年数）を用いて年賦償還率と同様の計算式により算出されるもので、利率が一定の場合、残存耐用年数が短いほど高くなる。

国土交通本省は、元年度に、2年度の使用料を算定するための使用料調査を鑑定会社に委託して実施しており、東京局は、本件トンネルの取得年月日を平成16年9月15日、税抜き台帳価格を4,922,576,629円と記載するなどした物件資料を作成し、国土交通本省を通じて鑑定会社に提供している。

そして、鑑定会社は、物件資料に記載された取得年月日等を基に価格変動率を1.22、期待利回りを0.0508とそれぞれ算出し、これらを税抜き台帳価格に乗ずるなどして本件トンネルの調査賃料を220,700,746円と算出している。

東京局は、本件トンネルの調査賃料に本件トンネルに係る土地等の調査賃料を合算した上で消費税相当額を加算するなどして、令和2年度の本件トンネル等の使用料を算定するとともに、3年度から5年度までの使用料については、調査賃料に変動率調査で得られた変動率に乗ずるなどして、2年度から5年度までの本件トンネル等の使用料を計2,284,022,057円と算定している。

2 検査の結果

本院は、合規性等の観点から、使用料の算定が適切に行われているかなどに着眼して、本件トン

ネル等の使用料を対象として、東京局において、鑑定会社から提出された報告書、物件資料、国有財産台帳等の関係書類を確認するとともに、国土交通本省において、使用料調査の実施状況を確認するなどして会計実地検査を行った。

検査したところ、次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

東京局は、国土交通本省が元年度に使用料調査を委託して実施するに当たり、本件トンネルの取得年月日を平成16年9月15日と記載するなどした物件資料を作成し、国土交通本省を通じて鑑定会社に提供していた。

しかし、国有財産台帳等により本件トンネルの取得年月日を確認したところ、東京局が物件資料に記載していた16年9月15日は記載誤りであり、正しくは10年3月11日であった。

そこで、本件トンネルについて、国有財産台帳に記載された正しい取得年月日に基づき算出した価格変動率1.18及び期待利回り0.0566を税抜き台帳価格に乗ずるなどして令和2年度の調査賃料を修正計算すると236,097,581円となり、鑑定会社が算出した調査賃料220,700,746円はこれに比べて15,396,835円過小となっていた。

したがって、本件トンネル等の使用料について、正しい取得年月日により算出した調査賃料等に基づいて2年度から5年度までの各年度の使用料を修正計算すると、適正な使用料は計2,359,213,112円となり、東京局が算定した本件トンネル等の使用料2,284,022,057円はこれに比べて75,191,055円低額となっていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、東京局において、本件トンネル等の使用料の算定に当たり、物件資料を作成する際に国有財産台帳等の基礎資料の確認が十分でなかったことなどによると認められる。

擁壁の設計が不適切

					3件 不当金額 44,249,175円		
部局等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年 度	事業費 〔国庫補助対象事業費〕 千円	左に対する国庫補助金等 交付額 千円	不当と認める事業費 〔国庫補助対象事業費〕 千円	不当と認める国庫補助金等 相当額 千円
広島県	広島県	防災・安全交付金 (砂防)	元～4	202,532 (197,635)	98,334	4,259 (4,259)	2,119
福岡県	福岡県	社会資本整備総合交付金 (広域連携)等	3～5	114,929 (75,185)	34,060	16,654 (16,336)	7,386
計				317,461 (272,821)	132,394	20,913 (20,595)	9,505

2県は、道路を拡幅するために取り壊した水路の復旧、林道に隣接する地山を掘削して土砂で埋め戻した法面の保護等のために、柳川市三橋町^{えまがり}江曲地内、府中市木野山町地内等において、コンクリートブロック積工、コンクリートえん堤工等を実施している。

このうちコンクリートブロック積工について、福岡県は水路の護岸としてブロック積擁壁を、広島県は下段のブロック積擁壁と上段のブロック積擁壁とで構成される二段の多段ブロック積擁壁をそれぞれ築造している（参考図1及び2参照）。

2県は、本件擁壁の設計を「道路土工 擁壁工指針」（社団法人日本道路協会編。以下「指針」という。）等に基づいて行うこととしている。そして、本件工事の設計業務を設計コンサルタントに委託し、設計図書、設計計算書等の成果品を検査して受領した上で、この成果品に基づき施工することとしていた。

指針等によれば、擁壁の設計に当たっては、自重、載荷重、土圧等の荷重を考慮して、滑動、転倒及び基礎地盤の支持力に対する安定計算等を行うこととされている。このうち、滑動に対する安定については、擁壁に作用する滑動力と滑動に対する抵抗力とを比べ所定の安全率を有することを、転倒に対する安定については、擁壁底面に作用する荷重の合力の作用位置が許容範囲内にあることを、基礎地盤の支持力に対する安定については、擁壁底面における鉛直地盤反力度が基礎地盤の許容鉛直支持力度を超えないことをそれぞれ照査することとされている。

(注1) 鉛直地盤反力度 構造物を介して地盤に鉛直方向の力を加えたとき、地盤から構造物に作用する単位面積当たりの抵抗力をいう。

また、滑動に対する安定計算等においては、擁壁の前面地盤が埋め戻される部分となり、流水による洗掘等により取り除かれるおそれがあることなどから、通常、滑動に対する抵抗力として擁壁の前面地盤の受働土圧^(注2)を考慮しないことなどとされている。

(注2) 受働土圧 構造物を介して地盤に水平方向の力を加えたとき、地盤が構造物を押し返すように発生する土圧をいう。

さらに、多段ブロック積擁壁は、上段のブロック積擁壁からの荷重が下段のブロック積擁壁に作用するなどの悪影響が及ぶため全体の安定に問題があることから、原則として、避けなければならないが、やむを得ず用いる場合は、上段のブロック積擁壁からの荷重の影響を考慮して下段のブロック積擁壁を設計することなどとされている。

ただし、ブロック積擁壁については、指針に示された擁壁の直高と背面勾配の関係表^(注3)（以下「関係表」という。）に基づく設計とするのであれば、前記の安定計算等は行わなくてもよいこととされている。

(注3) 直高と背面勾配の関係表 使用するブロックの控長が35cm以上の場合に、擁壁の直高及び擁壁を設置

する地山の盛土又は切土の別に、擁壁の背面勾配及び裏込めコンクリート厚を示した表

福岡県は、ブロック積擁壁の設計に当たり、擁壁の背面勾配を緩やかにできないなどの現地状況により関係表に示された設計とすることができないことから、滑動、転倒及び基礎地盤の支持力に対する安定計算等を行っていた。しかし、同県は、擁壁の前面地盤が埋め戻される部分となり、洗掘等により取り除かれるおそれがあるのに、滑動に対する抵抗力として前面地盤の受働土圧を考慮するなどして設計していた。

また、広島県は、多段ブロック積擁壁の設計に当たり、上段及び下段それぞれのブロック積擁壁の直高と背面勾配が、関係表に示された設計となることから、安全であるとしていた。しかし、同県は、下段のブロック積擁壁に対して上段のブロック積擁壁からの荷重が及ぶ状況となっていたのに、その影響を考慮して下段のブロック積擁壁の設計を行うなどしていなかった。

そこで、2県が築造したブロック積擁壁について、現地の状況を踏まえて、指針等に基づき安定計算を行ったところ、福岡県のブロック積擁壁及び広島県が多段ブロック積擁壁において、滑動に対する安定についての安全率が許容値を大幅に下回るなどしていた。

したがって、本件ブロック積擁壁等（工事費相当額計20,913,265円、交付対象事業費計20,595,839円）は、設計が適切でなかったため、所要の安全度が確保されていない状態となっており、これらに係る交付金相当額計9,505,614円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、福岡県において委託した設計業務の成果品に誤りがあったのにこれに対する検査が十分でなかったこと、広島県において指針等の理解が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

福岡県は、令和3年度から5年度までの間に、一般県道高田柳川線の拡幅に伴って、道路に隣接した水路の既設護岸を取り壊し、護岸として新たにブロック積擁壁（右岸及び左岸の上下流部4か所、高さ2.51m～3.56m、延長計33.5m）等を築造する工事を実施していた。

同県は、右岸上流部及び左岸下流部におけるブロック積擁壁の安定計算等に当たり、滑動、転倒及び基礎地盤の支持力に対する安定性について、前面地盤の受働土圧を考慮するなどして設計した成果品に基づき、施工していた。

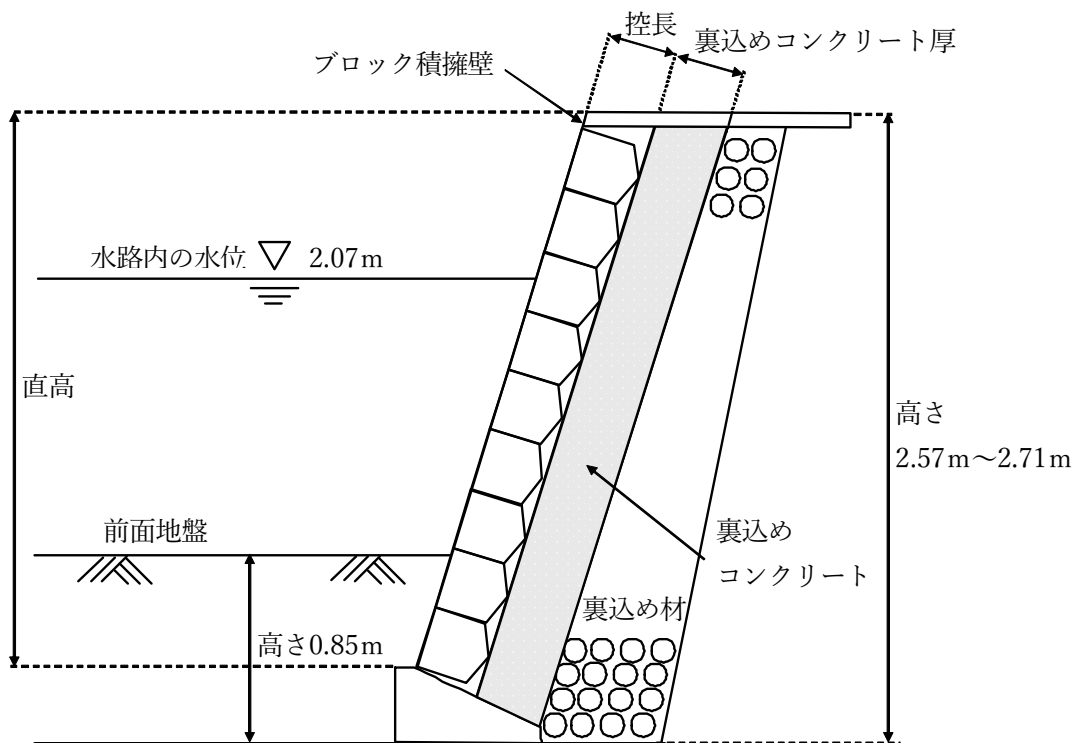
しかし、現地の状況を確認するなどしたところ、ブロック積擁壁の前面地盤は埋め戻されており、洗掘等のおそれがある状況となっていることから、ブロック積擁壁の安定計算等において、滑動に対する抵抗力として受働土圧を考慮して設計するのは適切とは認められない状況となっていた。また、ブロック積擁壁に生ずる浮力について、水路内の水位2.07mにより計算すべきところ、誤ってブロック積擁壁の前面地盤の高さ0.85mにより計算するなどしていた。

そこで、指針等に基づき、受働土圧を考慮せず、また、水位2.07mにより浮力を計算するなどして、改めてブロック積擁壁の安定計算等を行ったところ、滑動、転倒及び基礎地盤の支持力について、次のとおり安定計算上安全とされる範囲に収まっていなかった（参考図3参照）。

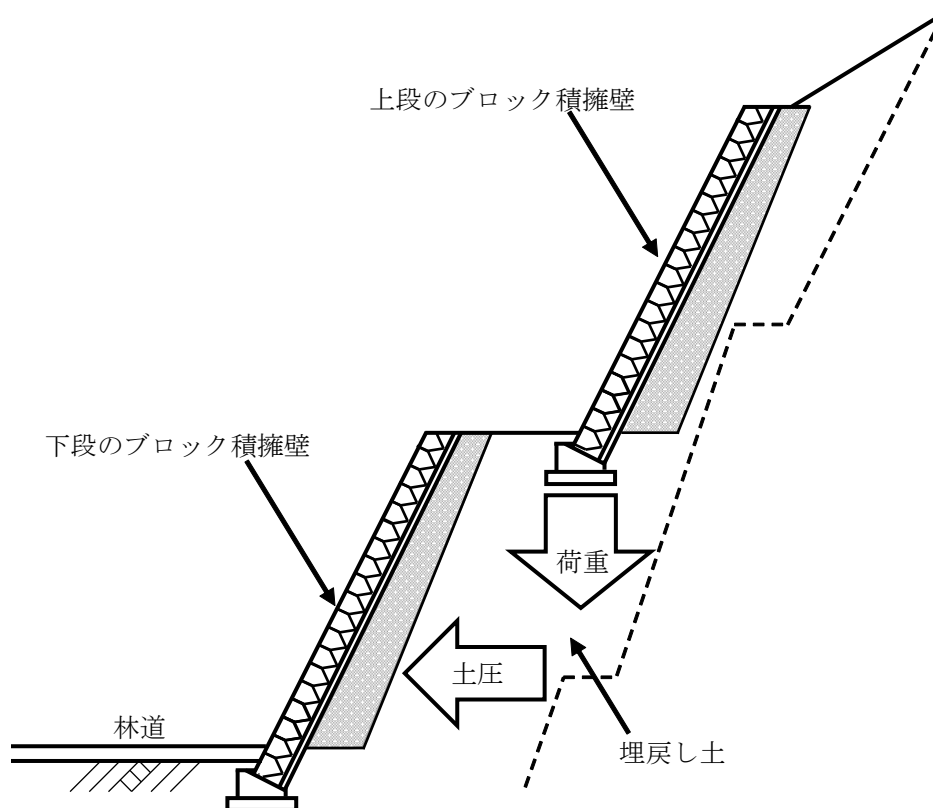
- ① 滑動に対する安定については、安全率が0.83から1.42までとなって、許容値である1.50を大幅に下回るなどしていた。
- ② 転倒に対する安定については、ブロック積擁壁に作用する荷重の合力の作用位置が、ブロック積擁壁底面の中心から前面側に0.14mから0.35mまでの位置となり、安全とされる範囲（前面側0.12m～背面側0.12m）を大幅に逸脱するなどしていた。
- ③ 支持力に対する安定については、ブロック積擁壁の底面における鉛直地盤反力度が40.84kN/m²から43.00kN/m²までとなり、基礎地盤の許容鉛直支持力度31.91kN/m²から32.79kN/m²までを大幅に上回っていた。

したがって、本件ブロック積擁壁（右岸側上流延長14.0m、左岸側下流3.0m、計17.0m）等（工事費相当額16,654,000円、交付対象事業費16,336,574円、交付金相当額7,386,404円）は、設計が適切でなかったため、所要の安全度が確保されていない状態となっていた。

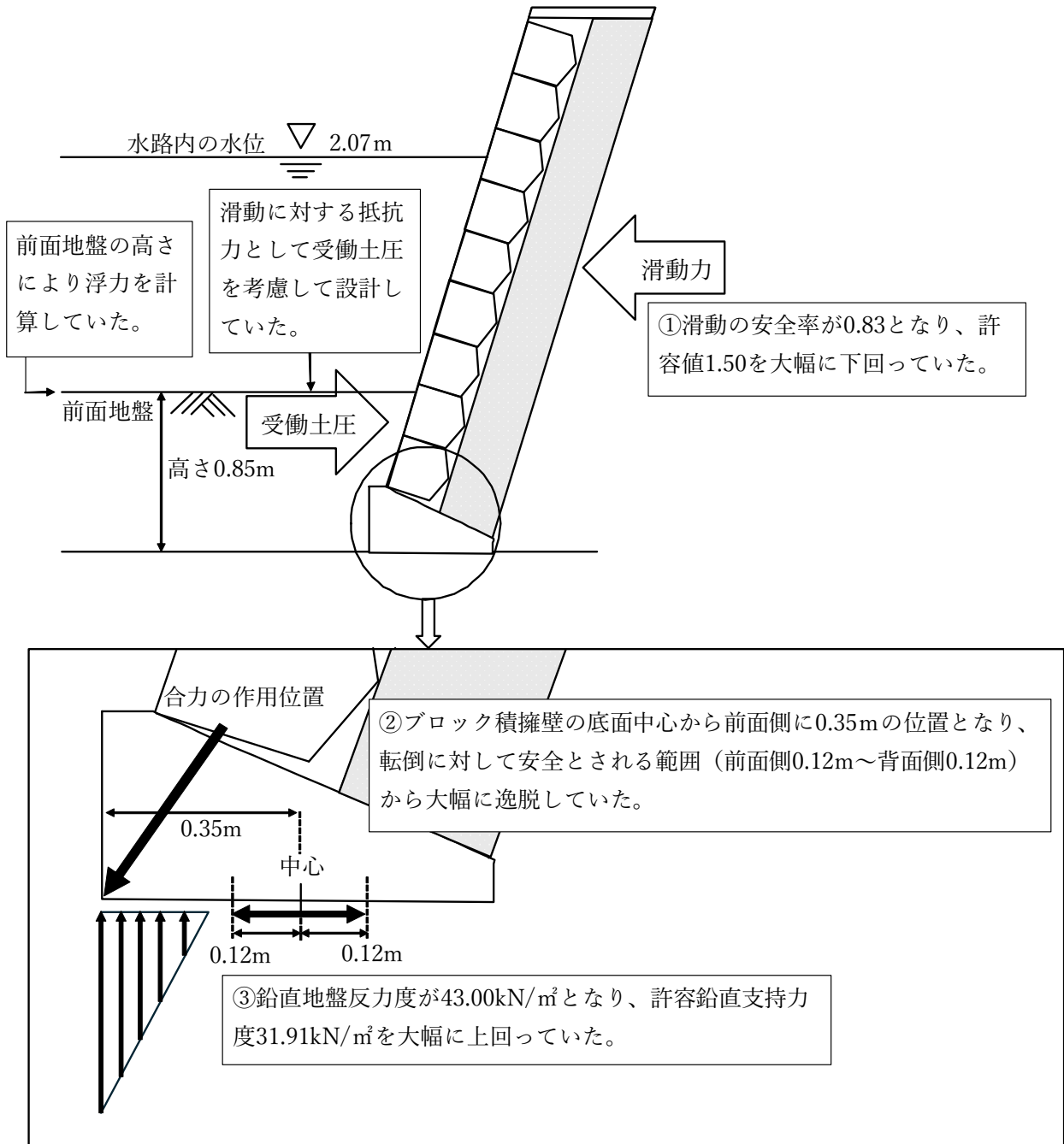
(参考図1) 護岸としてのブロック積擁壁の概念図 (右岸上流部)



(参考図2) 多段ブロック積擁壁の概念図



(参考図3) ブロック積擁壁の安定計算等についての概念図 (右岸上流部)



部 局 等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年 度	事業費 (国庫補助対象事業費)	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認めざる事業費 (国庫補助対象事業費)	不当と認めざる国庫補助金等相当額
				千円	千円	千円	千円
福岡県	福岡県	防災・安全交付金 (急傾斜地崩壊対策)	3～5	102,822 (86,990)	43,495	81,867 (69,487)	34,743

福岡県は、急傾斜地で発生する崩壊土砂から人家等を保全するために、京都郡苅田町大字二崎地内において、擁壁工、落石防護柵工等を実施している。

このうち、擁壁工は、重力式コンクリート擁壁（延長計145.6m、高さ3.5m～4.8m）を築造するものであり、落石防護柵工は、この重力式コンクリート擁壁の上部に支柱を設置し、各支柱間にワ

イヤーロープ及び金網を取り付けた落石防護柵（延長計144.4m、高さ2.0m）を築造するもので、いずれも急傾斜地からの崩壊土砂を待ち受けて捕捉することを目的としている（以下、重力式コンクリート擁壁、落石防護柵等を合わせて「待受式擁壁」という。）。

同県は、本件待受式擁壁の設計を「崩壊土砂による衝撃力と崩壊土砂量を考慮した待受け擁壁の設計計算事例」（全国地すべりがけ崩れ対策協議会編。以下「基準」という。）等に基づいて行うこととしている。

基準等によれば、待受式擁壁の設計に当たっては、斜面からの崩壊土砂があふれることがないよう、崩壊土砂を十分に捕捉できる空間（以下「ポケット」という。）を擁壁背面に確保することとされている（参考図4参照）。また、崩壊土砂の量について、現地の地質調査等による推定が困難な場合には、基準等において示されている斜面高ごとの崩壊土量と崩壊幅^(注4)を参考にして擁壁の単位長さ当たりの崩壊土砂の量（ m^3/m ）（以下「崩壊土砂量」という。）を算出することができるとされている。

同県は、ポケットの容量（以下「土砂捕捉容量」という。）が、崩壊土砂量を上回るよう、斜面下端から待受式擁壁までの必要な距離等を設計図書に明示していたが、着工前に地元住民から要望があったことを踏まえて、待受式擁壁の設置位置を当初の設計時の位置よりも最大1.5m斜面側に移動させる設計変更を行い、これにより請負人に施工させることとしていた。

（注4） 斜面高ごとの崩壊土量と崩壊幅 基準には、全国の斜面災害データに基づき、斜面高ごとに崩壊土量（ m^3 ）と崩壊幅（m）が示されている。

しかし、同県は、当該設計変更に当たり、当初の設計時に設定した崩壊土砂量を、変更した位置での待受式擁壁の土砂捕捉容量で捕捉できるかどうか検討していなかった。

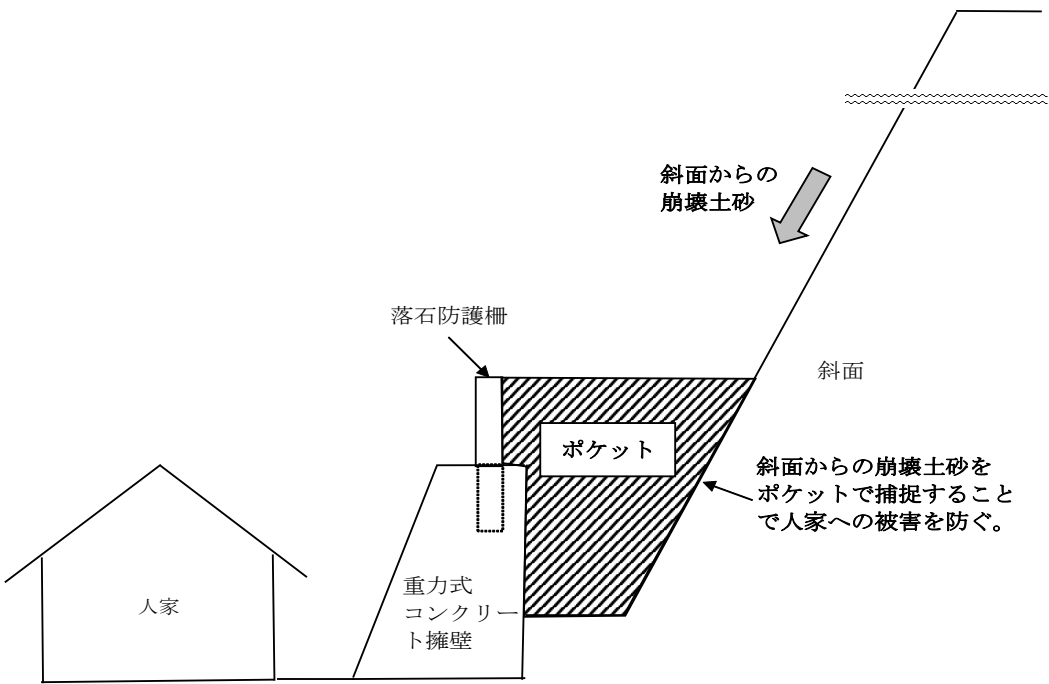
そこで、本件待受式擁壁について、基準等に基づき設計変更後の土砂捕捉容量を8か所の測点において改めて算定したところ、 $11.97\text{m}^3/\text{m}$ から $15.82\text{m}^3/\text{m}$ までとなっており、7か所の測点で、土砂捕捉容量が当初の設計時に設定した崩壊土砂量 $15.70\text{m}^3/\text{m}$ を最大 $3.73\text{m}^3/\text{m}$ 下回っていた（参考図5参照）。

したがって、本件待受式擁壁（工事費相当額81,867,487円、交付対象事業費69,487,124円）は、設計が適切でなかったため、崩壊土砂量を十分に捕捉できる土砂捕捉容量が確保されておらず、これに係る交付金相当額34,743,561円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同県において、基準等の理解が十分でなかったことなどによると認められる。

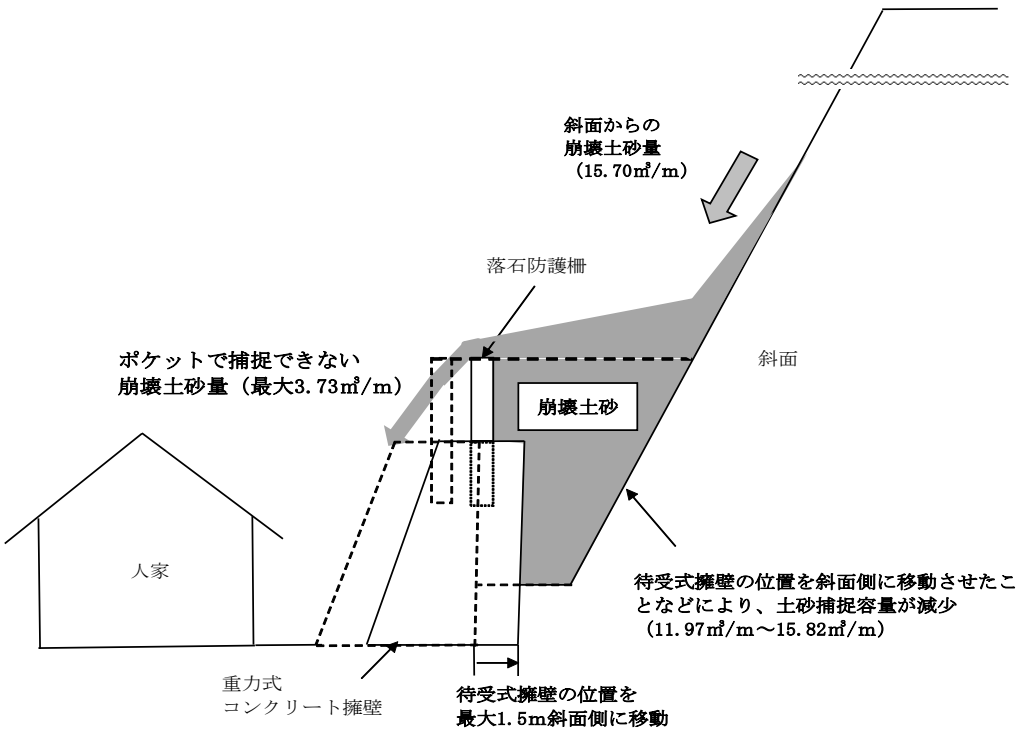
(参考図4)

待受式擁壁とポケットの概念図



(参考図5)

本件待受式擁壁の概念図



部 局 等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年 度	事 業 費 (国庫補助対象事業費)	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認めざる事業費 (国庫補助対象事業費)	不当と認めざる国庫補助金等相当額
				千円	千円	千円	千円
	計			420,283 (359,812)	175,890	102,780 (90,082)	44,249

橋りょうの横変位拘束構造の設計が不適切

				2 件 不当金額 322,585,038 円			
部 局 等	補助事業者 等 (事業主体)	補助事業等	年 度	事業費 〔国庫補助対象 事業費〕 千円	左に対する 国庫補助金等 交付額 千円	不当と認 める事業 費 〔国庫補助対象 事業費〕 千円	不当と認 める国庫 補助金等 相当額 千円
群馬県	群馬県	社会資本整備 総合交付金（広域連 携）等	平成29 ～令和5	659,334 (657,687)	332,928	611,776 (610,276)	310,866
同	同	道路メンテ ナンス	3、4	44,913 (44,913)	24,702	21,307 (21,307)	11,718
計				704,247 (702,600)	357,631	633,083 (631,583)	322,585

群馬県は、一般国道299号のバイパス整備に伴い橋りょうを新設するなどのために、多野郡神流町大字神ヶ原^{かがはら}地内において、立処^{たどころ}橋の下部構造として橋台2基の築造、上部構造として鋼製箱桁の製作、架設等を実施するとともに、吾妻郡長野原町大字古森地内において、浜岩橋の下部構造として橋台1基の築造を実施している。そして、本件橋りょうは、地震発生時に支承部が破壊された際、上部構造が橋軸直角方向に回転することにより落橋する可能性がある曲線橋である。

同県は、本件橋りょうの設計を「道路橋示方書・同解説」（平成24年版。社団法人日本道路協会編。以下「示方書」という。）等に基づき行うこととしている。そして、本件工事の設計業務を設計コンサルタントに委託し、設計図面、設計計算書等の成果品を検査して受領した上で、この成果品に基づき施工することとしていた。

ア 曲線橋の落橋防止対策

示方書によれば、橋りょうの設計においては、橋りょうの複雑な地震応答等により、上部構造と下部構造との接合部である支承部が破壊された場合でも、上部構造の落下を防止できるように適切な対策を講じなければならないこととされている。そして、橋りょうが曲線橋であって、地震発生時に支承部が破壊された際、上部構造が橋軸直角方向に回転することにより落橋^(注1)する可能性がある^(注1)と判定される場合には、これを防止するために横変位拘束構造を設置することとされている。

イ 片持ばりに配置する鉄筋の定着長等

示方書等によれば、コンクリートの中に配置する鉄筋の端部は、鉄筋とコンクリートが一体となって働くように、確実に定着しなければならないこととされている。そして、鉄筋とコンクリートの付着により定着する場合、鉄筋の定着に必要な付着の長さ（以下「定着長」という。）は、鉄筋の径等に基づき算出した長さ（以下「基本定着長」という。）以上とすることとされている。

また、片持ばりと片持ばりを支持する部材（以下「支持部材」という。）との接合部に配置する鉄筋の定着長については、接合部の断面における有効高等に基づき算出した長さだけ支持部材に入った位置から基本定着長を確保するために、これらを合わせた定着長（以下「必要定着長」という。）を確保する必要があるとされている。そして、先端付近に荷重を受けるコーベル^(注2)に配置され、引張力を主に受ける鉄筋（以下「引張主鉄筋」という。）の端部は、定着が不十分であるとコーベルの先端付近に荷重がかかった際に破壊が生ずるため、コンクリートとの付着のみにより定着するのではなく、折り曲げて支持部材に定着するなどしなければなら

いとされている。

同県は、本件橋りょうが、いずれも横変位拘束構造を設置する必要がある曲線橋であることから、橋台の橋座部に、コーベルの構造となっている横変位拘束構造を橋台ごとに1個ずつ設置することとして設計し、これにより施工していた。

しかし、同県がコーベルの構造となっている横変位拘束構造と支持部材との接合部に配置していた鉄筋の定着長（1,000mm～1,120mm）は、必要定着長（1,476mm～2,100mm）に比べて大幅に不足しており、引張主鉄筋の端部が支持部材と確実に定着していない状態になっていた。また、同県は、コーベルの構造となっている横変位拘束構造の引張主鉄筋の端部について、折り曲げて支持部材に定着するなどせずに、横変位拘束構造の先端付近にコンクリートとの付着のみにより定着していた。

したがって、本件橋りょうの橋台に設置した横変位拘束構造は設計が適切でなかったため、橋台、鋼製箱桁等（工事費相当額計633,083,210円、交付等対象事業費計631,583,384円）は、地震発生時において所要の安全度が確保されていない状態になっており、これに係る交付金等相当額計322,585,038円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同県において、委託した設計業務の成果品に誤りがあったのに、これに対する検査が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

群馬県は、多野郡神流町大字神ヶ原地内において、平成29年度から令和5年度までの間に、一般国道299号のバイパスの立処橋（橋長146.0m、幅員7.7m～8.2m、2径間）を新設するために、下部構造として橋台2基の築造、上部構造として鋼製箱桁の製作、架設等を実施していた。そして、同県は、立処橋が、横変位拘束構造を設置する必要がある曲線橋であることから、橋台の橋座部に、コーベルの構造となっている横変位拘束構造（橋軸方向650mm、橋軸直角方向1,200mm、高さ800mm）を1個ずつ設置することとして設計し、これにより施工していた（参考図1及び2参照）。

しかし、コーベルの構造となっている横変位拘束構造と支持部材との接合部に配置していた鉄筋の定着長は、表のとおり必要定着長に比べて大幅に不足しており、引張主鉄筋の端部が支持部材と確実に定着していない状態になっていた。また、同県は、コーベルの構造となっている横変位拘束構造の引張主鉄筋の端部について、折り曲げて支持部材に定着するなどせずに、横変位拘束構造の先端付近にコンクリートとの付着のみにより定着していた（参考図3参照）。

表 横変位拘束構造と支持部材との接合部に配置していた鉄筋の定着長等

（単位：mm）

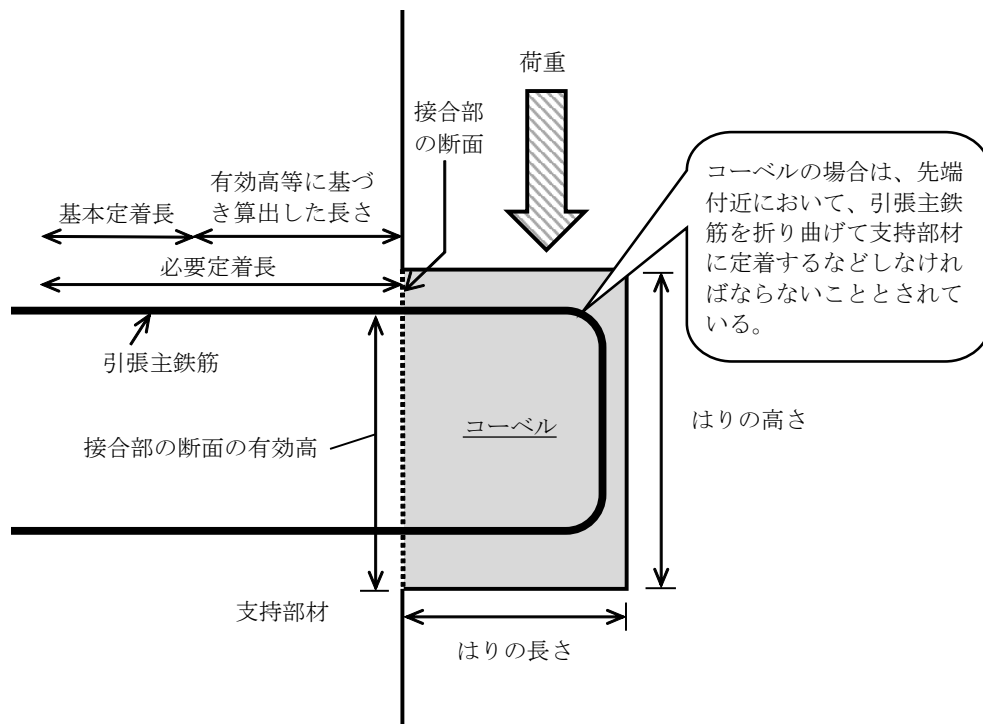
鉄筋（注）	定着長（当局設計） a	基本定着長 b	接合部の断面の有効高等に基づき算出した長さ c	必要定着長 d=b+c	不足していた定着長 d-a
鉄筋①	1,000	1,000	550	1,550	550
鉄筋②	1,000	1,000	550	1,550	550
鉄筋③	1,000	1,000	1,100	2,100	1,100
鉄筋④	1,120	1,000	1,100	2,100	980

（注） 「鉄筋①」等は参考図3の各鉄筋に対応している。

したがって、本件橋りょうの橋台に設置した横変位拘束構造は設計が適切でなかったため、橋台2基、鋼製箱桁等（工事費相当額計611,776,210円、交付対象事業費計610,276,384円、交付金相当額計310,866,188円）は、地震発生時において所要の安全度が確保されていない状態になっていた。

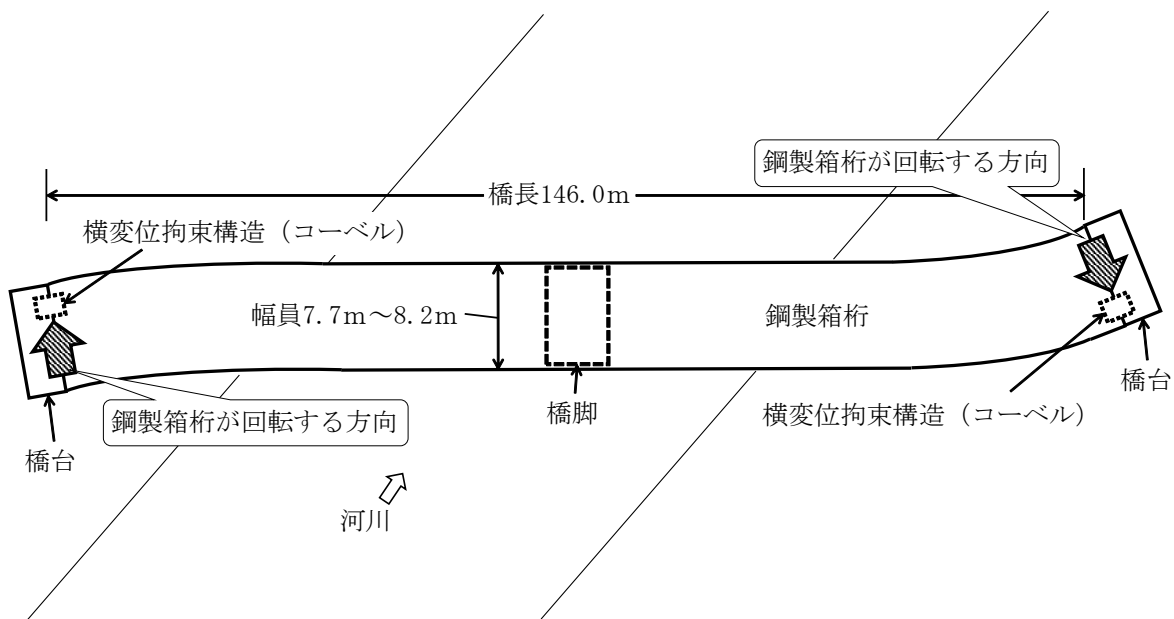
（注1） 横変位拘束構造 支承部が破壊されたときに、橋りょうの構造的要因等によって上部構造が橋軸直角方向に変位することを拘束する構造

(注2) コーベル 次図のように、はりの高さがはりの長さに比較して大きい片持ばり



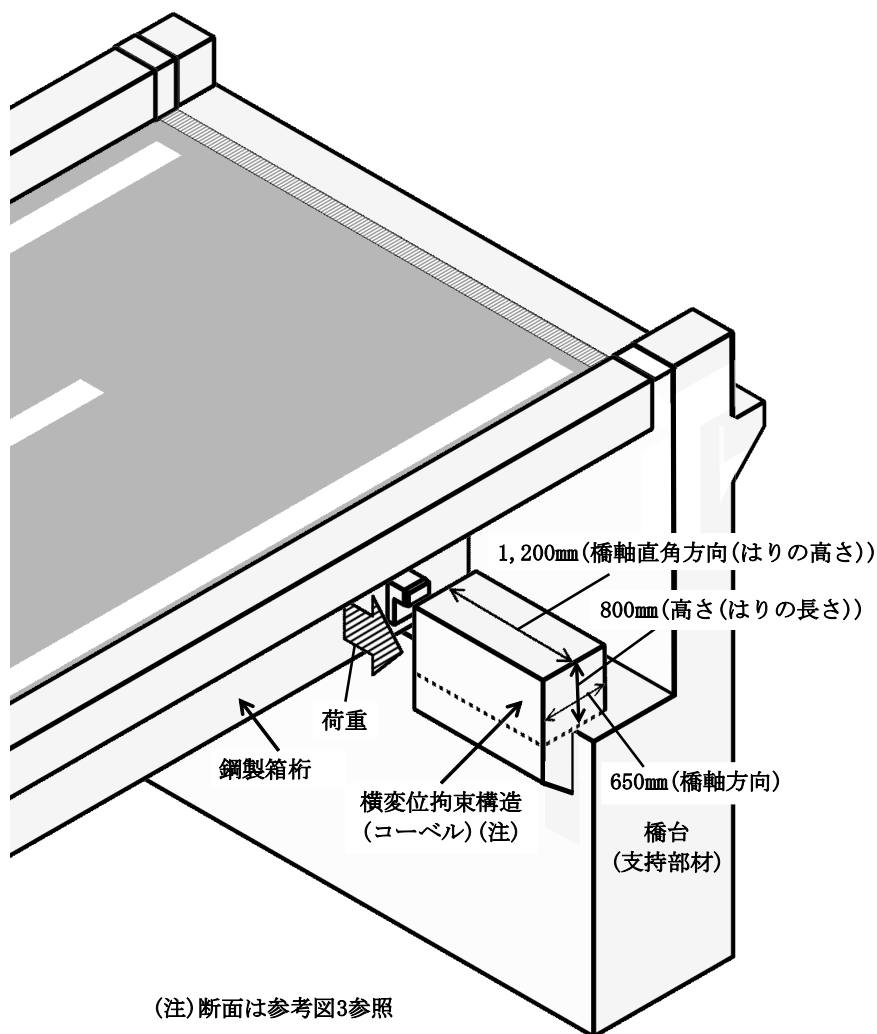
(参考図1)

立処橋の概念図



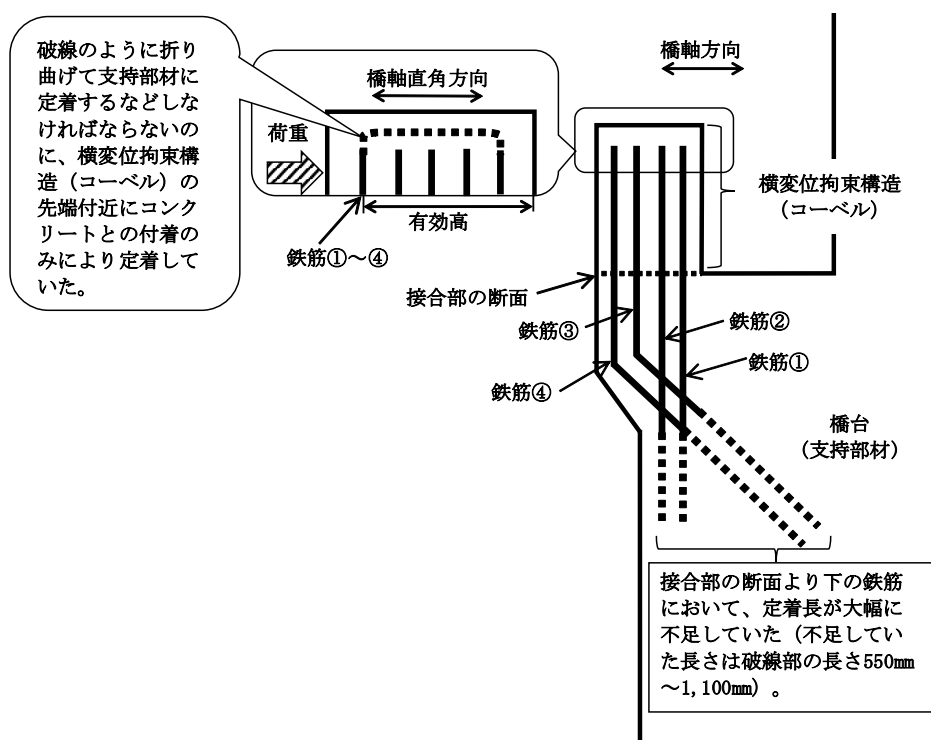
(参考図2)

横変位拘束構造（立処橋）の概念図



(参考図3)

横変位拘束構造（立処橋）の断面の概念図



橋りょうの橋座部の設計が不適切

					2 件 不当金額 91,182,414 円		
部 局 等	補助事業者 等 (事業主体)	補助事業等	年 度	事業費 〔国庫補助対象 事業費〕 千円	左に對する 国庫補助金等 交付額 千円	不当と認 める事業 費 〔国庫補助対象 事業費〕 千円	不当と認 める国庫 補助金等 相当額 千円
群 馬 県	群 馬 県	社会資本整備 総合交付金 (広域連携) 等	2、3	198,375 (197,868)	91,695	159,483 (159,328)	72,512
同	安 中 市	社会資本整備 総合交付金 (道路)	2、3	37,619 (37,619)	18,809	37,339 (37,339)	18,669
計				235,994 (235,487)	110,505	196,823 (196,667)	91,182

群馬県は、安中市 東上秋間^{ひがしかみあきま}地内において、一般県道恵宝沢^{えぼざわ}原貝戸^{はらがいと}線のバイパス新設工事の一環として一級河川秋間川の河道を付け替えることに伴い、当該河川に架かる市道秋642号線の外城^{がじょう}橋^{はし}を新橋（橋長36.5m、幅員10.0m、1径間）に架け替えるために、下部構造として橋台1基（以下「A1橋台」という。）の築造、上部構造としてプレストレストコンクリート桁（以下「PC桁」という。）の製作、架設等を実施している。

同県及び安中市は、本件工事の実施に当たり、費用負担等に関する協定を締結している。そして、本件工事は、県道のバイパス新設工事の一環として河川の河道を付け替えることに伴って実施するものであることから、協定によれば、同県が同市の管理している外城橋の架け替えを実施し、工事の完了後、新橋は同市に帰属することとされている。また、工事の費用については、同県及び同市が協定に基づき決められた額をそれぞれ負担することとされている。

同県は、本件橋りょうの設計を「道路橋示方書・同解説」（平成24年版。社団法人日本道路協会編。以下「示方書」という。）等に基づき行うこととしている。そして、本件工事の設計業務を設計コンサルタントに委託し、設計図面、設計計算書等の成果品を検査して受領した上で、この成果品に基づき施工することとされていた。

示方書によれば、支承部を設置する橋台等の橋座部は、地震発生時に損傷が生じやすい箇所であるため、支承部から作用する水平力に対して十分な耐力を有するように設計することとされている。そして、橋座部の耐力は、コンクリートが負担する耐力（以下「コンクリート耐力」という。）に補強鉄筋が負担する耐力（以下「鉄筋耐力」という。）を加えて算定することができることとされている。

また、水平力を受けるためのアンカーバーを設置する場合、コンクリート耐力は、コンクリートの抵抗面の面積に基づき算定し、鉄筋耐力は、橋座部に橋軸方向に配筋された鉄筋のうちコンクリートの抵抗面にまたがる補強鉄筋の断面積に基づき算定することとされている。そして、アンカーバーを取り付ける位置と補強鉄筋^(注3)の量について、鉄筋耐力が橋座部の耐力の5割程度以下となるように設定することとされている。

同県は、A1橋台の支承部について、橋台とPC桁との水平方向の変位を拘束する固定支承として、PC桁の配置等を踏まえて、アンカーバー（長さ1.67m、径75mm）9本を橋座部の橋軸直角方向の中心及び両端部付近の3か所に3本ずつ橋座部に垂直に埋め込むとともに、上部構造の重量等の鉛直力を受けるためのゴム製支承4個を橋座部に設置していた（参考図参照）。そして、橋座部

の耐力の照査について、アンカーバー3本ごとに作用する橋軸方向の水平力を2,170kNと算定するとともに、コンクリート耐力を605kN、鉄筋耐力を1,738kN、橋座部の耐力を2,434kNとそれぞれ算定し、橋座部の耐力が水平力を上回ることから、所要の安全度が確保されるとして設計し、これにより施工していた。

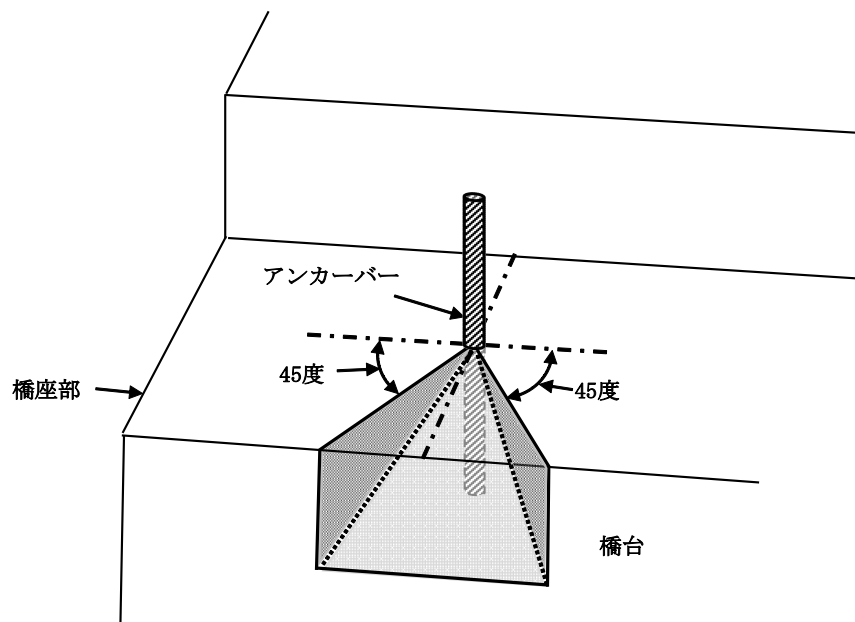
しかし、示方書によれば、アンカーバーを取り付ける位置と補強鉄筋の量について、鉄筋耐力が橋座部の耐力の5割程度以下となるように設定することとされているのに、鉄筋耐力1,738kNは、コンクリート耐力605kNに鉄筋耐力1,738kNを加えた橋座部の耐力2,343kNの7割超となっていた。なお、橋座部の耐力は2,343kNとなるのに、同県は誤って2,434kNとしていた。

そこで、改めて、コンクリート耐力を605kNとしたまま、鉄筋耐力が橋座部の耐力の5割となるように鉄筋耐力をコンクリート耐力と同じ605kNと設定して算定すると、橋座部の耐力は、コンクリート耐力605kNと鉄筋耐力605kNを合計した1,210kNとなり、水平力2,170kNを大幅に下回っていて、設計計算上安全とされる範囲に収まっていなかった。

したがって、A1橋台の橋座部は設計が適切でなかったため、A1橋台及びこれに架設されたPC桁等（工事費相当額計196,823,000円）は、地震発生時において所要の安全度が確保されていない状態になっており、これに係る交付金相当額計91,182,414円（群馬県に係る交付金相当額計72,512,837円、安中市に係る交付金相当額18,669,577円）が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同県において、委託した設計業務の成果品に誤りがあったのに、これに対する検査が十分でなかったことなどによると認められる。

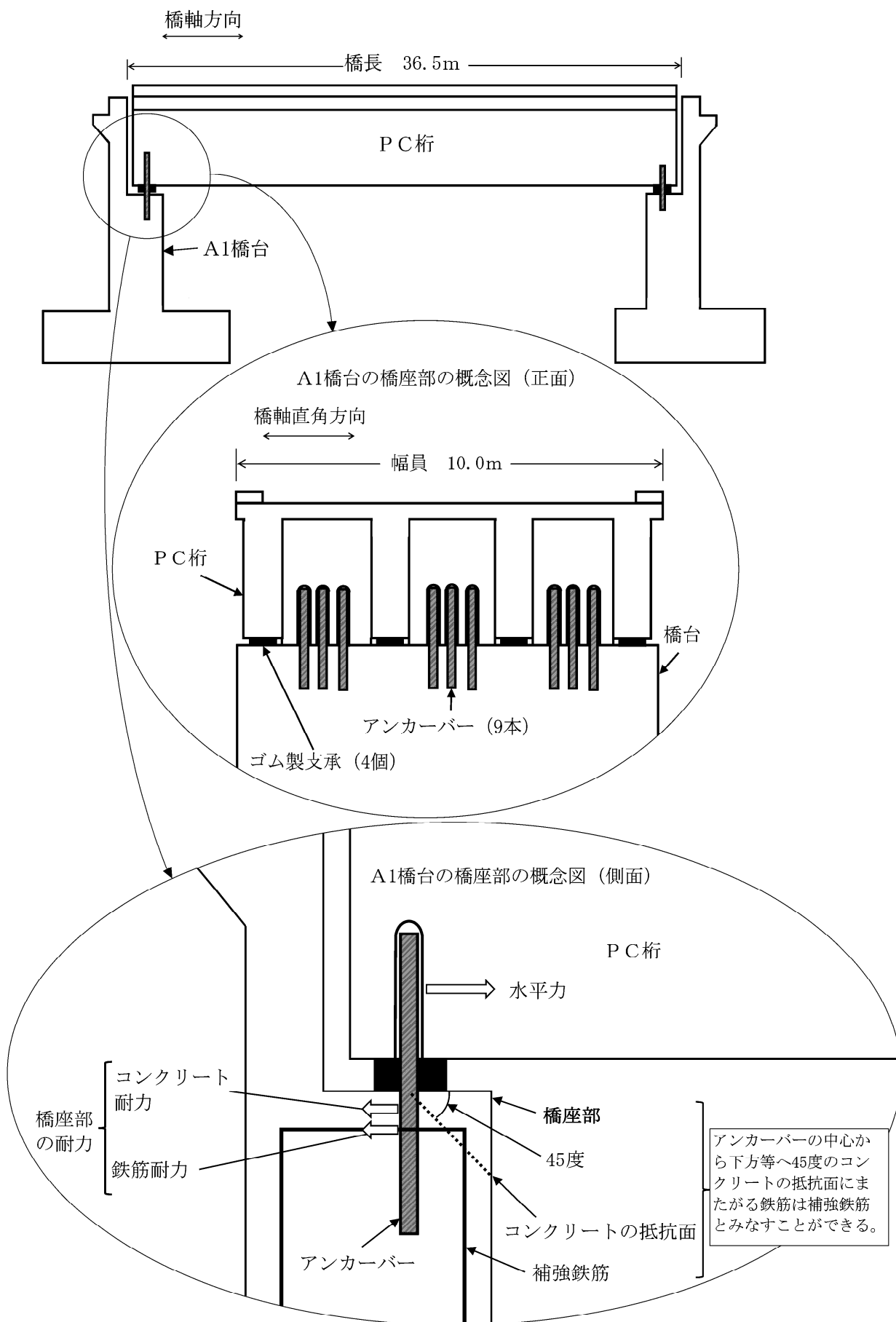
- (注1) 耐力 構造物、部材等の外力に対する耐荷力
(注2) コンクリートの抵抗面 次図のように、アンカーバーの中心から側方及び下方へ45度の広がり
を考慮した三つの面



- (注3) 示方書によれば、載荷実験において、橋座部の耐力のうち補強鉄筋の負担割合が最大でも5割程度であったことによるとされている。

(参考図)

橋りょうの概念図



ボックスカルバートの設計が不適切

				1件 不当金額 30,830,894円			
部 局 等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年 度	事業費 〔国庫補助対象事業費〕 千円	左に對する 国庫補助金等 交付額 千円	不当と認 める事業 費 〔国庫補助 対象事業費〕 千円	不当と認 める国庫 補助金等 相当額 千円
宮 城 県	宮 城 県	東日本大震災復興 交付金 (道路)	元～4	2,247,934 (2,247,934)	1,742,149	39,781 (39,781)	30,830

宮城県は、石巻市大原浜地内において、東日本大震災により被災した主要地方道石巻鮎川線の復旧のために、地盤改良工、ボックスカルバート（以下「カルバート」という。）の築造、盛土工、舗装工等を実施している。

このうち、準用河川中田川が道路下を横断する箇所に築造するカルバートは、全延長43.8m、高さ3.1m、外幅5.9m（内空断面の高さ1.6m、幅4.5m）の現場打ち鉄筋コンクリート構造物として設計し、全延長を第1から第4までのブロックに分けて施工するものである（参考図1及び2参照）。

同県は、本件カルバートの設計を「道路土工 カルバート工指針」（社団法人日本道路協会編。以下「指針」という。）等に基づいて行うこととしている。指針等によれば、基礎工として地盤をセメントにより固結して安定させるセメント安定処理のような剛性の高い地盤改良をカルバートの外幅程度に行い、土被り厚をカルバートの外幅で除した値が1以上となる場合には、鉛直土圧係数を1.0から割増しして鉛直土圧を計算し、カルバートを構成する部材の応力計算を行うことなどとされている。

(注1) 鉛直土圧係数 カルバートを設計する際に、その上にある盛土の重量を算定するのに用いる係数。カルバート上の盛土とカルバート周辺の盛土には相対変位が生ずることから、カルバート上部の盛土に作用する下向きのせん断力（材を切断しようとする力）を考慮して求められる。

同県は、本件カルバートの設置予定箇所が河川内であったため、近傍でボーリング調査を実施し、施工時に設置予定箇所(注2)で平板載荷試験を行うこととした。そして、本件カルバートのうち第2、第3両ブロック（延長各12.0m、計24.0m）の設計について、ボーリング調査の結果を踏まえて地盤改良を行わないこととし、当該条件の下で、最大土被り厚を8.87m、鉛直土圧係数を1.0として当該両ブロックに作用する鉛直土圧を計算するなどし、本件カルバートを構成する部材の応力計算等を行っていた。その結果、同県は、次のことから、応力計算上安全であるとしていた。

- ① 頂版下面側及び底版上面側の主鉄筋に生ずる常時の引張応力度が、鉄筋の許容引張応力度を下回った。
- ② 頂版及び底版において、コンクリート(注5)のみにせん断力を負担させると、コンクリートに生ずる常時のせん断応力度が、コンクリートの許容せん断応力度を上回った。そこで、斜引張鉄筋を配置し、コンクリートと斜引張鉄筋に協働してせん断力を負担させること(注7)とすると、斜引張鉄筋の断面積が必要斜引張鉄筋断面積を上回った。

(注2) 平板載荷試験 地盤に設置した直径30cmの平らな載荷板に荷重を加え、この荷重と沈下量の関係から地盤の許容支持力度を求める土質試験

(注3) 常時 地震時等に対応する表現で、土圧等常に作用している荷重及び輪荷重等作用頻度が比較的高い荷重を考慮する場合をいう。

(注4) 引張応力度・許容引張応力度 「引張応力度」とは、材に外から引張力がかかったとき、そのために材の内部に生ずる力の単位面積当たりの大きさをいう。その数値が設計上許される上限を「許容引張応力度」という。

(注5) せん断応力度・許容せん断応力度 「せん断応力度」とは、外力が材に作用し、これを切断しようとする力がかかったとき、そのために材の内部に生ずる力の単位面積当たりの大きさを

- いう。その数値が設計上許される条件を「許容せん断応力度」という。
- (注6) 斜引張鉄筋 せん断力により材に斜めに生ずる引張力に抵抗するための鉄筋
- (注7) 必要斜引張鉄筋断面積 コンクリートと斜引張鉄筋に協働してせん断力を負担させる場合に、斜引張鉄筋に設計上必要とされる断面積

同県は、その後、本件カルバートの築造に当たり設置予定箇所で行った平板載荷試験の結果、^(注8)地盤反力度が地盤の許容支持力度を大幅に上回ったことから、基礎工としてセメント安定処理による地盤改良（幅8.1m、深さ2.0m）を行うよう設計を変更し、これにより施工していた（参考図2参照）。

- (注8) 地盤反力度 構造物を介して地盤に力を加えたとき、地盤に発生する単位面積当たりの抵抗力をいう。この地盤反力度がその地盤の許容支持力度を下回っていれば、構造物は基礎地盤の支持力に対して安定した状態にあるとされる。

しかし、同県は、設計変更の際に、地盤改良の幅が本件カルバートの外幅程度となっていたのに、鉛直土圧係数の割増しが必要であるか確認していなかった。

そこで、鉛直土圧係数の割増しが必要であるか確認したところ、第2ブロックの最大土被り厚8.84m及び第3ブロックの最大土被り厚8.86mを、本件カルバートの外幅5.9mで除した値は、いずれも1以上となっており、鉛直土圧係数の割増しが必要となっていた。

そして、指針等に基づき割増しを行った鉛直土圧係数1.2により鉛直土圧を求めるなどして、第2、第3両ブロックについて改めて応力計算等を行ったところ、次のとおり、応力計算上安全とされる範囲に収まっていなかった。

- ① 底版上面側の主鉄筋に生ずる常時の引張応力度が、鉄筋の許容引張応力度を上回っていた（表1参照）。
- ② 頂版及び底版に配置された斜引張鉄筋の断面積が、いずれも必要斜引張鉄筋断面積を大幅に下回るなどしていた（表2参照）。

表1 主鉄筋に生ずる常時の引張応力度の計算結果 (単位：N/mm²)

ブロック	照査位置	主鉄筋に生ずる 常時の引張応力度	鉄筋の 許容引張応力度
第2	底版上面側	178.06	160
第3	底版上面側	178.52	160

(注) 主鉄筋に生ずる常時の引張応力度が最大であった位置の計算結果を記載している。

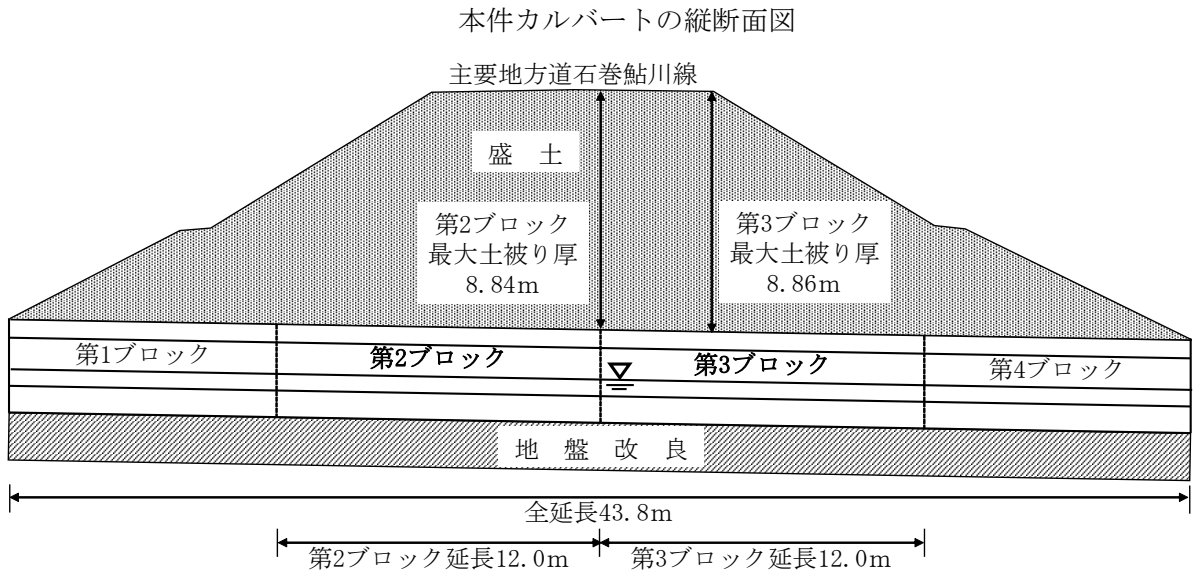
表2 斜引張鉄筋の断面積の計算結果 (単位：cm²)

ブロック	照査位置	斜引張鉄筋の 断面積	必要斜引張鉄筋 断面積
第2	頂版	2.53	2.96
	底版	2.53	4.04
第3	頂版	2.53	2.99
	底版	2.53	4.07

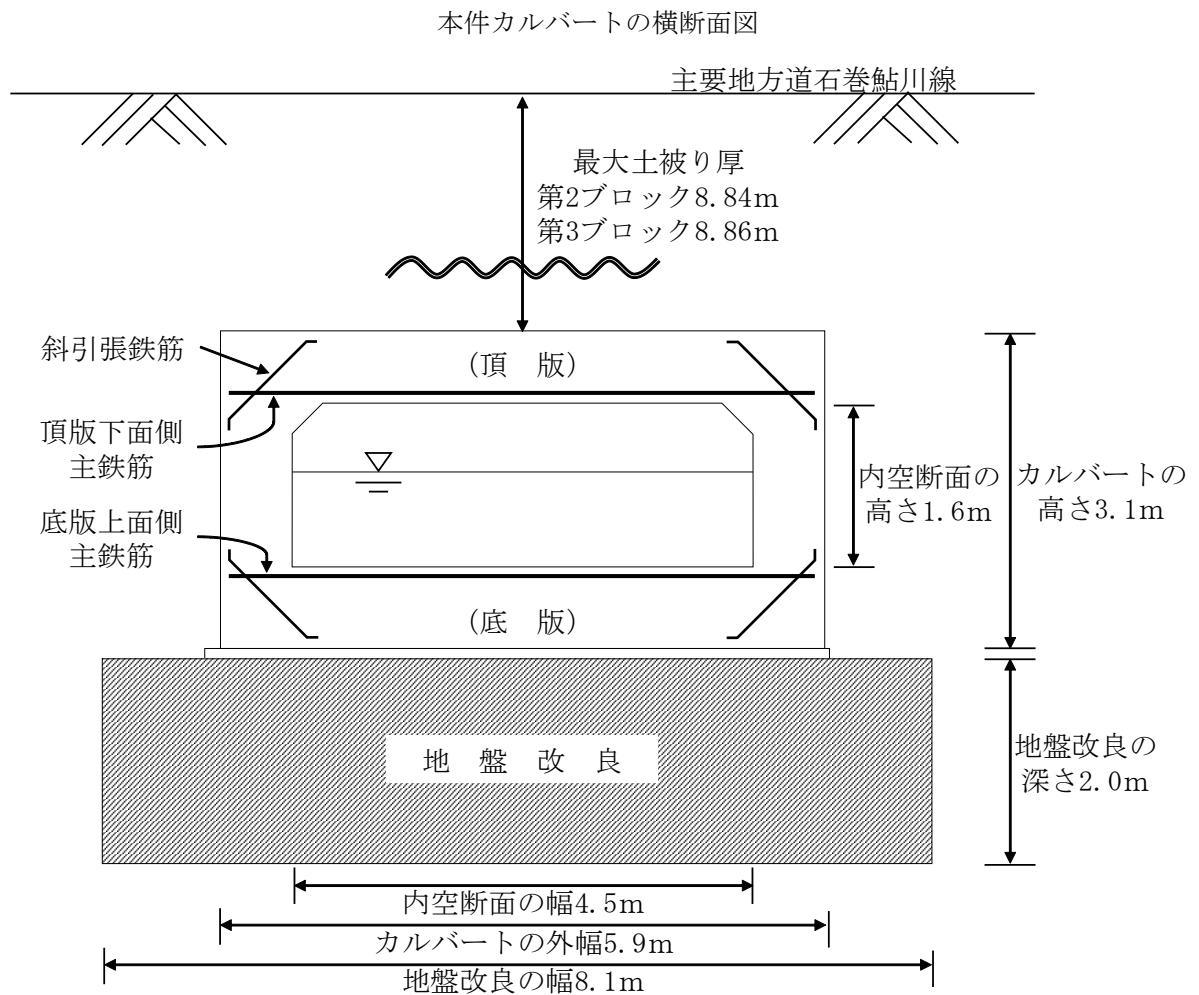
したがって、本件カルバートのうち第2、第3両ブロックは、設計が適切でなかったため、所要の安全度が確保されていない状態になっており、第2、第3両ブロック、当該両ブロック上部の盛土工等（工事費相当額39,781,801円（交付対象事業費同額））は、工事の目的を達しておらず、これに係る交付金相当額30,830,894円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同県において、本件カルバートの基礎に係る地盤改良の設計変更に当たり、鉛直土圧への影響に対する検討が必要であることの認識が欠けていたことなどによると認められる。

(参考図1)



(参考図2)



落石対策工の設計が不適切

				1件 不当金額 9,654,572円			
部 局 等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年 度	事業費 〔国庫補助対象事業費〕 千円	左に對する 国庫補助金等 交付額 千円	不当と認 める事業 費 〔国庫補助 対象事業費〕 千円	不当と認 める国庫 補助金等 相当額 千円
兵庫県	兵庫県	防災・安全交付金 (道路)	3	116,539 (104,008)	52,004	21,635 (19,309)	9,654

兵庫県は、美方郡香美町香住区訓谷地内において、県道香美久美浜線の防災対策のために、落石対策工等を実施している。

このうち落石対策工は、斜面上方からの落石により道路等に被害が生じないように、落石を取り込むための開口部（ポケット）を設けたポケット式落石防護網のうち、形状寸法がほぼ定型化している従来型ポケット式落石防護網（以下「防護網」という。）を網高20.0mで延長79.6mにわたり設置するなどしたものである。そして、防護網は、金網に衝突する落石の運動エネルギー（以下「落石エネルギー」という。）を吸収したのち、落石を金網と地山との間に誘導して網裾まで導く構造となっている（参考図参照）。

同県は、落石対策工の設計を「落石対策便覧」（公益社団法人日本道路協会編。以下「便覧」という。）に基づいて行うこととしている。便覧によれば、落石対策工には、斜面内の浮石や転石（以下「浮石等」という。）を除去するなどの対策を行う落石予防工と、落石を斜面の途中等に設置した防護網等の施設で防護する落石防護工の2種類の工法があり、斜面の状況によってはこれらの工法を組み合わせることで実施することとされている。そして、落石防護工の一つである防護網は、想定される落石の大きさなどから求められる落石エネルギーを吸収できるように設計することとされており、防護網の安全性の照査は、防護網の可能吸収エネルギーが落石エネルギーを上回ることを確認することにより行うことなどとされている。

（注1） 可能吸収エネルギー 防護網の金網、横ロープ、支柱及び吊ロープの各部材がそれぞれ吸収するエネルギーと、落石が防護網に衝突した際に両者が一体となって運動することにより減じられるエネルギーを全て足し合わせたもの

同県は、防災対策を要する複数の区間の落石対策工に係る設計業務を一括して設計コンサルタントに委託し、平成25年3月に成果品を検査して受領している。この成果品によれば、複数の区間のうち本件工事区間においては、便覧で定められている浮石等の安定度判定のうち、安定度が最も低い「近い将来必ず滑落すると考えられるもの」又は安定度が2番目に低い「時期は予測できないが、いずれ滑落すると考えられるもの」に該当する浮石等は計14個あるとされていた。そして、これらの浮石等に対する落石対策工として、落石エネルギーが50kJを超える浮石等3個（129kJ、109kJ及び52kJ）を小さく割って除去する落石予防工と、それ以外の落石エネルギーが50kJ以下の浮石等11個を捕捉するための防護網を設置する落石防護工を一体で行うことにより、道路交通の安全を確保する目的が達成できるものとされていた。

同県は、令和3年度に本件工事を発注するに当たり、上記の成果品に基づき、本件工事区間における設計図書を自ら作成していた。そして、設計図書には、落石防護工として、可能吸収エネルギーが72.6kJとなる防護網を設置することを記載し、これに基づき施工していた。

（注2） 可能吸収エネルギーが72.6kJの防護網は、現場条件に合う最小の規格であり、当該防護網を用いれば、落石エネルギーが50kJを超える浮石等3個のうち、52kJのものについては捕捉可能となる。

しかし、成果品には、落石防護工と一体で行うこととされていた落石予防工として、落石エネルギーが50kJを超える浮石等3個の除去について記載されていたのに、同県は設計図書に当該落石予防工を記載していなかった。このため、現地に除去されずに残された浮石等3個のうち2個の落

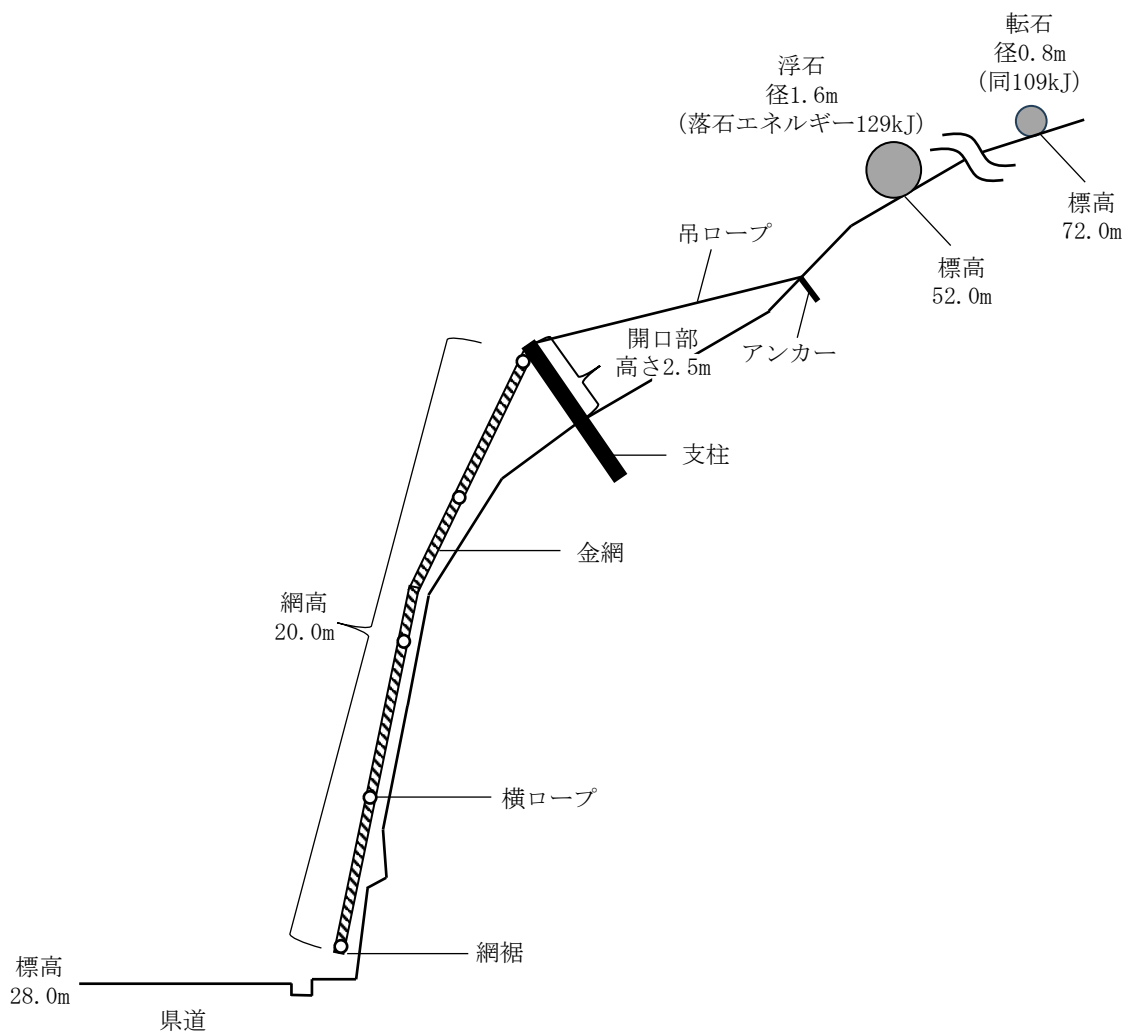
石エネルギー（129kJ及び109kJ）が、本件工事で設置した防護網の可能吸収エネルギー（72.6kJ）を大幅に上回っていることから、当該浮石等がそれぞれ落下した場合、防護網が落石エネルギーを吸収できない状態となっていた。

したがって、本件落石対策工（工事費相当額21,635,542円、交付対象事業費19,309,145円）は、設計が適切でなかったため、落石防護工と一体として行う必要がある落石予防工が行われていないことから、防護網が落石エネルギーを吸収できずに破壊され、道路等に被害が生ずるおそれがある状態となっていて、これに係る交付金相当額9,654,572円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同県において、本件工事の設計図書を作成する際に、落石防護工と落石予防工を一体として行うものとされている設計業務の成果品の確認が十分でなかったことなどによると認められる。

（参考図）

落石対策工の概念図



側壁護岸の設計が不適切

					1件 不当金額 6,826,678円			
部 局 等	補助事業者 等 (事業主体)	補助事業 等	年 度	事業費 (国庫補助対象 事業費)	左に對する 国庫補助金等 交付額	不当と認め る事業費 (国庫補助対象 事業費)	不当と認め る国庫補助金等 相当額	
				千円	千円	千円	千円	
東 京 都	東 京 都	防災・安全交付金 (砂防)	3、4	74,534 (74,534)	27,900	18,237 (18,237)	6,826	

東京都は、西多摩郡奥多摩町棚澤地内において、土砂災害警戒区域内にある道路、鉄道等を保全する砂防事業として、コンクリート工、ブロック積工等を実施している。

このうちコンクリート工は、砂防えん堤本体からの落下水、落下砂れきによる基礎地盤の洗掘及び下流の河床低下の防止のために、左岸側及び右岸側にそれぞれ側壁護岸（高さ3.25m～7.0m、延長計26.47m）等を、地山を掘削して土砂で埋め戻すなどして築造するものである。また、ブロック積工は、地山を掘削して土砂で埋め戻した後の法面を保護するために、左岸側及び右岸側の側壁護岸背面の上段にそれぞれブロック積擁壁（高さ0.8m～4.99m、延長計14.81m）を築造するものである（参考図1参照）。

東京都は、本件工事の設計を「建設省河川砂防技術基準（案）同解説」（社団法人日本河川協会編）、「道路土工 擁壁工指針」（社団法人日本道路協会編。以下、これらを合わせて「基準」という。）等に基づいて行うこととしている。

基準等によれば、側壁護岸は、側壁護岸が受け持つ土圧に対して安全な構造とするなどとされており、安全な構造であるかの照査に用いる土圧については、側壁護岸背面に生ずる土圧（以下「主働土圧」という。）を用いることなどとされている。主働土圧については、土の単位体積重量、粘着力、せん断抵抗角等の土の設計諸定数を設定して算定することとされており、土の単位体積重量が大きくなると、また、粘着力やせん断抵抗角が小さくなると、算定される主働土圧は大きくなる（参考図2参照）。そして、滑動及び転倒に対する側壁護岸の安定性の照査については、算定された主働土圧を用いるなどして行うこととされている。東京都は、側壁護岸の設計に当たって、側壁護岸及びブロック積擁壁を施工する際に使用する埋戻し土（以下「埋戻し土」という。）について、当初、セメント等で改良した改良土の購入を想定し、土の設計諸定数については、東京都が過去に使用した改良土の実績値等を参考に設定していた。そして、設定した土の設計諸定数を用いて主働土圧を算定するなどして滑動及び転倒に対する側壁護岸の安定性について照査したところ、安定計算上安全であると、これにより請負人に側壁護岸を施工させることにしていた。

本件工事の特記仕様書によれば、埋戻し土に係る土の設計諸定数については、土質試験を実施した上で設定することなどとされている。請負人は、本件工事の着工後に、埋戻し土について、東京都が当初設計で想定していた改良土ではなく、本件工事で発生した建設発生土（以下「建設発生土」という。）を使用することの可否を確認するために、建設発生土について土質試験を実施した。その上で、請負人は、その試験結果を東京都へ通知したところ、東京都は、せん断抵抗角が当初設計より大きいことなどから安全であるとして、建設発生土を使用して側壁護岸及びブロック積擁壁を施工するなどの設計変更を行い、これにより請負人に施工させていた。

しかし、請負人が東京都へ通知した土質試験結果の土の設計諸定数には、せん断抵抗角以外に土の単位体積重量や粘着力等も示されていた。そして、これらの数値を当初設計で想定されていた改良土の設計諸定数と比較すると、せん断抵抗角は大きくなっているものの、土の単位体積重量が大きくなり、粘着力が小さくなっていた。そのため、側壁護岸が受け持つ主働土圧は、当初設計よりも当該土質試験結果に基づく土の設計諸定数を用いて算定する方が大きくなる可能性があった。

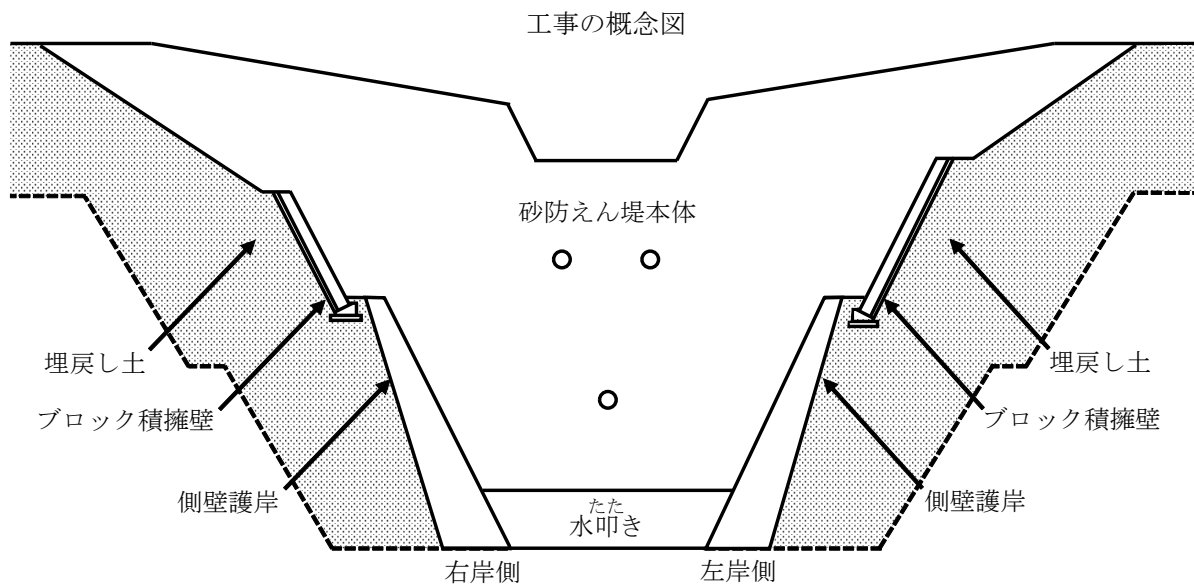
そこで、改めて、側壁護岸について、建設発生土の土質試験結果に基づく土の設計諸定数を用いて算定した主働土圧を用いるなどして滑動及び転倒に対する安定性について照査したところ、次のとおり、安定計算上安全とされる範囲に収まっていなかった（参考図3参照）。

- ① 滑動に対する安定については、左岸側及び右岸側の側壁護岸において、安全率が1.08及び1.18となり、許容値である1.5を大幅に下回っていた。
- ② 転倒に対する安定については、左岸側の側壁護岸において、側壁護岸に作用する主働土圧による水平荷重及び側壁護岸の自重等による鉛直荷重の合力の作用位置が、側壁護岸底面（幅1.88m）中央の位置から側壁護岸前面側に0.12mの位置となり、転倒に対して安全とされる範囲を逸脱していた。

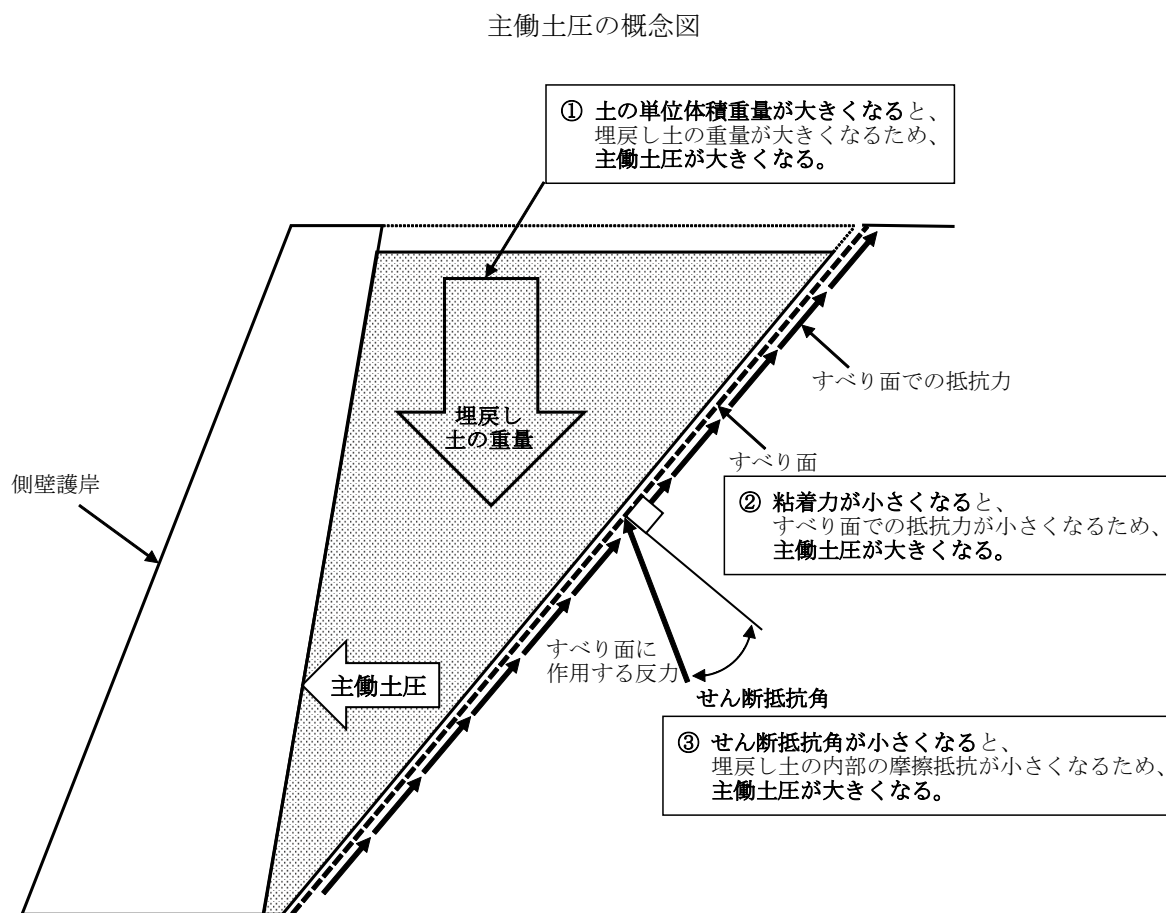
したがって、側壁護岸等（工事費相当額18,237,484円、交付対象事業費同額）については、設計が適切でなかったため、所要の安全度が確保されていない状態となっており、これに係る交付金相当額6,826,678円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、東京都において、改良土に代えて建設発生土を使用することとする設計変更を行うに当たり、土の設計諸定数の変更による主働土圧への影響に対する検討が十分でなかったことなどによると認められる。

(参考図1)

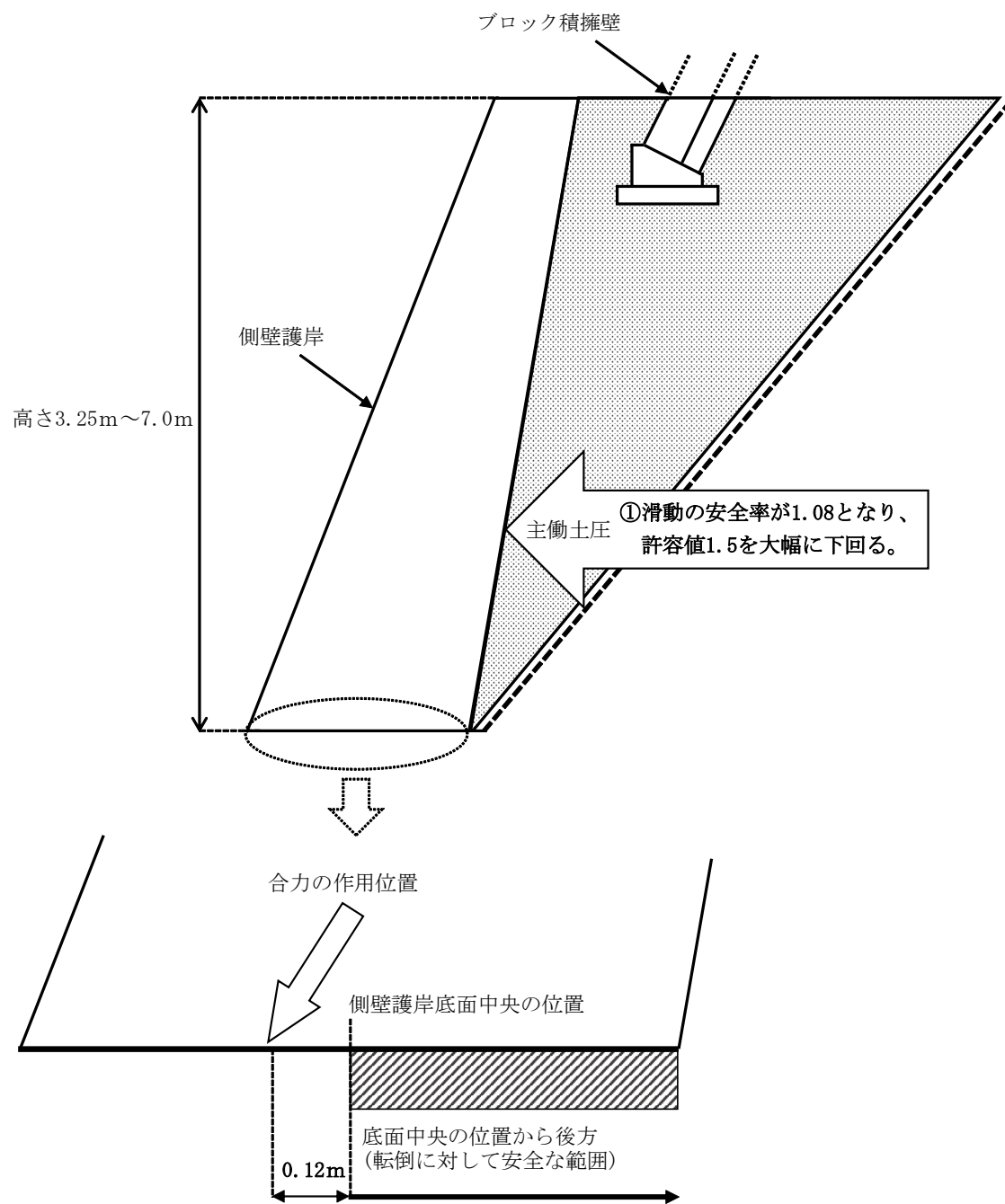


(参考図2)



(参考図3)

左岸側の側壁護岸の安定計算結果



②合力の作用位置が、側壁護岸底面(幅1.88m)中央の位置から側壁護岸前面側に0.12mの位置となり、転倒に対して安全とされる範囲を逸脱

災害公営住宅の家賃の低廉化に係る事業費の算定が不適切

				2 件 不当金額 1 3 3, 7 2 8, 6 2 1 円			
部 局 等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年 度	事業費 (国庫補助対象事業費) 千円	左に對する国庫補助金等交付額 千円	不当と認めざるべき事業費 (国庫補助対象事業費) 千円	不当と認めざるべき国庫補助金等相当額 千円
宮 城 県	石 巻 市	東日本大震災復興交付金(災害公営住宅家賃低廉化)災害公営住宅家賃対策補助	元～3	13,917,495 (13,917,495)	11,932,873	133,048 (133,048)	114,524
同	牡鹿郡女川町	同	元～3	2,865,017 (2,865,017)	2,479,099	22,007 (22,007)	19,204
計				16,782,512 (16,782,512)	14,411,972	155,055 (155,055)	133,728

石巻市及び女川町は、東日本大震災で住居を失うなどした者のための災害公営住宅（石巻市の新立野第一復興住宅等130団地及び女川町の大原住宅等28団地の計158団地）に居住する者に対する家賃の低廉化を事業費計16,782,512,000円で実施している。

2市町は、令和元、2両年度の家賃の低廉化に係る事業の実施に当たっては、それぞれ東日本大震災復興交付金の交付を受けて造成した基金を取り崩し、また、3年度の同事業の実施に当たっては、それぞれ東日本大震災災害公営住宅家賃対策事業補助金の交付を受けており、基金から取り崩された交付金相当額及び同補助金の交付額は計14,411,972,621円となっている。そして、宮城県は、2市町から同交付金の完了実績報告書及び同補助金の交付申請書等の提出を受け、それぞれその内容を審査している。

これらの災害公営住宅の家賃の低廉化に係る事業費は、公営住宅等家賃対策補助金交付要領（平成8年建設省住備発第87号。以下「交付要領」という。）等に基づき、公営住宅の団地等ごとに算定した対象額（以下「対象額」という。）を合計するなどした額とすることとなっている。そして、対象額は、次のとおり、公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号）等の規定に基づき算定した近傍同種の住宅の家賃の額（以下「政令家賃」という。）等を用いて算定することとなっている。

$$\boxed{\text{対象額}} = \left[\boxed{\text{政令家賃}} - \boxed{\text{入居者負担基準額}} \right] \times \boxed{\text{補助対象月数}} \times \boxed{\text{補助対象戸数}}$$

交付要領によれば、補助対象戸数は、基準日現在における入居戸数とされているが、このうち、公営住宅に引き続き3年以上入居し、一定の基準額を超える収入を有する者が入居している公営住宅の戸数（以下「収入超過者の入居戸数」という。）等は除くこととされている。また、一戸当たりの床面積が80㎡を超える公営住宅にあっては、80㎡を当該公営住宅の床面積で除した数値を政令家賃及び入居者負担基準額にそれぞれ乗じた額を用いることとされている。

そして、対象額の算定に用いる政令家賃は、次のとおり算定することとなっている。

$$\boxed{\text{政 令}} = \left(\boxed{\begin{array}{c} \text{建物部分の} \\ \text{(注)} \\ \text{複成価格} \end{array}} \times \boxed{\begin{array}{c} \text{利} \\ \text{回} \\ \text{り} \end{array}} + \boxed{\begin{array}{c} \text{土地部分の} \\ \text{(注)} \\ \text{複成価格} \end{array}} \times \boxed{\begin{array}{c} \text{利} \\ \text{回} \\ \text{り} \end{array}} + \boxed{\begin{array}{c} \text{公課} \\ \text{等} \end{array}} \right) \div 12$$

(注) 複成価格 建物部分の現在価格又は土地部分の時価。建物部分の現在価格は、当初建築費相当額に国土交通大臣が毎年建築物価の変動を考慮して地域別に定めた率を乗じて再建築費を推定し、さらに住宅の経過年数を勘案して算出する。

政令家賃の算定に用いる公課については、「公営住宅法の一部を改正する法律等の運用について」(平成8年建設省住総発第135号)等によれば、近傍同種の住宅に課される固定資産税等の合計額とされており、各地方公共団体において実際に条例で規定されている税率等により算定した税額に相当する額とすることとされている。また、近傍同種の住宅が税制上の特例の対象となる場合には、特例を適用した後の税額に相当する額とすることとされている。税制上の特例としては、地方税法(昭和25年法律第226号)附則第15条の6における新築住宅に対する固定資産税の減額があり、住宅の管理開始時から建物の構造に応じて3年又は5年は、当該住宅に係る固定資産税について2分の1に相当する額を減額することとなっている。

しかし、2市町は、次のとおり事業費を算定していた。

石巻市は、対象額を算定する際に、補助対象戸数について、収入超過者の入居戸数を除いた戸数を用いるべきであったのに、誤って収入超過者の入居戸数を含めるなどしていた。

女川町は、対象額を算定する際に、一戸当たりの床面積が80㎡を超える公営住宅について、80㎡を当該公営住宅の床面積で除した数値を政令家賃及び入居者負担基準額にそれぞれ乗じた額を用いるべきであったのに、誤って政令家賃及び入居者負担基準額をそのまま用いていた。

このほか、2市町は、公課を算定する際に、固定資産税について、税制上の特例を適用して住宅の管理開始時から建物の構造に応じて3年又は5年は2分の1に相当する額を減額すべきであったのに、誤って住宅の管理開始時より前のしゅん工時から3年又は5年としており、その結果、固定資産税の減額期間を1年短くして算定するなどしていた。

これらのことから、2市町においていずれも事業費が過大に算定されていた。

したがって、元年度から3年度までに係る適正な事業費を算定すると、計16,627,457,000円となることから、2市町が算定していた事業費16,782,512,000円との差額155,055,000円が過大となっていて、これに係る交付金等相当額133,728,621円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、2市町において対象額の算定についての理解が十分でなかったこと、宮城県において完了実績報告書等の審査が十分でなかったことなどによると認められる。

(前掲68ページの総務省の項「震災復興特別交付税の交付が過大」参照)

トイレ施設、ガス管等の移設に係る補償費の算定が不適切

				2件 不当金額 19,857,468円			
部 局 等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年 度	事業費 (国庫補助対象事業費)	左に對する 国庫補助金等 交付額	不当と認め ざる事業費 (国庫補助対象事業費)	不当と認め ざる国庫補助金等 相当額
				千円	千円	千円	千円
東 北 地 方 整 備 局	岩手県釜石市	社会資本整備総合交付金 (効果促進)	元	37,300 (37,300)	18,650	6,934 (6,934)	3,467
大 阪 府	大 阪 府	治水ダム等建設	5	93,016 (93,016)	51,158	29,800 (29,800)	16,390
計				130,316 (130,316)	69,808	36,734 (36,734)	19,857

大阪府は、治水ダム等建設事業を行うに当たって支障となるトイレ施設の所有者である茨木市に対して、また、釜石市は、避難路施設整備工事を行うに当たって支障となるガス管等の所有者であるガス事業者に対して、それぞれ支障となる施設の移設に要する費用を補償している。

大阪府及び釜石市は、本件補償費の算定について、「公共事業の施行に伴う公共補償基準要綱」（昭和42年閣議決定）、「公共補償基準要綱の運用申し合せ」（昭和42年用地対策連絡会。以下、これらを合わせて「公共補償基準」という。）等に基づき行うこととしている。

公共補償基準によれば、公共事業の施行に伴い、既存公共施設等の管理者が、機能の廃止等が必要となる既存公共施設等の代替の公共施設等を建設する場合においては、当該公共施設等を建設するために必要な費用から、既存公共施設等の機能廃止の時点までの財産価値の減耗分（以下「減耗分」という。）を控除するなどして補償費を算定することとされている。そして、当該公共施設等を建設するために必要な費用は、原則として、既存公共施設等と同等の公共施設等を建設することにより機能回復を行う費用（以下「復成価格」という。）とされ、減耗分については、既存公共施設等の復成価格に基づき、経過年数、残価率等を考慮して算定することとされている。ただし、地方公共団体等が管理する既存公共施設等であって、やむを得ないと認められるときは、その限度において、減耗分の全部又は一部を控除しないことができるとされており、当該やむを得ないと認められるときは、当該公共施設等に係る決算が継続的に赤字状況にあるなど、減耗分相当額を調達することが極めて困難な場合等とされている。

上記の「当該公共施設等に係る決算」とは特別会計等の個々の決算のことであり、一般会計に属する公共施設等の場合は、当該公共施設自体に収支の概念がないため、原則として減耗分を控除すべきではあるものの、当該地方公共団体の財政状況等個々の事情を総合的に考慮し、減耗分相当額を調達することが極めて困難な場合には、減耗分の全部又は一部を控除しないことができることになっている。

しかし、補償費の算定に当たり、大阪府については、補償の対象としたトイレ施設を所有する茨木市の財政状況等個々の事情を総合的に考慮しても、また、釜石市については、補償の対象としたガス管等を所有するガス事業者の決算が継続的な赤字状況になく、それぞれ減耗分相当額を調達することが極めて困難な場合等やむを得ないと認められるときに該当しないため、復成価格から減耗分を控除する必要があったのに、減耗分を控除していなかった。このため、補償費が計36,734,861円過大に算定されていて、これらに係る国庫補助金等相当額計19,857,468円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、大阪府及び釜石市において、本件補償費の算定に当たり、公共補償基準等における減耗分の取扱いについての理解が十分でなかったことなどによると認め

られる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

＜事例＞

大阪府は、令和5年度に、安威川ダム建設事業を行うに当たって支障となるトイレ施設の所有者である茨木市に対して、トイレ施設の移設に要する費用の補償として93,016,000円（国庫補助対象事業費同額、国庫補助金交付額51,158,800円）を支払っている。

同府は、同市の実質単年度収支が、平成30年度から令和4年度までのうち、3年度以外は赤字となっていたことから、減耗分相当額を調達することが極めて困難な場合に該当するとして、減耗分を控除しないで本件補償費を算定していた。

しかし、トイレ施設は同市の一般会計に属する公共施設であり、当該施設自体に収支の概念がないため、原則としてトイレ施設の減耗分を控除する必要があった。

また、同市は実質単年度収支が3年度以外は赤字となっていることをもって同市の財政が継続的な赤字状況にあるとしているが、形式収支及び実質収支をみると平成30年度から令和4年度まで全て黒字となっていることなどから、これらを総合的に判断すると、同市の財政状況は、減耗分相当額を調達することが極めて困難な場合には該当しないと認められた。

したがって、既存のトイレ施設の復成価格から減耗分相当額を控除することにより適正な補償費を算定すると63,215,237円となり、本件補償費93,016,000円は、これに比べて29,800,763円（これに係る国庫補助金相当額16,390,419円）過大となっていた。

（注1） 実質単年度収支 単年度収支から財政調整基金への積立額等の実質的な黒字要素を加え、財政調整基金の取崩し額等の実質的な赤字要素を差し引いた額

（注2） 形式収支 歳入決算総額から歳出決算総額を差し引いた額

（注3） 実質収支 形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額であり、通常、「黒字団体」「赤字団体」という場合は、実質収支の黒字又は赤字により判断する。

（岩手県釜石市の事態については、前掲68ページの総務省の項「震災復興特別交付税の交付が過大」参照）

訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金の交付が過大

						2件 不当金額 16,729,350円			
部局等	補助事業者等	間接補助事業者等 (事業主体) 〈所在地〉	補助事業等	年度	事業費 (国庫補助対象事業費)	左に 対する 国庫補助 金額	不当と認 めざる事 業費 (国庫補助 対象事業費)	不当と認 めざる事 業費 (国庫補助 対象事業費)	摘 要
						千円	千円	千円	千円
観光庁	株式会社 JTB	一般社団 法人みん なでびぜ ん〈岡山 県備前市〉	訪日外国 人旅行者 周遊促進 事業費補 助金(看板 商品事業 (インバ ウンドコ ンテンツ 造成事業)	4、5	14,303 (13,103)	11,051	14,303 (13,103)	11,051	実質的な値 引きを受け ていたもの 及び実質的 に対価の支 払を行って いなかった もの
同	同	下田温泉 旅館組合 〈熊本県 天草市〉	同	4、5	15,889 (15,889)	12,444	7,355 (7,355)	5,677	実質的な値 引きを受け ていたもの
計					30,192 (28,992)	23,496	21,659 (20,458)	16,729	

2事業主体は、観光庁から訪日外国人旅行者等の来訪及び滞在の促進による地域の活性化を図ることなどを目的とする訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金の交付を受けた補助事業者である株式会社JTB（以下「事務局」という。）から補助金の交付を受けて、令和4年度に、地域の関係者と連携して地域ならではの観光資源を活用したコンテンツの造成、販路開拓等を行う事業（以下「看板商品事業」という。）を、また、5年度に、観光事業者が連携して地域に根差した観光資源を磨き上げる取組を行う事業（以下「インバウンドコンテンツ造成事業」といい、看板商品事業と合わせて「両事業」という。）をそれぞれ実施している。

観光庁と協議した上で事務局が作成した両事業の公募要領等によれば、補助金の交付対象となる事業の補助対象事業費は、看板商品事業については700万円以上、また、インバウンドコンテンツ造成事業については600万円以上の取組であることなどとされている（以下、この補助対象事業費に係る要件を「下限額の要件」という。）。

2事業主体は、4、5両年度に、それぞれ両事業の実施に当たり複数の法人と業務委託契約等を締結していた。そして、計4事業の事業費を業務委託契約等の支払金額を含めて計30,192,520円（補助対象事業費計28,992,200円）と算定して、事務局に完了実績報告書等を提出し、事務局の審査を経て補助金計23,496,100円（国庫補助金相当額同額）の交付を受けていた。

しかし、2事業主体のうち1事業主体は、両事業において、業務委託契約を締結した法人に契約金額を支払った後、事業に要した費用に係る自己負担額等に充てるためなどとして同法人から返金を受けていて、実質的な値引きを受けている状況又は実質的に対価の支払を行っていない状況となっていた。また、他の1事業主体は、両事業において、業務委託契約を締結した法人から一時的な立替えとして資金を借り入れて当該業務委託契約等の契約金額を支払っていたのに、実際には資金の一部を同法人に返済しないままとしていて、実質的な値引きを受けている状況となっていた。

このため、実質的な値引きを受けているなどしていた金額を控除して補助対象事業費を算定すると、1事業主体の両事業については、5,303,200円（看板商品事業）及び5,100,000円（インバウンドコンテンツ造成事業）、1事業主体のインバウンドコンテンツ造成事業については5,000,000円となり、いずれも下限額の要件を満たさなくなることから、これらの3事業に係る補助金交付額計16,051,600円は、交付の必要がないものとなっていた。また、1事業主体の看板商品事業につい

ては、実質的な値引きを受けていた金額を控除すると補助対象事業費が8,533,500円となり、これを基に適正な補助金交付額を算定すると6,766,750円となることから、当該事業について交付されていた補助金7,444,500円との差額677,750円が過大となっていた。したがって、これらに係る補助金交付額計16,729,350円（国庫補助金相当額同額）が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、2事業主体において補助事業の適正な実施に対する認識が著しく欠けていたこと、事務局において事業主体に対する指導及び完了実績報告書の審査が十分でなかったこと、観光庁において事務局に対する指導監督が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

一般社団法人みんなでびぜん（以下「みんなでびぜん」という。）は、令和4年度に実施した看板商品事業において、一般社団法人備前観光協会（以下「協会」という。）との間でモニターによる顧客満足度調査等に関する3件の業務委託契約を締結し、契約金額の合計4,290,000円（補助対象事業費3,900,000円）を5年2月13日に支払うなどして、同事業の補助対象事業費を7,003,200円とする完了実績報告書等を同月27日に事務局へ提出していた。

そして、事務局は、完了実績報告書の審査を行い、みんなでびぜんに対して補助金6,001,600円（国庫補助金相当額同額）を交付していた。

しかし、みんなでびぜんの支払状況等を確認したところ、完了実績報告書の提出前である同月16日に、協会からみんなでびぜんに対して1,700,000円が入金され、みんなでびぜんは、これを事業に要した費用に係る自己負担額等に充てるためなどとして受け入れており、協会との業務委託契約について実質的な値引きを受けている状況となっていた。

したがって、実質的な値引きに当たる1,700,000円を控除して補助対象事業費を算定すると、5,303,200円となり、下限額の要件を満たさなくなることから、補助金交付額6,001,600円（国庫補助金相当額同額）は、交付の必要がないものとなっていた。

補助事業により取得した財産の処分に係る手続が不適正

					2 件 不当金額 70,296,500円		
部 局 等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年 度	事業費 (国庫補助対象事業費)	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費 (国庫補助対象事業費)	不当と認める国庫補助金等相当額
				千円	千円	千円	千円
宮 城 県	仙台市	東日本大震災復興交付金(防災集団移転促進)	24～28	44,832,570 (44,832,570)	39,228,486	7,440 (7,440)	6,509
同	気仙沼市	同	平成24～令和3	48,152,878 (48,152,878)	42,083,307	217,975 (217,975)	63,787
計				92,985,448 (92,985,448)	81,311,793	225,415 (225,415)	70,296

仙台、気仙沼両市は、東日本大震災復興交付金の交付を受けて造成した基金（以下「復興交付金基金」という。）を取り崩すなどして、東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号）に基づく事業を実施している。同法に基づく事業には、東日本大震災により被災した地域において、住民の居住に適当でないと認められる区域内にある住居の集団移転を促進する防災集団移転促進事業（以下「防集事業」という。）があり、両市は、防集事業として、平成24年度から令和3年度までの間に、事業費計92,985,448,147円（復興交付金基金取崩額計81,311,793,000円）で移転先となる1,542区画の住宅敷地の整備を行うなどしている。

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第22条の規定等によれば、補助事業者等は、補助事業等により取得した財産を補助金等の交付の目的に反して譲渡するなどするときは、当該補助事業等を所掌する各省各庁の長の承認（以下「処分承認」という。）を受けなければならないことなどとされている。そして、東日本大震災復興交付金基金交付要綱（平成24年国官会第2412号国土交通事務次官通知）によれば、地方整備局長等は、処分承認に当たり、必要な場合には、国庫納付等を条件として付すこととされており、地方公共団体が防集事業により貸付区画として整備した住宅敷地を有償で譲渡する場合は、処分承認の条件として、譲渡額のうち復興交付金基金取崩相当額を国庫納付することとされている。

仙台、気仙沼両市は、貸付区画として整備した住宅敷地計158区画について、整備後に有償で譲渡しており、このうち140区画については、処分承認を受け、必要な国庫納付を行っていた。しかし、仙台市1区画、気仙沼市17区画、計18区画（当該区画に係る事業費計225,415,597円、復興交付金基金取崩額計197,231,000円）については、平成27年度から令和3年度までの間に、処分承認を受けずに防集事業対象者に有償で譲渡（譲渡額計88,065,978円）しており、譲渡額のうち復興交付金基金取崩相当額計70,296,500円について国庫納付を行っていなかった。

したがって、上記の18区画に係る譲渡額のうち復興交付金基金取崩相当額70,296,500円（交付金相当額同額）は、財産の処分に係る手続が適正ではなく不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、仙台、気仙沼両市において、防集事業により貸付区画として整備した住宅敷地の譲渡に当たり、財産の処分に係る手続についての確認が十分でなかったことなどによると認められる。

（気仙沼市の事態については、前掲68ページの総務省の項「震災復興特別交付税の交付が過大」参照）

虚偽の業務日誌を作成して実際には補助事業の業務に全く従事していない者を従事したこととするなどして人件費が算定されていたため、国庫補助金の交付が過大

				2件 不当金額 59,830,274円			
部 局 等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年 度	事業費 (国庫補助対象事業費) 千円	左に對する 国庫補助金等 交付額 千円	不当と認め ざる事業費 (国庫補助対象事業費) 千円	不当と認め ざる国庫補助金等 相当額 千円
国土交通 本省	株式会社ジェイアール 東日本企画	住宅市街地整備事業（総合的な支援モデルの高度化を図る等）	5	218,955 (218,955)	218,955	16,333 (16,333)	16,333
観 光 庁	同	訪日外国人旅行者周遊促進事業（観光再始動事業）	5	4,348,712 (4,348,712)	4,346,556	45,653 (45,653)	43,497
計				4,567,667 (4,567,667)	4,565,511	61,986 (61,986)	59,830

(後掲247ページの8府省庁の項参照)

擁壁の施工が不適切

				2件 不当金額 17,473,243円			
部 局 等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年 度	事業費 〔国庫補助対象事業費〕 千円	左に對する 国庫補助金等 交付額 千円	不当と認め る事業費 〔国庫補助対象事業費〕 千円	不当と認め る国庫補助金等 相当額 千円
群馬県	藤岡市	河川等災害復旧	2、3	133,540 (125,103)	83,443	5,878 (5,878)	3,920

藤岡市は、市道129号線において、令和元年東日本台風により地すべりで崩落した道路法面を復旧するために、法面工、擁壁工等を実施している。

このうち、擁壁工は、傾いた既存のコンクリート擁壁を撤去した上で、新たに割栗石等を詰めた鋼製のかご枠（長さ2.0m、幅1.2m、高さ0.5m）を6段から8段積み重ねて延長計37.0mの擁壁として設置するなどしたものである。

同市は、擁壁の設計を「道路土工 擁壁工指針」（社団法人日本道路協会編。以下「指針」という。）に基づいて行うこととしており、指針によれば、将来予想される地盤の洗掘等の影響等を考慮する必要があり、擁壁の直接基礎の根入れ深さ（以下「根入れ深さ」という。）は、計画地盤面等から擁壁底面までの深さとし、原則として0.5m以上確保することとされている。

同市は、本件工事の擁壁の設計に当たり、指針に基づき、擁壁前面の未舗装部分及び舗装された道路の表面を計画地盤面とし、地盤の洗掘等を考慮して、擁壁の全延長37.0mにわたって、0.5m以上の根入れ深さを確保することとして設計図書を作成し、これにより施工することとしていた（参考図1参照）。

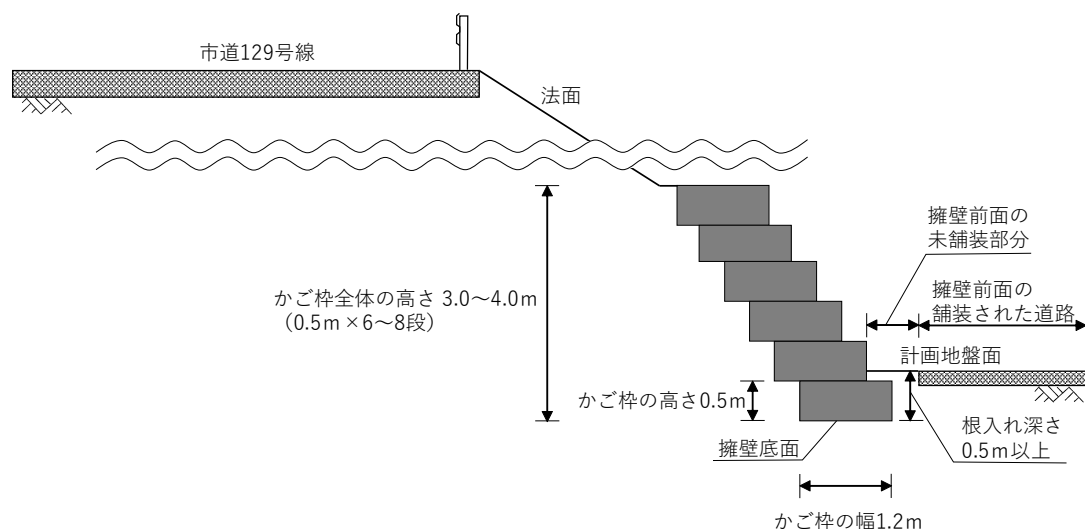
しかし、現地の状況を確認したところ、請負人が設計図書に記載された根入れ深さを十分に確認しないまま施工したことにより、擁壁の延長計24.4mにおいては根入れ深さが0.5m以上確保されておらず、この中には、最下段のかご枠が部分的に下端まで露出するなど根入れが全く確保されていない箇所も見受けられた（参考図2参照）。そして、擁壁の全延長37.0mにわたり、擁壁と擁壁前面の道路との間は未舗装であることから、降雨時に擁壁の後背地からの雨水等が流出することなどにより地盤の洗掘等が進行すると、擁壁が損傷するおそれがある状況となっていた。

したがって、本件擁壁（工事費相当額5,878,137円、国庫補助対象事業費同額）は、施工が適切でなかったため、地盤の洗掘等に対応することができない状態となっていて、工事の目的を達しておらず、これに係る国庫補助金相当額3,920,717円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同市において、請負人が設計図書に記載された根入れ深さを十分に確認しないまま施工していたのに、これに対する監督及び検査が十分でなかったことなどによると認められる。

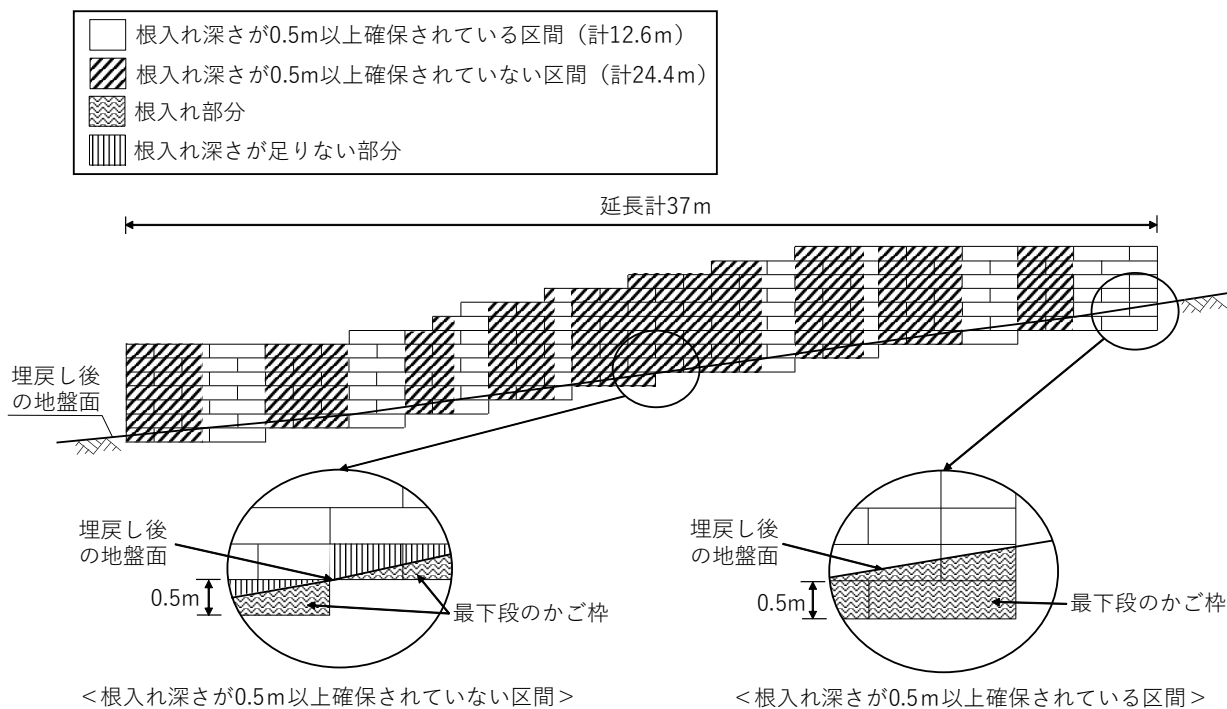
(参考図1)

擁壁の概念図（断面図）



(参考図2)

実際の施工状況（概念図）



部 局 等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年 度	事業費 国庫補助事業費	対する 国庫等 補助金 交付額	認めら れる 不 当 費 用	認めら れる 不 当 費 用
				千円	千円	千円	千円
滋 賀 県	滋 賀 県	事業間連 携砂防等	3、4	89,938 (85,441)	42,720	28,531 (27,105)	13,552

滋賀県は、急傾斜地で発生する崩壊土砂から人家等を保全するために、犬上郡多賀町大君ヶ畑地内において、擁壁工、落石防護柵工等を実施している。

このうち、擁壁工は、重力式コンクリート擁壁（延長計135.6m、高さ3.0m～3.8m）を築造するものであり、落石防護柵工は、この重力式コンクリート擁壁の上部に支柱を設置し、各支柱間にワイヤーロープ及び金網を取り付けた落石防護柵（延長計132.7m、高さ2.0m）を築造するもので、いずれも急傾斜地からの崩壊土砂を待ち受けて捕捉することを目的としている（以下、重力式コンクリート擁壁、落石防護柵等を合わせて「待受式擁壁」という。）。

同県は、本件待受式擁壁の設計を「崩壊土砂による衝撃力と崩壊土砂量を考慮した待受け擁壁の設計計算事例」（全国地すべりがけ崩れ対策協議会編。以下「基準」という。）等に基づいて行うこととしている。

基準等によれば、待受式擁壁の設計に当たっては、斜面からの崩壊土砂があふれることがないように、崩壊土砂を十分に捕捉できる空間（以下「ポケット」という。）を擁壁背面に確保することとされている（前掲192ページの「擁壁の設計が不適切」の参考図4参照）。そして、同県は、ポケットの容量（以下「土砂捕捉容量」という。）が、擁壁の単位長さ当たりの崩壊土砂の量（ m^3/m ）（以下「崩壊土砂量」という。）を上回るよう、斜面下端から待受式擁壁までの必要な距離を設計図書に3.5mと明示するなどして、これにより請負人に施工させることとしていた。

しかし、請負人は、待受式擁壁の施工に当たり、土砂捕捉容量が崩壊土砂量を上回るためには、設計図書に明示された斜面下端から待受式擁壁までの距離等を確保する必要があることを認識していなかったため、斜面の掘削を十分に行っていなかった。このため、一部の工区で斜面下端から待受式擁壁までの距離が2.8mから3.3mまでとなっており、出来形が設計と比べ短くなっていた。

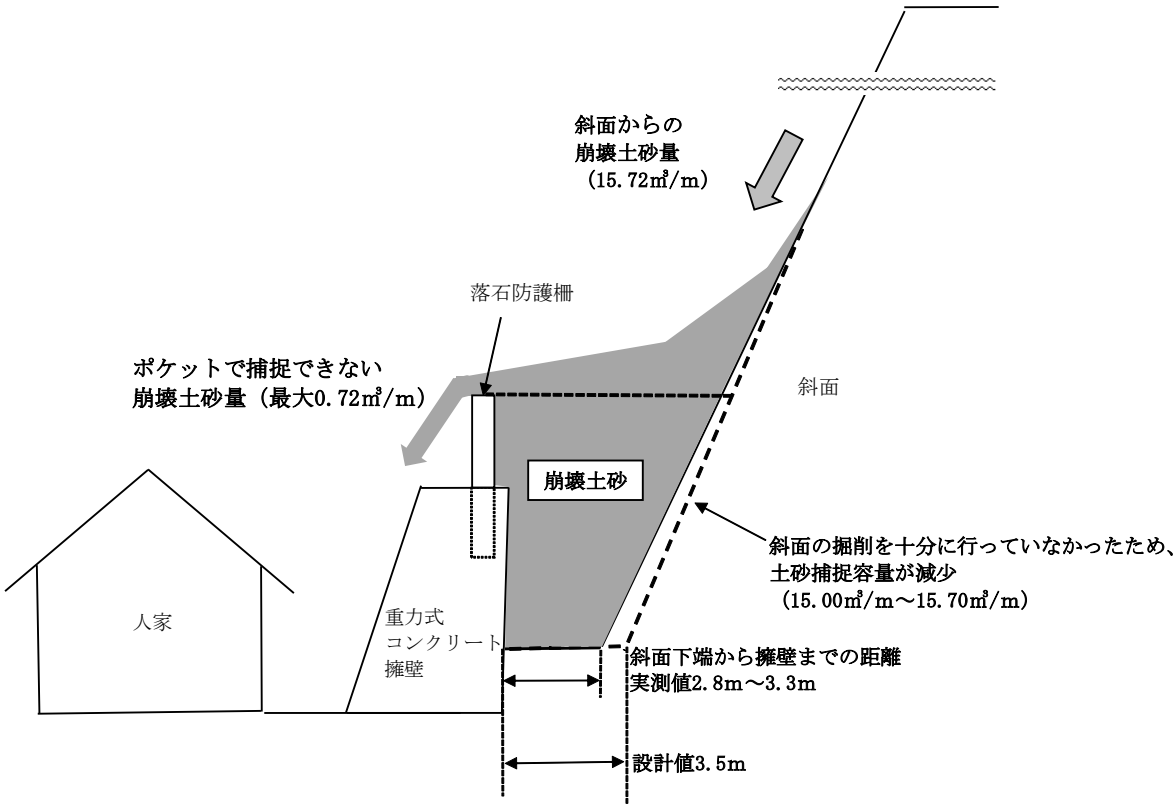
そこで、本件待受式擁壁について、現地の状況を踏まえて、基準等に基づき改めて土砂捕捉容量を算定したところ、 $15.00\text{m}^3/\text{m}$ から $15.70\text{m}^3/\text{m}$ までとなっており、4か所の測点全てにおいて、土砂捕捉容量が設計時に設定した崩壊土砂量 $15.72\text{m}^3/\text{m}$ を最大 $0.72\text{m}^3/\text{m}$ 下回っていた（参考図3参照）。

したがって、本件待受式擁壁（工事費相当額28,531,634円、国庫補助対象事業費27,105,052円）は、施工が適切でなかったため、崩壊土砂量を十分に捕捉できる土砂捕捉容量が確保されておらず、これに係る国庫補助金相当額13,552,526円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同県において、請負人による施工が設計と相違していたものとなっていたのに、これに対する監督及び検査が十分でなかったことなどによると認められる。

(参考図3)

本件待受式擁壁の概念図



部 局 等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年 度	事業費 (国庫補助対象事業費)	左に対する国庫補助金等 交付額	不当と認め る事業費 (国庫補助対象事業費)	不当と認め る国庫補助金等 相当額
				千円	千円	千円	千円
	計			223,478 (210,544)	126,164	34,409 (32,983)	17,473

国立研究開発法人建築研究所施設整備費補助金による工事費用の一部が対象外

部 局 等	補助事業者 等 (事業主体)	補助事業 等	年 度	事業費 〔国庫補助対象 事業費〕 千円	1 件 不当金額 4, 5 6 5, 0 0 0 円		
					左に對する 国庫補助金等 交付額 千円	不当と認 める事業 費〔国庫補 助対象事 業費〕 千円	不当と認 める国庫 補助金等 相当額 千円
国土交通 本省	国立研究開 発法人建築 研究所	国立研究開 発法人建築 研究所施設 整備	5	353, 397 (353, 397)	353, 397	4, 565 (4, 565)	4, 565

国立研究開発法人建築研究所（以下「研究所」という。）は、令和5年度に、研究所の建築材料実験棟及び建築部材実験棟に設置されている電気設備、空調設備等の改修工事（以下「本件工事」という。）を、国立研究開発法人建築研究所施設整備費補助金（以下「整備費補助金」という。）の交付を受けて実施している（本件工事の概要、整備費補助金の概要等については、後掲258ページの国立研究開発法人建築研究所の項「実験棟の電気設備等の改修工事について、虚偽の検査調書に基づき契約代金を支払っており、会計規程等に違反」参照）。

研究所は、本件工事により設置することとしていた変圧器を設置していないなどして、5年度までに本件工事が完了していないのに、完了したとする実績報告書を6年4月23日に国土交通本省に提出して、同月25日に整備費補助金の額の確定を受けていた。

したがって、5年度までに完了していない工事に係る費用4, 565, 000円は補助の対象とは認められず、これに係る整備費補助金4, 565, 000円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、研究所において、補助事業の適正な実施に対する認識が著しく欠けていたことなどによると認められる。

港湾改修工事に係る補助対象事業費の一部が対象外

部 局 等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年 度	事業費 (国庫補助対象事業費)	1 件 不当金額	2, 4 9 3, 6 2 8 円	
					左に対す る国庫補 助金等交 付額	不当と認 める事業 費 (国庫補助 対象事業費)	不当と認 める国庫 補助金等 相当額
				千円	千円	千円	千円
中国地方整備局	山 口 県	港湾改修	元	56,999 (56,999)	28,499	4,987 (4,987)	2,493

山口県は、岸壁（水深7.5m）の耐震化に係る地盤改良工事で撤去されたエプロンのコンクリート舗装（以下「エプロン舗装」という。）、エプロン背後の荷さばき地（以下「背後地」という。）のアスファルト舗装（以下「背後地舗装」という。）等を復旧するために、重要港湾三田尻中関港新築地地区において、舗装工等を実施している。

港湾関係補助金等交付規則実施要領（昭和43年港管第814号国土交通省港湾局制定。以下「実施要領」という。）によれば、一般の岸壁等に係るエプロンとして補助の対象となる幅員については、取扱貨物の形状、荷役の形態等の必要により決定するとされており、岸壁の水深が7.5m以上の場合には20m以内とされている。ただし、これにより難しい場合については別途決定するとされている。

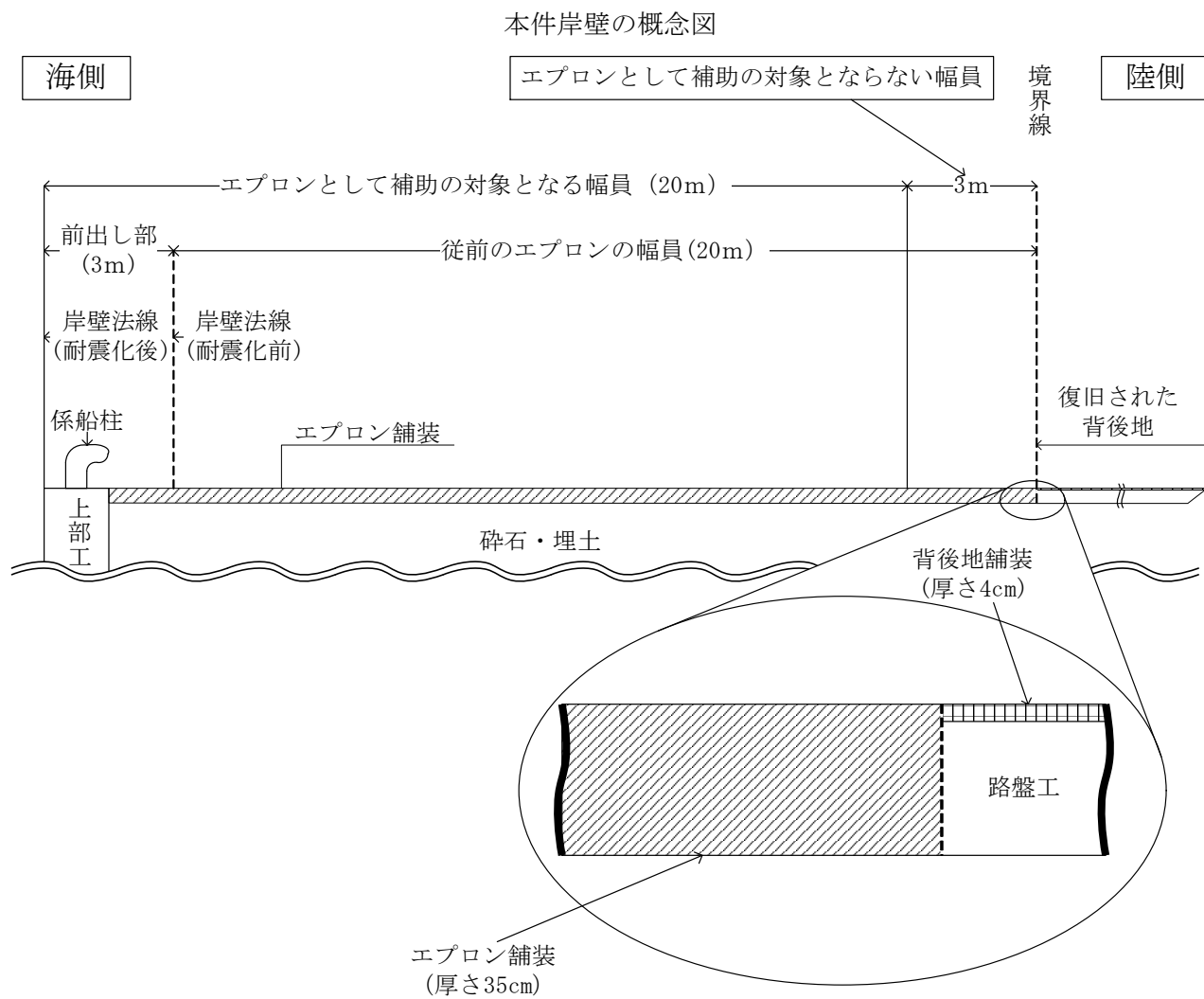
同県は、エプロン等の舗装の復旧に当たり、既存のエプロンと背後地との境界線を変更しないこととして、境界線より海側については、従前のエプロンの幅員20mに加えて、岸壁の耐震化に伴い岸壁法線が海側に前出しされた幅員3m分を新たなエプロンとし、幅員計23m分をエプロン舗装（厚さ35cm）等により復旧し、境界線より陸側の背後地については、背後地舗装（厚さ4cm等）により復旧していた（参考図参照）。

しかし、本件エプロンは、岸壁における取扱貨物が砂及び砂利であり、耐震化の前後で取扱貨物の形状、荷役の形態等に変更がないことなどから、従前の幅員20mが確保されていれば必要な機能を果たすことができる状況となっており、実施要領に定める幅員20m以内により難しい場合にも該当しない。このため、背後地側の幅員3m分のエプロン舗装に係る費用は、補助の対象とならないものであった。

したがって、補助の対象とならない費用を控除して適正な補助対象事業費を算定すると52,012,545円となり、本件補助対象事業費56,999,800円はこれに比べて4,987,255円過大になっていて、これに係る国庫補助金相当額2,493,628円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同県において、補助対象の範囲についての理解が十分でなかったことなどによると認められる。

(参 考 図)



落石防護柵の計画が不適切

				1 件 不当金額 49,614,247 円			
部 局 等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年 度	事業費 国庫補助対象事業費	左に對する 国庫補助金等 交付額	不当と認め る事業費 国庫補助対象事業費	不当と認め る国庫補助金等 相当額
				千円	千円	千円	千円
長崎県	雲仙市	社会資本整備総合交付金 (道路)	2～4	319,456 (306,337)	171,548	91,776 (88,597)	49,614

雲仙市は、雲仙市小浜町山領地内等において、大規模災害等で一般国道57号が不通となった場合に迂回路として機能する市道を新たに整備するために、道路土工、落石防護柵工等を実施している。

このうち落石防護柵工は、落石対策の一環として、新たに整備する道路を通行する車両、歩行者等を落石の被害から防護することを目的として、当該道路に沿って二つの工区の延長計112.0m（2号-2工区72.0m、3号工区40.0m）のリングネット落石防護柵（以下「防護柵」という。）を設置するものである。

同市は、防護柵の設計を「落石対策便覧」（公益社団法人日本道路協会編。以下「便覧」という。）等に基づいて行うこととしている。

便覧によれば、落石対策を計画する際には、道路への到達範囲等を考慮して適切な対策施設の配置計画等を行う必要があるとされている。落石の到達範囲については、現地の地形や地表面の状況、植生の状況等を十分に把握した上で、落石シミュレーションによる方法や石が斜面を落下していく際の広がり最大で45度程度とすることなどにより推定することとされていて、一般的には、これを参考にして防護柵の設置延長を設定してよいとされている。そして、落石対策の対象となる落石群を設定し、防護柵は、全ての落石に対して必要な性能を確保するように設計する必要があり、到達範囲については、対象となる落石全てを考慮に入れて設定することとされている。

同市は、落石対策を計画する際に、前記二つの工区において、浮石や転石（以下「浮石等」という。）計26個（径0.8m～2.2m）を落石対策の対象となる落石群として設定していた。そして、これらの浮石等について、便覧で定められている安定度判定を行い、安定度が最も低い「近い将来必ず滑落すると考えられるもの」（当該安定度に該当する個数2個）、2番目に低い「時期は予測できないが、いずれ滑落すると考えられるもの」（同19個）又は3番目に低い「滑落する可能性が大きい」（同5個）に該当するとしていた。また、浮石等が斜面を落下していく際の広がりについては、便覧に基づき45度と想定していた（以下、浮石等が45度の広がり度で落下する範囲を「落下想定範囲」という。）。

しかし、設計図面で浮石等の落下想定範囲に防護柵が設置されているか確認したところ、二つの工区の26個の浮石等のうち11個（径1.0m～2.2m）の落下想定範囲においては防護柵が設置されていた（以下、これらの浮石等を「防護柵有浮石等」という。）が、残りの15個（径0.8m～2.0m）の落下想定範囲の全部又は一部においては防護柵が設置されていなかった（以下、これらの浮石等を「防護柵無浮石等」という。）。

同市は、平成24年度に設計コンサルタントに委託して納品を受けた成果品に基づき前記のとおり設計をしていたが、防護柵無浮石等の落下想定範囲に防護柵を設置しないこととした根拠については、資料が残っておらず不明であった。そして、防護柵無浮石等が道路へ到達するおそれがあるかについて、現地の状況を確認したところ、浮石等の状態は成果品の内容と比較して変化は

見られなかった。また、防護柵有浮石等と防護柵無浮石等のそれぞれの落下想定範囲において、落石の挙動に影響を与える植生や斜面の勾配の状況等に特に違いはなかった。

そこで、防護柵無浮石等について、本院の会計実地検査後に、同市が実際の植生や斜面の勾配等を考慮した落石シミュレーションを実施したところ、道路に到達するおそれがある結果となった。

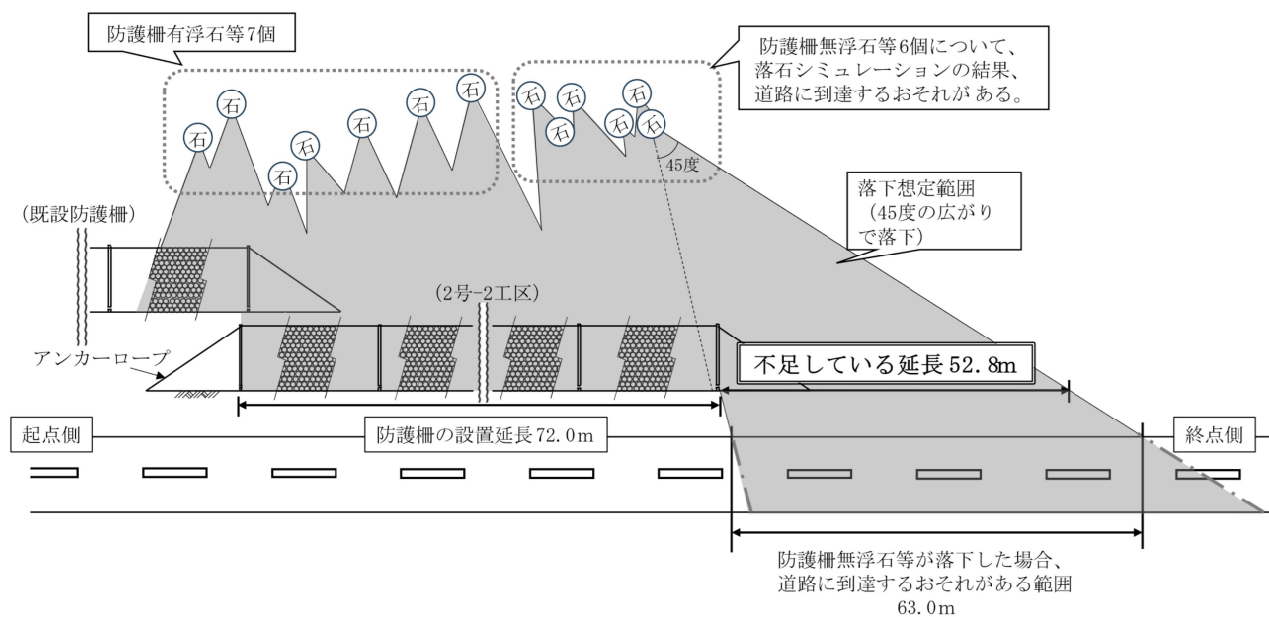
以上の結果を踏まえると、浮石等の落下想定範囲の全て（二つの工区の延長計248.2m）に防護柵を設置する必要があり、本件工事で設置した延長112.0mの防護柵は、計136.2m（2号-2工区52.8m、3号工区83.4m（起点側29.2m及び終点側54.2m））不足していると認められ、防護柵無浮石等15個が道路に到達するおそれがある状態（道路範囲2号-2工区63.0m、3号工区93.0m（起点側35.0m及び終点側58.0m）の計156.0m）となっていた（参考図参照）。

したがって、本件工事で設置された防護柵（工事費相当額計91,776,223円、交付対象事業費計88,597,314円）は、道路に到達するおそれがある浮石等の全てを対象として計画されていなかったことから、落石群に対応するための設置延長が確保されていない状態となっていて、当該道路を通行する車両、歩行者等を落石の被害から防護するという工事の目的を達しておらず、これに係る交付金相当額計49,614,247円が不当と認められる。

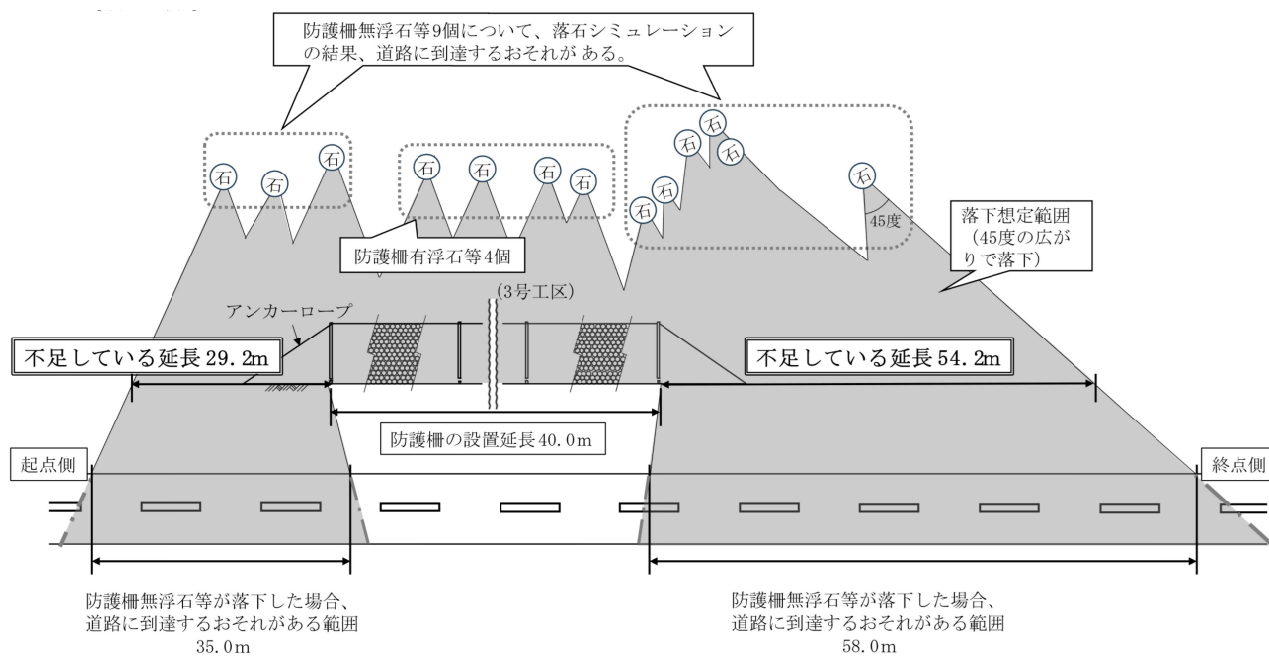
このような事態が生じていたのは、同市において、便覧等の理解が十分でなく、落石の到達範囲を考慮した適切な落石対策を計画し防護柵の設計を行うことの必要性についての認識が欠けていたことなどによると認められる。

(参考図)

2号-2工区の防護柵の概念図



3号工区の防護柵の概念図



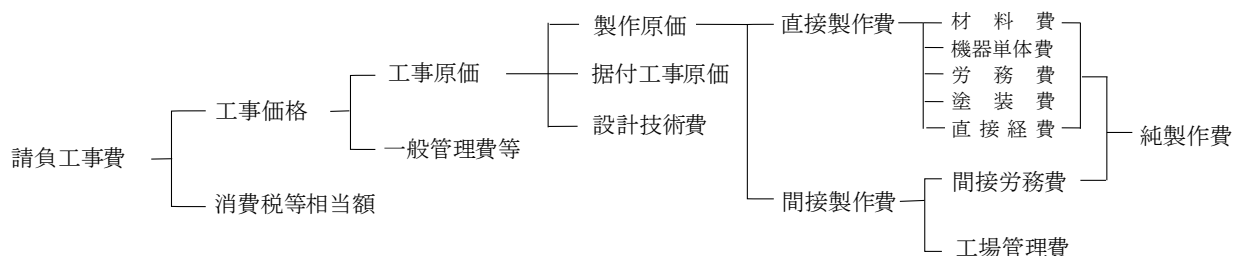
非常用発電機に係る費用の積算が過大

					1件 不当金額 3,550,000円			
部 局 等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年 度	事業費 (国庫補助対象事業費)	左に對する 国庫補助金等 交付額	不当と認める 事業費 (国庫補助対象事業費)	不当と認める 国庫補助金等 相当額	
				千円	千円	千円	千円	
徳 島 県	徳 島 県	防災・安全交付金 (河川)	3、4	45,545 (45,545)	22,772	7,100 (7,100)	3,550	

徳島県は、吉野川市山川町大塚地内の岩屋谷川排水機場において、既設の非常用発電機が故障した場合の予備機として、新たに非常用発電機1基を設置するなどの機械設備工事を契約額45,545,500円（交付対象事業費同額、交付金交付額22,772,750円）で実施している。

同県は、本件機械設備工事の工事費の積算を同県が制定した「土木工事標準積算基準書」（以下「積算基準」という。）等に基づき行っており、積算基準によれば、機械設備工事に係る請負工事費は、工事原価及び一般管理費等を合算した工事価格に消費税等相当額を加えて算定することとされている。このうち、工事原価は、製作原価、据付工事原価及び設計技術費を合算して算定することとされており、製作原価のうち直接製作費は材料費、機器単体費、労務費、塗装費及び直接経費を、間接製作費は間接労務費及び工場管理費をそれぞれ合算して算定することとされていて、直接製作費のうち機器単体費は、設備の構成要素である製品の製作に当たり、そのまま組み込むことができる機器等の費用とされている。また、純製作費は、直接製作費と間接労務費の合計額とされている（図参照）。

図 機械設備工事の工事費に係る積算体系



そして、工場管理費は、純製作費から機器単体費等を除いた額を工場管理費対象額として、この額に工場管理費率を乗じて算定することとされている。

同県は、本件機械設備工事の工事費の積算に当たり、非常用発電機に係る見積価格に基づいて算定した機器の費用（以下「機器費用」という。）を13,650,000円とし、同額をもって純製作費としていた。そして、純製作費の全額を工場管理費対象額として、これに工場管理費率35%を乗じて工場管理費を4,777,000円と算定し、当該工場管理費を含めた機械設備工事の工事費を48,017,200円として積算していた。

しかし、上記の非常用発電機に係る見積価格は、完成品を購入する場合の価格となっており、積算の対象となっている非常用発電機は、本件排水機場の設備としてそのまま組み込むことができる機器であった。現に、請負人は、非常用発電機の完成品を販売業者から購入して、本件排水機場の設備としてそのまま設置していた。このため、機器費用は機器単体費に該当することから、同県は、工場管理費対象額の算定に当たり、純製作費から機器費用を除くべきであった。

したがって、純製作費から機器費用を除いた額を適正な工場管理費対象額として工場管理費を算定すると、工場管理費は0円となり、機械設備工事の工事費は38,393,917円となることから、本件契

約額45,545,500円はこれと比べて約710万円割高となっていて、これに係る交付金相当額3,550,000円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同県において、積算基準に対する理解が十分でなかったことなどによると認められる。

除去土壌再生利用技術等実証事業の契約額が割高

1 件 不当金額 11,473,549円

1 契約の概要等

福島地方環境事務所（以下「事務所」という。）は、令和4、5両年度に、除去土壌等減容化・再生利用技術研究組合（以下「組合」という。）に、公募実施後の随意契約により「令和4年度除去土壌再生利用技術等実証事業」を契約額212,300,000円で請け負わせて実施している（本件事業の概要については後掲433ページの「除去土壌再生利用技術等実証事業で使用する機器の購入手続開始時期について」参照）。

本件事業の契約書によれば、発注者は、必要があると認めるときは、仕様書等の変更内容を受注者に通知して仕様書等を変更することができるとされており、この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、契約額等を変更するなどしなければならないこととされている。

事務所は、本件事業について、当初契約の締結後に、実施に関する調整等に相当な時間を要する見込みとなったことなどから、契約の履行期限を延期する契約変更を2回行っている。その後、事務所は、本件事業のうち一部の業務については履行期限までの完了を見込めなくなったとして、6年3月28日に、実証業務等を中止することなどを内容とする仕様書の変更を行うとともに、契約額を212,300,000円に減額する3回目の契約変更を行っている。

そして、事務所は、組合から本件事業が完了したとする業務完了報告書の提出を受けた後、検査を実施して、契約変更後の仕様書どおりに業務が完了したことを確認したとして、同年4月10日に、組合に212,300,000円を支払っている。

2 検査の結果

本院は、合规性、経済性等の観点から、契約額の変更は仕様書の変更を踏まえて適切に行われているかなどに着眼して、本件契約を対象として、事務所において、予定価格調書、契約書、仕様書、支払関係書類等の関係資料を確認するなどして会計実地検査を行った。

検査したところ、次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

事務所は、当初契約の予定価格について、機器取扱業者等から徴取したモニタリングポスト6基の購入及び設置並びに漏水検知システム1基の購入及び設置に係る参考見積書の価格を基に、これらの機器に係る直接工事費等を算出し、これに諸経費等を加えるなどして積算していた。

そして、事務所は、3回目の契約変更に当たり、実証業務等を実施しないことなどとする仕様書の変更を行うとともに、実証業務等に係る一部の費用を減額するなどして契約額の変更を行っていた。その際、事務所は、実証業務で使用する予定であったモニタリングポスト6基及び漏水検知システム1基について、3回目の契約変更時点で既に組合に納入済みであったとして、これらの機器の購入費用、設置費用等については減額していなかった。

しかし、上記の減額していなかった費用の中には、実際には行われていなかったモニタリングポスト及び漏水検知システムの設置に係る費用や、実際には組合に納入されていなかった漏水検知システムの格納箱、無停電電源装置等の一部の機器に係る購入費用等が含まれており、事務所は、3回目の契約変更に際して、これらのことを踏まえて契約額を減額する必要があった。

したがって、本件契約について、モニタリングポスト6基の設置費用（3,216,294円）、漏水検知システムの設置費用（6,321,534円）及び漏水検知システムの機器のうち組合に納入されていなかった機器に係る購入費用（5,391,000円）を減額するとともに、過小に算出されていた諸経費等の増額分を考慮するなどして適正な契約額を算定すると200,826,451円となることから、前記の契約額212,300,000円はこれに比べて11,473,549円割高となっていて不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、事務所において、3回目の契約変更に当たり、機器を設置しないこととなったことなどを踏まえて適切に契約額を減額することの必要性についての認識が欠けていたことなどによると認められる。

二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）により整備した太陽光発電設備の設計が不適切

1 件 不当金額 14,958,297円

1 補助金等の概要

環境省所管の補助事業等は、地方公共団体、会社等が事業主体となって実施するもので、同省は、この事業に要する経費について、直接又は間接に事業主体に対して補助金等を交付している。

同省は、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）交付要綱（令和4年環政計発第2203301号）等に基づき、2050年カーボンニュートラルの実現及び2030年温室効果ガス排出削減目標の達成に貢献することを目的として、地域脱炭素ロードマップ（令和3年第3回国・地方脱炭素実現会議決定）等に沿って脱炭素の基盤となる重点対策等の取組を意欲的に行う地方公共団体に対して、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）を交付している。

そして、岡山県は、同交付金を財源として、一定規模以上の自家消費型太陽光発電設備等を県有施設に導入し、当該施設への電力供給を行うなどの事業主体に対し、自家消費型太陽光発電設備導入支援事業補助金（以下「間接補助金」という。）を交付している。

岡山ガス株式会社（以下「会社」という。）は、令和5年度に、間接補助金の交付を受けて、岡山県農林水産総合センター生物科学研究所（以下「研究所」という。）^(注1)の敷地内で電気を発電し、発電した電気を研究所に供給することを目的として、太陽電池モジュール528枚を架台等に設置した太陽電池アレイ^(注2)11基等で構成される自家消費型太陽光発電設備を設置する事業を事業費58,300,000円（補助対象事業費50,482,000円、間接補助金交付額25,241,000円、交付金相当額同額）で実施している。

会社は、太陽光発電設備の設計を発電用太陽電池設備に関する技術基準を定める省令（令和3年経済産業省令第29号）等に基づき行うこととしている。同省令等によれば、太陽電池モジュールを支持する工作物は、地域ごとに想定される積雪荷重等の各種荷重に対し安定であることとされ、これらの荷重は、日本産業規格の「太陽電池アレイ用支持物の設計用荷重算出方法（JIS C 8955:2017）」（以下「荷重基準」という。）に規定する荷重とすることとされている。

（注1） 太陽電池モジュール 太陽の光エネルギーを電気エネルギーへ変換する太陽光発電設備を構成する部材の一つで、パネル状になっている。

（注2） 太陽電池アレイ 太陽電池モジュール及びそれを支持する工作物の総体

2 検査の結果

本院は、合規性等の観点から、太陽光発電設備の設計が適切に行われているかなどに着眼して、本件交付金事業を対象として、同県において、設計図書、応力計算書等の書類及び現地の状況を確認するなどして会計実地検査を行った。

検査したところ、次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

会社は、太陽光発電設備の設計に当たり、当該設備を設置する場所が整地された地面であることを前提として、基礎杭と一体となった長さ160cmの支柱を頂部の位置が設定された高さでそろようにして地面に打設し、支柱の上部に斜材等で構成される架台を組み立て、架台の上に複数枚の太陽電池モジュールを設置することにより太陽電池アレイ11基を構築（太陽電池アレイ1基当たりの太陽電池モジュールは32枚から52枚、支柱は14本から20本）することとしていた。

その際、会社は、支柱を地面に140cm以上打設し、地面から支柱頂部までの長さ（以下「支柱頂部長」という。）を20cm以下とすれば、荷重基準^(注3)に基づき算出した研究所が所在する地域の積雪荷重等により支柱に生ずる曲げ応力度が支柱の許容曲げ応力度^(注3)205N/mm²を下回ることから、応力計算上安全であるとし、これにより施工することとしていた（参考図1参照）。

しかし、現地の状況を確認したところ、実際には、研究所の敷地は起伏が大きく整地されていない地面となっていて、現地の状況が設計の前提と異なっているにもかかわらず、支柱は、頂部の位置が一定の高さでそろうように地面に打設されていた。そのため、打設場所の地面の高さによって支柱頂部長は区々となっており、前記の太陽電池アレイ11基に係る支柱208本のうち146本は、支柱頂部長が20cmを上回っていた（参考図2参照）。

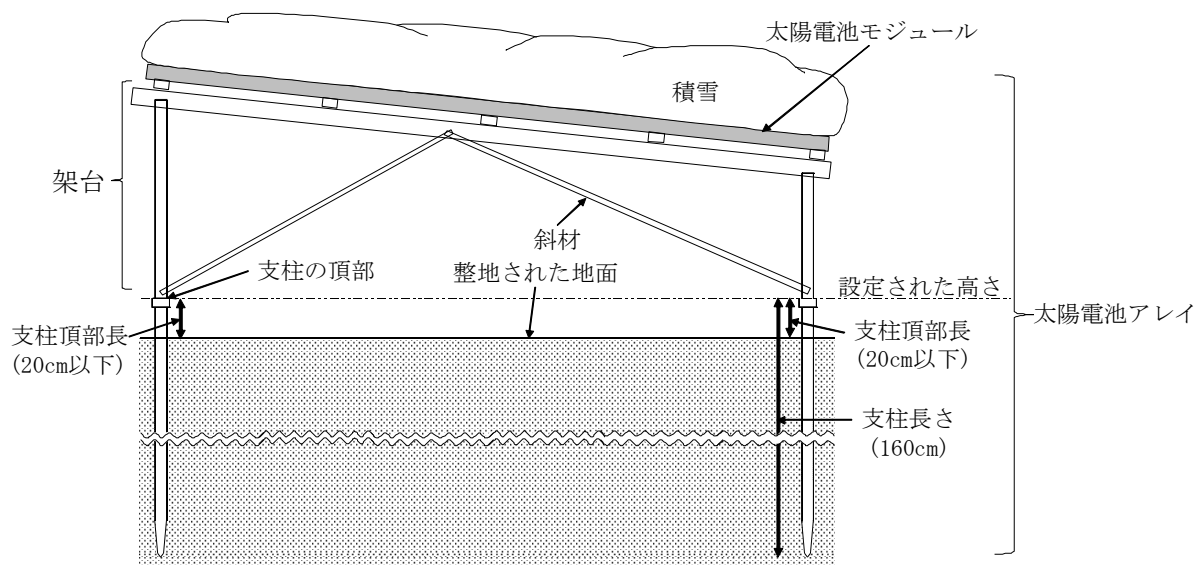
そこで、支柱頂部長が20cmを上回っていた146本の支柱について改めて応力計算を行ったところ、9基の太陽電池アレイに係る51本の支柱において、積雪荷重により支柱に生ずる曲げ応力度が最大で446N/mm²となり、許容曲げ応力度205N/mm²を大幅に上回っていて、応力計算上安全とされる範囲に収まっていなかった。

したがって、太陽電池アレイ11基のうち9基の太陽電池アレイ（これらに係る事業費相当額29,916,595円、交付対象事業費相当額同額）は、設計が適切でなかったため、所要の安全度が確保されておらず、積雪により倒壊するなどして発電することができなくなるおそれがある状態となっていて、これに係る交付金相当額14,958,297円が不当と認められる。

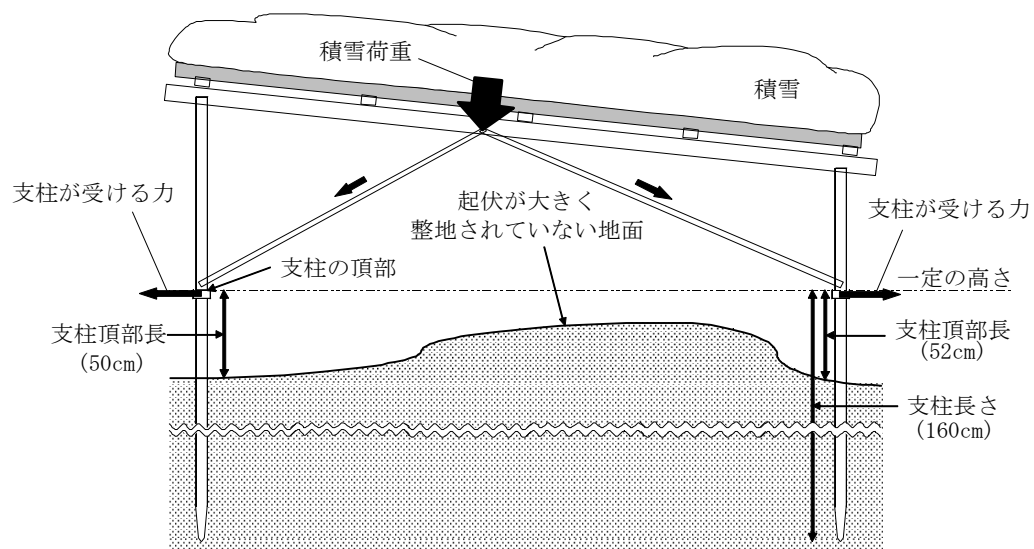
このような事態が生じていたのは、会社において太陽光発電設備の設計に当たり設置箇所の地形等の状況の確認を十分行っていなかったこと、同県において会社に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

（注3） 曲げ応力度・許容曲げ応力度 「曲げ応力度」とは、材が曲げられたとき、曲がった内側に生ずる圧縮力又は外側に生ずる引張力の単位面積当たりの大きさをいい、その数値が設計上許される上限を「許容曲げ応力度」という。

(参考図1) 設計時の前提条件 (断面図)



(参考図2) 実際の設置状況の例 (断面図)



公共補償の実施に伴う国の負担額が過大

1 件 不当金額 3, 171, 105 円

1 公共補償等の概要

(1) 事業の概要

近畿地方環境事務所（以下「事務所」という。）は、令和4年度に、国立公園等整備事業として鳥取砂丘西側地域にビジターセンター（以下「センター」という。）を新設するに当たり、^(注)施行委任事業として工事を実施することとして、環境省の支出負担行為を担当する鳥取県に対して、事業内容、事業費の使途等に係る承認を与えている。

鳥取県は、当該承認を受けて、センターの建設に係る工事（以下「建設工事」という。）の一環として、冷暖房設備、給排水設備等の機械設備を整備する工事（以下「機械設備工事」という。）及び電灯設備等の電気設備を整備する工事（以下「電気設備工事」という。）について、それぞれ契約額17,985,000円、16,098,500円、計34,083,500円で契約を締結している。

鳥取県は、環境省から支出の決定に関する事務を委任されており、これらの契約について、契約額と同額を契約の相手方に支出している。また、同県は、機械設備工事及び電気設備工事を含む全ての施行委任事業が完了した後に、事務所に対して完了報告書を提出している。

(注) 施行委任事業 各省各庁の長が、都道府県知事の同意を得て、当該知事又は知事が指定する職員に委任する会計事務により実施する事業。国立公園等整備事業においては、会計法（昭和22年法律第35号）等によるほか、「国立公園等整備事業実施要領（施行委任）」（平成6年5月環境庁自然保護局制定）の定めるところにより実施することとなっており、同要領によれば、施行委任事業を実施する都道府県の支出負担行為担当官は、事業の施行に際して、事業実施地区を所管する地方環境事務所等の長に、事業内容、事業費の使途等について記載した施行承認申請書を提出して、承認を受けることとされている。

(2) 公共補償の概要

事務所は、「公共事業の施行に伴う公共補償基準要綱」（昭和42年閣議決定）、「公共補償基準要綱の運用申し合せ」（昭和42年用地対策連絡会。以下、これらを合わせて「公共補償基準」という。）等に基づき、公共補償を実施することとしている。

公共補償基準によれば、公共補償は、金銭の支払をもってするものとされている。ただし、公共事業に係る工事の施行上、技術的、経済的に合理的と認められる場合等においては、公共事業の起業者が代替の公共施設等を建設して既存公共施設等の機能を回復することなどにより行うことができることとされている。そして、既存公共施設等の機能回復が代替の公共施設等を建設することにより行われる場合においては、当該公共施設等を建設するために必要な費用から、既存公共施設等の機能廃止の時までの財産価値の減耗分（以下「減耗分」という。）を控除するなどした額を補償することとされている。

また、当該公共施設等を建設するために必要な費用は、原則として、既存公共施設等と同等の公共施設等を建設することにより機能回復を行う費用（以下「復成価格」という。）とされ、減耗分については、既存公共施設等の復成価格に基づき、経過年数、残価率等を考慮して算定することとされている。ただし、地方公共団体等が管理する既存公共施設等であって、やむを得ないと認められるときは、その限度において、減耗分の全部又は一部を控除しないことができるとされており、当該やむを得ないと認められるときは、当該公共施設等に係る決算が継続的に赤字状況にあるなど、減耗分相当額を調達することが極めて困難な場合等とされている。

上記の「当該公共施設等に係る決算」とは特別会計等の個々の決算のことであり、一般会計に属する公共施設等の場合は、当該公共施設自体に収支の概念がないため、原則として減耗分を控除すべきではあるものの、当該地方公共団体の財政状況等個々の事情を総合的に考慮し、減耗分相当額を調達することが極めて困難な場合には、減耗分の全部又は一部を控除しないことができることになっている。

2 検査の結果

本院は、合規性等の観点から、公共補償を行う場合の減耗分の取扱いは公共補償基準に基づき適切に行われているかなどに着眼して、機械設備工事及び電気設備工事を対象として、鳥取県において契約関係書類等を確認するとともに、事務所において鳥取県との協議や減耗分の取扱いの状況を聴取するなどして会計実地検査を行った。

検査したところ、次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

事務所は、センターの新設に当たり、国立公園の景観を確保するために、鳥取県が平成11年3月に設置した既設の排水ポンプ（以下「既設ポンプ」という。）等が所在する位置にセンターを建設することとしていた。そして、同県に対する公共補償として、既設ポンプ等を代替する新しい排水ポンプ等を設置する工事が必要となったことから、機械設備工事及び電気設備工事の契約額には、既設ポンプ等の復成価格計5,143,959円（機械設備工事分4,913,716円、電気設備工事分230,243円）が含まれていた。

事務所は、建設工事に先立って行われた基本・実施設計業務における打合せの際に、国立公園の景観を確保するという環境省の方針のために既設ポンプ等を取り壊して、その位置にセンターを建設することは、公共補償基準に規定されている減耗分の全部又は一部を控除しないことができるやむを得ないと認められるときに該当するとして、鳥取県に負担が生じないように、既設ポンプ等の復成価格から減耗分を控除せずに、復成価格の全額を補償することとし、その旨を同県に伝えていた。

これを踏まえて、鳥取県は、機械設備工事及び電気設備工事の実施に当たり、既設ポンプ等の復成価格から減耗分を控除せずに、復成価格の全額を国の負担とした施行承認申請書を事務所に提出して、事務所は、同申請書について承認を与えていた。

しかし、公共補償の対象とした既設ポンプ等は、鳥取県の一般会計に属する公共施設であり当該公共施設自体に収支の概念がない上、同県の財政状況等を考慮しても、本件公共補償は、減耗分相当額を調達することが極めて困難な場合等、減耗分の全部又は一部を控除しないことができるやむを得ないと認められるときに該当せず、事務所は、復成価格から減耗分を控除した額を補償することとする必要があった。なお、景観を確保するという方針のために既設ポンプ等を取り壊して、その位置にセンターを建設することは、本件公共補償が必要となる理由であり、減耗分相当額を調達することが極めて困難な場合等に該当するか否かとは関係がない。

したがって、国の負担額については、既設ポンプ等の復成価格5,143,959円から経過年数、残価率等を考慮して算定した減耗分相当額計3,171,105円（機械設備工事分3,029,167円、電気設備工事分141,938円）を控除した額とする必要があり、これを控除していなかったため減耗分相当額3,171,105円が過大となっていて不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、事務所において、公共補償の実施に当たり、公共補償基準における減耗分の取扱いについての理解が十分でなかったことなどによると認められる。

潜水訓練の実績の管理体制が適切でなく、潜水手当の支給が事実と異なる特殊勤務実績簿等に基づいて行われていて過大

12件 不当金額 62,754,773円

1 潜水手当の概要等

(1) 潜水手当の概要

海上自衛隊は、防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和27年法律第266号）等に基づき、高圧室内における作業、潜水器具を着用し潜水して行う作業等（以下、これらを合わせて「潜水作業」という。）に従事する職員に対して特殊勤務手当の一つとして異常圧力内作業等手当（以下「潜水手当」という。）を支給している。潜水手当の支給額は、潜水作業を開始してから終了するまでの時間1時間につき、気圧又は潜水深度の区分に応じて定められた額を支給することなどとなっている。

潜水手当の請求に当たり、職員の勤務を管理する単位の長（艦艇においては艦長等。以下「監督者」という。）から指定を受けた勤務状況管理者（艦艇においては所掌業務について艦長を補佐する科長等）は、「特殊勤務実績簿等について（依命通達）」（昭和49年海幕厚第1532号）等に基づき、職員が潜水作業に従事した都度、年月日、階級、氏名、作業の内容、作業時間等を記入した特殊勤務実績簿を作成することとなっている。

そして、勤務状況管理者は、特殊勤務実績簿その他の記録に記入されている作業の実績を職員別に給与期間ごとに整理して勤務状況通知書に転記し、給与期間の終了後速やかに、監督者の証明を得た上で、給与支払機関の給与の支払事務を行う者に送付しなければならないこととなっている。

また、潜水作業に従事する部隊等における特殊勤務実績簿の作成は、勤務状況管理者の実務を補助する者（以下「手当係」という。）が特殊勤務実績簿に所定の内容を記入した上で、勤務状況管理者がこれを確認して行うことになっている。

(2) 潜水訓練の実績の管理等

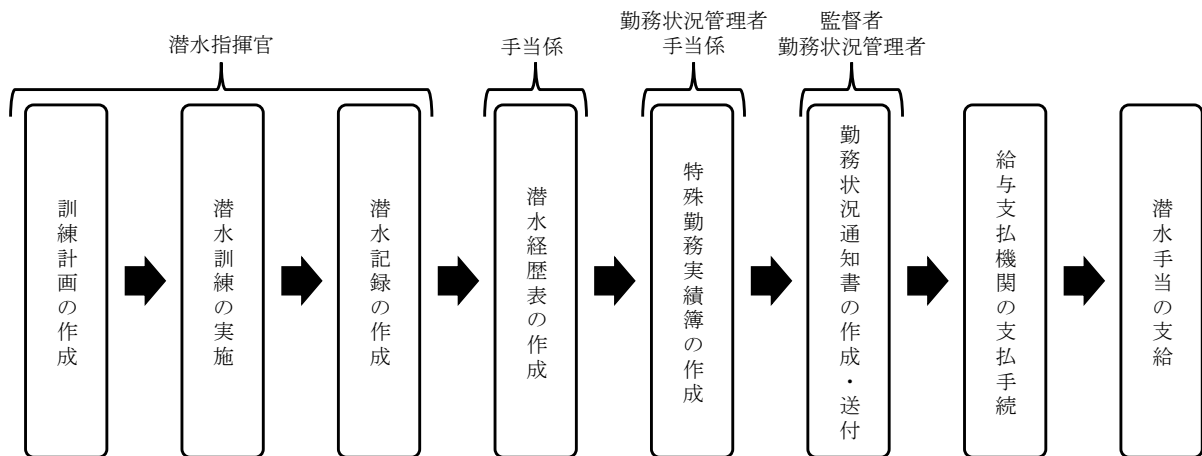
海上自衛隊において、潜水作業に従事する主な部隊等には、事故又は故障のため自らの力で浮上できなくなった潜水艦から乗員を救出することを任務とする潜水艦救難艦である「ちはや」及び「ちよだ」、機雷その他の海上における危険物の探知及び処分等を任務とする部隊である沖縄、横須賀、呉、佐世保、舞鶴、大湊各水中処分隊等がある。

これらの部隊等は、潜水作業を伴う訓練（以下「潜水訓練」という。）を実施しており、潜水訓練の実施に当たっては、潜水教範（平成29年海上自衛隊教範第434号）等に基づき、潜水訓練を指揮する潜水指揮官が、訓練参加者や訓練内容等を記載した計画（以下「訓練計画」という。）を作成して、潜水訓練の実施時に、現場で気圧又は潜水深度、作業時間等を記録して管理することとなっている（以下、この記録を「潜水記録」という。）。

そして、潜水訓練実施後に、事務所等において手当係が訓練計画や潜水記録を転記するなどして、訓練参加者、気圧又は潜水深度、作業時間等を記入した特殊勤務実績簿の基となる資料（以下「潜水経歴表」という。）を作成することになっている。

(1)及び(2)について、訓練計画の作成から潜水手当が支給されるまでの流れは、図のとおりとなっている。

図 訓練計画の作成から潜水手当が支給されるまでの流れ



2 検査の結果

(1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

令和4年9月に防衛省防衛監察本部の防衛監察によって海上自衛隊における潜水訓練の実績に関する不正の疑いが発覚したことから、海上自衛隊の関係部隊等は、事故調査委員会を設置するなどして調査を行い、その結果を一般事故調査報告書として海上幕僚長に提出した。そして、海上自衛隊は、6年12月に、12部隊等^(注1)において、平成29年度から令和4年度までの間に、潜水員が潜水手当を不正に受給したこと及び事務手続上の誤りによる過払いがあったことから潜水手当計約6300万円が過大に支給されていたことを公表した。また、本院は、7年2月に会計検査院法第27条の規定に基づく防衛大臣からの報告を受けた。

これらを踏まえて、本院は、合規性等の観点から、潜水手当が過大に支給されていた事態の内容はどのようなものであるか、潜水手当の支給に係る潜水訓練の実績の管理は適切に行われているかなどに着眼して、平成29年度から令和4年度までの間に12部隊等において実施された潜水訓練に対して支給された潜水手当を対象として、海上幕僚監部及び12部隊等において、一般事故調査報告書、特殊勤務実績簿、勤務状況通知書等を確認するとともに、潜水訓練の内容を聴取するなどして会計実地検査を行った。

(注1) 12部隊等 潜水艦救難艦「ちはや」、同「ちよだ」、掃海隊群司令部、掃海艇「ちちじま」、沖縄、横須賀、呉、佐世保、舞鶴、大湊各水中処分隊、潜水医学実験隊、第1術科学校

(2) 検査の結果

検査したところ、次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

ア 潜水手当が過大に支給されていた事態

12部隊等においては、次のとおり、手当係が事実と異なる特殊勤務実績簿を作成していた。

- ① 潜水艦救難艦「ちはや」及び「ちよだ」において、手当係は、勤務状況管理者を含む上司からの指示、示唆、前任者からの引継ぎを受けるなどして、自らを含む潜水員が架空の潜水訓練を実施したこととし、また、気圧、潜水深度及び作業時間を水増しした潜水経歴表を作成し、これに基づき事実と異なる虚偽の特殊勤務実績簿を作成していた。また、大湊水中処分隊において、手当係は、訓練計画のとおり実施することができなかった潜水訓練について、自らを含む潜水員が当初の訓練計画のまま潜水訓練を実施したこととした潜水経歴表を作成し、これに基づき事実と異なる虚偽の特殊勤務実績簿を作成していた。
- ② 10部隊等^(注2)において、手当係は、他の業務の都合や休暇等により当初の訓練計画を変更して潜水訓練に参加しなかった者について、その変更が訓練計画に反映されていなかったため当初の訓練計画のまま潜水経歴表に転記するなどし、また、訓練参加者、作業時間等の修正を十分に確認しないまま過去の潜水経歴表を再利用するなどして潜水経歴表を作成し、これに基づき事実と異なる特殊勤務実績簿を作成していた。

そして、平成29年4月から令和5年2月までの間に、これらの事実と異なる特殊勤務実績簿を基にした勤務状況通知書が、監督者の証明を得た上で、給与支払機関の給与の支払事務を行う者に送付された結果、12部隊等において潜水手当が過大に支給されていた。

また、海上自衛隊は、6年12月の公表時において過大に支給されていた潜水手当の額を計62,677,360円と計算していたが、本院が過大に支給されていた潜水手当の額を改めて確認したところ、海上自衛隊が計算した潜水艦救難艦「ちはや」及び「ちよだ」に所属する潜水員の潜水手当の適正な支給額に誤りがあり、77,413円を加えた計62,754,773円が事実と異なる特殊勤務実績簿等に基づいて過大に支給されていた額であると認められた。

(注2) 10部隊等 掃海隊群司令部、掃海艇「ちちじま」、沖縄、横須賀、呉、佐世保、舞鶴、大湊各水中処分隊、潜水医学実験隊、第1術科学校

イ 潜水訓練の実績の管理体制

12部隊等における潜水訓練の実績の管理体制をみたところ、次のように管理体制が適切でなく、潜水訓練の実績を作為しやすい状況となっていて、事実と異なる特殊勤務実績簿等に基づいて潜水手当が過大に支給されていた事態の要因となっていた。

① 訓練計画は、潜水訓練を実施した明確な根拠となるものであるが、訓練参加者の変更を反映することについて規程に明確に定められておらず、当日の他業務の都合や休暇等による訓練参加者の変更が適切に反映されていなかった。また、訓練計画を作成することとなっていたのに、訓練計画を作成することなく実施されていた潜水訓練も見受けられた。

このため、手当係、勤務状況管理者及び監督者（以下、これらを合わせて「勤務状況管理者等」という。）が潜水訓練の実施の有無や訓練参加者を確認することが困難な状況となっていた。

② 潜水記録は、潜水訓練の現場で記録された実績を確認できるものであるが、潜水手当が支給されるための根拠となる資料であるという理解が十分でなかったことから、その多くが保存されていなかった。また、潜水記録を作成することとなっていたのに、作成されていない潜水訓練も見受けられた。

このため、勤務状況管理者等が潜水記録と潜水経歴表や特殊勤務実績簿等とを照合して潜水訓練の実績を確認することが困難な状況となっていた。

③ 潜水経歴表の作成方法等について規程に定められておらず、潜水訓練の現場での実績を詳細に把握している潜水指揮官や訓練参加者等の複数の者による確認が適時に行われていなかったことや、②のとおり、潜水記録の作成や保存が行われていなかったことのため、潜水経歴表の記載内容の正確性が十分に担保されていなかった。

④ 勤務状況管理者等が行う潜水訓練の実績の確認について、訓練計画、潜水記録、潜水経歴表等の実績を確認できる資料、出勤簿等の帳簿、潜水訓練に使用する機器に自動的に記録されるデータ等の客観的な記録等と照合することが規程に明確に定められておらず、勤務状況管理者等が自ら照合し、又は、監督者及び勤務状況管理者が手当係等に照合させるなどの十分な確認が行われていなかった。

このように、潜水訓練の実績の管理体制が適切でなく、事実と異なる特殊勤務実績簿等に基づいて、12部隊等に所属する潜水員延べ354人に対して潜水手当計62,754,773円が過大に支給されており不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、12部隊等において、勤務状況管理者等が十分に確認した潜水訓練の実績に基づいて適正な潜水手当を請求すべきことについての認識が欠けており、特に潜水艦救難艦「ちはや」及び「ちよだ」並びに大湊水中処分隊においてその認識が著しく欠けていたこと、潜水訓練の実績を確認できる体制を整備していなかったこと、海上幕僚監部において、法令等の遵守及び潜水訓練の実績管理に関する教育が不足していたこと、勤務状況管理者等に対して特殊勤務実績簿等を客観的な記録等と適時に照合することを周知徹底していなかったことな

どによると認められる。

以上を部隊等別に示すと次のとおりである。

部 隊 等 名	期 間	過大な潜水手当が 支給された人数	過大に支給した潜 水手当の額
		人	円
潜水艦救難艦「ちはや」	平成29年4月～令和4年11月	42	31,859,933
潜水艦救難艦「ちよだ」	平成30年3月～令和5年 1月	48	23,405,136
掃海隊群司令部	平成30年4月～令和4年10月	30	1,124,692
掃海艇「ちちじま」	平成30年6月～令和4年 9月	13	93,540
沖縄水中処分隊	平成30年4月～令和4年 9月	27	569,416
横須賀水中処分隊	平成30年3月～令和4年 9月	24	232,688
呉水中処分隊	平成29年4月～令和4年12月	22	517,061
佐世保水中処分隊	平成29年4月～令和4年 8月	21	2,134,962
舞鶴水中処分隊	平成29年4月～令和5年 1月	15	373,986
大湊水中処分隊	平成29年4月～令和5年 2月	28	617,260
潜水医学実験隊	平成29年6月～令和4年 9月	22	61,081
第1術科学学校	平成29年5月～令和4年11月	62	1,765,018
計		延べ354	62,754,773

航空自衛隊クラウドシステム（後方支援サービス）システム維持契約において、履行内容の追加に伴う変更契約に係る予定価格の算定に当たり、コスト変動調整率の適用を誤ったため、契約額が割高

1件 不当金額 3,400,000円

1 契約等の概要

(1) 航空自衛隊クラウドシステム（後方支援サービス）システム維持契約の概要

航空自衛隊第3補給処（以下「第3補給処」という。）は、航空自衛隊クラウドシステム（以下「システム」という。）で提供される後方支援サービスを維持するために、同サービスに発生した事象への対応や技術的支援等を行い、システムの運用を支援する業務を外部の民間業者に請け負わせて実施している。

当該業務について、第3補給処は、令和5年4月に、納期を7年2月とする役務請負契約を随意契約により富士通株式会社と契約額961,950,000円で締結しており、本件契約は、2か年度の国庫債務負担行為による契約（以下「2年国債契約」という。）となっている。

本件契約については、5年12月までの2回の変更契約により、契約条項に基づいて経費率の見直しなどを行い、契約額を30,063,000円増額した後、6年9月に、部隊等がシステム外で保有する情報等をシステムに投入するための支援作業を追加して、契約額を396,847,000円増額する変更契約を行っているが、納期は当初契約から変更されておらず、最終的な契約額は1,388,860,000円となっている。

第3補給処は、本件契約の締結に当たり、「調達物品等の予定価格の算定基準に関する訓令」（昭和37年防衛庁訓令第35号。以下「訓令」という。）に基づき、仕様が特殊で市場価格が形成されていないなどの場合に用いることとされている原価計算方式により予定価格を算定している。そして、訓令によれば、製造原価を直接材料費、加工費等の構成要素ごとに積み上げ、一般管理及び販売費並びに販売直接費を加えて総原価を計算して、これに一定の適正利益等を付加した計算価格を基準として予定価格を算定することとされている。

(2) コスト変動調整率の概要

防衛装備庁は、防衛事業における適正な利益の確保に係る措置として、5年3月に、企業努力の及ばない将来の労務費や物価高騰等のコスト上昇のリスクを吸収することを目的として、訓令を改正している。

改正後の訓令によると、同年4月以降に予定価格を原価計算方式により算定する契約については、計算価格の計算に当たり、総原価に、生産期間中における変動の見込みを考慮したコスト変動調整率（以下「調整率」という。）を乗じた額を計上することとなっている。また、調整率については、毎年度、幕僚長等があらかじめ防衛大臣の承認を得て定めるものとされ、5、6両年度の調整率は、歳出予算による契約（以下「歳出契約」という。）は1%、2年国債契約は2%と定められている。

（注1） 生産期間 装備品の製造や役務の履行に当たり必要な生産活動に係る期間

また、防衛装備庁は、5年9月に、「調達物品等の予定価格の算定基準に関する訓令の解釈及び運用のための細部事項について（通知）」（平成27年装管原第83号。以下「細部事項」という。）を改正し、5年度以降に調整率を適用する契約に係る変更契約についての規定を定めている。細部事項によれば、契約担当官等は、履行内容の追加に伴う変更契約の増額分の計算については、変更契約時に追加された履行内容に係る残りの契約期間に対する年限に応じた調整率を適用するものとするとしている。

（注2） 契約期間に対する年限 財政法（昭和22年法律第34号）第15条第3項に規定する支出すべき年限

2 検査の結果

本院は、経済性等の観点から、変更契約の予定価格の算定が適切に行われているかなどに着眼し

て、本件契約を対象として、第3補給処において、契約書、予定価格調書等の関係書類を確認するなどして会計実地検査を行った。

検査したところ、次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

本件契約の予定価格調書等を確認したところ、第3補給処は、6年9月の変更契約に係る予定価格の算定に当たり、作業の追加に伴う総原価の増額分に2年国債契約の調整率2%を適用していた。

しかし、6年9月の変更契約に係る総原価の増額については、履行内容の追加によるものであるため、これに適用する調整率は、契約変更時における残りの契約期間に対する年限に応じたものとなる。そして、本件契約において納期は変更されていないため、追加された履行内容に係る残りの契約期間は同月から7年2月までであり、これに対する年限は1か年度となる。このことから、6年9月の変更契約に係る予定価格の算定に当たっては、当該残りの契約期間に対する年限に応じて、歳出契約の調整率1%を適用する必要があると認められた。

したがって、6年9月の変更契約に係る増額分の予定価格について、細部事項に基づき、総原価の増額分325,512,755円に調整率1%を適用するなどして修正計算すると、予定価格は393,394,313円となり、同月の変更契約の契約額396,847,000円はこれに比べて約340万円割高となっていて不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、第3補給処において、変更契約に係る調整率の適用についての理解が十分でなかったことによると認められる。

職員の不正行為

2件 不当金額 23,356,119円

本院は、自衛隊沖縄地方協力本部（以下「地方協力本部」という。）及び陸上自衛隊旭川駐屯地業務隊（以下「業務隊」という。）における不正行為について、会計検査院法第27条の規定に基づく防衛大臣からの報告及び予算執行職員等の責任に関する法律（昭和25年法律第172号）第4条第4項の規定に基づく同大臣からの通知を受けるとともに、地方協力本部及び業務隊において、合规性等の観点から不正行為の内容がどのようなものであるかなどに着眼して会計実地検査を行った。

上記の不正行為により損害が生じたものが2件、損害額で計23,356,119円あり、いずれも不当と認められる。

この2件を損害の補填が終わっていないものと損害額の全てが補填済みとなっているものとに分けて示すと、次のとおりである。

ア 令和7年9月末現在で損害の補填が終わっていないもの

部 局 等	不正行為期間 年月	損 害 額 円
自衛隊沖縄地方協力本部	4. 4から 5. 11まで	20,195,500

本件は、地方協力本部において、会計班員であった自衛官大木場某が、分任契約担当官の補助者として物品の発注等の事務に従事中、令和4年4月から5年11月までの間に、正規の調達を装い、33回にわたり切手、デジタルカメラ等（購入価格相当額計23,362,509円）を不正に発注するなどして、取引業者6社から詐取したものである。地方協力本部の上級部隊である西部方面総監部は、民事調停の成立により、6年8月から7年5月までの間に、購入価格相当額から同人の弁済額を控除した解決金計20,195,500円を取引業者3社に対して支払っており、国に同額の損害が生じている。

なお、本件損害額については、7年9月末現在で補填が全くされていない。

イ 令和7年9月末現在で損害額の全てが補填済みとなっているもの

部 局 等	不正行為期間 年月	損 害 額 円
陸上自衛隊旭川駐屯地業務隊	5. 2から 5. 11まで	3,160,619

本件は、業務隊において、補給科糧食班長であった自衛官が、糧食の調達事務に従事中、駐屯地に納入する糧食用の弁当の調達に当たり、事情を知らない班員に水増しした数量を発注させる一方で、共謀した納入業者には水増し分を減じた本来の発注数量を納品させ、また、受領検査に当たり、班員に指示して本来必要な全数量の検査を行わせることなく完了させることにより、令和5年2月から同年11月までの間に、同納入業者の銀行口座に水増し分の代金計3,160,619円を振り込ませて領得したものである。

なお、本件損害額については、6年11月に全額が同納入業者から返納されている。

部 局 等	不正行為期間 年月	損 害 額 円
計		23,356,119

内閣府（内閣府本府、こども家庭庁）、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省

国の委託事業の委託先及び国庫補助事業の補助事業者となっている会社において、虚偽の業務日誌を作成して実際には委託事業等の業務に全く従事していない者を従事したこととするなどして人件費が算定されていたため、委託費の支払額及び国庫補助金の交付が過大

19件 不当金額 1,995,273,681円

1 委託事業及び補助事業の概要等

(1) 委託事業の概要

7府省庁の16部局等（以下「16部局等」という。）は、令和元年度から5年度までの間に、株式会社ジェイアール東日本企画（以下「会社」という。）と委託契約を締結して、計54件の委託事業を会社を実施させている。これら54委託事業の委託契約書等によれば、会社は、委託費の対象となる経費として、委託事業の実施、管理、運営等の業務に従事した者の人件費を計上できるととされている。

16部局等は、委託事業の終了後、委託契約書に基づき会社から提出された委託事業の実績報告書等の審査等を行い、委託契約書等の内容に適合すると認めたときは、委託事業に要した経費の実支出額と委託契約書に定める委託費の限度額のいずれか低い額を委託費の額として確定して、委託費の支払を行うこととしている。そして、16部局等は、54委託事業について、実績報告書等の審査等を行った上で、会社に対して、委託費を計6,828,403,747円支払っている（表1参照）。

表1 委託費の支払額等

					(単位：円)	
府省庁名	部局等	年度	契約名	事業数	委託費の 支払額計	
内閣府 (内閣府本府)	内閣府本府	令和4	「新たな沖縄観光サービス創出支援事業（新規高付加価値観光プラン・コンテンツの作成）」（大人のための悠久の沖縄Ryukyu ガストロノミーツーリズム）	1	12,349,814	
内閣府 (こども家庭庁)	こども家庭庁	5	予防のためのこどもの死亡検証に関する広報啓発業務一式	1	59,519,900	
文部科学省	文化庁	元、2	アイヌ文化魅力発信プロジェクト実施業務等	2	52,757,939	
厚生労働省	厚生労働本省	3～5	令和3年度治療と職業生活の両立支援広報事業等	3	266,959,000	
農林水産省	農林水産本省	元、3～5	令和5年度日本食・食文化の魅力発信等を通じた水産物等の海外需要開拓委託事業（日ASEAN友好協力50周年特別首脳会議等）等	5 (注)	193,069,561	
経済産業省	経済産業本省	元～5	令和3年度地域経済産業活性化対策委託費（6次産業化等へ向けた事業者間マッチング等支援事業）等	5	1,777,448,963	
	資源エネルギー庁	元～5	令和2年度原子力発電施設等立地地域基盤整備支援事業（原子力発電施設等立地地域経済支援）等	14	3,143,902,672	
	特許庁	元～5	令和3年度特許庁の情報発信業務改善に係る支援事業等	5	270,842,115	
	中小企業庁	元、5	令和元年度ローカルデザイナー育成支援に関する委託事業等	2	425,356,755	
	北海道経済産業局	元～3、5	令和2年度原子力発電施設等立地地域基盤整備支援事業（原子力発電施設等立地地域経済支援）（積丹半島地域資源魅力向上・販路拡大事業）等	4	20,328,088	
	東北経済産業局	5	令和5年度中小企業活性化・事業承継総合支援事業（令和5年度商店街等における新陳代謝・事業承継に関する現況調査、個別事例研究・収集）	1	4,330,170	
	近畿経済産業局	元、2	令和元年度「地域中核企業ローカルイノベーション支援事業」（持続可能な“Tango Creation プラットフォーム”創出及び国内外マーケット進出強化事業）等	2	27,274,159	
	四国経済産業局	3	令和3年度原子力発電施設等立地地域基盤整備支援事業（佐田岬エリアの賑わい創出による地域活性化支援）	1	4,950,000	
	九州経済産業局	3、4	令和4年度原子力発電施設等立地地域基盤整備支援事業（周辺地域と連携した甌島地域の観光活性化に係る調査事業）等	2	7,571,755	
	小計			36	5,682,004,677	
環境省	環境本省	元、3～5	令和5年度地域脱炭素実現に向けた中核人材の確保・育成委託業務等	5	514,007,251	
	北海道地方環境事務所	4	令和4年度北海道における脱炭素型ライフスタイル転換促進等に向けた戦略検討委託業務	1	47,735,605	
	小計			6	561,742,856	
計（7府省庁、16部局等）				54	6,828,403,747	

（注）経済産業省からの支出委任分を含む。

（2）補助事業の概要

3省の7部局等（以下「7部局等」という。）は、元年度から5年度までの間に、会社を補助事業者として計29件の補助事業（以下、委託事業と合わせて「委託事業等」という。）を実施している。これら29補助事業に係る各補助金の交付要綱等によれば、会社は、国庫補助金の交付対象となる経費として、補助事業の実施、管理、運営等の業務に従事した者の人件費を計上できるとされている。

7部局等は、補助事業の終了後、補助金の交付要綱に基づき会社から提出された補助事業の実績報告書等の審査等を行い、交付要綱等の内容に適合すると認めたときは、補助事業に要した経費の実支出額と交付決定通知書に定める国庫補助金の交付決定額のいずれか低い額を国庫補助金の額として確定して、国庫補助金を交付することとしている。そして、7部局等は、29補助事業について、実績報告書等の審査等を行った上で、会社に対して、国庫補助金を計14,384,561,541円交

付している（表2参照）。

表2 国庫補助金の交付額等

					(単位：円)
府省庁名	部局等	年度	補助事業名	事業数	国庫補助金 交付額計
農林水産省	農林水産本省	令和 4、5	新市場創出対策事業費補助金（農林水産業と食品産業の連携強化支援事業）等	3	164,205,940
	水産庁	4、5	漁村活性化対策事業費補助金（水産業復興販売加速化支援事業のうち復興加工E C販路マッチング支援事業）等	2	580,369,924
	小計			5	744,575,864
経済産業省	経済産業本省	元～5	キャッシュレス化推進事業費補助金（面的キャッシュレス・インフラの構築支援事業）等	12	1,487,106,511
	資源エネルギー庁	元～5	災害時に備えた社会的重要なインフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業費補助金（災害時に備えた社会的重要なインフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業のうち自治体における防災の拠点となる施設向け自家発電設備等利用促進対策事業に係るもの）等	8	5,645,602,104
	中小企業庁	2、4	中小企業海外展開等支援事業費補助金（J A P A Nブランド育成支援等事業費補助金（特別枠））等	2	1,941,765,298
	小計			22	9,074,473,913
国土交通省	国土交通本省	5	住宅市街地総合整備事業補助金（空き家対策総合支援事業（モデル性の高い空き家対策に関する広報等を行う事業））	1	218,955,000
	観光庁	5	訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金（観光再始動事業）	1	4,346,556,764
	小計			2	4,565,511,764
計（3省、7部局等）				29	14,384,561,541

(3) 人件費の算定根拠となる業務日誌等の証ひょうの作成等

会社は、(1)及び(2)のとおり、16部局等から委託を受けて54委託事業を、また、7部局等から国庫補助金の交付を受けて29補助事業を実施しており（以下、これら54委託事業と29補助事業とを合わせて「83委託事業等」という。）、83委託事業等の終了後、8府省庁の19部局等（以下「19部局等」という。）に実績報告書等を提出している。そして、会社は、委託事業等に要した経費として実績報告書等に記載している実支出額のうち、人件費については、19部局等において作成された委託事業又は補助事業に係るマニュアル等の規定に基づき、事業従事者ごとに従事時間等を記載した業務日誌等の証ひょうを人件費の算定根拠として作成し、19部局等に示すことができるように保存している。

19部局等は、83委託事業等に係る委託費の支払額又は国庫補助金の交付額の確定に当たり、業務日誌等の証ひょうを基に委託事業等に要した人件費が適正に算定されているかなどについて審査等を行っている。

(注1) 8府省庁 内閣府本府、文部科学、厚生労働、農林水産、経済産業、国土交通、環境各省、こども家庭庁

(注2) 19部局等 内閣府本府、厚生労働本省、農林水産本省、経済産業本省、国土交通本省、環境本省、こども家庭庁、文化庁、水産庁、資源エネルギー庁、特許庁、中小企業庁、観光庁、北海道、東北、近畿、四国、九州各経済産業局、北海道地方環境事務所

2 検査の結果

(1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、合規性等の観点から、委託事業等に係る人件費の算定が社員の実際の従事状況に基づ

き適正に行われているかなどに着眼して、83委託事業等を対象として、8府省庁の8部局等及び会社において、委託契約書、実績報告書等の関係書類を確認するなどの方法により会計実地検査を行うとともに、19部局等及び会社から関係書類の提出を受けて、その内容を確認するなどして検査した。

(注3) 8部局等 内閣府本府、厚生労働本省、農林水産本省、経済産業本省、国土交通本省、環境本省、こども家庭庁、文化庁

(2) 検査の結果

検査したところ、次のとおり適正とは認められない事態が見受けられた。

会社は、83委託事業等に係る人件費について、延べ1,524人（委託事業延べ816人、補助事業延べ708人）の社員が委託事業等の業務に従事したとして計2,241,680,138円（委託事業分1,305,447,991円、補助事業分936,232,147円）と算定した上で、実績報告書等を作成して19部局等に提出していた。

しかし、資源エネルギー庁が実施した「災害時に備えた社会的重要なインフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業費補助金（災害時に備えた社会的重要なインフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業のうち自治体における防災の拠点となる施設向け自家用発電設備等利用促進対策事業に係るもの）」に係る補助事業（以下「防災インフラ事業」という。）を対象とした会社に対する検査に当たり、本院が、人件費の算定根拠として会社が作成していた業務日誌等の証ひょうについて記載内容を確認し、社員の実際の従事状況について会社に対して説明を求めるなどしたところ、防災インフラ事業の業務に全く従事していない社員に従事したこととして、人件費を算定していたことが判明した。^(注4)そこで、会社が国から委託等を受けた他の委託事業等についても同様の事態がないか確認したところ、次のとおり、会社が83委託事業等において提出した実績報告書等に記載されていた人件費は、実際には委託事業等の業務に全く従事していない社員に従事したこととし、又は業務に従事していた社員について従事していない時間も従事したこととしていて、実際の従事状況に基づくことなく算定されたものであった。

(注4) 会社に対する本院の検査により本件事態が判明したことを受けて、会社は、令和6年12月に、外部の法律専門家による調査委員会を設けて事実関係の解明等を目的とする調査を実施させており、当該調査委員会の報告を受けて、その調査結果を7年5月に公表し、役員等の処分を行うなどしている。

ア 71委託事業等における人件費の算定

会社は、委託事業等に係る人件費の算定に当たり、83委託事業等のうち、防災インフラ事業を含む71委託事業等については、実際に委託事業等の業務に従事する社員のほか、業務に全く従事しない社員も含めて人件費の算定の対象とする社員を選定した上で、社員別に想定する従事時間数、人件費単価、人件費等が記載された一覧表（以下「想定人件費一覧表」という。）を人件費の算定根拠となる証ひょうとは別に作成していた。

会社によると、想定人件費一覧表に記載された各社員の従事時間数は、各委託事業等の委託費の限度額又は国庫補助金の交付決定額を基に算定される請求可能な人件費の最大額に対して、想定人件費一覧表における各委託事業等の人件費の合計額ができるだけ近くなるようにするために、これに見合う従事時間数を算定して各社員に割り振ったものであるとのことであった。そして、会社は、各社員に対して、想定人件費一覧表において割り振った時間数について従事したこととして、事実と異なる従事時間等を記載した虚偽の業務日誌を作成させていた。

イ 12委託事業等における人件費の算定

83委託事業等のうち12委託事業等について、会社は、想定人件費一覧表を作成していなかったものの、71委託事業等と同様に、実際には委託事業等の業務に全く従事していない社員を含めて人件費の算定の対象とする社員を選定し、又は業務に従事していた社員について従事していない時間も従事したこととして、これらの社員に対して虚偽の業務日誌を作成させていた。

さらに、会社は、アの71委託事業等及びイの12委託事業等において人件費の算定対象となる社員に作成させた虚偽の業務日誌とそれ以外の複数の証ひょう（社員が従事した業務内容と従事時

間等を示した作業時間明細等の資料)との間で不整合が生じないようにするために、これらの証ひょうについても、虚偽の業務日誌の内容と一致するように作成していた。

このように、会社において、虚偽の証ひょうが作成されており、これらの証ひょうからは社員の実際の従事状況を正確に把握することができない状況となっていた。その一方で、83委託事業等において、事業の実施状況等を踏まえれば、業務に従事していた社員もいたとみられることから、それらの者が実際に従事した業務の具体的な内容及び従事時間に係る事実を客観的に証明できる資料(虚偽の証ひょうとは別の会議の議事録、電子メールの送信履歴等の資料)を提出するよう会社に対して求めるなどして、社員の従事状況を確認した。

その結果、実績報告書等の作成に当たり従事したとされていた延べ1,524人のうち、延べ1,179人(1,524人の77.3%)については、委託事業等の業務に従事した事実を客観的に証明できる資料の提出がなく、延べ1,179人が従事したとしていた時間数に係る人件費は計1,493,760,562円(委託事業分813,815,615円、補助事業分679,944,947円)となっていた。

一方、残りの延べ345人については、従事した業務の具体的な内容及び従事時間に係る事実を客観的に証明できる資料の提出があり、その内容を精査した結果、委託事業等の業務に従事した時間数があったことが確認できた。また、その過程で、上記の延べ1,524人とは別の延べ26人は、実績報告書等の作成時に人件費の算定対象となっていなかったものの、委託事業等の業務に従事していたことが確認できた(表3参照)。

表3 委託事業等の業務に従事したとされていた社員の従事状況等

(単位：人)

項目	委託事業に係る 延べ人数	補助事業に係る 延べ人数	計
① 実績報告書等の作成に当たり委託事業等の業務に従事したとされていた社員	816	708	1,524
委託事業等の業務に従事した事実を客観的に証明できる資料の提出がない社員	590	589	1,179
委託事業等の業務に従事した時間数があったことが確認できた社員 (a)	226	119	345
② ①とは別に委託事業等の業務に従事していたことが確認できた社員 (b)	17	9	26
委託事業等の業務に従事していたことが確認できた社員 (a) + (b)	243	128	371

このため、委託事業等の業務に従事していたことが確認できた社員延べ371人(345及び26人の計)の従事時間数に基づき人件費を算定すると、委託事業分は計204,131,521円、補助事業分は計77,644,292円となることから、当該人件費を基に委託費及び国庫補助金を改めて算定すると、委託費は計5,685,292,819円、国庫補助金は計13,532,398,788円となる。したがって、委託費の支払額6,828,403,747円及び国庫補助金交付額14,384,561,541円との差額をそれぞれ算定すると、差額が生じなかった1委託事業を除いた53委託事業において計1,143,110,928円、29補助事業において計852,162,753円となり、合計で1,995,273,681円となることから、計82委託事業等において同額が過大となっていて不当と認められる(表4参照)。

このような事態が生じていたのは、会社において人件費の算定は社員の実際の従事状況の事実に基づき適正に行う必要があるという基本的な認識が著しく欠けていたこと、8府省庁の19部局等において委託事業等の実施が適正なものとなるよう会社に対して指導等を十分に行っていなかったことなどによると認められる。

表4 過大となっていた委託費の支払額及び不当と認める国庫補助金相当額

(単位：円)

府省庁名	部局等	委託事業		補助事業		計	
		事業数 (a)	過大となっていた委託費の支払額 (A)	事業数 (b)	不当と認める国庫補助金相当額 (B)	事業数 (a)+(b)	過大となっていた委託費の支払額及び不当と認める国庫補助金相当額 (A)+(B)
内閣府 (内閣府本府)	内閣府本府	1	2, 234, 662	－	－	1	2, 234, 662
内閣府 (こども家庭庁)	こども家庭庁	1	4, 670, 160	－	－	1	4, 670, 160
文部科学省	文化庁	2	2, 056, 161	－	－	2	2, 056, 161
厚生労働省	厚生労働本省	3	26, 484, 468	－	－	3	26, 484, 468
農林水産省	農林水産本省	5	13, 960, 460	3	40, 249, 154	8	54, 209, 614
	水産庁	－	－	2	71, 763, 577	2	71, 763, 577
	小計	5	13, 960, 460	5	112, 012, 731	10	125, 973, 191
経済産業省	経済産業本省	5	210, 220, 083	12	212, 231, 181	17	422, 451, 264
	資源エネルギー庁	14	684, 375, 848	8	387, 013, 062	22	1, 071, 388, 910
	特許庁	5	35, 116, 297	－	－	5	35, 116, 297
	中小企業庁	2	52, 840, 870	2	81, 075, 505	4	133, 916, 375
	北海道経済産業局	4	3, 178, 005	－	－	4	3, 178, 005
	東北経済産業局	1	720, 338	－	－	1	720, 338
	近畿経済産業局	(注) 1	2, 645, 949	－	－	(注) 1	2, 645, 949
	四国経済産業局	1	722, 747	－	－	1	722, 747
	九州経済産業局	2	1, 115, 060	－	－	2	1, 115, 060
	小計	35	990, 935, 197	22	680, 319, 748	57	1, 671, 254, 945
国土交通省	国土交通本省	－	－	1	16, 333, 000	1	16, 333, 000
	観光庁	－	－	1	43, 497, 274	1	43, 497, 274
	小計	－	－	2	59, 830, 274	2	59, 830, 274
環境省	環境本省	5	81, 292, 183	－	－	5	81, 292, 183
	北海道地方環境事務所	1	21, 477, 637	－	－	1	21, 477, 637
	小計	6	102, 769, 820	－	－	6	102, 769, 820
計 (8府省庁、19部局等)		(注) 53	1, 143, 110, 928	29	852, 162, 753	(注) 82	1, 995, 273, 681

(注) 83委託事業等のうち経済産業省近畿経済産業局の1委託事業については、実際には委託事業の業務に全く従事しない社員を含めて人件費の算定の対象とする社員を選定していたものの、虚偽の証ひょうとは別の資料により確認できた従事時間数が虚偽の証ひょうにおいて従事したとしていた時間数を上回っていて、支払額が過大となっていなかったことから、委託費の支払額又は国庫補助金の交付額が過大となっていたのは、82委託事業等となる。

私立大学等経常費補助金の経理が不当

2件 不当金額 14,083,000円

1 補助金の概要

(1) 補助金交付の目的

日本私立学校振興・共済事業団（以下「事業団」という。）は、私立学校振興助成法（昭和50年法律第61号）に基づき、国の補助金を財源として、私立大学等^(注)を設置する学校法人に私立大学等経常費補助金（以下「補助金」という。）を交付している。補助金は、私立大学等の教育条件の維持及び向上並びに学生の修学上の経済的負担の軽減を図るとともに私立大学等の経営の健全性を高め、もって私立大学等の健全な発達に資することを目的として、私立大学等における専任教職員の給与等教育又は研究に要する経常的経費に充てるために交付されるものである。

（注） 私立大学等 私立の大学、短期大学及び高等専門学校

(2) 補助金の額の算定

事業団は、私立大学等経常費補助金交付要綱（昭和52年文部大臣裁定）等に基づき、補助金の額を算定する資料（以下「算定資料」という。）として、各学校法人に補助金交付申請書とともに次の資料等を提出させている。

ア 申請年度の5月1日現在の専任教員等の数、専任職員数及び学生数に関する資料

イ 学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）に基づき作成した前年度決算の学生納付金収入、教育研究経費支出、設備関係支出等に関する資料

そして、事業団は、算定資料に基づき、私立大学等経常費補助金配分基準（平成10年日本私立学校振興・共済事業団理事長裁定）等に定める方法により、補助金の額を算定している。

(3) 一般補助

事業団は、次のアからウまでの方法により、私立大学等における経常的経費に対する一般補助の額を算定することとなっている。

ア 経常的経費を専任教員等給与費、専任職員給与費、教育研究経常費等の経費に区分して、経費区分ごとに専任教員等の数、専任職員数、学生数、教育研究補助者の数等に所定の補助単価を乗ずるなどして補助金の基準額を算定する。

イ 各私立大学等の教育研究条件の整備状況等を勘案して、補助金の重点的な配分を行うために、収容定員に対する在籍学生数の割合、学生納付金収入に対する教育研究経費支出と設備関係支出との合計額の割合等に基づいて増減率を算定する。

ウ アで算定した経費区分ごとの基準額に、イで算定した増減率を乗ずるなどの方法により得られた金額を合計して、一般補助の額とする。

そして、アのうち教育研究補助者の数については、補助金の算定の対象となる要件（以下「補助要件」という。）として、ポスト・ドクター等の区分ごとに、職務内容、資格等に係る基準が定められている。また、これらの教育研究補助者に共通する補助要件として、私立大学等との間に雇用契約があり、その賃金を「職員人件費（兼務職員）」で会計処理していることが必要とされている。

(4) 特別補助

上記のほか、私立大学における学術の振興及び私立大学等における特定の分野、課程等に係る教育の振興のために特に必要があると認められるときは、補助金を増額して交付すること（以下「特別補助」という。）ができることとなっている。

特別補助の対象となる項目の一つとして、「大学間連携等による共同研究」がある。これは、特定の研究課題について産業界等又は国内外の大学等と組織的な共同研究環境を整備し、1研究課題当たりの所要経費が大学にあっては100万円以上、短期大学及び高等専門学校にあっては60万円

以上の共同研究を実施している私立大学等に対して、当該共同研究に係る所要経費の金額区分に応じて定められた額の増額を行うものである。そして、事業団が定めた所要経費に関する調査票の記入要領等によれば、「大学間連携等による共同研究」の算定の対象となる経費は、当該共同研究の遂行等に直接必要な教育研究経費支出、人件費支出（兼務職員給）及び設備関係支出であり、管理経費支出は含まないこととされている。

2 検査の結果

本院は、合规性等の観点から、一般補助における教育研究補助者等の数は適切に算定されているか、特別補助の算定の対象となる経費は適切に算定されているかなどに着眼して、事業団が令和元年度から5年度までに補助金を交付している658学校法人のうち19学校法人において、算定資料等の書類により会計実地検査を行った。

検査したところ、2学校法人は、事業団に提出した算定資料において、それぞれ、一般補助について賃金を「職員人件費（兼務職員）」で会計処理しておらず教育研究補助者の補助要件を満たしていないポスト・ドクターを算定の対象に含め、又は特別補助のうちの「大学間連携等による共同研究」について管理経費支出を所要経費に含めていたのに、事業団は、これらの誤った算定資料に基づいて補助金の額を算定していた。このため、補助金計14,083,000円が過大に交付されていて不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、2学校法人において補助金の制度を十分に理解していなかったこと、事業団においてこれらの学校法人に対する指導及び調査が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

学校法人立教学院は、一般補助において、事業団に提出した算定資料に、立教大学における令和元年度から5年度までに係る算定の対象とした教育研究補助者のうちポスト・ドクターの人数を元年度7人、2年度7人、3年度6人、4年度7人、5年度10人と計上していた。

しかし、上記ポスト・ドクターのうち、元年度2人、2年度2人、3年度2人、4年度2人、5年度1人については、独立行政法人日本学術振興会が同大学の研究者に対して交付した科学研究費補助金により人件費が賄われていて、同学校法人が賃金を「職員人件費（兼務職員）」で会計処理していないことから、補助要件を満たしていなかった。

したがって、算定の対象とならない教育研究補助者を除外して算定すると、同学校法人に対する適正な補助金の額は、元年度2,113,349,000円、2年度2,137,247,000円、3年度2,354,710,000円、4年度2,114,372,000円、5年度2,303,028,000円、計11,022,706,000円となり、元年度1,696,000円、2年度1,716,000円、3年度1,925,000円、4年度1,087,000円、5年度836,000円、計7,260,000円が過大に交付されていた。

以上を事業主体別に示すと次のとおりである。

事業主体 (本部所在地)	年度	補助金交付額 千円	不当と認める補助金額 千円	摘要
学校法人朴沢学園 (仙台市)	3	332,218	4,000	特別補助において算定の対象とならない経費が含まれていたもの (仙台大学)
	4	364,211	2,027	
	5	381,717	796	
	小計	1,078,146	6,823	
学校法人立教学院 (東京都豊島区)	元	2,115,045	1,696	一般補助において算定の対象とならない教育研究補助者が含まれていたもの (立教大学)
	2	2,138,963	1,716	
	3	2,356,635	1,925	
	4	2,115,459	1,087	
	5	2,303,864	836	
	小計	11,029,966	7,260	
計		12,108,112	14,083	

職員の不正行為

1件 不当金額 27,248,500円

本院は、国立研究開発法人物質・材料研究機構（以下「機構」という。）本部（以下「本部」という。）における不正行為について、会計検査院法第27条の規定に基づく機構理事長からの報告を受けるとともに、本部において、合規性等の観点から不正行為の内容がどのようなものであるかなどに着眼して会計実地検査を行った。

本件は、本部において、広報室長であった小林某が、次のように広告宣伝費等計27,248,500円を架空の事業者名義の預金口座に不正に振り込ませて領得したものであり、機構に同額の損害が生じていて、不当と認められる。

ア 分任契約担当役として広報等の契約に関する事務に従事中、平成28年4月から令和4年3月までの間に、42回にわたり、広報室が発注する動画等の作成について上記架空の事業者が発注するを行った上、自ら作成した動画等を当該事業者が作成したように装って納品して、代金計19,717,200円を振り込ませた。

イ 広報等に関する事務に従事中、平成28年6月から令和3年7月までの間に、27回にわたり、広報室以外の部署等が発注する動画等の作成について上記架空の事業者を紹介して発注する手続を行わせたと、自ら作成した動画等を当該事業者が作成したように装って納品して、代金計7,531,300円を振り込ませた。

なお、本件損害額については、7年9月末現在で補填が全くされていない。

**動的核偏極装置の管理が適切に行われておらず、一度も使用されないままとなっていて、所期の目的
不達成**

1件 不当金額 24,226,281円

1 契約等の概要

(1) 契約の概要

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構（以下「機構」という。）は、平成30年6月に、「前臨床用大口径7テスラ・高速高感度MR I装置の開発および導入」について、ブルカー・ジャパン株式会社に履行期限を31年3月として契約額624,456,000円で請け負わせて実施している。そして、機構は、履行期限後の令和2年2月に検収を行った上で、同年3月に遅滞料15,428,340円を相殺して609,027,660円を支払っている。

本件契約は、放射線医学総合研究所（3年4月以降は量子医科学研究所）において、既存のMR I装置の老朽化に伴う事故や装置停止等による研究活動に対するリスクに対応するとともにMR I装置の高感度化等を実現して同装置を使用した高度化研究を実施するために、MR I装置の更新や同装置の感度を向上させる造影剤を作成する装置（以下「動的核偏極装置」という。）等の整備を実施するものである。

(2) 財産管理に係る規程等の概要

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構会計規程（28（規程）第3号。以下「規程」という。）によれば、機構は、その財産について、常に良好な状態において管理し、所有の目的に応じて、最も効率的に運用することとされている。

また、機構における固定資産の管理及び手続について定めた固定資産管理細則（28（細則）第61号）によれば、資産供用課長は、自己の供用する固定資産を不用とする場合は、資産管理主管課長に不用決定の要求を行うこととされている。

そして、同細則等によれば、資産管理主管課長は、資産供用課長に命じて、1会計年度につき1回、固定資産が事業の用に供されていることなどを確認すること（以下、この確認を「固定資産の確認」という。）、資産供用課長は、固定資産の確認の結果を資産管理主管課長に報告すること、固定資産が事業の用に供されていない場合は転用照会又は処分の手続を行うこととされている。

2 検査の結果

本院は、合规性、有効性等の観点から、本件契約により整備された装置が規程等に基づき適切に管理されているか、有効に使用されているかなどに着眼して、本件契約を対象として、機構本部において、契約書、仕様書等の関係書類及び装置の管理や使用の状況を確認するなどして会計実地検査を行った。

検査したところ、動的核偏極装置について、次のような事態が見受けられた。

MR I装置を管理する放射線医学総合研究所の機能分子計測グループは、元年10月に、既存のMR I装置の撤去作業を行った。その際、既存のMR I装置からヘリウムガスを排出するための排気弁が閉塞していたため、配管の一部が破裂してヘリウムガスが噴出し、撤去作業に立ち会っていた機構職員が負傷するなどの事故が発生した。

機構によると、本件契約により整備する動的核偏極装置は、液体ヘリウムを注入して使用する装置であるため、同グループは、同種事故の再発防止のために必要な対策を検討しようとしたものの、動的核偏極装置の目視及び操作マニュアル等の確認にとどまり、対策の検討まで至らなかったとのことであった。そして、2年12月には、同グループが属する量子医学・医療部門において、動的核偏極装置を一度も使用しないまま今後も使用しないことを決定し、その後、動的核偏極装置を使用せずにMR I装置を使用した研究を実施していた。

また、同部門では、この決定に当たり固定資産管理細則に基づく不用決定の要求を行っておらず、固定資産の確認においても、動的核偏極装置は本件契約により更新したMR I 装置と一体として事業の用に供している旨を報告していた。その結果、動的核偏極装置が使用されていない状況が、資産管理主管課長である財務部財務課長等に報告されていなかった。

したがって、動的核偏極装置は、規程等に基づく管理が適切に行われておらず、一度も使用されないままとなっていて、MR I 装置を使用した高度化研究を実施するという所期の目的を達しておらず、これに係る支払額相当額24,226,281円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、機構において、整備した装置を所期の目的に従って適切に使用すること及び規程等に基づき適切に管理することについての認識が著しく欠けていたこと、これらについての職員に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

実験棟の電気設備等の改修工事について、虚偽の検査調書に基づき契約代金を支払っており、会計規程等に違反

1 件 不当金額 353,397,000円

1 工事等の概要

(1) 工事の概要

国立研究開発法人建築研究所（以下「研究所」という。）は、令和5年度に、5年6月20日から6年3月22日までを工期として、研究所の建築材料実験棟及び建築部材実験棟（以下「両実験棟」という。）に設置されている電気設備、空調設備等の改修工事（以下「本件工事」という。）を、一般競争入札により株式会社飯塚工務店（以下「会社」という。）に契約金額353,397,000円で請け負わせて実施している。

本件工事のうち両実験棟の電気設備の改修工事は、空調設備の更新に伴い必要な電力量が増加するため、電力を供給する受変電設備の改修等を行うものであり、建築部材実験棟内の受変電設備にある動力盤に設置されている200kVA対応の変圧器を300kVA対応の変圧器に更新するとともに、両実験棟内の空調設備と電気設備をつなぐために必要な電線（3,687m）及びケーブル（100m）を更新するなどの工事である。

(2) 完了検査等の概要

国立研究開発法人建築研究所会計規程（平成27年4月1日規程第31号。以下「会計規程」という。）等によれば、研究所は、請負契約に係る給付の完了を確認するために必要な検査（以下「完了検査」という。）をすることとされている。

そして、完了検査を命ぜられた者（以下「検査職員」という。）は、完了検査が終了したときは、検査調書を作成することとされており、研究所は、契約の相手方から支払請求を受けたときは、あらかじめ完了検査に合格していることを確認した上で支払うこととされている。

(3) 整備費補助金の概要

研究所は、国立研究開発法人建築研究所施設整備費補助金交付要綱（平成27年国官会第128号国土交通省大臣官房長通知。以下「交付要綱」という。）に基づき、3年度に国土交通本省から交付決定を受けた国立研究開発法人建築研究所施設整備費補助金（以下「整備費補助金」という。）を本件工事の財源としている。そして、国土交通省は、本件工事に係る整備費補助金の予算について、4年度に明許繰越し^(注1)を行った後、本件工事に係る入札が不調となったことから5年度に事故繰越し^(注2)を行っている。

(注1) 明許繰越し 歳出予算の経費のうち、その性質上又は予算成立後の事由に基づき年度内にその支出が終わらない見込みのあるものについて、あらかじめ繰越明許費として国会の議決を経た経費を翌年度に繰り越すこと

(注2) 事故繰越し 歳出予算の経費のうち、年度内に支出負担行為をなし、避け難い事故のため年度内に支出が終わらなかった経費を翌年度に繰り越すこと

交付要綱によれば、研究所は、補助事業を完了したときは、実績報告書を国土交通省に提出することとされており、同省は、実績報告書等の審査を行って、交付すべき整備費補助金の額を確定することとされている。そして、研究所は、補助事業が予定の期間内に完了することができな^いと見込まれる場合、速やかに国土交通省の指示を受けなければならないこととされている。

また、国土交通省は、当該年度に措置された整備費補助金の予算が翌年度以降に繰り越された場合に補助することができるのは、繰り越された年度までに完了している工事に係る費用であるとしている。

2 検査の結果

本院は、合规性等の観点から、本件工事に係る支払は会計規程等に基づき適正に行われているかなどに着眼して、研究所において、契約書、仕様書、検査調書、整備費補助金に係る実績報告書等

の関係書類を確認するとともに、現地の状況を確認するなどして会計実地検査を行った。

検査したところ、次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

本件工事について、検査職員は、6年3月29日に完了したとする検査調書を作成し、研究所はこれに基づき、同年4月9日までに会社に対して契約金額全額を支払っていた。

しかし、300kVA対応の変圧器については、本件工事の工期の最終日である6年3月22日から約10か月が経過した7年1月の会計実地検査時点においても、動力盤に設置されることなく建築部材実験棟内に保管されており、動力盤には200kVA対応の変圧器が設置されたままとなっていた。そして、研究所においては、変圧器が更新されていないため、建築部材実験棟の更新後の空調設備を使用して実施する予定であった実験が実施できない状況となっていた。

また、電線（3,687m）及びケーブル（100m）については、両実験棟内において実際に更新が行われたのは、契約金額全額が支払われた後の6年4月22日となっていた。

そこで、本件工事の完了検査の実施状況等を確認したところ、本件工事を担当していた研究所の情報・技術課は、遅くとも6年2月末時点で、変圧器の更新による他の電気設備への影響を確認する必要が生ずるなどして、本件工事が工期内に完了できなくなったことを把握していた。しかし、本件工事に係る整備費補助金の予算は、明許繰越しを行った後に事故繰越しを行っていて、更に繰越しを行うことができないことから、整備費補助金の交付を受けられなくなると考え、本件工事が完了していないのに、会社に対して工事が完了した旨の報告（以下「完了報告」という。）を提出するように求めて、同年3月22日に完了報告の提出を受けていた。そして、同課の責任者でもある検査職員は、完了報告に基づいて完了検査を行い、同月29日に、本件工事が完了したとする虚偽の検査調書を作成して、研究所は、検査調書に基づき、同年4月9日までに契約金額全額を会社に支払っていた。

このように、300kVA対応の変圧器を設置していないなどして、本件工事が完了していないのに、会社に完了報告を提出させて、本件工事が完了したとする虚偽の検査調書を検査職員が作成して、これに基づき契約金額全額を会社に支払っていたことは、会計規程等に違反していて著しく適正を欠いており、本件工事に係る支払額353,397,000円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、研究所において、適正な会計経理を行うことの必要性についての認識が著しく欠けていたこと、職員に対する教育及び指導が十分でなかったことなどによると認められる。

（本件の事態については、前掲226ページの国土交通省の項「国立研究開発法人建築研究所施設整備費補助金による工事費用の一部が対象外」参照）

職員の不正行為

1件 不当金額 31,506,264円

本院は、独立行政法人海技教育機構（以下「機構」という。）国立宮古海上技術短期大学校（以下「学校」という。）における不正行為について、会計検査院法第27条の規定に基づく機構理事長からの報告を受けるとともに、機構本部及び学校において、合規性等の観点から不正行為の内容がどのようなものであるかなどに着眼して会計実地検査を行った。

本件は、機構において、学校の庶務課職員であった田畑某が、預り金の出納管理に関する事務に従事中、令和6年3月から4月までの間に、保護者から学校の後援会組織の預金口座に入金され機構の預り金として経理している生活共益費から業者等への支払を行う際に、支払金額を水増しするなどした払戻請求書を4回にわたり金融機関の窓口に提出し、現金計31,506,264円の払戻しを受けるなどして領得したものであり、機構に同額の損害を発生させていて、不当と認められる。

なお、本件損害額については、7年9月末現在で75,000円が同人から返納されている。

タブレット端末の調達数量が過大

1件 不当金額 13,677,100円

1 JICA海外協力隊の長期派遣前訓練の概要等

(1) JICA海外協力隊の長期派遣前訓練の概要

独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）は、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）に基づき、開発途上地域の経済等の開発等への協力活動を志望する個人の募集（以下「JICA海外協力隊の募集」という。）、選考、訓練等の業務を行っている。そして、機構は、これらの業務を実施するために、独立行政法人国際協力機構組織規程（平成16年規程（総）第4号）に基づき、青年海外協力隊事務局（以下「事務局」という。）、その附置機関である二本松青年海外協力隊訓練所（以下「二本松訓練所」という。）等を設置している。

事務局が毎年度策定しているJICA海外協力隊派遣前訓練基本方針（以下「基本方針」という。）によれば、派遣期間が1年以上の長期派遣者を対象とする派遣前訓練（以下「長期派遣前訓練」という。）は、二本松訓練所等での集団合宿により毎年度に3回程度、各回70日程度実施することとされている。そして、長期派遣前訓練の参加者は、毎年春及び秋のJICA海外協力隊の募集に応じて選考に合格した者であり、長期派遣前訓練開始の約3か月前におおよそその参加者数が判明する。

また、令和2年6月に策定された2年度の基本方針によると、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえ、長期派遣前訓練については、2年度中の実施見込みが立たないため、3年4月以降に延期することとなっていた。

(2) タブレット端末の調達の概要

二本松訓練所は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、長期派遣前訓練期間中に非集合型の講座に活用するなどのためにタブレット端末250台を調達することとし、2年5月に、会計細則（平成18年細則（経）第5号）等に基づき、タブレット端末の調達に係る支出予算の執行計画を事務局に提出している。250台の内訳は、長期派遣前訓練の参加者1人当たり1台を貸与するための二本松訓練所の収容定員に相当する204台と、スタッフ、講師又は予備のための46台になっている。

そして、二本松訓練所は、同年12月に、タブレット端末250台を調達する旨の決裁を二本松訓練所内において行い、3年1月に、株式会社日立システムズとの間で、「JICA二本松訓練用タブレット端末の調達業務」に係る契約を契約額31,061,800円で締結し、同年3月にタブレット端末250台の納品を受けている。

2 検査の結果

(1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、経済性等の観点から、タブレット端末の調達数量は適切に算定されているかなどに着眼して、本件契約の支払額31,061,800円を対象として、二本松訓練所等において、契約書、仕様書等の関係書類を確認するなどして会計実地検査を行った。

(2) 検査の結果

検査したところ、次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

ア 長期派遣前訓練の参加者数の見通し

二本松訓練所における長期派遣前訓練については、2年6月に策定された2年度の基本方針によると、2年度中の実施見込みが立たないため、3年4月以降に延期することとなっていた。

その後、2年11月に事務局が策定した「2020年11月合格者向け説明事項」において、3年度の長期派遣前訓練における1回当たりの参加者数については、150人程度を70人から80人程度とする削減方針が示され、二本松訓練所は、タブレット端末の調達に係る決裁を行った2年12月より前に、この削減方針を把握していた。

また、当時は J I C A 海外協力隊の募集等が中止されていたことなどから、この時点で長期派遣前訓練の参加者数が増加するとの見通しは立てにくいものとなっていた。

二本松訓練所は、このような状況になっていたにもかかわらず、長期派遣前訓練の参加者に貸与するタブレット端末の調達数量について、二本松訓練所の収容定員に相当する204台のままとしていて、見直しを行っていなかった。

イ タブレット端末の貸与の状況

長期派遣前訓練の参加者に貸与するものとして調達した204台に係る実際の貸与台数は、3年度については最大で58台と低調となっており、4年4月から6年11月の会計実地検査時点までの間についてみても、最大で80台にとどまっていた。

ウ タブレット端末の調達に要した期間等

長期派遣前訓練の参加者数は、訓練開始の約3か月前に判明するが、タブレット端末の調達に要した期間等については、2年12月末にタブレット端末の調達に係る決裁を行ってから3年3月の納品までの約3か月となっており、訓練開始に間に合うようソフトウェアのインストール等も完了された状態で納品されるなどしていた。

これらのことから、タブレット端末の調達後、仮に長期派遣前訓練における1回当たりの参加者数が増加して80人を上回る者に貸与する必要性が生じたとしても、参加者数が判明した時点で追加して調達すれば訓練開始に間に合うため、長期派遣前訓練の参加者に貸与するタブレット端末の3年1月時点での調達数量は80台で足りたと認められる。

したがって、本件契約で調達したタブレット端末250台のうち長期派遣前訓練の参加者に貸与する204台と80台との差である124台が過大に調達されており、これに係る支払額相当額13,677,100円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、二本松訓練所において、タブレット端末の調達数量の算定に当たり、長期派遣前訓練の参加者数に関する削減方針等を考慮して適切な調達数量となるよう見直すことの必要性についての認識が欠けていたことなどによると認められる。

総合患者サポートセンターを設置するために必要な工事に係る契約事務が不適正

1件 不当金額 9,592,000円

1 独立行政法人労働者健康安全機構における契約事務の概要等

(1) 独立行政法人労働者健康安全機構における契約事務の概要

独立行政法人労働者健康安全機構（以下「機構」という。）は、機構が設置する病院等において、売買、請負等の調達を行う場合の契約事務について、会計規程（平成16年規程第8号）、会計細則（平成16年達第35号）等で定めるとともに、契約の具体的な事務処理の流れなどについて、「契約及び管財業務マニュアル」（以下「マニュアル」という。）により、職員等に周知するなどしている。

会計規程等によれば、売買、請負等の契約を締結する場合は、原則として、公告して、申込みをさせることにより一般競争入札に付さなければならないこととされている。ただし、災害復旧その他急を要する場合であって競争に付する暇がないときや、契約に係る予定価格が会計細則で定める所定の額（工事の場合は250万円。以下「基準額」という。）を超えないときなどについては、随意契約にすることができることとされている（以下、予定価格が基準額を超えないことを理由とした随意契約を「少額随契」という。）。また、合理的な理由もなく意図的に分割することで、予定価格を基準額以下にして少額随契によることはできないこととなっている。

会計規程等によれば、随意契約により契約を締結するに当たっては、なるべく2人以上の者から見積書を徴さなければならないこととされている。そして、契約の相手方を決定したときは、契約の目的、契約金額等を記載した契約書を作成しなければならないこととされている。

また、マニュアルによると、機構における契約事務は、次のとおり行うこととなっている。

- ① 工事等を実施しようとする場合は、調達内容、要求理由、予定される契約方式等を記載した書類を作成して起案し、契約担当役の決裁を受ける（以下、これら一連の手続を「実施決裁」という。）。
- ② 実施決裁後、予定価格を算定した上で、実施決裁において決定した契約方式に応じた入札等の手続を行って、契約の相手方及び契約金額を決定し、契約を締結する。

(2) 東北労災病院における総合患者サポートセンター設置工事の概要

機構が設置する東北労災病院は、令和6年9月30日に、同病院内に複数あった相談窓口を集約した総合患者サポートセンター（以下「センター」という。）を新たに設置している。そして、同病院は、同年8月23日から9月4日までの間に、センターを設置するために必要なパーテーションを設置するなどの工事（以下「設置工事」という。）について、キングラントウホク株式会社（以下「会社」という。）と7件の工事請負契約（契約金額計9,592,000円）を少額随契により締結している。

会社は、同年9月23日までに全ての工事を完了し、東北労災病院は、同年11月から12月までの間に、7件の工事請負契約書に記載された契約金額の全額を会社に対して支払っている。

2 検査の結果

(1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、合規性等の観点から、設置工事に係る契約事務が会計規程等に照らして適正に行われているかなどに着眼して、6年度に東北労災病院が会社との間で締結した7件の工事請負契約を対象として、機構本部及び東北労災病院において、契約関係書類等を確認するなどして会計実地検査を行った。

(2) 検査の結果

検査したところ、次のとおり適正とは認められない事態が見受けられた。

東北労災病院は、設置工事の仕様等を検討する段階で、工事の規模を考慮すると一般競争入札

に付する必要がある、センターの開設予定日としていた10月1日までに設置工事を完了するためには、7月上旬に仕様を確定することが必要であるとしていた。

しかし、設置工事の仕様の確定が8月上旬になったことから、同病院は、センターの開設予定日までに設置工事を完了することを優先して、一般競争入札に付さずに設置工事を発注することにした。そして、同病院は、8月上旬に、実施決裁、予定価格の算定、一般競争入札による契約の相手方及び契約金額の決定、契約書の作成等の契約事務を行うことなく、設置工事を口頭で会社に対して発注していた。

その後、同病院は、少額随契にすることができる場合に該当する契約であると装うために、設置工事を分割して各契約の予定価格が基準額である250万円を超えないものとなるように、会社との間で、工事の内容や価格の調整を行い、7件の工事請負契約書を作成するなどしていた。さらに、同病院は、適正な契約事務に基づく随意契約であるように装うために、7件の工事請負契約について、それぞれ、会社から見積書を受領するとともに、会社を通じて別の業者から見積書を入手することで、形式上、2人以上の者から見積書を徴して、それぞれの見積書に記載された金額を比較したことになっていた。

また、機構本部によれば、会計規程等に定める災害復旧その他急を要する場合であって競争に付する暇がないときについては、早期に契約しなければ、人命に影響を及ぼすほど日時が切迫した場合に限定されるなどとしている。しかし、7件の工事請負契約については、この要件にも該当しないと認められた。

このように、設置工事の実施に当たり、随意契約にすることができる場合に該当していないのに、一般競争入札に付さずに、口頭で会社に対して発注した上で、少額随契にすることができる場合に該当すると装うために分割して契約書を作成するなどしていた一連の契約事務は、会計規程等に違反していて適正を欠いており、これに係る契約金額計9,592,000円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、東北労災病院において会計規程等を遵守して契約事務を行わなければならないことについての認識が著しく欠けていたこと、機構本部において東北労災病院に対する会計規程等を遵守することの重要性等についての指導が十分でなかったことなどによると認められる。

職員の不正行為

1件 不当金額 6,610,207円

本院は、独立行政法人国立病院機構和歌山病院（以下「和歌山病院」という。）における不正行為について、会計検査院法第27条の規定に基づく同機構理事長からの報告を受けるとともに、和歌山病院において、合規性等の観点から不正行為の内容がどのようなものであるかなどに着眼して会計実地検査を行った。

本件は、和歌山病院において、財務管理係長であった職員が、現金及び預金の出納事務に従事中、平成28年2月から令和6年2月までの間に、ネットバンキングによる振込の承認をする際に必要な上司のID及びパスワードを無断で用いるなどして、和歌山病院の銀行口座から自己名義の銀行口座に、26回にわたり計6,322,707円を自ら振り込み、また、執務室内の金庫に保管されていた銀行届出印を無断で使用するなどして、和歌山病院の銀行口座から、2回にわたり現金計287,500円を引き出して、合計6,610,207円を領得したものであり、不当と認められる。

なお、本件損害額については、6年4月までに全額が同人から返納されている。

ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金の交付が過大など

5件 不当金額 37,382,667円

ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金（以下「ものづくり補助金」という。）は、革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行うための設備投資等の事業を実施する中小企業・小規模事業者等に対して、事業に要する経費の一部について、独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「機構」という。）の補助金の交付を受けた全国中小企業団体中央会（以下「中央会」という。）が補助するものである。中央会は、事業主体が中央会からものづくり補助金の交付を受けて実施する事業（以下「ものづくり補助事業」という。）に係る確定検査等の事務を各都道府県の中小企業団体中央会（以下「受託事業者」という。）に委託している。

中央会が制定した「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金交付規程」（令和2年3月制定）等において、ものづくり補助事業は、事業の主たる課題の解決そのものを他社へ外注又は委託する事業に該当しない事業であることなどが要件となっている。また、補助対象事業費は、ものづくり補助事業の対象として明確に区分できる経費であること、交付決定日以降に発注を行い、ものづくり補助事業の実施期間内に納品、検収、支払等を完了したものに限ることなどとなっている。

そして、ものづくり補助事業により取得し、又は効用の増加した財産のうち、取得価格が単価50万円（税抜き）以上の機械、器具及びその他の財産は、処分（補助金の交付の目的に反する使用、譲渡、交換、貸付、担保に供する処分、廃棄等をいう。以下同じ。）を制限する財産（以下「処分制限財産」という。）となっており、事業主体が、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）等を準用した期間（以下「処分制限期間」という。）内において処分制限財産を処分しようとするときは、あらかじめ中央会の承認を受けなければならないこととなっている。また、事業主体が処分制限期間内に処分制限財産を処分した場合、中央会は、当該処分制限財産の残存簿価相当額に補助率を乗ずるなどした額を納付させることなどとなっている。

本院が、中央会及び155事業主体において、172事業のものづくり補助事業を対象に会計実地検査を行ったところ、5事業主体が実施した5事業において、次のアからウまでの事態が見受けられた。

- ア 納品を受けていないのに納品を受けたとするとともに、実際に要した額を超える事業費を記載するなどした虚偽の実績報告書等を提出するなどして、ものづくり補助金が過大に交付されていた事態（2事業主体、2事業、ものづくり補助金交付額計17,661,110円（機構の補助金相当額同額））
- イ 導入した機械装置を専ら他社に使用させて事業計画書に記載されている事業を自ら実施しておらず、補助の対象とならない事態（1事業主体、1事業、ものづくり補助金交付額10,000,000円（機構の補助金相当額同額））
- ウ 処分制限財産が無断で、補助金の交付の目的に反して使用され、また、廃棄されるなどしていた事態（2事業主体、2事業、ものづくり補助金交付額計9,721,557円（機構の補助金相当額同額））

これらのため、ものづくり補助金計37,382,667円（機構の補助金相当額同額）が過大に交付されるなどして、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、ア及びイの計3事業主体において補助事業の適正な執行に対する認識が著しく欠けていたこと、ウの2事業主体において処分制限財産の処分に係る手続を適正に行う必要があることについての理解が十分でなかったこと、受託事業者における5事業主体に対する指導等が十分でなかったのに、中央会において受託事業者に対する指導及び監督が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例1（アの事態）>

株式会社DG TAKANO（以下「DG TAKANO社」という。）は、令和6年9月に、洗剤を使用せず少量で汚れを落とせる食器を多様な素材で開発するものづくり補助事業を事業費23,265,000円（補助対象事業費21,070,000円）で実施したとする実績報告書等を提出して、ものづくり補助金14,046,666円（機構の補助金相当額同額）の交付を受けていた。

DG TAKANO社は、実績報告書等において、同年2月に、A社から金属製品用金型、陶磁器用石こう型及びガラス製品用金型の納品を受けて、購入費として計12,100,000円を支払ったとするとともに、同年5月に、B社から釉薬^{ゆう}の納品を受けて外注費として2,750,000円を支払ったとしていた。

しかし、DG TAKANO社が納品を受けたとしていた金属製品用金型（補助対象事業費5,000,000円）については、材料費の高騰等により食器の製品化後の採算が見込めないため、実際には製作されておらず納品を受けていなかった。

また、陶磁器用石こう型等（補助対象事業費計8,500,000円）については、見積り段階で合意していた種類よりも少ない種類の石こう型等（同計733,334円）しか製作されていなかったことなどから、実際にものづくり補助事業に要した経費は前記の支払額よりも少額になっているなどしていた。

したがって、納品を受けていないなどしていた金属製品用金型等に係る経費を補助対象事業費から控除して適正な補助対象事業費を算定すると8,303,334円となり、補助対象事業費21,070,000円との差額12,766,666円が過大となっていて、これに係る機構の補助金相当額計8,511,110円が過大に交付されていた。

<事例2（イの事態）>

株式会社トモミ商会（以下「トモミ商会社」という。）は、交付申請に当たり、精肉パックの包装過程において鮮度保持ガスを封入するトレーシーラーを購入し、これを用いてC社が加工した精肉の包装等業務を行うなどとした事業計画書を提出して、中央会は、令和3年10月に交付決定を行っていた。

中央会は、事業計画書の提出を受けた際、トモミ商会社がD社から使用貸借を受けている工場を事業実施場所としていたこと、また、過去の公募回において、本件事業と同様の内容の事業計画による申請が、トモミ商会社やD社を含む複数の事業者から同時に行われており、これらをいずれも不採択としていたことを確認していた。そこで、中央会は、交付決定に際して、事業計画書に記載されている事業の実施主体はトモミ商会社であり、事業の主たる課題の解決そのものを他社へ外注又は委託するような事業には該当しないことなどを明確しておくために、トレーシーラーをトモミ商会社の従業員が使用することを厳守するなどとした誓約書の提出を求め、同年8月にトモミ商会社から当該誓約書の提出を受けた上で交付決定を行っていた。

その後、トモミ商会社は、4年7月に、トレーシーラーを購入するものづくり補助事業を事業費26,884,000円（補助対象事業費24,440,000円）で実施したとする実績報告書等を提出して、同年9月にものづくり補助金10,000,000円（機構の補助金相当額同額）の交付を受けていた。

しかし、トモミ商会社は、前記の誓約に反して、稼働当初から専らC社の従業員にトレーシーラーを使用させており、トレーシーラーを使用した包装等を自ら行っていなかった。

したがって、トモミ商会社は事業計画書に記載されている事業を自ら実施しておらず、本件事業は補助の対象とならないことから、これに係る機構の補助金相当額10,000,000円は交付の必要がないものとなっていた。

<事例3（ウの事態）>

株式会社ニチドー（以下「ニチドー社」という。）は、令和5年7月に、スイス型CNC自動旋盤を導入して医療用部品を製造するものづくり補助事業を事業費15,180,000円（補助対象事業費13,800,000円）で実施したとする実績報告書等を提出して、ものづくり補助金9,200,000円（機構の補助金相当額同額）の交付を受けていた。

しかし、ニチドー社は、上記のスイス型CNC自動旋盤（取得価格13,800,000円、処分制限期間10年）について、医療用部品の増産依頼が事業計画時に想定していたよりも少なかったことなどから、遅くとも7年1月以降、中央会の承認を受けることなく、主としてもものづくり補助事業とは関係のない医療用部品以外の部品の加工のために使用していた。

したがって、前記のスイス型CNC自動旋盤（補助金の交付の目的に反して使用した時点における残存簿価相当額9,108,000円、機構の補助金相当額6,072,000円）は、中央会に無断で補助金の交付の目的に反して使用されていた。

以上を事業主体別に示すと次のとおりである。

補助事業者 (所在地)	間接補助事業者 (所在地) 〈事業主体〉	年度	事業費 〔補助対象 事業費〕 千円	左に対する 機構の補助 金交付額 千円	不当と認め る補助対象 事業費 千円	不当と認め る機構の補 助金相当額 千円	摘 要
全国中小 企業団体 中央会 (東京都 中央区)	株式会社DG TAKANO (東京都台東 区)	5、6	23,265 (21,070)	14,046	12,766	8,511	アの事態
同	コロナ株式会社 (大阪市)	2、3	17,050 (15,500)	10,000	14,225	9,150	同
同	株式会社ニチド ー (大阪府東大阪 市)	4、5	15,180 (13,800)	9,200	9,108	6,072	ウの事態
同	有限会社市場印 刷 (兵庫県姫路 市)	2	13,530 (12,300)	8,200	5,474	3,649	同
同	株式会社トモミ 商会 (福岡市)	3	26,884 (24,440)	10,000	24,440	10,000	イの事態
	計		95,909 (87,110)	51,446	66,014	37,382	

中小企業等事業再構築促進補助金の交付が過大など

20件 不当金額 344,613,095円

中小企業等事業再構築促進補助金（以下「事業再構築補助金」という。）は、ポストコロナ・ウィズコロナの時代の経済社会の変化に対応するために新分野展開、事業・業種・業態の転換、事業再編等の取組（以下「事業再構築」という。）を実施する中小企業者等に対して、事業再構築に要する経費の一部について、独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「機構」という。）が補助するものである。

機構は、中小企業庁から国庫補助金の交付を受けて基金を設置造成し、基金を取り崩して事業主体に対して事業再構築補助金を交付している。

また、機構は、経済産業省が定めた「中小企業等事業再構築促進補助金実施要領」（令和3年3月20210315財中第1号。以下「実施要領」という。）等に基づき、中小企業者等が事業再構築補助金の交付を受けて実施する事業（以下「再構築事業」という。）に係る確定検査等の事務を株式会社パソナ（以下「受託事業者」という。）に委託している。そして、受託事業者は、機構の指導及び監督の下で、公募回ごとに公募要領や補助事業の手引きなどを定めるなどした上で事務を行っている。

事業再構築については、経済産業省及び中小企業庁が定めた事業再構築指針（令和3年3月制定。以下「再構築指針」という。）において、事業再構築の各類型に該当するための要件が定められている。そのうち、業態転換については、提供される商品又はサービスが新規性を有するものであることなどが必要とされており、過去に提供していた商品を販売し、又はサービスを提供するものについては新規性を有しないことから業態転換には該当しないとされている。

再構築事業を実施しようとする中小企業者等は、該当する事業再構築の類型等に応じて再構築指針に沿った事業計画書を作成し、機構等が設置した採択審査委員会において事業の採択を受けることとなっている。そして、採択を受けた中小企業者等（事業主体）は、当該事業計画書に沿って再構築事業を実施することとなっている。

公募要領等によれば、再構築事業は、再構築指針に示された事業再構築に該当する事業であるなどの要件を満たすこととされている。また、売上高等減少要件が定められており、令和3年10月の第4回公募においては、2年4月以降の連続する6か月間のうち任意の3か月の付加価値額^(注)の合計（以下「合計付加価値額」という。）がコロナ以前と比較して15%以上減少し、かつ、2年10月以降の連続する6か月間のうち任意の3か月の合計付加価値額がコロナ以前と比較して7.5%以上減少していることなどを満たす必要があるとされている。

（注） 付加価値額 事業主体の事業全体の営業利益、人件費及び減価償却費を合計した額

機構が実施要領に基づき制定した「中小企業等事業再構築促進補助金交付規程」（令和3年6月規程令3第13号。以下「交付規程」という。）等によれば、事業再構築補助金は、事業主体が行う補助事業を実施するために必要な経費のうち、機構が交付の対象として認める経費に、通常枠、緊急事態宣言特別枠等の事業類型や従業員数に応じて定められた補助率（3分の2等）を乗ずるなどした額、かつ、6000万円等の補助の上限額の範囲内で交付することとされている。

また、公募要領等によれば、再構築事業において補助の対象となる経費は、専ら再構築事業のために使用され、事業計画の実施に不可欠と認められる建物の建設等に要する経費や、機械装置、専用ソフトウェア・情報システム等の購入、構築等に要する経費等とされている。そして、再構築事業の実施期間内に、契約（発注）、納入、検収、支払、実績報告書の提出等に係る全ての手続を完了することが必要であるなどとされている。

さらに、交付規程等によれば、再構築事業により取得し、又は効用の増加した財産のうち取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械、器具その他の財産（以下「処分制限財産」という。）につ

いて、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年大蔵省令第15号）を準用した期間等（以下「処分制限期間」という。）内に、補助金の交付の目的に反する使用、譲渡、貸付け、廃棄等（以下「処分」という。）をしようとするときは、あらかじめ受託事業者を通じて機構に承認申請書を提出し、その承認を受けなければならないこととされている。そして、事業主体は、処分制限期間内に処分制限財産を処分した場合、当該処分制限財産に係る処分の時点における残存簿価相当額に事業再構築補助金の補助率を乗ずるなどした額を機構に納付することなどとされている。

本院が、機構、受託事業者及び226事業主体において、再構築事業227事業を対象に会計実地検査を行ったところ、20事業主体が実施した20事業において、次のアからウまでの事態が見受けられた。なお、複数の事態に該当している事業主体がある。

ア 役務の提供等の実態を伴わない虚偽の実績報告書等に基づき、事業再構築補助金が過大に交付されていた事態

(ア) 納品を受けていないのに納品を受けたなどとしていた事態 2事業主体

(イ) 業務を外注していないのに業務を外注したなどとしていた事態 1事業主体

(ウ) 事業が完了していないのに事業が完了したなどとしていた事態 1事業主体

イ 補助対象事業費に補助の対象とならない経費を含めるなどとしていた事態

(ア) 建設するなどした建物を事業計画に記載のない既存の事業に用いていて、事業計画で実施するとした再構築事業が行われていなかった事態 3事業主体

(イ) 補助対象事業費に補助の対象とならない工事費等を含めるなどとしていた事態 3事業主体

(ウ) 売上高等減少要件を満たしておらず、補助の対象とならないなどの事態 1事業主体

(エ) 業態転換の要件である新規性を有しておらず、補助の対象とならない事態 1事業主体

ウ 処分制限財産が無断で処分されていた事態

(ア) 処分制限財産が無断で譲渡され、貸し付けられ、又は廃棄されていた事態 6事業主体

(イ) 処分制限財産が無断で補助の目的外に使用されていた事態 5事業主体

これらのため事業再構築補助金計344,613,095円が過大に交付されるなどして、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、5事業主体（アの4事業主体及びイの1事業主体）において補助事業の適正な執行に対する認識が著しく欠けていたこと、イの4事業主体において補助事業の適正な執行に対する認識が欠けていたこと、イの1事業主体において事業再構築の要件についての理解が十分でなかったこと、ウの10事業主体において処分制限財産の処分に係る手続を適正に行う必要があることについての理解が十分でなかったこと、受託事業者において20事業主体に対する指導等が十分でなかったこと、機構において受託事業者に対する指導及び監督が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例1（ア(イ)の事態）>

株式会社才木工業（以下「才木工業社」という。）は、令和6年4月に、再構築事業に係るキャンプ場施設の新設等の各業務を外注して事業費41,646,642円（補助対象事業費37,279,739円）で実施したとする実績報告書等を受託事業者に提出して機構から事業再構築補助金24,853,159円の交付を受けていた。

しかし、才木工業社は、再構築事業に係る各業務について、実際には外注せずに自ら施工するなどして、実績報告書に添付されていた発注先に係る契約書、納品書等は、発注先からの役務の提供等の実態を伴わない虚偽のものであった。

なお、才木工業社は、5年8月に発注先に対して事業費として計41,646,642円を支払った後、同年10月から7年1月までの間に、実態を伴わない工事費の名目により、発注先から直接又は別法人を通じて計12,406,240円の還流を受けていた。

したがって、これらに係る事業再構築補助金24,853,159円は交付の必要がないものとなっていた。

<事例2（イ(ア)及びイ(ウ)の事態）>

長野テクトロン株式会社（以下「長野テクトロン社」という。）は、遠隔読影システムを利用した遠隔読影サービスを行うための専用施設である新社屋を建設するなどした事業計画を作成した上で、令和4年5月に、3か月の合計付加価値額がコロナ以前と比較して9.6%減少していて売上高等減少要件を満たすとする交付申請書を提出して、事業再構築補助金の交付決定を受けていた。

その後、長野テクトロン社は、新社屋の建設に係る業務及び遠隔読影システムの開発を事業費250,800,000円（補助対象事業費228,000,000円）で実施したとする実績報告書等を受託事業者に提出して、機構から事業

再構築補助金80,000,000円の交付を受けていた。

しかし、長野テクトロン社が作成した月ごとに区分された勘定科目残高推移表等を基に合計付加価値額を算定したところ、実際には、対象となる期間のうち、いずれの3か月においても合計付加価値額が7.5%以上減少しておらず、売上高等減少要件を満たしていなかった。

また、長野テクトロン社は、再構築事業で建設した新社屋について、再構築事業を実施する前から実施していた既存の事業に使用することを目的としていたのに、専ら再構築事業のために使用するとした事業計画を作成して交付決定を受けており、現に、事業計画に記載のない既存事業に従事する社員の作業室、食堂、社長の執務室等として使用し、遠隔読影サービスを行うための専用施設としては一切使用していなかった。そして、長野テクトロン社は、専ら再構築事業のために使用する新社屋を建設したとする実績報告書等を受託事業者に提出して、機構から事業再構築補助金の交付を受けていた。

したがって、売上高等減少要件を満たしていないなどして事業再構築補助金80,000,000円は交付の必要がないものとなっていた。

<事例3（イ(イ)及びウ(ア)の事態）>

株式会社鈴木鮮魚（以下「鈴木鮮魚社」という。）は、フランチャイズによる業務用食品スーパーを新規に出店するために、令和4年7月までに店舗の改装工事、ショーケース等の設置工事を行うなどの再構築事業を事業費66,419,000円（補助対象事業費60,380,908円）で実施したとする実績報告書等を受託事業者に提出して、機構から事業再構築補助金40,000,000円の交付を受けていた。

しかし、鈴木鮮魚社は、同月に新規開店したフランチャイズの業務用食品スーパーについて、5年8月にフランチャイズ契約を解除しており、同年9月に業務用食品スーパーを休業して以降は営業を再開することなく、6年1月までの間に、機構の承認を受けずに、処分制限財産に該当する改装した店舗の内装（補助対象事業費計4,090,908円、処分制限期間15年）及びショーケース等の設備（同計50,969,752円、同9年）の撤去工事を行って廃棄するなどした上で店舗物件の賃貸契約を解除していた。また、鈴木鮮魚社は、補助対象事業費60,380,908円の中に補助の対象とならない防音フェンスの工事に係る費用を含めていた。

したがって、店舗、ショーケース等（6年1月末時点における残存簿価相当額計34,731,040円、事業再構築補助金相当額23,153,970円）は、機構に無断で廃棄等されており、また、防音フェンスの工事に係る費用1,461,707円（これに係る事業再構築補助金相当額720,533円）は補助の対象とならないものであった。

以上を事業主体別に示すと次のとおりである。

補助事業者 (所在地) <事業主体> (注)	間接補助 事業者 (所在地)	年 度	事 業 費 補助対 象事業 費 千円	左に對する 機構の 補助金交 付額 千円	不当と認 める補助 対象事業 費 千円	不当と認 める機構 の補助金 相当額 千円	摘 要
株式会社イシダ (岩手県盛岡市)	—	3、4	21,635 (19,669)	14,751	9,433	7,075	イ(イ)の事態
株式会社木戸屋 (茨城県つくば市)	—	5	49,924 (45,373)	22,500	4,800	2,213	同
有限会社龍華園 (栃木県宇都宮市)	—	4	100,078 (82,670)	40,000	82,670	40,000	イ(ア)の事態
株式会社才木工業 (さいたま市)	—	5	41,646 (37,279)	24,853	37,279	24,853	ア(イ)の事態
株式会社LAD (埼玉県川口市)	—	3、4	10,340 (9,400)	7,050	7,062	5,296	ウ(ア)の事態
株式会社サザンプロモー ションズ (東京都中央区)	—	3、4	78,683 (63,682)	42,454	63,682	42,454	ア(ウ)の事態
長野テクトロン株式会社 (長野県長野市)	—	4、5	250,800 (228,000)	80,000	228,000	80,000	イ(ア)及びイ(ウ)の事態
株式会社TEN (名古屋市中)	—	4	48,048 (43,680)	29,120	24,773	16,515	ウ(イ)の事態
株式会社THEO (名古屋市中)	—	4	7,348 (6,680)	4,666	6,015	4,276	ウ(ア)の事態
コロナ株式会社 (大阪市)	—	3、4	68,200 (62,000)	41,333	62,000	41,333	ア(ア)及びウ(イ)の事態
A (大阪市)	—	3、4	7,382 (6,711)	5,000	6,711	5,000	イ(ア)の事態

補助事業者 (所在地) 〈事業主体〉 (注)	間接補助 事業者 (所在地)	年 度	事業費 〔補助対 象事業 費〕 千円	左に對す る機構の 補助金交 付額 千円	不当と認 める補助 対象事業 費 千円	不当と認 める補助 金の相当 額 千円	摘 要
株式会社喜多郎寿し (大阪市)	—	4、5	21,704 (19,731)	13,154	19,731	13,154	ア(ア)の事態
株式会社ギア (大阪府池田市)	—	3	13,544 (12,311)	9,233	8,827	6,620	ウ(イ)の事態
株式会社緑 (広島市)	—	4	21,887 (19,897)	14,923	12,154	9,116	同
株式会社鈴木鮮魚 (愛媛県松山市)	—	5	66,419 (60,380)	40,000	36,192	23,874	イ(イ)及びウ(ア)の事態
B (愛媛県新居浜市)	—	4、5	10,896 (9,530)	7,148	6,403	4,802	ウ(ア)の事態
有限会社アプリハート (鹿児島県鹿児島市)	—	4	18,437 (16,746)	10,000	16,746	10,000	イ(エ)の事態
C (鹿児島県鹿屋市)	—	3、4	14,088 (12,807)	8,538	5,424	3,616	ウ(イ)の事態
株式会社琉宴 (沖縄県那覇市)	—	4	15,839 (14,399)	10,000	3,109	2,244	ウ(ア)の事態
株式会社琉球コネクショ ン (沖縄県那覇市)	—	5	9,203 (8,367)	5,000	4,123	2,165	同
計			876,107 (779,320)	429,727	645,141	344,613	

(注) 事業主体名のアルファベットは、個人事業主を示している。